

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀 要 No.11 (2013)

- 発刊にあたって 小林美智子
- 論 文 ・『行方不明』の子どもたち 保坂 亨
- 特別講演
より ・公開講座「原発事故と子ども ～子どもの未来を考える～」 神戸 信行
・公開講座「原発事故と子どもの健康」
～子どもの未来を考える～ 黒部 信一
- 研修講演
より ・暴力とは何か 大淵 憲一
・子どもの育ちと暴力 小倉 清
・ステップファミリーの子育て支援 津崎 哲郎
- 小論・
エッセイ ・つなぐ願い -第7回子ども虐待防止オレンジリボン
たすきリレーを終えて- 増沢 高
- 実践報告 ・「子どもが心配」チェックシート(パンフレット版)の
開発と活用 薬師寺 真
・新潟県三条市の取組み
三条市子ども・若者総合サポートシステム 久住とも子
・地域における家庭支援
～枚方市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から～ 八木安理子
- 事業報告 ・平成24年度専門研修の実績と評価
・平成24年度の専門相談について



子どもの虹情報研修センター紀要第11号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
小林 美智子

子どもの虹情報研修センターは、ここに紀要第11号を発刊することができました。センター長としては喜びに堪えません。紀要の発刊にあたり原稿をいただいた先生方には心より感謝申し上げます。

昨年は、当センターが開設10年を迎えた節目として、記念シンポジウム「子ども虐待対応を考える－これまでの10年とこれからの10年－」を行いました。児童虐待防止法のもとに皆が懸命に取り組んできた10年間の成果と今後の課題を、暫し歩を止めて静かに振り返り、これからの10年を見据えて思いを馳せる機会にしたいと考えたテーマでした。当センターにとっても、自らの10年を振り返り次の10年の方向を見定めたいと考えました。そのシンポジウムでは、シンポジストや座長や参加者の皆が声をそろえて、わが国は予防や支援に早急に取り組むべきであると主張されました。

当センターはこのシンポジウムの時代分析を踏まえて、わが国が次のステップである予防や支援に発展することに寄与できるように、事業の検討を始めました。具体的には、市区町村職員や保健師を対象とする研修の新設と、従来の研修コースの内容の転換です。予防や支援を担うには、今まで以上に子ども虐待や虐待された子どもや虐待する親への理解を深めることが求められ、苦境にある子どもや親を支援できる専門性向上が不可欠になります。このような転換を始めた平成25年度は、定員を上回る申し込みをいただくことが多くなり、感謝いたしますとともに、お断りすることを申し訳なく思います。予防や支援に携わる関係機関・関係者の急激な広がりを実感し、これらの第一線従事者の研修のあり方の再考が必要になっていると感じています。当センターは今後も、わが国の虐待発生を予防し虐待死亡をなくし世代間連鎖を断つことを目指して、予防や支援に取り組む関係者への研修のあり方を追求し続けるとともに、研究・情報発信を通してサポートして行きたいと考えています。

当センターの研修の多くは、関係機関・関係者にとってすぐに役立つ内容で構成していますが、児童虐待についての理解を深める内容も適宜盛り込んでいます。第11号紀要では社会環境が子どもに及ぼす影響を考えるために幾つかを執筆いただきました。未曾有の東日本大震災に伴って起きた未曾有の原発事故の中の子どもについて、児童養護施設と診療所からの報告、虐待予防にとって重要なステップファミリーの子育ての理解についてと、今まで見落とされていた学籍から消えた子どもについてです。また、虐待という現象を理解する時に不可避な、そして当事者によく見られるために関係者が苦慮することが多い「暴力」を、その根源的意義や起きる理由についての理解、誰もが持っている人間性への理解を深めることを目的としたテーマ別研修「子どもの性と暴力」から執筆いただきました。

そして、市区町村の予防と支援のきめ細かい実践報告です。子どもと親が暮らし続けて人生を紡ぐ地である市区町村の、地道なきめ細かい予防と支援の実践です。予防や支援の実践は、早期発見・初期対応とは異なる新たな挑戦であり、大きな意義を持つ取組であることが分かります。

当センターは、受講者や講師や助言者や、企画評価委員・運営委員の皆様方に支えられながら、わが国の急速に変わり続ける第一線現場の担当者に寄与できる研修・研究・相談・情報発信を追求し続けています。これら方々の御理解・御協力に感謝しますとともに、今後とも皆様の期待に応えられるように、職員一同気を引き締めて励んでいく所存です。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.11

目 次

発刊にあたって		小林美智子	
論 文	・『行方不明』の子どもたち	保坂 亨	1
特別講演より	・公開講座「原発事故と子ども ～子どもの未来を考える～」	神戸 信行	14
	・公開講座「原発事故と子どもの健康」 ～子どもの未来を考える～	黒部 信一	27
研修講演より	・暴力とは何か	大淵 憲一	39
	・子どもの育ちと暴力	小倉 清	57
	・ステップファミリーの子育て支援	津崎 哲郎	71
小論・エッセイ	・つなぐ願い ― 第7回子ども虐待防止オレンジリボン たすきリレーを終えて―	増沢 高	88
実践報告	・「子どもが心配」チェックシート(パンフレット版)の 開発と活用	薬師寺 真	99
	・新潟県三条市の取組み 三条市子ども・若者総合サポートシステム	久住とも子	111
	・地域における家庭支援 ～枚方市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から～	八木安理子	117
事業報告	・平成24年度専門研修の実績と評価		124
	・平成24年度の専門相談について		159

『『行方不明』の子どもたち』

保 坂 亨

(千葉大学教育学部附属教員養成開発センター)

I はじめに：これまでの経過

これまでほとんど注目されることはなかったが、学校基本調査の「不就学」という項目の最後に「1年以上居所不明児童生徒数」が掲載されている(保坂, 2010, 2013)。この「1年以上居所不明児童生徒数」、いわゆる「行方不明」の子どもたちについて2011年1月1日の産経新聞が「所在不明の小中学生326人、教委ずさんな調査、毎年度『ゼロ回答』も」として大きく取り上げた。この中で同紙は、2010年11-12月にかけて19の政令指定都市に対して独自の聞き取り調査を行い、学校基本調査に正しく回答していたのは3市(相模原、北九州、福岡)にすぎない実態を報告している。

この報道を受けて、文部科学省はただちに調査方法についての緊急調査(「平成22年度学校基本調査『不就学学齢児童生徒調査』における『1年以上居所不明者数』の計上方法について」2011年1月)を行った。この調査の対象は、政令指定都市及び県庁所在地の教育委員会並びに世田谷区、江戸川区、練馬区の各教育委員会(54市区町村委員会)である。その結果、様々な調査上の不備が明らかになり、2011年4月に「学校基本調査『不就学学齢児童生徒調査』における『1年以上居所不明者数』の取扱いについて」という通知が出された。

こうした経緯の中で出された通知等には、参考法令が付せられている。これらをもとに整理すると、①「1年以上居所不明児童生徒」は不就学とみなされ、②就学猶予または免除と同様に学齢簿とは別に扱うことになっていたのである(注1)。しかし、先の54市区町村教育委員会を対象とした緊急調査では、11の委員会が「学齢簿と別に簿冊(簿冊相当を含む)を編製していない」、つまり決められた通りにやっていたと回答していた。

注1

① 不就学の定義

「不就学児童生徒」とは、学齢期にある者のうち、学齢簿に記載されていない者および学齢簿に記載されている者で、義務教育諸学校に入学していない者である。この不就学児童生徒の中には、次のような者が含まれる。a. 保護者が就学させない児童生徒/b. 保護者が学齢児童生徒の所在地の変更中途退学、区域外就学等の場合の手続きを怠り、また誤ったため不就学となっている生徒/c. 戸籍面からの脱落、または居所不明等により不就学となっている児童生徒/d. 就学義務の猶予または免除を受けて就学していない児童生徒。(「義務教育諸学校における不就学および長期欠席児童生徒対策要綱」1955年9月30日文部・厚生・労働次官通達)

② 1年以上居所不明の扱い

学齢児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、住民票が削除されるまでの間、その旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編製上、就学義務の猶予または免除のあったものと同様に別の簿冊を編製すること。(「学齢簿および指導要録の取扱について」1957年2月25日文部省初等中等教育局長通達)

こうして平成23年度(2011年度)学校基本調査の調査票における「1年以上居所不明児童生徒数」の説明事項が改められることになったのである。なお、作成者に対する指導として「これまでの調査で特に誤りの多かつ

■ 論 文 ■

た箇所を整理しておき、重点的に説明指導して下さい」(平成23年度学校基本調査手引き, p7) という一文まで加えられていることが事態の混乱を象徴している。念のために記しておく、平成23年度(2011年度)学校基本調査は、同年5月1日を起算日とするが、この「1年以上居所不明児童生徒数」は前年度(2010年度)がその対象となる。

その結果、2011年8月に発表された速報値において「1年以上居所不明児童生徒数」は、2009年度の326人から2010年度1183人へと突然急増し、多くのマスコミが注目することとなった(注2)。(ただし、この速報値における1183人はその後1191人に訂正されている。)本小論は、これ以降注目を集めることになるいわゆる「行方不明」の子どもたちについて、これまでの経過も含めて現在までに明らかになったことを報告するものである。

注2：2011年8月5日付け毎日新聞記事「居所不明の小中学生大幅増」、同8月9日付け産経新聞記事「子供たち1183人どこへ」、同8月18日毎日新聞付社説「居所不明の子供 どこまでも守る姿勢を」、2012年4月20日付け朝日新聞記事「不明児扱い1000人どこへ」など。

II ふたつの文部科学省調査

1 学校基本調査

国の基幹統計である学校基本調査では、1961年度から上記の「1年以上居所不明児童生徒数」(昭和37年度学校基本調査)を調査しており、その結果は図1のようにまとめられる。1961年の調査開始以降急激に減少し、1970年代以降は600人以下で推移していることがわかる。そして、上記1で述べてきた通りの経過によって、ここに至る急増となったのである。

この学校基本調査には都道府県別のデータもあるので、表1として2009-11年度のを掲載したが、大都市(政令指定都市)を抱える都道府県で急増したことがわかる。さらに、学校基本調査とは別に東京都が市区町村別、千葉県は市町村別データを発表しているため、同じく2009-2011年度を表2, 3にまとめた。このうち千葉県データからは政令市である千葉市で多いことがわかるが、一方で東京都の区による違いが大きいことも確認できる。

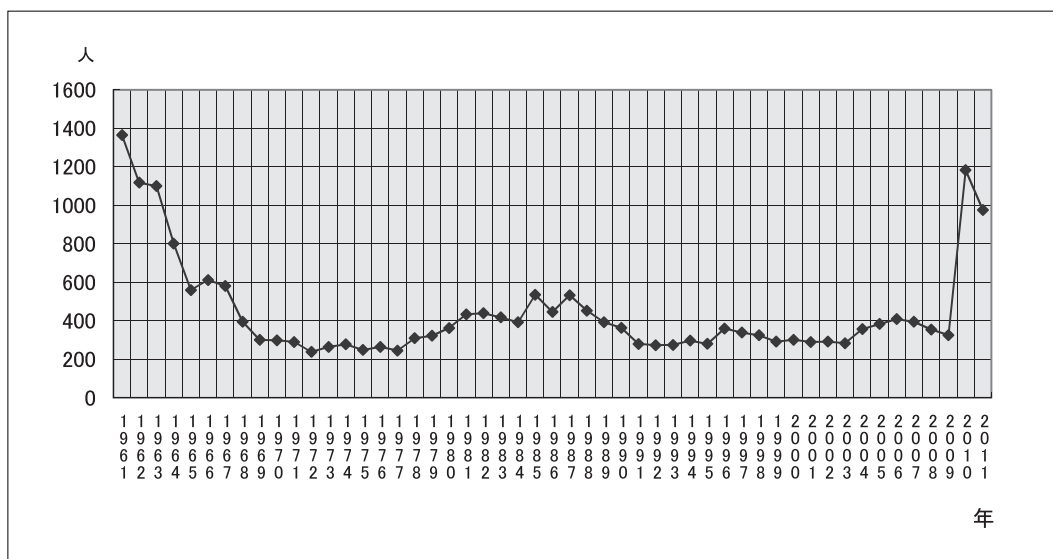


図1：1年以上居所不明者総計

表 1：一年以上居所不明児童生徒数
(都道府県別)

	2009年度	2010年度	2011年度
計	326	1,183	976
北海道	7	21	23
青森	—	—	1
岩手	2	—	1
宮城	—	—	14
秋田	—	—	—
山形	2	2	3
福島	1	—	1
茨城	8	11	2
栃木	5	3	7
群馬	2	7	3
埼玉	40	38	64
千葉	21	96	115
東京都	27	200	216
神奈川県	19	142	136
新潟	1	3	—
富山	1	1	2
石川	1	1	2
福井	—	4	2
山梨	—	—	—
長野	1	—	6
岐阜	2	7	7
静岡	1	6	11
愛知	47	272	63
三重	6	12	16
滋賀	8	9	10
京都	4	7	12
大阪	48	153	149
兵庫県	6	73	28
奈良	18	21	19
和歌山	1	1	1
鳥取	12	13	3
岡山	—	—	—
広島	1	5	8
山口	1	22	11
徳島	—	—	—
香川	4	1	1
愛媛	—	—	—
高知	3	3	—
福岡	8	20	28
佐賀	1	5	3
長崎	1	4	1
熊本	6	4	—
大分	2	3	1
宮崎	—	—	—
鹿児島	4	7	2
沖縄	3	4	3

表 2：一年以上居所不明児童生徒数
(千葉県市区町村別)

	2009年度	2010年度	2011年度
計	21	96	115
千葉市	3	81	46
鎌倉市	—	—	—
川崎市	—	—	—
船橋市	—	4	15
館山市	1	—	—
更田市	—	—	—
木更野市	—	2	43
野田市	—	—	—
茂原市	—	—	—
成田市	—	3	2
佐倉市	—	—	—
東金市	—	—	—
旭市	—	—	—
習志野市	—	—	—
柏市	—	1	—
浦安市	—	—	—
流山市	—	—	—
八千代市	13	3	3
我孫子市	—	—	—
鴨川市	—	—	—
鎌谷市	—	—	—
君津市	—	—	—
富津市	2	2	2
浦安市	—	—	—
四街道市	—	—	—
袖ヶ浦市	—	—	—
八千代市	—	—	—
印西市	—	—	—
白井市	1	—	4
富田町	—	—	—
南房総市	—	—	—
匝瑳市	—	—	—
香取市	1	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—
山武郡	—	—	—
大網白里町	—	—	—
九十九里町	—	—	—
山崎町	—	—	—
芝山町	—	—	—
横芝光町	—	—	—
長生郡	—	—	—
一宮町	—	—	—
睦生町	—	—	—
長生町	—	—	—
白子町	—	—	—
長柄町	—	—	—
長南町	—	—	—
夷隅郡	—	—	—
多喜町	—	—	—
大御宿町	—	—	—
安房郡	—	—	—
房総町	—	—	—

表 3：一年以上居所不明児童生徒数
(東京都市区町村別)

	2009年度	2010年度	2011年度
計	27	200	216
千代田区	—	—	3
中央区	—	—	—
港区	—	—	—
新宿区	—	1	4
文京区	—	5	2
台東区	—	15	19
墨田区	—	—	—
江東区	—	4	12
品川区	—	1	5
目黒区	—	—	1
大田区	—	11	22
世田谷区	—	8	11
渋谷区	—	3	2
中野区	—	—	—
杉並区	—	4	2
豊島区	—	—	2
北区	—	4	8
荒川区	—	1	—
板橋区	1	4	11
練馬区	—	44	21
足立区	—	31	30
葛飾区	—	43	10
江戸川区	22	8	12
八王子市	—	—	12
立川市	—	3	3
武蔵野市	—	—	—
三鷹市	—	—	—
青梅市	—	—	—
府中市	—	—	—
昭島市	2	—	—
調布市	—	—	—
町田市	1	7	—
小金井市	—	—	—
小平市	—	—	—
日野市	1	—	1
東国分寺市	—	3	8
国立市	—	—	—
福生市	—	—	—
狛江市	—	—	—
東大和市	—	—	—
清瀬市	—	—	—
東久留米市	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—
多摩市	—	—	—
稲城市	—	—	—
羽村市	—	—	—
あきる野市	—	—	2
西東京市	—	—	2
瑞穂町	—	—	11
日の出町	—	—	—
檜奥町	—	—	—
大島町	—	—	—
利根町	—	—	—
新津村	—	—	—
神津村	—	—	—
八雲村	—	—	—
小笠原村	—	—	—

2 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について」

2003年11月、大阪府岸和田市の中学3年男子生徒が、その父親と内縁の妻によって餓死寸前まで放置され、意識不明の昏睡状態で病院に運ばれたことから、その後岸和田中学生虐待事件と呼ばれる事態が発覚する(注3)。

注3：この事件は、翌2004年1月に次のように報道されている。

「大阪府警捜査一課と岸和田署は25日、同府岸和田市トラック運転手と内縁の妻の二人が、中学3年の長男に対し、1年半近くにわたって暴行や食事を与えないなどの虐待を加えたとして、殺人未遂容疑で逮捕した。長男は事件前に41キロあった体重が24キロにまで減少。意識不明の重体という。調べでは、容疑者らは02年6月頃から、長男に対し、ささいなことを理由にたばこの火を押し付けたり、殴るけるの暴行を加えるなどした。さらに、数日に1食程度しか食事を与えないなどの虐待を続け、昨年8月からは寝たきりに近い状態になったのに放置、同年11月2日に長男が死亡したと考えた容疑者が119番通報するまでの間、虐待し続けた疑い。府警は『放置すれば死亡するのは明らかな状態だった』と判断。『未必の故意』による殺人未遂容疑を適用した。長男には中学2年の弟がおり、同様の虐待を受けていた。二人は数回、親族宅などに逃げ、弟は昨年6月、実母宅で保護された。しかし、長男は容疑者らに連れ戻され、その後もしつような虐待を受けていた。長男が通う中学校の校長は『担任や級友が家に行ったが、会わせてもらえなかった』と説明。児童相談所『岸和田子ども家庭センター』は『虐待を受けているかもしれない』と中学校から2回の連絡を受けたが、家庭訪問などはしていなかった。(毎日新聞2004年1月25日付け記事より実名等を省略。)」なお、事件の詳細は佐藤(2007)を参照のこと。

この事件は、学校や児童相談所が、虐待のおそれがあるという情報を得ていたにもかかわらず、適切な援助が行われなかったという点で社会全体に大きな衝撃を与えた。さらには、学校側が内縁の妻の『登校していないが、元気に出歩いている』という説明を信じて長期欠席(不登校)と認識していたことが、学校関係者にとってはあらためて長期欠席児童生徒の状況をどう把握するかという問題を浮き彫りにした。

そして、この事件が全国的な大規模な調査である「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について」(文部科学省, 2004)の実施に直結することになる。また、この頃国会で行われていた児童虐待防止法の改正案についての議論にも影響を与え、通告すべき範囲が「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」へと拡大されたと言われている(朝日新聞大阪本社編集局, 2008)。

この緊急に実施された全国調査において、長期間学校を休んでいる児童生徒のうち9945人が学校も他の関係機関の職員も会っていないと報告された。その中には「居所が不明(「家庭が多額債務等により転居を繰り返し、所在がつかめない」、「父親のDVから逃れるため母親が子どもをつれて所在不明」)」「連絡が取れない(「電話連絡が取れず、家庭訪問しても誰も出てこない」「家庭訪問をしても応答がない」)」といった例が報告されていた。しかし、この調査報告において、上記の学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒数」についてはまったくふれられていない。

Ⅲ ふたつの厚生労働省調査

1 「児童虐待防止法等にもとづく立入調査等の状況について」

2004年に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)、および児童福祉法が改正されたことをうけて、この法律に基づく立入調査等の状況が、厚生労働省の虐待防止対策室によって調査されている。これは、2005年度中に児童虐待が行われているおそれがあるとして立入調査が行われた207件の状況を詳細に調査したものである。その中には立入調査の執行が困難であった20例の理由が、「保護者の拒否、抵抗：8件」、「保護者の不在：7件」、「子どもの不在：3件」、「家族で行方不明：2件」と報告されている(厚生労働省, 2006)。

2 「児童の安全確認の徹底に関わる調査」

さらに、2010年大阪市西区で起きた2児餓死事件^(注4)では児童相談所が5度も家庭訪問したにもかかわらず安全確認ができなかったことをふまえて、厚生労働省は「児童の安全確認の徹底について」という通知を出した上で、全国の児童相談所を対象とした「児童の安全確認の徹底に関わる調査」を緊急に実施している。これによって、2010年4-6月の3ヶ月間に児童虐待の通告があった13,469件のうち8月30日時点で安全が確認できていないケースが261件あることが判明した。また、前年度中に安全確認していながら、その後子どもの状況がわからなくなっているケースが27件あることも明らかになった。ここにも「住所等が特定できていない」ものが238件、「行方不明」が19件も報告されている（厚生労働省，2011）。なお、ここで「その他」と報告された3例はいずれも死亡が確認されている（石川，2011）。

注4：大阪2児餓死事件「母親（23）は、2010年6月に長女（3）と長男（1）に食事を与えなければ死亡する可能性が高いと知りながら、2人を自室に閉じ込めて外出。帰宅せずに放置し、餓死させた。7月30日に『部屋から異臭がする』との通報で駆け付けた警察が2児の遺体を発見。死後1ヶ月ほど経っていた。なお、遺体が発見されるまで『子どもの泣き声がする』と虐待を疑う通報が児童相談所に何度かあったが発覚しなかった。殺人罪に問われた母親に対しては、2012年12月に懲役30年の判決が確定した。」（フリー百科事典ウィキペディア等から要点略記）

しかし、なによりもここで指摘しておかなければならないことは、このふたつの厚生労働省調査が文部科学省の学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒数」にはまったくふれていないという事実であろう。当然、学校基本調査の対象は小中学生（児童生徒）であり、厚生労働省調査の対象は18歳未満の子どもであることを考えれば、6-15歳年齢の相当数が重なっていることは言うまでもない。もちろん、厚生労働省調査では1年未満の「居所不明」である可能性もある。しかし、この事実は、これまで課題とされてきた教育と児童福祉の連携といったスローガンからは、ほど遠い現状を象徴していると言わざるを得ない。一方、先に記した文部科学省調査2-(2)ですら、同じ文部科学省の学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒数」にふれていないという状態では、違う省庁の調査がこうした事態に陥ることは当然かもしれない。

IV 警察庁調査「行方不明の状況」

一方、警察庁生活安全局生活安全企画課（2012）では、行方不明者届出書が出され、警察の搜索の対象となった人数を発表している。図2が2001-12年度のデータであり、表4がその年齢別データ（2006-2012年度）である。

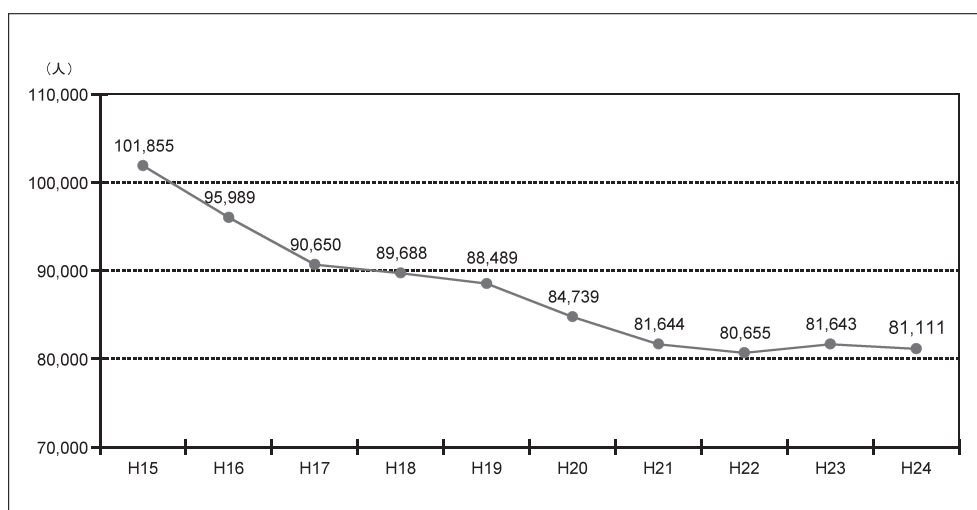


図2：行方不明者数の推移

表 4：年齢別行方不明者数の推移

年齢別	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		前年対比(2012)		2012年の人口	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	増減数	増減率	(単位:万人)	構成比
9歳以下	764	0.9%	765	0.9%	705	0.9%	895	1.1%	1,000	1.2%	105	11.7%	1,070	8.4%
10歳代	19,305	22.8%	18,579	22.8%	18,827	23.3%	18,161	22.2%	19,300	23.8%	1,139	6.3%	1,192	9.3%
20歳代	15,177	17.9%	13,866	17.0%	13,428	16.6%	12,928	15.8%	13,856	17.1%	928	7.2%	1,332	10.4%
30歳代	13,774	16.3%	12,506	15.3%	12,051	14.9%	11,171	13.7%	10,980	13.5%	-191	-1.7%	1,725	13.5%
40歳代	9,875	11.7%	9,916	12.1%	9,538	11.8%	9,111	11.2%	9,127	11.3%	16	0.2%	1,768	13.9%
50歳代	8,369	9.9%	8,041	9.8%	7,594	9.4%	7,164	8.8%	6,478	8.0%	-686	-9.6%	1,563	12.3%
60歳代	6,124	7.2%	6,264	7.7%	6,276	7.8%	6,924	8.5%	6,142	7.6%	-782	-11.3%	1,844	14.5%
70歳以上	11,351	13.4%	11,707	14.3%	12,236	15.2%	15,289	18.7%	14,228	17.5%	-1,061	-6.9%	2,258	17.7%
合 計	84,739	100%	81,644	100%	80,655	100%	81,643	100%	81,111	100%	-532	-0.7%	12,753	100%
少年	20,069	23.7%	19,344	23.7%	19,532	24.2%	19,056	23.3%	20,300	25.0%	1,244	6.5%	2,262	17.7%
成人	64,670	76.3%	62,300	76.3%	61,123	75.8%	62,587	76.7%	60,811	75.0%	-1,776	-2.8%	10,490	82.3%

※ 2012年の人口は、総務省統計局の人口推計（10月1日現在。概算値）に基づく。
 単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計が一致しない。

2012年度データでみれば、行方不明者81,111人のうち9歳以下と10歳代で1/4を占める。

それぞれの年度において所在確認者数とそれまでの期間別のデータも掲載されているため、当然1年以上にわたって行方がわからない子どもたちがいるという実態も示されている。ちなみに所在が確認された行方不明者のおよそ5%ほどが死亡であり、確認までの期間が1年以上の場合が1割弱を占める。しかし、ここでもまた文部科学省の学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒」については、まったくふれられていない。

なお、この「行方不明者」という名称は国家公安委員会がそれまでの「家出人発見活動要綱」に変えて「行方不明者発見活動に関する規則」を制定したことによる（警察庁, 2009）。これによってこれまでの「搜索願」は、2010年から「行方不明者届出書」に変更された（丸山, 2011）。

V 仮説的な類型化の試み

上記のように、いくつかの調査において、「行方不明」の子どもたちの実態が浮かび上がっている。これらをふまえて、さらにいくつかの事件報道や補足調査^(注5)などから仮説的な類型化を試みたい。

注5：本文中（以下V-1）の毎日新聞による調査（2010年9月21日付け記事）や、筆者が独自に行ったいくつかの教育委員会と教員への聞き取り調査等を含む。

1 乳幼児の行方不明

まず住民票を移さないまま一家で転居するなどし、行政機関がその所在や安否を確認できない乳幼児がいる。2010年8月に毎日新聞がこうした子どもたちについて市町村にアンケート調査を行っている。具体的には、乳幼児健診に現れなかったため、自治体職員が家庭訪問するなどして住民登録地に居住実態がないことが確認された人数（2008, 09年度）が延べ355人と報告された。調査対象となった74自治体のうち、所在不明事例がない（13自治体）、統計がない（26自治体）場合を除く35自治体でそうした子どもたちが確認された。なお、こうした事例が、上記Ⅲであげたふたつの厚生労働省調査と、上記Ⅳの警察庁調査に含まれているかどうかは不明だが、おそらくは含まれていないと推測できる。（なお、当然ながら学齢期ではないため、上記Ⅱの文部科学省調査の対象ではない。）従って、ここに上記調査においても把握されていない「行方不明の子どもたち」

の一群が存在することになる。

この乳幼児健診は、母子保健法に基づき、市町村が①1歳6ヶ月～2歳、②3～4歳の2回、子どもの身体計測や診察・歯科指導・発育相談などを行うものであり、その受診率は当然100%には達していない。実際、厚生労働省が発表している2011年度の乳幼児健診率は、①94.4%、②91.9%となっている。このように未受診の子どもが一定数存在することは明らかでありながら、そうした家庭に対してどうするかは各自治体に任されている。従って、先の毎日新聞調査で明らかになったように、そもそも「統計がない」と回答した26自治体（対象の約3割以上）においては、受診率が100%でないならば家庭訪問などによる居住実態の確認を怠っていると考えられる。

2 学齢児の行方不明

(1) 入学時点での所在不明

小学校入学前に実施される就学時健康診断に現れない子どもたちもいる。そのまま入学期日になっても出席しない場合、学校及び市町村教育委員会は家庭訪問するなどして居住実態を確認することになる。そして、学校教育法施行令^(注6)に従えば、その確認が取れない、つまり居住実態がない場合でも住民票がある以上学齢簿を作成しなくてはならない。従って、次のような事例が起こる。

注6：「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。」なお、これもまた、上記Iで述べた通り、先の通達に付せられていた参考法令のひとつである。さらに、参考に付せられている『「1年以上居所不明者数」に関するQ&A』には、以下のような問答が記載されている。

〔問4〕 住民票があるため、学齢簿は作成したが、小学校入学時から居所が不明である者は「1年以上居所不明者数」に計上するのでしょうか。また、その者は学校調査票において在学者として扱うのでしょうか。

〔回答〕 「1年以上居所不明者数」の6歳については、もともと調査対象としていないため、小学校入学時に1年以上居所が不明になっていても、数値には計上しないこととなります。しかしながら、翌年度調査時にその者が小学校1年相当の間、引き続き居所不明の状態であった場合は、7歳の欄に計上することになる点にご留意ください。

また、入学時から居所が不明である場合は入学しなかった者として取り扱うため、在学者として扱いません（指導要録を作成する必要はありません）。

事例1：大阪富田林市 9歳男児

男児は2002年9月、出生届が出されており、住民票によると02年12月に両親とともに隣市へ転出し、04年5月、父親とともに富田林市へ再転入し、9月には、父方の曾祖母と男児の2世帯となっていた。両親は離婚し別居。09年4月に、男児は地元の小学校に入学する予定であったが、一度も通学しなかったため、教諭らが曾祖母宅へ複数回訪問したが、曾祖母は「当初から一緒に住んでいない。父親からは養護施設にいると聞かされている」と説明していた。10年4月、市教委は、「居所不明児童」として男児を学齢簿から除外。曾祖母は11年8月、国民健康料の納付に関し、「同居していないので、男児を被保険者から外してほしい」と市に申し出たため、市は男児の母親に連絡を取る。しかし母親は「生後1ヵ月半の時に父方の親族が引き取り、一緒に住んでいない」と述べており、周辺の児童養護施設などに預けられた形跡はなく、乳幼児健診や予防接種の受診歴もなかった。（朝日新聞（夕刊）2012年4月12日付け記事）

続報では、「親族4人が府警に『男児は2003年ごろ死亡し、遺体を川に埋めた』と説明していることがわかった。4人を死体遺棄容疑で書類送検（時効送致）したが、公訴時効（3年）で不起訴になる見通し。」（朝日新聞2013年7月18日付け記事：注7）

注7：この記事には、文部科学省調査（2011年）の「1年以上居所不明児童生徒」976人に加えて、不明期間が1年未満の児童生徒も515人いると記載されている。

ところが、上記1で述べた文部科学省による調査方法についての緊急調査が行われるまでは、この点が曖昧になってしまい、住民票があっても居住実態がないとして学齢簿を作成していなかった教育委員会があったことがわかっている。ある大都市の教育委員会担当者は筆者の聴き取り調査に対して、急増の原因は主としてこの点にあったと答えている。

（2）入学後の行方不明

下記事例2のように誘拐など、児童生徒がなんらかの事件に巻き込まれて行方不明となってしまう場合がある。こうしたケースで保護者による「行方不明者届出書（旧捜索願）」が提出されていれば上記IVの警察庁調査の数に含まれていることになる。

事例2：新潟少女監禁事件

1990年11月13日、小学4年だった少女（9歳）は下校途中に誘拐され、事件が発覚する2000年1月28日までの9年2ヵ月の間、監禁されていた。9年間、少女は一度も外へ出たことがなく、入浴も1度だけであり、発見されたときは、栄養失調で痩せ細り、衰弱状態であった。加害者（当時37歳）は母親（当時73歳）と二人きりで暮らしていたが、母親が家庭内暴力に耐えきれず保健所へ相談し、彼を措置入院させるために派遣された医師らが自宅を訪れたときに事件が発覚した。2003年、最高裁にて懲役14年の判決を受ける（窪田，2006）。

こうした場合で行方不明から1年以上経てば、上記の学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒」に該当すると考えられる。（なお、この事例2がそうであったかの確認はできていない。）一方で、保護者の希望により例外的に在籍したまま進級、卒業する場合もある。以下の事例3は、警察庁調査の「行方不明者数」には含まれているが、学校基本調査「1年以上居所不明児童生徒」には該当しないと考えられる。

事例3：行方不明生徒の進級、卒業（千葉市若葉区事件）

1991年10月、当時中学1年生だった女子生徒は、自宅近くの路上で補導員を名乗る男に連れ去られた。中学校は誘拐という事情を考慮して、2年、3年と進級させ、さらに「特例中の特例」として、卒業を認められて卒業式でも名前を呼びあげることとなった（保坂，2010）。

（3）住民票を移さないまま転居したと考えられる場合

上記（2）は子どもだけが行方不明になっている場合であるが、保護者とともに行方不明になる場合もある。これにははおおよそ以下の4つパターンがあるようだ。

まず、筆者が行った複数の教育委員会への聴き取り調査では、この「住民票を移さないまま転居したと考えられる場合」として、①家族全員が居所不明（主として経済的困難、いわゆる夜逃げが考えられる）、②夫からの家庭内暴力（DV）による母子の避難、③外国籍児童生徒の帰国（国際結婚の破綻による母子の帰国も含む）、が共通にあがった。実際、この3つのタイプは、上記Ⅱ-2の文部科学省調査においても報告されていたものであり、実態として相当数の例があると考えられる。従って、2013年4月に出された学校基本調査についての「質疑応答集」には、このうちの①にあたりと想定される「家族全員が居所不明」が、指導要録を作成している学校の在籍者として調査対象となることが回答されている。なお、ここでは「1年以上居所不明者数」に③にあたる外国人（日本の国籍を持たない者）は対象外とされている。（ただし、国際結婚の破綻後、母親の帰国に同行する子どもの場合は日本国籍を持つ。）

また、すでに2009年には、このうちの②にあたる「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」（文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）が出されており、「住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者について

も学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続きをとること」とされている。(これは、Iでふれた2011年通知の関係法令等にも付されている。)

しかし、とりわけ気になるのは、次の事例のような④転校という形を取った行方不明である。

事例4：「養護系不登校」

女兒は、小学校入学から小学5年までは、転校を繰り返しながら登校を続けていたが、小学5年時に学校を転出したまま、転入の届けがない状態が半年続いた。福岡市子ども総合相談センターに通告され、調査の結果、住所が判明し、ケースワーカーが何度も足を運ぶ中で本児の安全は確認された(藤林武史, 2007)。

このケースでは行政機関が事態を把握して積極的に動いたことにより子どもの安全が確保されたが、子どもの虹情報研修センター(2013)の専門相談に寄せられた事例にも次のようなものがある。「虐待が疑われる児童。転入届が出されておらず、学校にも通えていない。立入調査を検討しているが留意すべき点について聞きたい。」。実際、筆者が行った補足調査でも、学校経験の長い多数の教員がこうした事例に遭遇したと報告している。従って、先の「質疑応答集」でも以下のような問答が記されている。

(問25) ある生徒が他県に転出しました。5月1日現在、住民票は転出手続を完了していますが、転出先の学校では受け入れた形跡がなく、指導要録は転出前の学校にあります。この場合の生徒の取扱いはどのようにすればいいでしょうか。

(答) 就学事務手続上、このようなことは通常ありえませんが、実態としてあった場合は指導要録の所在する学校の生徒として扱います。

さらには、最近になって上記(1)とこの(3)-④が合体したような不幸な事件が明らかになっている。

事例5：横浜市6歳女兒遺棄事件

女兒は、2005年10月に出生、直後から茨城県の母の実家に引き取られた。11年6月から母と松戸市に転居(住民登録)。しかし、同年秋の就学時健診に姿を現さず、入学手続きもなされなかったため、入学先の小学校の教頭が家庭訪問を繰り返したが、母子とは面会できなかった。4月12日、母子は秦野市に住民票を移したが、松戸市教育委員会は「通常の転居で引っ越し先の小学校に通っていると思っていた」(学務課)といい、秦野市に不就学を連絡していなかった。翌5月、母子は住民票を移さず、横浜市に転居。7月には、神奈川県警が横浜市の児童相談所に女兒の妹への虐待を通告したため、女兒の未就学と虐待(ネグレクト)が把握されていた。(なお、同月中には母親の交際相手から暴行され死亡したと推定される。)一方、秦野市教育委員会は、7月13日の定例在学確認調査でこの女兒の不就学を把握し、2013年2月に所在が確認できないとして県警に行方不明届を提出した。4月に至って横浜市の雑木林で女兒の遺体が見つかり、母親と交際相手の男が逮捕された(注8)。

注8：2013年4月25日、5月3日、5月19日付け朝日、毎日、読売各紙記事から筆者が再構成したもの。

現在の学校は、さまざまな家庭事情をふまえての個別対応が求められている難しさがある一方で、いわゆる個人情報保護の保護に対しても敏感にならざるを得ない。従来からあった家庭に関する調査票には、個人情報(保護者の年齢や職業)が記入されなくなり、それぞれの家庭のプライバシー(離婚、再婚など複雑な家族関係や経済状況、病気等)は学校に届かない状態になりつつある。このような状況において、この事例5のような援助を必要とする子どもにその援助の手が届かないような事態は避けなければならない。

3 その他：無戸籍、未就籍問題など

しかし、この「行方不明」の子どもたちの問題は、いまだその全容がはっきりしない。まとまったものとし

■ 論 文 ■

ては石川結貴（2012）による本が出版されたものの、現時点ではノンフィクション記事（注9）などが事例を報告しているに留まっている。（他に圓入（2013）が「1年以上居所不明児童生徒」を取り上げているが、最近の急増についてはふれていない。）それらの事例からは、様々な形態の不就学（無戸籍や以下の事例6のような未就籍の問題）とつながっている可能性が指摘されている。

事例6 未就籍問題

父親（37）、母親（36）、長女（小学2年）、次女（6）、長男（1歳10ヵ月）。母親が家出をしたことで、父親は長女と次女に長男の面倒を任せて働きに出ていた。そのことを長女が学校の先生に話したことにより問題が発覚した。母親は、以前、他の男性と結婚していたが暴力を受け逃げ出し、長女らの父親と住んでいた。長女は出生証明書は持っていたが、以前の夫の戸籍に入れられてしまうため、出生届けは提出されていなかった。さらに次女らは自宅で生まれたため、出生証明書すら持っていなかった。住民票には、父親以外の名前は記載されていなかった。住民票のない長女の入学の経緯は、長女が小学校へ入る前に、母親が出生証明書を持って直接入学させてほしいと頼みに来校した。しかし、学校側としては判断できず、教育委員会で相談するよう勧め、その後、教育委員会から入学が認められた。児童相談所が中心となり長女、次女らは一時保護から児童養護施設へ、長男も乳児院に入所した。3年以上かけて、長女らは戸籍を得るなどし、父親の元へ引き取られた（斉藤・藤井, 2012）。

注9：AERA：2012年5月21日付け記事「消えた子どもたち」（居所不明児童生徒、公的支援を拒否する母子などが取り上げられている。なお、ここでは文部科学省の学校基本調査とともに警察庁調査にもふれている）。週刊SPA：2012年7月17日付け記事「存在を消された子供たちの慟哭」（DV、出生届が出されていない子どもたちや無国籍の外国人児童などが取り上げられている）。

酒井（2013）は、こうした問題を「学校に行かない子ども」としてより広く捉える必要性を提唱し、就学免除・猶予や外国籍の子どもの問題までも視野に入れて「子どもの教育権保障」の問題として理解しようとしている。それだけ裾野の広い問題であることは間違いないだろう。

VI 具体的な対策

最後に、この問題についての具体的な対策を考えてみたい。

上記Iで述べた通り、2011年4月に出された「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒への対応について」に付された参考法令等には『居所不明学齢児童生徒の不就学対策に対する関係機関との連携について』という項目があり、1955年の「義務教育諸学校の不就学及び長期欠席児童対策について」（注1参照）があげられている。そこには対策の「基本的事項」として「関係諸機関は、いっそう相互の連絡を密にし、相協力して、この問題の解決を図ること」、「協力体制を確立するよう努めること」と記されている。しかしながら、こうした協力体制がないために、これまでに述べてきたような事件が起きていると言わざるを得ない。それらをふまえて、ここでは具体的な対策として以下3点を指摘しておきたい。

1 乳幼児検診の未受診者のチェック：乳幼児の行方不明に対して（V-1）

この対策については、2012年7月に出た「子ども虐待死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」においても、乳幼児健診の未受診がリスクとして留意すべきポイントとして示されている。さらに、これをふまえた「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（厚生労働省通知、同年11月）では、そうし

た家庭の把握と情報の整理、居住実態が把握できない家庭の確認が指摘されている。そして、それでも実態が把握できない場合には、児童相談所と連携して所在の確認に努めることや、児童相談所から行方不明届を提出することについて警察に相談することが求められている。(なお、上記であげた事例5で関係機関が動き出したのは、これを受けてのことと考えられる。)

2 入学時検診の未受診者に対する乳幼児検診のチェック：学齢児の入学時点での行方不明に対して(V-2(1))

入学時点での所在不明のときに、遡って乳幼児検診の受診状況をチェックすることは、同一自治体であれば十分可能であろう。ところが、おそらく事例1で乳幼児検診や予防接種の受診歴がなかったことが確認されたのは、Iで記した一連の動きや報道(取材)を受けた後のことだったと考えられる。

実際、筆者が行った教育委員会への聴き取り調査でこの健診等のチェックに気づいていた教育関係者(主として学事担当者)は皆無であった。筆者の疑問(虐待通告の対象ではないのか)に対してある担当者は「居住実態そのものが把握できないために虐待の有無すら判断できず、通告対象とは考えられなかった」と答えている。しかし、こうした場合、実態把握できないことそのものが「虐待の疑い」にあたる应考虑すべきであろう。

これまであげてきた事例1や事例5のような事件が起きていることを鑑みれば、まず入学時点での所在不明のときに乳幼児検診の受診状況をチェックすることは必須事項であろう。加えて上記1と同様に、それでも実態が把握できない場合には、児童相談所と連携して所在の確認に努めることや、児童相談所から行方不明届を提出することについて警察に相談することが求められよう。

3 入学後の行方不明に対する積極的な対応(V-2(3)-①、④)

筆者が調べた範囲ではあるが、事例4は関係機関が積極的に対応したきわめて稀な事例である。補足調査の限りでは、こうした事件に対する教育関係者の動きは鈍いと言わざるを得ない。その象徴が、先にあげた学校基本調査の「質疑応答集」にある「就学事務手続上、このようなことは通常ありえませんが、実態としてあった場合は指導要録の所在する学校の生徒として扱います」という答であろう。それゆえ事例5に見られた松戸市と秦野市の教育委員会の対応は、おそらく氷山の一角にすぎないのだろう。ここで、両教育委員会は、最低限上記2で述べた通り、乳幼児検診の受診状況をチェックすべきであり、実態把握できないことそのものが「虐待の疑い」にあたる判断すべきであった。

ここで、現在「1年以上居所不明児童生徒」となっているもののうち、警察庁調査「行方不明の状況」として把握されていないものを早急にチェックする必要性を指摘しておきたい。横浜市が事例5をうけて、2012年度の市内1年以上居所不明児童生徒84人に加え、入学予定なのに所在が確認できなかった39人を合わせた123人を追跡調査したと報道されている(2013年5月19日付朝日新聞記事)。その結果、そのうちの89人については、外国籍で帰国していたり他市町村に移ったりしたことを確認したが、残る34人は手がかりがないとされる。おそらくこの34人の子どもたちは、「行方不明者届」が提出されていないために警察でも把握されておらず捜索もされていない状態にあると考えられる。その安否が懸念されるが、全国の都道府県教育委員会、とりわけ1年以上居所不明児童生徒数が多い大都市圏においては、こうした積極的な調査が急務であろう。

4 まとめ

本年6月、この問題について虐待防止に取り組む2つのNPOが、政府に法律制定を求める要望書を提出したことは、こうした現状をふまれば当然のことと言えよう。ここではこの要望書を紹介しながらコメントすることでまとめとしたい。

まず要望書の冒頭では、最近の事件(本小論でも取り上げた事例1、事例5を含む4事例)について、「適

■ 論 文 ■

切な連携および情報共有と、それに基づく危機感の共有ができていれば、子どもの命が救えた事案もあった」と指摘されているが、筆者も同感である。それゆえ第一に「法律の制定」があげられているが、その要旨は以下の通りである。①児童福祉法で規定する要保護児童の中に「所在不明児童」を含め、要保護児童通告の対象とする。②それをふまえて教育委員会は、就学年齢に達しているにもかかわらず未就学となっている児童を把握した場合には、「教育ネグレクト」が疑われるものとして児童虐待担当部署に通告する。③児童相談所は、「所在不明児童」の安否確認ができないときには、「行方不明者届」を警察に提出し、「搜索、発見、保護活動」を要請する。④それを受けた警察は、全国警察に発見、保護の依頼を行うなどして、「搜索、発見、保護活動」を積極的に行う。

次に、「関係機関のとりべき措置」として、自治体に①転入児童の所在確認体制の整備、②庁内連携および情報集約の徹底、③庁内連携体制の整備、および④家庭転居によって関与した自治体合同の死亡事例検証をあげている。特にこのうちの①では、「義務教育年齢児童については、住民票担当部署と教育委員会が連携することで、転入届があったにもかかわらず、就学届や転校手続きがなされずに所在が不明になっている児童生徒の把握を転入届の都度、実施する」としているが、きわめて重要な指摘であろう。

また、厚生労働省には、上記1でふれた通知（2013年11月）の周知徹底を、総務省にはその通知に基づき調査しても確認できないときには「実態として所在不明となっている児童」として統計計上し、児童虐待担当部署に通告する旨周知徹底することを求めている。（なお、出国した可能性のある児童については、東京入国管理局に照会することが指摘されている。）一方、文部科学省に対しては、「居所不明児童生徒」の1年以上という定義を見直し、通学の事実を確認できない場合には「教育のネグレクト」として児童虐待担当部署に通告するよう、市区町村教育委員会に周知徹底することを求めている。さらに、定期的な在籍調査によって、住民票があるのに小中学校に在籍していない児童生徒の有無を確認する必要性を指摘している。これは、上記3でふれたように横浜市教育委員会が行った「1年以上居所不明児童生徒」の調査よりもさらに積極的に踏み込んだものであるが、これまでの教育関係者の消極さを鑑みればここまでの提言もうなずけよう。

最後に、自治体のとりべきより具体的な対策として以下4点が提言されている。①未就学児童・居所不明児童生徒に関する転出入時の申し送りの確認。②就学届・転校手続きの随時確認の徹底。③多機関連携チーム(MDT)による初動調査・捜査体制の確立。④庁内連携および多機関連携の体制と要保護児童対策協議会への情報集約体制の整備。

(なお、詳細は要望書本文にあたっていただきたい。「富田林所在不明児童事案・大阪市児童手当不正受給虐待死事件・豊橋市所在不明児童の妹ネグレクト死事件・横浜市所在不明時児童虐待死事件に鑑みて要望すること」<http://www.thinkkids.jp/archives/663>)

【文献】

- 朝日新聞大阪本社編集局（2008）『ルポ 児童虐待』朝日新書
- 圓入智仁（2013）『子どもの虐待と学校 新しい教育福祉論』権歌書房
- 藤林武史（2007）「相談機関からみたひきこもり・不登校—養護性の認められる事例をとおして—」九州神経精神医学、53（2）
- 保坂 亨（2010）「脱落型不登校の実態調査」平成19-21年度科学研究費補助金報告書『不登校現象の社会的文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学』（研究代表：酒井朗）
- 保坂 亨（2013）「長期欠席の中の『危険な欠席』と『行方不明』」平成22-24年度科学研究費補助金『「学校に行かない」子どもの教育権保障をめぐる教育社会学的研究』（研究代表：酒井朗）
- 石川結貴（2011）『ルポ 子どもの無縁社会』中公新書クラレ
- 警察庁生活安全局安全調査課（2013）「平成24年中における行方不明者の状況」
- 子どもの虹情報研修センター（2013）会議資料（未発表）

- 厚生労働省（2006）「児童虐待防止法等にもとづく立入調査等の状況について」
- 厚生労働省（2011）「児童の安全確認の徹底に関わる調査」
- 厚生労働省（2012）「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
- 窪田順生（2006）『14階段—検証 新潟少女9年2ヵ月監禁事件—』小学館
- 丸山佑介（2011）『依頼人を救え』 幻冬舎ルネッサンス新書
- 文部科学省 2004 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について—都道府県教育委員会を通じ公立小中学校について調査した結果—」『月刊生徒指導』2004年6月号,pp42-45.
- 斉藤幸芳・藤井常文（2012）「多問題家族—母親の家出・虐待と未就籍問題」『児童相談所はいま—児童福祉司からの現場報告』ミネルヴァ書房
- 酒井朗（2013）『「学校に行かない」子どもの教育権保障をめぐる教育社会学的研究』平成22-24年度科学研究費補助金
- 佐藤万作子（2007）『虐待の家』中央公論新社
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2012）「子ども虐待により死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」

公開講座「原発事故と子ども ～子どもの未来を考える～」

神戸 信行
(青葉学園長)

1. はじめに

今ご紹介いただきました児童養護施設青葉学園の神戸と申します。お話に入る前に御礼を申し上げますと思います。福島県は昨年3月11日以来、これからお話しするとおり、大震災とその後の原発事故の被害で大変な中にあるわけですが、皆さんからご支援をいただく中で私たち福島県民が今日まで支えられてきたことに心から感謝しています。この場を借りて御礼を申し上げます。

これから、自己紹介も兼ねて青葉学園（定員60人）の様子をお伝えしたいと思います。皆様の中には福島市に来たことがあって、ご存じの方もいると思いますが、この写真は、青葉学園の庭から眺めた春の吾妻山です。地元では「吾妻小富士」と呼んでいます。春になると残雪の一部がウサギの形になるので、「雪ウサギ」として福島市の象徴的な山です。



日本の児童養護施設の多くは、太平洋戦争後の敗戦の混乱の中で戦災孤児や浮浪児、今でいうストリートチルドレンを保護し、養育するために創られています。青葉学園も同様で、昭和21年に当時の伊

達郡茂庭村の山中（現在は福島市に編入にされている）に創立されました。昭和30年に現在の福島市土船に移転し、今年で創立以来66年を迎えました。

今年のゴールデンウィークには、青葉学園の園庭の放射線量が $0.3\mu\text{sv/h}$ 前後ありましたが、室内に子どもを閉じ込めてばかりいてもストレスが溜まるばかりですから、この日ばかりは園庭でゲームをするなどして過ごしました。現在、本格的な除染作業の最中です。

東日本大震災以来、多くの寄付者やボランティアの方、地域の方々に支えられてきましたが、今年の夏休みには、生命保険会社関係の皆様から1泊2日でディズニーランドに招待され、子どもたちは放射能のことを忘れて思う存分楽しんでできました。ほかにも沢山の方々から寄付をいただいたり、あるいは各方面に招待をいただき子どもたちは大変貴重な体験を積ませていただきました。

2. 予期しなかった大地震

～ 頼りになるのは近隣の支え合い

それでは本題に入りたいと思います。今回の講演会は、東日本大震災と原発事故から今年で1年が過ぎたところで、事故後を振り返るという観点から企画されたものだと思います。去年（2011年）の3月11日の大震災を境にして青葉学園の生活が、そして福島県民の生活が様変わりしてしまいました。地震そのものの脅威もさることながら、最悪の原発事故による災害下に置かれたからです。

東日本大震災が起きた3月11日の2時46分に、私は青葉学園の事務室で未曾有の激しい揺れに見舞われました。当時は、中学校の卒業式が午前中であっ



て、中学生全員が学園に帰ってきていました。また、翌日は県立高校の受験を控えていましたので高校も休みでした。多くの子どもたちが園内に居ましたので、激しい揺れに耐えて「机の下に隠れなさい!」と園内の緊急放送を入れた直後に停電になってしまいました。その後幾日も強い余震が続きます。私の人生六十余年の中で経験したことがない激しい揺れでした。停電によるテレビや電話等による情報が遮断され、さらに職員も子どもも絶えることが無い強い余震の揺れが続き、強い恐怖感に襲われましたが、未だ福島第一原子力発電所の原子炉爆発に至る状況を知る由もありませんでした。

震災発生当日は、小学生は登校日であったため、全員小学校で過ごしていました。ちょうど下校の準備をしていたところで激しい揺れに見舞われました。突然の大きな地震で、子どもたちも先生方も恐怖と不安に襲われました。そのような状況下で、青葉学園の子どもの中には、泣き叫んでパニック状態になる子どももいました。幸い青葉学園の電話が非常災害優先の電話であったこともあり、小学校からの電話が繋がって、「パニック状態の子どもたちをいつも通りに帰すわけにいかないので迎えに来てほしい」との依頼がありました。早速、男性職員が公用車で迎えに行ったのですが、あいにく吹雪がひどくなり、視界が遮られる状態となっていました。学校手前の大きな交差点で、左横から走ってきた乗用車が交差点の中で青葉学園の公用車の横腹に激突してしまいました。吹雪の中で信号機が停電のため止まっていたことが最大の原因でした。当然に公用車

は大破しました。もう一台の公用車を運転していた職員が学園に戻ってくるなり「大変だ!」と飛び込んできました。「早く救急車を呼んでくれ!」と叫ぶのです。「そんなにひどいのか?」と聞くと、「いや、重症だろう」との返事です。すぐ119番通報しました。「かなりひどいんですか」と消防署員が聞くので、「いや、かなりひどいもようだ。生死に関わる状態だ」と伝え、「救急車の出動要請が相次いでいて、そちらにいつ行けるか分からない。自力で病院を探して、怪我人を運んだ方が確実ですよ」というのが返事でした。

同様のことが、警察の機能についても言えました。震災直後の夕方になり精神が錯乱状態になった入所児童の保護者が乗用車で駆けつけ、青葉学園の玄関前で「子どもを返せ!」と叫んでいる。平素からその子どもは親が怖くて面会できない状態が続いていたため、会うときは児童相談所で面会をすることにしていました。暴力的な言動が続くために、やむを得ず110番通報をしました。幸いパトカーが2台駆けつけてくれたのですが、ますます保護者は興奮するばかりでした。しばらくして、「出動要請相次いでいるので、この場を離れたい。保護者は刃物等を持参していないようだ。男性職員が4人もいるのだから、暴れて玄関に乱入するようであれば、現行犯逮捕をしてください」と言って、警察の方々が帰って行ってしまいました。思わず、「私たちが逮捕できるのですか?」と聞き返してしまいました。「現行犯逮捕は、一般人でもできます」との説明でした。

阪神淡路大地震の状況報告から、大震災直後は公的機関が機能しないので「自力で生きる」ことが求められたと聞いてはいたのですが、消防や警察はじめ平時の時の私たちの生活の仕組みが全く機能しないことを思い知らされたのでした。

震災直後の日々を振り返って、まず困ったことは、電気、水道、ガスなどのライフラインの寸断とともにガソリンや食料などの生活必需品が入手困難になったことでした。福島県以外では、やがて物資が出回り始めましたが、福島県は状況の改善に時間がかかりました。その最大の原因が、福島第一原子力発電所の事故でした。放射能の危険を危惧してガソ

リン等を運ぶトラックが福島県内に入るのを避けたからでした。

当時、青葉学園は定員を越えて入所していました。非常時に60人超える子どもたちの生活を守ることが求められました。通勤をする職員は、ガソリンが入手できないので一週間近く園内に泊まり込んでの勤務となりました。直接被害に遭わずにすんだ市内の取引先の事業所でも、ガソリンが無くて従業員が通勤できず、在庫があっても開店できない、配達できない状態が続き営業停止に追い込まれていました。

そんな中で、あらためて非常時には銀行やカードなどの信用経済の仕組みが機能しないのだと痛感しました。停電のためガソリンスタンドは、モーターが動かず給油ができない。電気が復旧したのを聞いて、ガソリンスタンドに駆けつけても、2時間～3時間並んで10リットルのガソリンを給油してもらう。しかし、コンピューター等の通信機能も停止していますから、カードが使えない。支払いは現金のみです。大災害の時には、従来の経済の仕組みさえ機能しないのが現実でした。

以上述べてきたような東日本大震災のような広域にわたる大災害の中で公的支援に頼れないときに、頼りになったのが近隣の方々の支えでした。青葉学園の周囲は、桃・梨を生産する農家の方々が多くいます。「停電の中で大変だろう」と言って、納屋から自家発電機を持参して据えつけて下さる方もいれば、保存してある野菜などを分けて下さる方もいた。「畑の大根を持って行っていい」と言って下さる方もいた。こうした近隣の方々の存在をどんなに心強く思ったか分かりません。この経験から痛感するのは、東日本大震災のような広域災害になると、それまで私たちが頼りにしてきた公的な支援のシステムが機能しないということ。まず、自分で自分を守るという自助の覚悟が求められる。そして、何よりも心強いのは、近隣との支え合い、生活圏の中の共助の機能なのだということを痛感したのでした。

3. 地震の被害に加えて、忍び寄る放射能被害

そのような現実の中で、震災直後の1週間の期間

は、それは後に知るのですが、福島県上空を高濃度の放射性物質の雲が通過し、雨・雪とともに地上に放射性ヨウ素やセシウムを拡散していた時なのでした。青葉学園の職員の中には、知人の間を駆け回って食料を集める、あるいは自転車をこぎながら在庫のあるお店を訪ねて買い出しに出歩く女性職員の姿がありました。

青葉学園に限らず、多くの福島市の方々は、3月14日の福島第一原子力発電所3号機の水素爆発があって、福島市内の環境放射線量が急激に上昇しましたが、当時はそのことを知らずに給水車が配る飲料水を求めて戸外に並ぶ姿があれば、ガソリンを求めて長い列を作り、あるいは物資を求めて開店した店先に長い列を作っていました。しかし、マスコミを通して報じられるのは「ただちに影響がない」、「被爆量はレントゲン撮影程度、飛行機に乗ってもこの程度は被爆する」といった内容で、事故当時の放射線量が人体に対して安全であると訴えているようでした。私たちがそれまで余りにも原子力発電所を安全であると決め込んで、放射能に対する知識を持ち合わせていなかったため、自己判断ができなかったことが悔やまれます。

ところで、震災後しばらくは、被災して親を失った子どもをどのように受け入れるか、それが青葉学園の大きな関心事でした。大震災後1週間が過ぎると、行政の機能も動き始めます。福島県の中央児童相談所に「東日本大震災要保護児童対策本部」が設置されました。未曾有の津波の被害によって、福島県、宮城県、岩手県の沿岸部では多くの震災孤児や遺児が出現することが危惧されたのです。児童相談所からは、早速青葉学園にも震災による被害児童の受け入れを検討するようにとの要請がありました。青葉学園では、早速子どもたちに震災後の現状を伝え、「寝室が狭くなるかも知れないが、震災で親を亡くした子どもを迎え入れよう!」と呼びかけ、子どもたちも快く理解してくれました。

実際、この三県で約240名余の震災孤児が出現しました。しかし、児童養護施設に入所した子どもは2名に止まりました。親族の元に引き取られたからです。早速、国は子どもの養育を引き受けた三親等

以外の親族に里親手当を支給し、あるいは県が奨学資金を準備するなどの支援策を講じました。しかし、突然の大震災で全く予期しない状況の中での里親・里子の関係ですから、養育の過程で多くの困難が予想されます。今後も引き続き社会的支援が求められています。

4. 子どもの健康被害と親の不安

～ 避難する家族とコミュニティーの変容

さて、ここからは原子力災害下の福島県の子どもの現状について述べたいと思います。東日本大震災の直接の被害に加えて原子力災害が重くのしかかっている福島県の場合、復興への足取りは、宮城県と岩手県のそれとは大きく異なるように思います。何よりも、生活基盤が根こそぎ奪われている現状があるからです。

子どもの生活と成長するプロセスは、子どもに関わる親などの大人たち、そこに生きる社会の現状に大きく影響を受けます。それゆえに、まず福島県の置かれた現状についてお話しします。

まずは、福島第一原子力発電所の事故後から今まで、子どもの拠り所である家族の姿が、激しく変容しつつある現実を直視しなければなりません。長年、福島県は特殊合計出生率が全国3位前後にありました。その背景には、子育て中の約5割の家族が実家の近くに住むか、あるいは祖父母と同居するなどして、親の実家からのサポートを受けながら養育していることが考えられます。マスコミで報じられることが多い「飯館牛」で有名な飯館村は、原発からは50キロほど離れていたにもかかわらず、全村強制避難地区に指定されました。多くの子どもたちが祖父母と別れて村を離れました。仮設住宅も借り上げの民間住宅も、三世代が同居できるほどに広くはないからです。原発に近い浪江町は、事故前は約6000世帯（人口約2万人）の地域でしたが、強制避難後の現在は約9000世帯と世帯数が増加しました。人口が増えたのではなく、家族が分解し小規模化したからです。

ところで、「放射線量が年間20msv/hを越えなけ

れば健康上心配ない」が、今回の事故に対する国の見解です。それでは、19msv/hなら大丈夫なのか。放射線の人体への影響は解明されていないことが多く、小さな子どもを抱えた親の不安が募るばかりです。考えてみれば、チェルノブイリの原発事故では多くの子どもたちの健康被害が報告されています。子どもにとって安全で安心できる環境でなければならぬはずの学校の環境放射線量の許容範囲を年間20msv/hとした文部科学省の姿勢に福島県内の保護者が猛反発しました。結局、国も学校の環境放射能については、「一般人の放射線被ばく許容量を年間1msv/h以内」とする国際放射線防護委員会の見解を目標に除染を行うことにしました。

そのようなわけで、低線量の放射線被爆下に常時置かれている地域では、国が心配ないといっても、不安が解消されない。そのため、避難区域とされなくても住み慣れた地域を離れて自主避難している家庭が多くあります。青葉学園がある福島市でも多くの子どもが親とともに県外に避難しました。

事故後、福島県人が約21万人避難しました。そのうち15万人が県内に避難し、そして約6万3千人が県外、全国各県に避難しました。そのうち県外に避難している子どもが約1万7千人います。なお、県外避難の場合は、就労する夫を福島県内に残して母子のみで避難する親子（母子避難）も多くいます。その結果、それまでの生活基盤を手離して避難する親子の中には、時間を経るとともに避難先での生活が困難なものになっていく場合が予想されます。

あるとき、仮設住宅に避難中の母親から電話で相談がありました。青葉学園の電話番号をどこかで知ったのでしょうか。兄弟の中の1人が多動で、イライラしてつい大声や手が出てしまう。虐待してしまいそうなのでどうしたらよいか」との相談でした。事情を伺うと、「避難する前は、おじいちゃん、おばあちゃんと同じ居っていて、大変な時には手を貸してくれていた。しかし、今は自分だけの子育てとなり、余裕がなくなって手が出てしまう」というのです。見通しのない避難生活と慣れない環境の中で親も子も余裕を失いがちな状況が切実に伝わってきました。早速、相手の電話番号をお聞きし、本人の了

解を得て児童相談所に相談内容と支援のお願いをしました。

児童相談所の話によると、震災前にすでに子育てのリスクを抱えていた家族が、地域を離れて避難先で一層困難な状況に追い詰められてしまうケースも散見するとのこと。沿岸部の地域では、避難して子どもの総数が減少しているにもかかわらず、震災後1年間の虐待相談件数が前年度に比して大幅に増加したとの報告もあります。それまでの生活環境の中で支えられていた家族が、震災と原発事故のために生活基盤を失って崩れていく姿が見えてきます。

青葉学園から2キロほど離れたところにも、被災者のための仮設住宅があります。阪神淡路大震災のときの教訓もあって、同じ地域の方々がなるべく離れ離れにならず、その地区ごとに住むようにしています。ある意味で福島市というコミュニティーの中に他のコミュニティー（町村）が組み込まれているわけです。仮設住宅への不審者の往来も心配され、交番まで設置しています。

仮設住宅は、2間程度の部屋で構成された家が長屋のように並んでいます。その住民を支援するために生活支援員が配置されていて、住人の様々な相談に応じています。しかし、仮設住宅で生活する子どももいれば、子どもの泣き声等を気にして、仮設住宅に入居せずに、公的支援を受けてアパート（借り上げ住宅）に入居する場合も多いようです。こうしたアパートで暮らす親子の生活状況は、生活支援員も関わるのが難しく、さらに被災地の市町村や避難先の行政担当者も子育ての現状を把握できないのが現状です。そして、県外に避難した方々の多くが、その地域のアパートに入居していると思います。さらに福島県への風評被害（偏見）を恐れて、福島出身であることを伏せている方もいます。いずれにせよ、住み慣れた地域から避難し、生活基盤を失ったまま避難先のアパートでの生活を考えると、仮設住宅の場合よりも、その地域から一層孤立するリスクが心配されます。

最近の傾向ですが、県外避難者の数が約5万9千人と事故当時と比較して減少しています。それは、福島県が安全になったから戻ってくるというより

も、新たな地域での生活に疲れて戻ってくる方が出てきて、今後も増加することが予想されるのです。

ここで私が強調したいことは、この度の原子力災害による「福島の問題」は、子どもの問題として考えると、福島県内の問題に止まるものではないということです。全国の都道府県に福島県から避難した親子が暮らしている。一番多いのが山形県、次に埼玉県ですね。そして東京都と神奈川県にも約2,000人弱の方たちが避難しています。全国、都道府県の皆さんに「福島の問題」に関心と理解をいただきながら、避難した先の都道府県においても、福島県から避難した親子を支援していただきたいと思いません。

5. 放射能被害への不安との戦い

～ 分断される人間関係

福島市の駅周辺の人々の姿を見ても、誰もマスクや防御服など身に付けていません。こういう人々の暮らしぶりを見ると、福島市民は普通の生活を取り戻したように見えます。実際に、原発事故前に近い生活をしているとも言えます。しかし、そこに住む人々の意識は異なります。今年5月に行った福島市の調査があります。福島市民5,500人と県外の500人、全部で約6,000人を対象にしたアンケートによる調査の結果があります。回答数が3,000人を超えています。その9割を超える方々が、依然として放射能のことが「不安である」と回答をしています。調査の分析結果によると、震災があった2011年の調査と比較して、「不安」を訴える人の回答数が増えているのです。さらに、「不安である」と回答した人の34パーセントの方が県外への避難を希望していることも明らかにされています。一見日常の生活を取り戻したと思える暮らしぶりの一方で、様々な事情で避難できない親子のストレスが見えてきます。放射能のリスクについて理解が深まっていくなかで、自分たちが置かれた状況の深刻さが分かってくる。それにとともに、子どもを放射線量の高い場所に近づけたくない、食品の安全を確かめて手に入れたい、など警戒心の強まりとともに不安も大きなものに

なっています。

しかし、県外に避難した親子が安心を手に入れたかという、そうでもない現状が山形県で行われた調査から知ることができます。158世帯の子育て中の母親に行われた調査ですが、それによると、「母親の7割が精神的に、不安定な状態である、あるいは、不調を訴えている」との結果でした。さらに、「孤独感を感じる」と回答をした方も7割ありました。その理由として、「子育てを助けてくれる人がいない。」が58.6パーセントを占めていました。さらに、「自分の話し相手や相談相手がいない」が50.9パーセント、それから「配偶者（夫）に会えない。」が49.1パーセントを占めています。また、「子どもの遊び相手がいない」と72.6パーセントの母親が回答しています。

こうした調査の結果からも、子どもを養育する親の姿を垣間見ることができるのですが、そうした親たちの姿が子どもの生活に影響を与えないはずがありません。「子どもたちが狭い仮設の中で逃げ場も無く、傍らで親が東電への不満を述べているのを聞いている。大人の姿が丸見えになる。そんな生活が子どもに悪影響を与えるのではないか」と語る仮設住宅の方の発言を紹介するボランティアの報告がありました。震災直後の仮設住宅にボランティアに行くと、子どもたちが飛びかかってくる、蹴飛ばしてくる、といった子どもの姿に驚いたが、遊び場づくりなど子どもの支援が定着してくると子どもたちの生活も落ち着いたものになってきたというのです。親たちが余裕のない生活におかれる中で、子どもたちの居場所も失われていくのだと思わずにはられません。

福島県の放射能被害を巡って考えさせられることは、福島県民全員が原発事故の被災者でありながら、県内の人間関係は複雑に分断し、あるいは対立しがちなことです。例をあげましょう。

地域によって東京電力の賠償金額が異なります。実際の放射線量の多寡だけでなく、市町村の境界によって賠償の対象者や賠償額が決められます。「賠償金をもらった人、もらえない人。違う賠償額」と

いった状況の違いが、それまでの人間関係に微妙に溝を作り出します。さらに、同じ放射線量の地域でも、留まる人もいれば、避難する人もいます。同じ学校の校庭で、遊ばせてもよいと考える保護者もいれば、遊ばせるべきでないとする保護者もいます。放射線の安全性を巡って話せば話すほどに立場の違いが鮮明となって、人間関係がギクシャクとします。といった状況です。青葉学園の近隣のお年寄りが、孫に美味しい野菜を食べさせるのが楽しみで畑を耕していました。自分の作った野菜は心配ないと思うのだが、「じいちゃんが作った野菜は食べさせないで欲しい」と同居の親夫婦に言われて肩を落としていました。家族の日常の中に原発事故の影が深く差し込んでいて、生活を生きづらいものになっています。

原子力災害は、被災者の地域や人間関係をズブズブに引き裂いてしまう現実がある。災害からの復興のプロセスは、何と言ってもそこに住む人々の相互理解と協力が不可欠です。そのことを考えると、あらためて私たちの社会人としてのあり方や生き方が問い直されているとともに、未来を生きる子どもたちに、私たち日本人はどのような福島県を、そして日本を託そうとしているのか問われているのだと痛感します。

震災後2年を経て、被災した方々のメンタル面での問題が深刻化しつつあることも懸念されます。ある社会福祉協議会の職員の方が、被災者の相談内容が重たいものになりつつあり、支援する生活支援員自身の心理的支援が大きな課題になっていると語っています。事故当初は、物資の確保など差し迫った生活問題に関わる状況であったが、避難生活が定着した昨今は、親族や家、故郷、そして仕事を失うなど深い喪失体験から「生きていることの意味」など被災者の根源的な悩みに接し、支援する側も疲弊してしまう。このような現状は、一過性のものではなく、今後あらゆる領域で「支援者への支援」が求められるのだと思います。

6. 原発事故と子どもの養育

次に、原発事故後の子どもたちの現状について述

べます。

まず、町村全域が避難対象となった方々ですが、一次避難としての避難所から、次の仮設住宅の生活に落ち着くまで、住まいが点々とした時期がありました。当然、子どもたちは慣れない学校の転校を繰り返すことになりました。しかも、同じ学校で受け入れられる人数は限界があるので、同じ地区の子どもたちが異なる学校に分散して通学することになります。震災後の非常事態とはいえ、子どもの負担は相当大きなものがあったと思います。受け入れる学校も相当に配慮したと思いますが、特に思春期を迎えた子どもの中には生活が落ち着かず、新たな環境に適応できないまま学習意欲を失い、家庭や学校に居場所を見いだせないまま問題を起こす子どもの存在も指摘されています。

さらに、被災地の子どもの健康問題があります。マスコミでも大きく取り上げていましたが、育ち盛りの子どもの中には、アブノーマルな成長曲線を示す子どもが、災害前の約3倍であったというのです。低体重や身長伸びが少なく、逆に過体重になるなどの傾向が報告されていて、身体の成長への影響が指摘されるとともに、さらに子どものメンタルの問題にも注意する必要性が指摘されています。

次に考えたいのが「養育不安」の広がりや深刻化の問題です。先にも紹介した通り、福島県の家族の姿の急激な変容とともに、虐待のリスクが高まっているように思います。福島県沿岸部を管轄する福島県浜児童相談所（いわき市）の平成23年度の虐待相談件数が、被災前の件数を大きく上回ったことが報告されています。震災前にリスクを抱えていた家庭が、震災の一撃でその養育機能を一層不全化させていく、そのような被災地の子育て家庭の状況の一端を垣間見る思いです。

7. 子どもの「いのちと健康」を守るために

さて、これからの話は「福島県の子どもを放射線の被害からいかに守るのか」というテーマに移らせていただきます。津波のように突然襲って人の命を奪う現象を突然死（sudden death）に対して放射線

による人体への被害について「緩慢な死（slow death）」という表現があります。そうであれば、原発事故による放射線被害から子どもを守る営みは、子どもの「いのち」を守る戦いでもあります。

放射能はご承知の通り目に見えない、臭いもしないのです。ですから「安全だ」と言われればそんな気がします。一方で「危ない」と言われれば、五感で認知できないだけに一層不安になります。そのため、放射線の問題に取り組むためには、身の回りの放射線の状況を可視化しなければなりません。その手段として、子どもたちにガラスバッジ（個人用外部被曝線量測定器）が配布されました。この写真は、子どもたちが身に付けて1カ月ごとに外部から被曝



した放射線量を積算する計測器です。当初中学生以下を対象に3カ月間配布しましたが、「心配ない」ということで、その後の配布はありませんでした。しかし、福島市でさえ、安心できずに県外に避難する親子が未だに居る状況です。福島市は10月から、再度小学生にガラスバッジを配布して、積算量の算定を始めています。子どもはガラスバッジを身に付けて、毎日学校に通っています。これを月ごとに回収して、業者がデータを解析して知らせてくれることになっています。園内のすべての子どもがガラスバッジを付けて生活することが難しいので、NPOの方々の支援によって職員が必要に応じて園内で付けながら仕事をし、施設内の子どもの被曝状況をモニタリングしています。いずれNPOの皆さんの協力を得て、放射能被曝のデータを含めて子どもの健康手帳を作ろうとしています。原子炉の爆破後の気

象条件もあって、青葉学園は福島市の中でも比較的放射線量が低い地域になっています。高い所で毎時0.5 μ sv/h前後（それでも平時の10倍前後）です。

福島市内には児童養護施設が3か所あります。青葉学園の東方、飯舘村の方角に立地する児童養護施設では、毎時2.5 μ sv/hです。ですから、同じ行政区域でも場所によって随分放射線量の値が違います。それは、青葉学園の敷地内でも言えることです。事故当時の放射性物質が雨水などで流されてきます。雨どいや窪地などにそれが滞留すると、局所的に毎時10 μ sv/h前後と極めて高い場所、いわゆるホットスポットが出現します。これらの危険な個所を探すためには、やはりガイガーカウンターという計測器が必要になります。

青葉学園では、事故後半年ほどして子どもが生活する居住空間の近くのホットスポットを中心に、ボランティアの方々に除染をしていただきました。まずは、放射線量が高いとこの土を削って除去します。それから木の枝や幹、葉などに放射性物質が付着していることが分かってきましたが、敷地内の木を全部伐採すれば景観が壊れてしまうので、長時間子どもが過ごす住居などを中心にして影響の大きい樹木を伐採しました。さらに、事故当時の葉が落葉したものも放射線を蓄えているので、落葉を集めて除去しました。削った土や伐採した樹木や雑草などは土嚢に詰めて子どもが近づくことがない場所に保管し、「危険」の表示をしました。（将来、除染によるごみの処分場が決まった段階で、そこに移動することにはなっていますが、全くその用途が立っていません。したがって、予定されている敷地全体の除染作業の際に地中に埋める予定です。）

ところで、事故直後に大量に放出された放射性ヨウ素は半減期が約8日ですから、すでにありません。現在ある放射性物質は、半減期が約2年のセシウム134と半減期が30年のセシウム137です。たとえ微量の放射性物質でも集積すると放射線量は高くなってきます。除染をすればするほど、その残土の放射線量は高くなり、危険度を増していきます。放射能の除染により、危険な個所がでてくる。何とも言えないパラドックスです。

ところで、放射線量の正確な測定は本当に難しいものです。ガイガーカウンターで測ると、「高い、低い」の傾向性は分かるのですが、核物質の性質上放射線が絶えず変化していて数値を確定するのが難しいのです。いずれにせよ、原子力災害下の放射線から身を守るためには、放射線量を可視化する高性能の測定器が不可欠です。

浪江町の方々は原発から3キロぐらいに住んでいました。3月11日の夕方には原子炉が危ない状況にあり、避難命令が出ています。しかし、避難の理由を正確に告げられなかったと言います。3日分ぐらい経てば自宅に戻れると思った方も多かったようです。そして、多くの方々が、放射能雲が流れたのと同じ方角に避難してしまいました。不幸なことに放射能の高い場所に避難していた。もし、浪江町の人たちがガイガーカウンターを持って逃げるのができたならば、状況は随分違ったはずですよ。そのことを思うと、今でも浪江町の方々は悔しさや怒りの感情を抑えきれないのではないのでしょうか。日本の中には原子力発電所が50基余もあるのです。原発事故が起きれば、30キロ圏内の住民が避難すればそれで済むものではないことを私たちは身を持って知りました。極めて広域に被害が及ぶことを覚悟しなければならぬのです。そのことを考えると、全市町村の役所には、最低1台のガイガーカウンターを設置すべきだと思います。マスコミの報道を待つまでもなく、計測器が作動して環境放射能の異常を感知できるからです。

そのことは、福島県の三春町の対応からも言えることです。町内の方（元高校の理科の先生）が、チェルノブイリ事故のときに、日本に流れてきた放射線量を測定するために機器を購入していた。福島第一原子力発電所の事故後に、その計測器を使って三春町の異常に高くなった放射線量を感知しています。町は独自の判断で、いち早くヨウ素剤を町民に配布したことで知られています。

この写真は、文部科学省が設置したモニタリングポストです。設置した最初のころは毎時0.3 μ sv/h台を表示していました。現在、事故からまもなく2年になりますので、セシウム134が事故当時から半



減したため、放射線量は減少しています。当初の毎時 $0.3\mu\text{sv/h}$ から、現在は毎時 $0.25\mu\text{sv/h}$ 前後の数値を示しています。このモニタリングポストの数値は定期的に文科省に送られていますので、ホームページで福島県内の全モニタリングポストの数値を確認することができます。

ところで、原発事故当初は、拡散し地上に降下した放射性物質から身を守ること、すなわち外部被爆からの防御のための対応に追われました。しかし、原子炉の状態が一応落ち着いて、新たな放射性物質の降下を考える必要がなくなると、放射能に汚染された食品を通して、放射性物質が体内に取り込まれるという事態を極力回避することが重要な課題となります。人体の内部被爆からの防御の課題です。なぜなら、たとえ摂取した放射能が微量であっても、それが放出する放射線を体内の細胞は直接浴び続けることになるからです。食品は生産地を越えて流通しますから、この問題は日本全体の関心事であると思います。

この写真は、食品放射能の測定システムです。これは、日本ルーテル教団及びルーテル教会ミズリー・シノッドから提供いただいたベラルーシ製の機器です。食品放射能測定は、環境放



射能や室温の影響を受けるため、安定した環境の設定が求められます。測定室の設置では、日本キリスト教海外医療協力会から全面的な支援をいただきました。事故後いち早く機器を提供いただきましたので、測定担当の職員が専門家からの研修を受けて、1911年の4月1日から青葉学園の三食を毎日、毎食測定をして来ました。

青葉学園では、食材ごとに検査をするのではなく、調理後の一食分の放射性物質の検査を行っています。直接子どもの口に入る状態の食品の放射エネルギーを計る方式で、これを「陰膳方式」と呼んでいます。国の基準は1キログラム当たり 100Bq/kg 以下となっています。しかし、青葉学園では国の10分の1、 10Bq/kg 以下の基準に設定しています。もし、基準値以上の結果が出た場合には、食材に遡って原因を追究するとともに、非常食で対応することになっています。

チェルノブイリの事故で大きな被害を受けたベラルーシでは、今も放射能の被害が深刻です。ここでは、学校に食品測定器が設置されて、さらにホールボディカウンターも設置して住民の健康管理と相談に対応しています。青葉学園でも、食品放射能測定器を希望する地域の方々にも利用してもらっています。具体的には希望する食品を持参していただき、青葉学園の職員が測定します。結果がパソコンを通して印字されますので、それを地域の方々に説明しながら渡しています。

福島県では学校給食については食品測定器を全校に配置する計画で準備していますが、今のところ導入されている学校は無いようです。予算的な手当てができて、おそらく食品測定器の入手に時間がかかると思います。学校関係のいち早い対応に対して、県内の児童福祉施設にも食品測定器を配置するようにと県関係者に要望しました。特に児童養護施設は、小さい子どももいて、さらにどの子どもも毎日3回食べるわけです。結局、児童養護施設はじめすべての児童福祉施設に食品測定器の配置が決まりました。

内部被爆のモニタリングの手段として、ホールボディカウンターをすぐに利用できないものですか

ら、尿中に溶け出したセシウムの量を測定することにより内部被爆の状況を調べています。採取の尿量は2リットルです。特に尿を採取する作業は、小さい子ども場合採尿が大変なため、全員の子どもの調査は困難なので、年齢層を分けて抽出した子どもを対象に行っています。この調査にあたっては、資金面や技術面で「福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会」というNPOの皆さんの全面的な支援を受けています。

このNPOは、東京医科歯科大学丸光恵先生や元武蔵野大学の澤田和美先生を共同代表として、福島県内の児童養護施設の子どもの健康維持、管理のための活動している団体です。一般の家庭の場合は親の判断で自主避難できるのに、施設の場合は県の児童相談所による「措置」により入所していますので、原則として県の指示がなければ避難できないという事情があります。「福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会」は、「児童養護施設の子どもたちが、避難したくても自主的にできない状況の中で、原発事故の健康被害から可能な限り子どもを守ることが社会の責任である」という認識に立って活動しています。国内だけでなく、遠くはアメリカやドイツなど海外からの資金的な支援もあると聞いています。日本の国内では、放射線被害については安全性が強調される傾向にあるように感じますが、このNPOの方々の話によると、むしろ海外の関心が非常に高い、「フクシマの子どもたちは大丈夫なのか?」と心配する方々が多いとのこと。そのような中で、子どもの尿の検査をしているのですが、今のところ尿中の残留放射性セシウムの値が高い子どもがいなかったため、一安心しているところです。

さらに、福島県の主導による甲状腺検査が始まりました。最初は原子力発電所から近い沿岸部の子どもたちの検査が行われています。今になって、やっと福島市の子どもたちの甲状腺の検査が始まりました。子どもの甲状腺検査の結果ですが、第1時期の検査では30数パーセントの子どもに甲状腺のしこりが発見されたが、それは心配するほどの状況ではないとの判断でした。しかし、その後2カ月ほど経てからの第2期目の検査では、40数パーセントに甲状

腺のしこりが発見されています。事故から時間が経つことによって、子どもの甲状腺にしこりが広がっているのではないかと、放射線被爆の影響が子どもの甲状腺に出てきているのではないかと、この心配が頭をよぎります。放射能被害の影響か定かではありませんが、すでに1名の子どもが甲状腺に癌が見つかったと公表されています。

そのような中で、福島市社会福祉協議会が外部被爆を避けて戸外で遊べない子どもたちのために「おもちゃ広場」という室内の遊び場を設置しました。また、福島市は「サンドパーク」（定員200人）という砂場を市民会館の室内に設置しました。ここでは安心して砂遊びができるので、孤立しがちな親子が訪れて休日は満員になっています。こうした設備が出てきたことは、幼児を抱える家庭にとっては救いだと思います。

8. 長期化する原発事故への対応

～「原子力発電所事故への対応マニュアル」の作成

テレビ放送でチェルノブイリの事故後のウクライナ政府の現状や対応が報道されていました。それによると、ウクライナでは年間被爆量が1 msv/hから5 msv/hの区域では、その住民は避難する権利を持っており、避難した場合には就労の支援も行われるのです。その内容にショックを受けました。この基準を福島県に適用すると、青葉学園も含めて福島市内のほとんどの地域が「避難の権利を有する」地域になるからです。年間被爆量1 msv/h以下の地域となると、それは0.23 μ sv/h以下の地域となりますが、青葉学園の現在の環境放射線量は、平均すると0.3 μ sv/h前後です。ウクライナの基準では「避難の権利」が生じる場所になるのです。

こうした福島県の原子力災害の状況の中で、福島県の8か所の児童養護施設が協力して「原子力発電所事故への対応マニュアル」を事故後1年ほどかけて作成しました。措置者である福島県の担当者もマニュアル作成の検討会に参加しました。

このマニュアル作成の背景には、東日本大震災直後の苦い経験がありました。いわき市にある児童養

護施設「いわき育英舎」は、第一原子力発電所から34kmの距離にあるいわき市小川町に位置します。事故直後に、原発30キロ圏内の地域に対して避難退避命令が出ました。この施設の場合は、34kmの距離ですから、避難の対象にはならなかった。施設では、「30km」と「34km」、わずか4kmの差で放射能からの安全が確保できるのか、大変疑問に思い、悩みました。しかも、この判断は、高齢者も子どもも同じ判断です。震災直後のことですから、法人理事たちと相談したくても通信網が混乱し、連絡が取れません。同じいわき市にある児童相談所に連絡しても、県の機関は県の指示でしか動かないので、避難命令の対象でない一時保護所は避難しないとの見解です。施設長は悩んだ末、施設の自主判断で子ども全員の避難を決断しました。放射線被ばくの影響が大人よりも子どもの方が格段に大きいと聞いて決断したと話されていました。公用車だけでは乗り切れず、職員の私用車も使って避難しました。須賀川市の県立児童自立支援施設が子ども全員を受け入れてくれたからです。現在は、いわき市の方が福島市や郡山市などよりも環境放射線の線量が低いことが分かり、小川町に戻ることができました。しかし、同じ沿岸部にある障がい児者や老人の施設では、福島県内だけでなく、福島県外にも避難して現在もそこで過ごしている方々がいます。いずれにせよ、極限的な状況の中で大変厳しい判断が問われるのが、この度のような大規模な災害ですが、さらに原子力災害の場合は、避難しても長期に戻ることができないという覚悟も求められることとなります。

今日の福島第一原子力発電所の現状を考えると、大変に不安な要素が大きい。さらに、原子炉の撤去到30年～40年の期間を必要だと言われています。廃炉の過程で何が起きるか分からない。さらに、今回のようなマグニチュード9クラスの地震の後には相当大きな余震にも備える必要があると言われます。先に「いわき育英舎」が直面した緊急避難の問題に、今後県内の児童養護施設がいつ直面するか分からない。そのような思いから、「原子力発電所事故への対応マニュアル」の作成作業が進められたのです。児童養護施設は行政の責任において「措置」という

形で子どもが入所し生活しています。当然に、非常時にも行政の責任を逃れることはできません。したがって、行政担当者も措置行為者としてマニュアルの作成作業に加わることになりました。

このマニュアルにおいて確認したことの一番の成果は、施設長が行う一時的な緊急判断を県が尊重するという共通理解ができたことです。緊急時には、施設長がやむを得ず自主避難した場合（一次避難）、その判断を措置権者の県が追認するというものです。そして、とりあえず一次避難による安全の確保が出来た後の二次避難については、行政担当者と相談して実施することにしました。

ところで、学校や保育所の災害時の避難マニュアルの内容を考えると、安全確実に子どもを「親（家庭）に帰す」ためのマニュアルですね。ところが、児童養護施設のような生活型の児童福祉施設の場合には、学校から帰されてきた子どもを受け取って、そこから家に帰すわけにいかないのです。親に代わって、目の前の子どもたちの命と健康を守る責務があるわけです。その意味で、このマニュアルは大きな意義をもつものだと思います。このマニュアルは、完成したものではないので今後もさらに細部を検討して充実したものになるよう求められています。

「原子力発電所事故への対応マニュアル」の作成過程で痛感したことは、今日の地域分権化の流れの下で、福祉制度を含めて社会的なシステムを生活圏、地域を中心に組み立てる中で、この度の大規模災害、特に原子力災害の場合は地域単位の対応では難しいということでした。とりあえず、「原子力発電所事故への対応マニュアル」の作成に合わせて、県内施設間で「災害時の相互支援協定」を締結しました。今回のような大規模災害時には、支援を必要とする施設に他の施設から応援の職員を派遣し、支援の物資を補給する、あるいは、必要があれば避難してきた子どもと職員を受け入れるという内容です。このような協定は、全国でも珍しいということで、「月刊福祉」や地元の新聞で取り上げられました。しかし、よく考えると、幸いに今回の事故では県外に避難しないで済みましたが、今後再び原子力発電所の

大事故が起きた場合には、県内の避難場所の確保が困難な場合も想定されます。かなり広範囲にわたる避難の必要性を考えると、県域を越えて災害の協定を結ぶ必要を強く思います。県内の対応で完結しないのが、この原子力災害だと思っています。その意味で、地方分権化の流れの中で、生活圈、市町村を中心に機能する日常生活レベルのシステムづくりの必要性と同時に、大災害時に広域で対応できるシステムの構築が今後の課題ではないかと思っています。しかも、原子力災害の場合は、一か所の避難場所を想定するだけでは使えない。災害時の風向き、気象条件によって避難する方向を決定しなければなりません。そのことを考えると、広域で、かつ分散型の避難の方法が求められています。

それから、補足するとこの度の大震災時には、電話や携帯電話の電波が被災した地域の中に届かないということです。携帯電話が全く使えなくなりました。皆さんが一番心配してくださったのは、被災地の私たちの安否でした。青葉学園の子どもたちは平気なのか。普段連絡が無い卒園生までもが心配してくれました。後に「長い間電話が繋がらなかった」と多くの方々から言われました。維持コストを考えなければ、衛星電話を持てば問題は解決するかもしれませんが、その負担も大きい。被災地から域外への電波の方がつながりやすいことを考えると、例えば遠く離れて九州や北海道の施設と平時の時に話し合っ、そこを緊急時の連絡場所にした方が安否の確認が取りやすいのではないかと、「原子力発電所事故への対応マニュアル」の作成の時に話題になりました。被災時の情報の伝達や共有化の問題は、今後の大きな課題だと思っています。

今後の福島県の子どもたちの将来を考えると、子どもが大人になって何らかの病気になった時に、原発事故による被災との因果関係に疑問を持った時にどうすれば良いのかとの課題です。そのような場合に備えて、私たちにできることは何かを考えざるをえません。その一つが「健康手帳」の作成です。尿検査やガラスバッチ、甲状腺検査の結果などのデータを手帳に記入し、退所のときに持参できるように計画しています。なお、厚生労働省の書類管理の期

間は、病院のカルテやケース記録が5年となっています。放射線被害に関しては長期に保存する必要があります。青葉学園では、退所者の照会に備えて健康に関するデータをできる限り長期に保管したいと考えています。

9. 子どもの未来を考える

～「差別」を許さないために

子どもの健康被害に対する心配とは別に、大きな心配があります。それは、福島の子どもたちが「風評被害」の中で大人になっていく。さらには、大人になってもその被害が続くという懸念です。福島の子どもたちが差別されるのではないか、そのことを強く心配しています。

今、児童養護施設には虐待を受けてきた子どもが多く入所しています。青葉学園も同様です。虐待を受けた子どもの中には、「アタッチメント」の形成が良好でない、あるいは人間への信頼感が揺らいでいる子どもがいます。児童養護施設に入所して、そこで養育支援を受けながら様々な方に出会いながら、あらため「信頼感」を獲得し、大人や子どもへの信頼感、そして人間への信頼を回復していくことで、自立の道を歩もうとしています。

3月11日の東日本大震災の渦中、「小学校では青葉学園の子どもたちが、地域の子どもと比較して大変に泣き叫んでいた」と学校の先生に言われました。特に上級生として一番学校で突っ張っていて、先生にもとかく反抗的な子どもが、ひととき激しく泣いた。しかも、皆から離れて棒立ちになって泣いていた。その姿は先生方にとって印象深いものでした。それを聞いた私たちも意外でした。しかし、考えてみれば、その子どもが周囲の大人を信頼し、仲間を信頼することができたら、一人で泣き叫ぶ必要はなかったのです。先生にしがみつき、仲間と抱き合っ泣けばよかった。そのことに思い至った時に、その子どもが生きている深い孤立感を思わずにはいられません。大人や仲間と突っ張って生きていたその子どもが、経験したことのない激しい揺れの中で、どのように突っ張ってよいか分からない。

■ 特別講演（公開講座）より ■

そのような状況の中で、その子はもう自分が生きる術を見失い、恐怖の中で泣き叫ぶしか無かったのだと思います。

福島県内では、「『地産地消』で行くしかない」と語り合っている中高生がいるのだといいます。風評被害下の福島県にいる私たちは、差別のゆえに県外の人とは結婚できないだろうという諦念にも近い思いが伝わってきます。若者だからこそ、社会の状況に鋭く反応し、未来を危惧しているのでしょう。現実には、「福島」ナンバーの車が県外で心無い扱いを受けています。「福島県人」という理由で婚約を破棄された方の相談が、相談窓口に寄せられています。避難先で共同浴場に入浴していた子どもたちが、福島県から避難してきたと知って、その場を離れて行く地元の方々の姿を見てひどく傷ついていた。そのような話題が後を絶ちません。こうした状況が、原発事故後の一過性の現象なのか、今後長期にわたって続く現象なのか、考えてしまいます。

青葉学園のような社会的養護の中で大人になっていく子どもたちが、社会を信頼して生きる、社会の中で他者を信頼して生きて行くことができるようにと、そのことを大事にしながら私たちは子どもの養育に当たっています。しかし彼らが、その社会が信頼できない。あるいは社会から排除されることを恐れながら生きなければならないとすれば、これほど悲惨なことはありません。そして、この問題は福島県の児童養護施設だけの問題ではないのです。福島県の子どもが、この日本の社会の中で「棒立ちになって泣きながら生きていく姿」を想像したくありません。その意味で、「差別」のない日本の社会を創ることは、福島県の総ての子どもの問題です。東日本大災害と福島第一原子力発電所の事故という未曾有の災害に見舞われながら、なお福島で育ちいく子どもを日本の社会が排除するような差別があるば、「フクシマ」の真の復興は無いのだと思います。最後にそのことを強調して話を終わりたいと思います。

以上、まとまらない話になりましたけれども、原子力災害下の福島県の子どもの状況について伝えさせていただきました。将来にわたって、福島の子どもたちが安心して生きられる日本の社会をぜひ創っ

ていきたいと切望します。

ご静聴ありがとうございました。

公開講座「原発事故と子どもの健康」 ～子どもの未来を考える～

黒部 信一
(すずしろ診療所)

I. はじめに

私と放射能とのかわり、実は病院にいる時代、今から約30年前に病院勤めをしていたときに、医療における被曝を減らそうという運動を起こしたのです。現在でも当時でもそうですが、大体世界平均の4倍ぐらいの医療被曝を日本人は浴びています。過去には胸のレントゲン、胃の透視検査すなわちバリウム造影検査、それと歯のパノラマ撮影が問題でした。現在はCT撮影と歯のパノラマ撮影が問題です。それで当時、病気の診断に使うレントゲンは仕方がないので、健康な子どもの診断にレントゲン撮影を使うことはやめようということになり、小中学校のレントゲン撮影をやめようという運動を始めて、その結果成功しました。

その運動の中で、「チェルノブイリ子ども基金」の人と出会って、チェルノブイリの子どもの医療支援ということをやってきました。医療支援というのは直接行って医療をすることではなく、現場の医療を支援していくということです。これは日本の医療を向こうへ持ち込むのではなくて現地の医療を支えていくという考え方です。

今回、福島でも起きた原発事故、これに対しても現地でやっていることを支援していくというのが基本で、「未来の福島子ども基金」というのを立ち上げました。ですから、募金を集めて、お金や医療機器や物資を寄贈するという役割をしているのが2つの子ども基金です。そういう形で放射能にかかわりましたので、チェルノブイリのことで現地にも行きましたし、少しは知っているつもりですので、その立場から福島県の子どものことを考えていきたいと思っています。

II. 放射線の危険性

放射線の危険とは何かというと、大量の放射線を浴びるのは実際の放射線を扱っている人たちです。あとはチェルノブイリ事故のように、連続して核爆発が続いたという時には大量に浴びます。しかし、今回福島では幸いなことに核爆発は起きないで、停止させた状態で水素爆発が起きました。ですから、連続して核が次から次へと爆発していく事態は避けられたのです。しかし、チェルノブイリに準ずる大事故であったという状態には変わりはありません。

そして、チェルノブイリと同様に、強制避難地区と、それから避難をする権利がある地域、そして放射線管理地域——管理地域とは簡単に言えば病院に放射線のマークが入っている場所です——とに分類されています。政府はチェルノブイリの経験に踏まえないで、いまだに強制避難地域を20ミリシーベルト以上としています。年間5ミリシーベルト以上を浴びる地域は避難の権利がある地域、年間1ミリシーベルトを超えると放射線管理地域と、チェルノブイリの三国（ウクライナ、ベラルーシ、ロシア）ではなっております。避難の権利のある地域に住んでいるのは、チェルノブイリでも子どもはどんどん脱出していますから今は少なくなっていますけれども、放射線管理地域と避難の権利のある地域に、いまだに子どもは住んでおります。

そして、その子どもたちがもう26年経って大人になって、また子どもをつくっていく。そういう所でいろいろな問題が起きていることが判っています。ということは、福島原発では、あと30年経ってもまだ問題が続くと考えなければいけないと思います。それは低線量の放射線被曝の影響ということになり

ます。大量に浴びるわけではなく、低線量を浴び続けることです。

1. 放射線の危険とは何か

(1) 低線量の放射線被ばくの影響は

——放射線の危険性——

○ 放射線被ばくによる障害には、大量被ばくによる急性障害と、低線量被ばくにより、時間が経ってから起きる晩発性障害、遺伝的障害、それに先天性障害があります。晩発性障害を起こす原因としては、外部被ばくと内部被ばくがあります。

外部被ばく（原水爆、医療被ばくの多くと原発爆発）と内部被ばく（体内に入り込んだ放射能をもつ物質が、体内で発する放射線による被ばく—大気からの吸入と食物に付着した放射性物質の摂取による）があります。爆発直後は外部被ばくが多く、時間と共に内部被ばくが主となります。外部被曝というのは外から浴びる被曝。ちょうどCTやレントゲン撮影をすることで放射線を浴びることが外部被曝です。内部被曝というのは、放射性物質を食べたり飲んだりして、それが体の内部に沈着して、そこから放射線を発射し、それで体の内部が被曝する。これが内部被曝です。

チェルノブイリの経験からいうと、ヨーロッパのほぼ大半が低線量被曝を起こしています。南はフランスの南部を除く中部から北部まで浴びています。イタリアも浴びているし、トルコまで及んでいます。低線量被曝です。

福島原発事故で言えば、東京・千葉まで及んでいます。葛飾・江戸川区あたり、それから千葉市・柏市まで低線量被曝は及んでいます。だから、世界的には日本の被曝地域は関東から東の北海道を除く東日本と見られています。

1) 被曝した本人への影響——身体的影響

単位を判りやすくすると、一回の1ミリシーベルトの被曝で1本の放射線が体内にある全身の60兆個のすべての細胞を通過します。1マイクロシーベルトでは60億個の細胞を通過します。通過する際に細胞内の核などにあるDNAを切断することがあります。DNAの切断には、1本の放射線で1か所切断

し、その結果、障害を起こします。DNAは体細胞では、1細胞中に32億塩基対があり、3塩基が20種のアミノ酸を指定しています。その為塩基間の切断によってさまざまな病気が発生します。しかし、幸いなことに人間の体はそれを修復する能力を持っています。それは、地球上の空気の層がしだいにでき上がっていった、宇宙からの放射線がしだいに遮られて、海中で発生した生命体が海中で進化して、陸上の放射線が低下したところで陸上に上がってきたという人間の祖先の歴史を持っているからです。それで放射線に対する対策を人間の体は持っています。だから、大量に浴びない限り問題にならない。だから、1回放射線が通過してDNAが切断されても、それを修復する能力を持っているのです。

しかし、継続的に浴びていくと、その修復の間違いというのが何回かに1回は出るので。それがどのぐらいの頻度で出るかは、はっきりとは判っていませんが、その修復の間違いの起きたときに問題が起きるので。

詳細は判っていませんが、「現実にチェルノブイリで被ばくした子どもたちはいろいろな症状を訴え、脳神経系・免疫系・内分泌（ホルモン）系・筋骨格系などいろいろな病気になっています。」それを数値化できないので、発がん率で代表させています。今まで放射線の影響は、「発がん性（白血病、がん）とがんによる寿命短縮、老化現象の促進」と言われて来ましたが、それ以外の障害があることが、チェルノブイリ事故後の健康調査などや現場の医師たちの間での話から判ってきました。ですから、被ばくすれば体のすべての場所のどこかに障害が起きてもおかしくないのです。しかし、機能的な障害は数値化できず、症状として出ても放射線の影響かどうか判らない為に、発がん率で代表して表現しています。それは微量でも蓄積（主に発がん率が）されて確率的に出ます。その確率に個人差があります。

いま国際的にチェルノブイリで事故の影響と認められているのは甲状腺がんです。しかし、現実には白血病も脳腫瘍も出ています。当時生まれていなかった子どもたちからも、いま白血病・甲状腺がん・脳腫瘍、それからいろいろな腫瘍や病気が次々

ら次へと出てきています。その病気の中で1番代表的なものは疲れやすいことで、原因がわからない疲れやすさです。2番目に多いのは免疫低下で、いろいろな病気にかかりやすい。それ以外にもいろいろな病気が起きています。特にセシウムの場合には筋肉に付着しやすく、そのために、筋肉と筋肉の塊である心臓、それから血管に付着する。血管は筋肉が薄くついているためです。それで心血管系の病気が増えています。

○ 2012年翻訳されて出版された研究書、元ベラルーシのゴメリ医科大学長で病理学者だったバンダジェフスキー著「人体に入った放射性セシウムの医学的・生物学的影響」（2000年）には、死亡者の臓器別の測定では、放射線の蓄積は、甲状腺、骨格筋、小腸、心筋、脾臓、脳、腎臓、肝臓の順でした。機能的には、心臓血管系に強く表れ、弁閉鎖不全・不整脈・子どもの高血圧などです。腎臓では内部（ネフロン・糸球体・尿管）の変化。肝臓では退化、機能の不調、肝硬変。免疫系では、感染への抵抗力の低下で、結核、ウイルス性肝炎、急性呼吸器疾患への感染。造血系、女性の生殖系も影響を受け、妊娠と胎児の関係では、胎盤でセシウムは胎児に入りませんが、着床前の胎児死亡、胎児の骨格系の形成不全などが増加します。またホルモン系では、女性の内分泌機能の乱れ、甲状腺の機能の異常を生じ、甲状腺がんも増えます。神経系では、放射線の影響で、特に大脳左半球の異常が生じます。視覚器官では、白内障、硝子体の破壊、屈折異常などを生じるなど、人体のほとんどの器官の機能異常や障害が起きていることが書かれていました。

○ 人は細胞分裂で新陳代謝を行ない、その時できた傷害部位の修復を日常的に行なっています。細胞分裂のたびに10億塩基対に1回くらいの間違い、つまり体細胞では3か所くらいの間違い（突然変異）が生じます。その上、紫外線・放射線・化学物質などの影響を受けて余計に突然変異を生じます。DNAの切断は修復が容易な場合と、間違っただけで修復される場合、全く修復されない場合があります。間違いの監視機構と修復機構が働いて、間違いを修復したり、修復できずに生じた欠陥細胞は破壊されます。

このシステムが免疫系です。この監視機構が働かないか突破された時に病気になります。免疫系が低下する原因に環境因子が働いています。環境には自然的環境、社会経済的環境（家庭環境を含む）、心理・情緒的環境（ストレスが原因となる）などがあります。

2) 子どもへの放射線の影響

①子どもでは、成人よりも放射線被爆による影響が大きい。

子どもの放射線に対する感受性は、乳児から思春期までを平均して、成人の10倍です。その理由は、細胞分裂が盛んであることです。これは特に、胎児、乳児に特別に盛んです。胎児や乳児は、それだけ急速に成長発達するからです。

たった1個の受精卵が倍、倍と増加して、40週でオギャーと生まれて、オギャーと生まれてきた赤ちゃんが、たった1年前後で這い這いしたり言葉を発したりするようになります。それだけ細胞分裂が急速に進むのです。その後、そのスピードは落ちていきます。細胞分裂の多い時期に1番放射線の影響を受けやすいのです。細胞分裂の時に修復の間違いが起きやすいからです。

次に、生存期待年数が長いこと（これから生きて行く年数が長い）です。65歳の人とはあと何年生きられるかという平均余命でいうと、65歳の男で大体18年、女で23年です。しかし、オギャーと生まれた子どもの平均寿命は男で79歳、女で86歳です。その年数を生きることが期待されているのです。

さらに、女兒は男児より感受性が高い（生まれた時から卵母細胞をもっている）。ヒトの卵母細胞は出生時200万個、成熟しないもの、欠陥があるものが脱落し、次第に減少し、45歳頃には3万4千個に減ります。思春期になると、毎月成熟して卵子となり1個ずつ排卵します。精子は1回の射精で5億個あり、その半数は欠陥をもつが、正常な精子が競争に勝って受精します。間違っただけで欠陥のある精子が受精すると流産することが多いし、間違っただけでも新生児期、乳児期に死亡します。ここでの監視機構はまだ判っていませんが、その存在が推定され、環境因子によってその働きが左右されます。大体、放射線を浴びてから6カ月経てば、できた精子は安

■ 特別講演 (公開講座) より ■

全とされています。しかし、放射線のある低線量被曝の地域に住んでいると、常時浴びていますから安全とは言えません。

②外部被ばく線量が同じである場合、成人より子どもの方が、内部に到達する放射線の周囲組織（皮下組織、脂肪、臓器の周囲組織）による減少が少なく、内部臓器に達する線量が高くなり、障害が出やすくなります。

③その結果、放射線による生物学的影響が、子どもの方が大きいのです。生物学的変化とは、細胞機能の低下、細胞分裂の遅延、染色体の異常、細胞の死です。

④子どもへの放射線の影響というのは成人よりも影響が大きい。それは、このページの右側に「被曝時年齢の最大1ラド当たりの過剰率」の図があります。1ラドというのは10ミリシーベルト。過剰率というのは普通に起きる上にプラスする過剰の分。図2に出ていきますように、自然発生の上に上乗せしたAの部分の過剰の分。それが図1によると、生まれたときが出发点87。そして18歳ぐらいまで急速に低下して落ちつきまして、そこからなだらかに50代半ばから60代まで低下して、ほぼ過剰率がゼロに近くなる。60歳以上になると自然に起きたものか原発の影響かは判りにくくなるのです。

3) 微量放射線のリスク

これは、すべての臓器の発がんと機能の異常を低リスクで引き起こしますが、機能の異常は形態の異常を伴う発がん比べて数値的にとらえにくいので、放射線被ばくの有害な影響の発生確率（頻度）を発がんのリスクとして表現しています。その影に多くの機能異常があると考えられます。それを証明したのがバンダジェフスキーの論文です。

4) 被ばくした人の子孫への影響——放射線の遺伝

注：下図の1ラド=10ミリグレイ=10ミリシーベルトです。

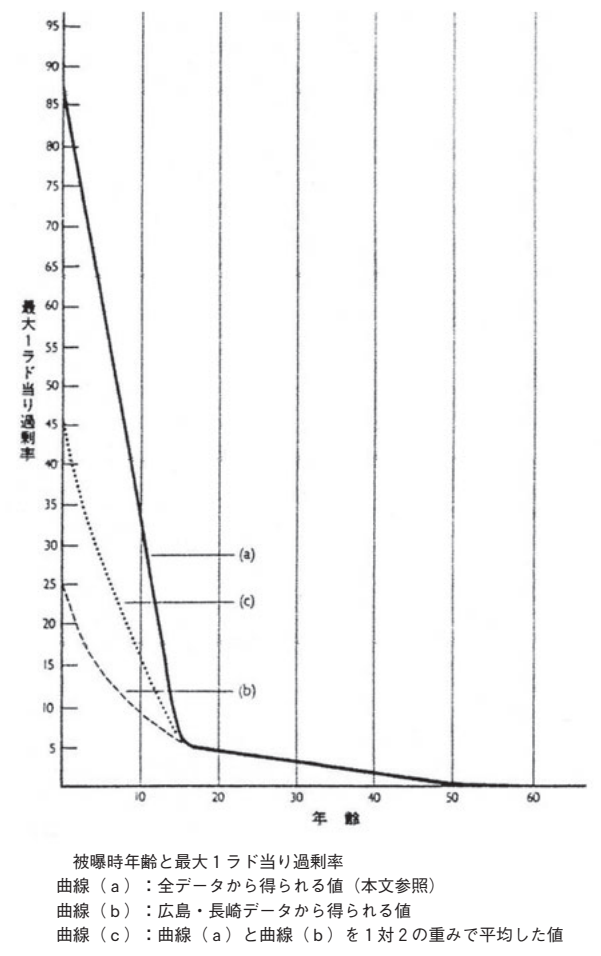


図1 被ばく時年齢と最大1ラド当たり過剰率 (ゴフマン)

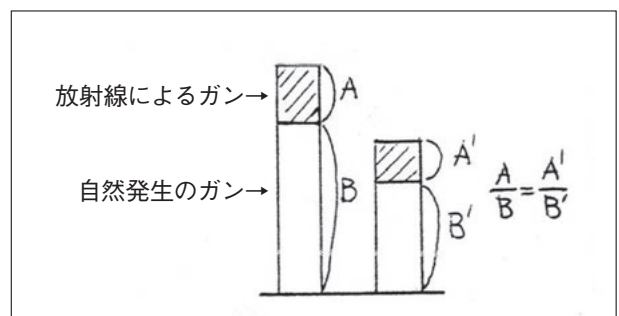


図2 過剰率

放射線の単位とそれの意味するもの

照射線量 = どのくらい物質に放射線をあびせたか。レントゲン

吸収線量 = 被曝によりどの位エネルギーを吸収したか。1グレイ (=100ラド)

線量当量 = 吸収線量 × 線質係数 × 荷重係数

1シーベルト = 1000ミリシーベルト 1ミリシーベルト = 1000マイクロシーベルト (1シーベルト = 100レム)

線質係数は線の種類で異なり、X線、ベータ線、ガンマ線は = 1

荷重係数は、皮膚で受ける線量で、内臓はどの程度被曝するかを、科学モデルによる計算値にしたもの。一般には、皮膚線量 (空気中の線量) で比較する。これは測定できるから。生殖腺0.25、赤色骨髄と肺0.12、乳房0.15、骨表面と甲状腺0.03、残りの組織0.30

的影響

遺伝子の突然変異で、微量でも蓄積されて、確率的に出るのは体細胞と同じです。でも日常的には、生殖細胞1個に起きる塩基の置換（複製の際の間違い）は600万か所にのぼり、子孫に伝えられます。すべての細胞で1000塩基に1個くらいの塩基の置換、欠失、挿入などの突然変異が起きています。そこに放射線の影響が加わります。

①遺伝子突然変異 突然変異率は被ばくする生殖細胞の発達段階、吸収線量、線量率などにより異なります。

②染色体異常 発生頻度は高くありません。その理由は、染色体の切断部位の再結合による修復が可能のためと考えられています。

③遺伝と自然淘汰 致命的な変異ならば子孫に伝わりません。それは、妊娠しないし、しても流死産や新生児期、乳児期に死亡するからです。それをかわして生き残って成長すれば、その遺伝子は子孫に伝わります。でも生殖年齢まで生き残る確率は低いのです。

④集団と遺伝 個人としては極めて低い線量であっても、集団全体が個々として浴びれば、集団の大きさに比例して特定の個人に対する影響が生じる確率も大きくなります。例えば100万人に1人の確率であれば、100万人が浴びたとすれば誰か1人がその確率に当たってしまう。

○ 遺伝子は環境条件に左右されます。ある種の環境でならある形で発現します。遺伝子は、特定性（発達や環境に左右されない）と可塑性（環境の変化に適切に対応する能力）をもっています。遺伝子と環境は相互に影響し合っています。ですから、遺伝子異常が起きて、それが発現しないこともあります。

以上の理由で、遺伝的影響は二代目がほとんどで、三世に及ぶ確率は低くなります。日本の受けた原爆被爆でも、原爆被爆二世の問題がかなりあります。しかし、三世まで障害が出るということは少なくあります。二世の段階で途絶えてしまう率が高い。

5) 胎児への影響（子宮内被ばくの影響）——先天的影響

①小頭症、精神知能発達障害、発がん性、染色体

異常が知られてきました。放射線のリスクは、器官形成期と胎児期の初期が最も顕著であり、受胎後25週間までが、放射線に対して特に敏感であり、特に中枢神経系の感受性が高く、その時期を過ぎると低くなっていきます。妊娠4～6カ月では幾分小さくなり、7か月以降では最低となります。

②白血病および小児がんのリスク

妊娠のほぼ全期間を通して、胎児は小児とほぼ同程度に潜在的がん誘発効果のリスクがあると推定されます。小児がんの自然発生率は約0.2～0.3%と低く、約10ミリシーベルトという大量の胎児被ばくでの相対リスクが1.4倍ですから、子宮内被曝後における個人レベルでの小児がんの確率は小さいですが集団レベルでは別です。

6) 線量限度はICRPの勧告では、成人で年1ミリシーベルトです。しかし、少しずつ浴びていれば自然に修復されることが多いです。この数値は計算値です。

7) 発がん遺伝的影響のリスク—放射線被ばくによる発がん遺伝的影響との発生確率は5対1であり、放射線影響のリスクは発がんの方が大きいです。

(2) 放射線の発がん性

放射線の発がん性は、放射線が体内を通るときにDNAを破損します。そして異常な細胞が生じて、それががんになるのです。発がんにはいろいろな理論があるけれども、ひとつは人間のDNAに刻まれた指令を無視して必要以上にふえてしまう。それががん。判りやすく言うと、例えば手に傷ができてDNAに刻まれた指令できれいに元通りに戻ります。ところが、それが元通りに戻る以上に盛り上がってどんどん増えてしまうのががん。だから、がんを促進する遺伝子というのは、人間の体の修復システムの一部だと言えます。しかし、修復が止まらずに進むという所に問題があります。うまくきれいにとまらない。それを抑える働き、がんの発がんを抑制する遺伝子があります。更に発がん機構の中でがん細胞を見つけて殺して歩くキラー細胞もあります。異常な細胞ができると、そのキラー細胞が壊して歩いて、一般的にはがんにならないで済んでいるのです。しかし、その働きが低下すると発がんしてしまう。

いろいろな仕組みによって発がんしていきます。

1) すべての臓器のがんが放射線により誘発される可能性があります。放射線などの発がん物質は新種のがんを生じさせるのではなく、既存のがんの「数」を増加させます。その増加する率が、どんな低い線量に対しても直線関係で正比例します。だから、すべての種類のがんは放射線によって確実に増加します。

2) 臓器別の発がん率は自然の発がん率に比例します。

臓器による差はなく、自然発生のがんに比例し、がんが多い臓器に多く、少ない臓器に少ない。がん死亡率も同じです。

3) 同じ線量では、成人より子どもの方ががん死亡率が高い。被曝した時の年齢が1年違えば、同じ線量では若い人の方が発がん率が高くなり、特に20歳以下であったかどうかが大きな決め手になります。被曝年齢が56歳以上は放射線によるがん誘発の感受性が極めて小さくなり、白血病を除きがん発生率を増加させることはなくなります。

4) 女性より男性の方が発がん率が高いです。これは自然発生のがんに比例する為です。

5) 累積線量—放射線の発がん率は累積します。但し、線量を累積するのではなく、被ばくした各年齢での被ばくによる発がん率を計算して、発がん率を累積していきます。

6) 女性は、乳がんが増加していることと、被ばく線量と乳がん発生の相関があるから乳がんが重視されています。子どもの被ばくによる乳がんは他のがんより早く出現します。

7) 甲状腺は、がんおよび良性腫瘍などが誘発され、甲状腺がんも死亡率が低いのが特徴で、腫瘍発生率とがん死亡率の差が大きく、他のがんと違います。特に10歳以下は甲状腺がんと甲状腺腫の増加が大きいです。早期発見が大切です。チェルノブイリでは発見の遅れから、甲状腺がんの子どもの25%以上は既に転移がありほぼ死亡し、発見率が低いのは社会経済的な要因によります。先進国での甲状腺がんの死亡率は5%前後です。甲状腺のがんが問題になるのは、当初、放射性ヨードだけだと考えられていた

のですが、チェルノブイリでも何年も経ってから、甲状腺がんが発がんして、26年経ってもまだ発がんしている。それはバンダジェフスキーさんが調べたように、セシウムが甲状腺にも沈着する。そのセシウムが発する放射線による発がんがあるということがわかってきました。だから、どこの場所でも発がんする。甲状腺がんが多いのは、甲状腺にセシウムが沈着しやすいということから来ていると考えられてきています。福島県の県民健診で、1人ががんが見つかりました。福島県立医大の山下俊一副学長(当時)は、事故とは関係ないと言っています。チェルノブイリでもそうでした。1年後に2人か3人の子どもが甲状腺がんになりました。これは無視された。次の年にもう少し増える。4年後に急増した。それでも国際的には原発事故との関係を認められない。ある学者は原発事故のせいだと考えるが認められない。甲状腺がんが原発事故のせいだと国際的に認められたのは、原発事故の15年後です。それだけで、それ以外のがんは国際的にはまだ承認されていません。

8) 潜伏期——成人では、白血病は被ばく後3年で現れますが、他のがんは被ばく後10年を経て現れ、その後だいに増加し、被ばく後40年後が最大で、以後減少します。

胎児が被ばくした場合は、被ばく後1年以内に白血病などががんが現れます。先天性異常も発生します。乳幼児期の白血病とがんの発生は被ばく後1～3年から出始めます。

2. その他の諸課題について

(1) 外部被ばくについて

藤岡睦久独協医大放射線科名誉教授は、子どもでは1ミリシーベルトで、1万人に発がんは6.5人で、致死がんの確率が5人と言います。ICRP(国際放射線防護委員会)は大人では1万人に1人、もしくは0.5人の発がん率と言います。子どもではその5倍もしくは10倍の確率で出ると言えます。一般成人の年間被ばく限度はICRPでは1ミリシーベルトと設定されています。これは自然の放射線被ばくを除いた、言わば過剰の放射線の被ばく線量の限度です。日本人の自然の年間放射線量は、平均1.5

ミリシーベルトです。被ばく線量は実測することですが、自然の被曝線量も含まれます。

甲状腺がんは、早く発見すれば95%以上の確率で生命の危険を避けることができます。しかし、チェルノブイリではいろんな社会経済的な事情から、検診が受けられないのです。それで見つかるのが遅くて、最低で25%、最高で75%の人が見つかったときに転移があると言われていました。だから、甲状腺がんで亡くなる子どもの数が多いです。

(2) 内部被ばくの線量は、ホールボディカウンターでガンマ線だけは測定できます。

ドイツやオーストリアのチェルノブイリ事故後の経験では、外部被ばくは2割以下で、8割は内部被ばくです。ですから内部被ばく、つまり飲食物による摂取を避ける必要があります。そのためには、飲食物の被ばく線量の個別測定が必要です。その時の経験では、食べ物に気をつけている人の方が内部被ばくが低くなります。

食べたり飲んだりしたものに放射性物質が含まれていて、それから内部被曝をする。それは尿で調べられます。尿にセシウムが排せつされます。それを測定するのです。別に、内部被曝の線量というのはホールボディカウンターで測定します。これはセシウムを中心としたガンマ線を測定してその線量を出すのです。ストロンチウムなどのベータ線は測定できないのですが、とりあえず広範にばらまかれているセシウムの線量は測定できます。

内部被曝を避けるために食品の放射能を測定して、低いものをできるだけ食べるということで内部被曝を減らすのです。私たち「未来の福島子ども基金」は、DAYS JAPANと共同して、1番最初に福島市といわき市に放射能の測定する器械を贈呈して、市民放射能測定所を立ち上げました。それがきっかけであちこちでできるようになって、今は全国で80カ所ぐらいにふえてきています。先陣を切ったのは私たち。ホールボディカウンターもいわき市と福島市に1台ずつ贈呈しました。これも私たちが最初で、それ以外にあったホールボディカウンターは原発の事業所、これは作業者のためのものです。それから、原発がある都道府県の大病院に1台あり、福

島県では県立医大に1台しかなかった。それを我々が2台贈呈したことによって、国が慌てて県に予算を出して、県で内部被曝をホールボディカウンターで測定するようになった。

(3) 自然の放射線は、ほとんど宇宙線と大地によるものであり、高地に行く程高くなります。1500mで平地の2倍になります。航空機に乗れば、被ばく線量は多くなり、緯度が高い程多いです。地質によっても異なり、花崗岩を多く含む地域も多いです。世界には高線量地域もあり、その住民のがん発生率は高くないと言いますが、黒人が紫外線に強いように、長い年月の間に適応したと思います。それは1万年くらいの桁違いに長い年月がかかります。

(4) 20ミリシーベルト/年間 (年間線量は1ミリシーベルトにすべき) 問題

年間20ミリシーベルトは、原発事故が起きた緊急事態への対応値であり、一種の緊急事態宣言です。事態が収束へ向かえば、当然平常時の年間1ミリシーベルト (自然放射線を除き) を目指すのが当然です。さらに子どもではより低くすべきです。成人に対して「死亡による時間的損失」「平均余命の損失」「死亡確率の発現年齢分布」などを放射線リスクによる損害として考慮して、一般人の被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトと決めてきました。私は人工的に過剰の被ばくを上乗せするべきではないと考えます。未だに、国は年間20ミリシーベルトという限度を崩していない。1ミリシーベルトにできるだけ早くしようと言っているだけです。ですから5ミリシーベルト、10ミリシーベルト浴びている土地でも保障の対象になっていません。

(5) 放射線被ばく防護の3原則

被ばく防護の3原則は、①「時間」—被ばく時間を短くする。②「距離」—高線量地域から離れる。③「遮蔽」—身につかない (飲食しない) ようにする。できるだけ早く、できるだけ遠くへ避難し、コンクリートの室内とか鉛などでの遮蔽で防御するかありません。屋内は、二分の一から、三分の一に減ります。そして汚染の防止です。放射線の防護服は、放射線は通過してしまうのです。着ていても着ていなくても同じです。マスクも同じです。マスク

をするのだったら毒ガス用のマスク。あのぐらいの
嚴重なマスクをしていないと遮蔽できません。です
から、放射線の高いところから避難して頂きたい。

（6）ヨード剤の必要はあるのか。

妊婦（胎児）と乳児はヨードの需要量が多いので、
ヨードは必要ですが、避難が先です。

24～48時間以内に、放射線の汚染地域を離れるこ
とです。妊婦に過剰のヨードを飲ませると、胎児に
移行し胎児の甲状腺が働かなくなり、甲状腺機能低
下症になり危険です。家庭にヨードを常備すべきと
いう意見もありますが、医学的に管理すべきなので
現実的ではありません。国際的なヨード摂取基準か
らはヨードの必要性は、今回の福島原発事故であ
ったかどうかは不明という所です。

3. 避難の基準はあるのか

できるだけ人工の放射線を浴びないこと。それ
には低汚染地域でも妊婦と乳児は速やかに避難すべ
きです。19歳以下の小児と妊娠する予定のある女性
はそれに準じます。91年2月に可決されたウクライナ
議会の法律「汚染地域の定義」によると、チェルノ
ブイリ事故の汚染区域を次のように定めています。

「セシウム137による汚染、1.0キュリー／平方キ
ロメートル以上。ストロンチウム90による汚染、0.15
キュリー／平方キロメートル以上。プルトニウム
239による汚染、0.01キュリー／平方キロメートル
以上。

この汚染区域は次の三つに分類される。

1) 無条件に住民避難が必要な区域 セシウム137
が15キュリー以上

この地域の個人被曝線量は5ミリシーベルト／
年を超える。この区域は危険地域であり、住民の
常時定住は不可能である。この地域は農業禁止地
域とし、土地は没収される。略。

2) 暫時住民避難が必要な区域 セシウム137が5
～15キュリー

個人の人工的汚染による被曝線量が1ミリシー
ベルト／年以上の区域である。この区域に居住す
る住民の、住民避難を段階的に行う。このための
費用は補償する。以下略。

3) 放射線管理区域 セシウム137が1～5キュリー

汚染による個人の被曝が1ミリシーベルト／年
を超さない区域である。住民の定期検診と以下の
衛生予防措置が行われる。農産物の放射線管
理、・水、土壌、空気の汚染管理、・禁止活動 略。」

日本でもセシウム137が1キュリー／平方キロ
メートル（1マイクロキュリー／1平方メートル）
は、放射線管理区域になっており、一人一人の放射
線管理をしなければならない、病院の中で表示され
ている区域です。チェルノブイリと福島は、事故に
違いはありますが、それは放射能を出し続けている
現状では、量と質と時間の違いだけです。チェルノ
ブイリでは故郷に戻れません。故郷に戻れる日はいつ
かという幻想は捨ててください。

4. 少しでもリスクをさける家庭での過ごし方

1) 内部被曝での問題で、まず測定して被ばく線量
の低い物を飲食しましょう。

セシウムは体内ではカリウムと同じように動きま
すから、カリウムを充分補給する（食べる）しかあ
りません。100～200日で8割は尿に排泄されますか
ら、カリウムを十分摂って腎臓で再吸収されないよ
うにする程度です。あくまで食品で補給しましょう。
セシウムは筋肉に貯まりやすく、その為、心筋や血
管の障害が心配されています。

ストロンチウムはカルシウムと同じように動き、
骨に入りやすいのです。カルシウムは骨と血液を循
環していますが、ストロンチウムも同じではないか
と見られます。カルシウムは牛乳より小魚がよいで
す。一般に、牛乳は就学前の子どもの最も普通の食
料ですが、放射線濃度を高める原因です。牛乳や乳
製品の消費率が高いと放射線濃度は高くなります
（バンダジェフスキー）。

一般の哺乳類は、幼児期になると母乳を消化する
乳糖分解酵素を産生する遺伝子の働きが止まり、飲
めなくなります。なぜ人が牛乳を飲めるのかは判っ
ていませんが、飲むと下痢をする人がいることも
判っており、それは農耕民族に多いというデータは
あります。牛乳は人が飲む必要性のない食品であり、
牛乳に替わる他の食品で栄養を取ればよいのです。

食品ごとに測定して比較的低い物を食べるしかありません。できるだけ少しでもリスクを避ける。ここ横浜の地域では、できるだけ内部被曝を避けなさい。このあたりでは多分この室内であれば、自然放射能もありますから、0.05から0.08マイクロシーベルト位ある。外へ出ても0.1超えるか超えないかだと思います。

この地域では外部被曝という問題はほとんどなく、むしろ内部被曝・放射線被曝したものを食べない。それは測定してみないと判らない。それで、市民の放射能測定所が少しずつできています。その先陣を切ったのは、私たち「未来の福島子ども基金」とDAYS JAPANの放射能測定器支援募金です。できるだけ食品ごとに測定して、比較的低いものを食べるしかないのです。皆さんはご存じないかもしれませんが、輸入食品の基準値は1キロ当たり370ベクレルです。それを1でも下回ったら通過します。もしかしたら、そういうものを食べているかもしれません。それから、生産地を偽って流通市場に流している人たちがごく少数います。魚です。三陸沖は世界3大漁場のひとつで、非常にいい漁場ですが、そこでとることができない。特に福島県沖ではそのために魚があふれている。それを密漁して、ほかの土地へ持って行って水揚げして、売っているという。そういうものは判らない。できるだけ放射線被曝を避けるということしかないですけど、この地域ではせいぜいやるとして学校給食でしょうか。今、食品中の放射線量を測定する機器が広がり、「市民放射能検査所」も増え、自治体・生協などでも測定しています。国や行政は基準値以上か以下かしか教えてくれませんので、データの公開もさせましょう。

2) 雨の日のすごし方について

今は空気中の放射能の濃度が低い所が多いですが、大気中の放射線量が高い所は、雨の降り始めに放射能が含まれているから、降り始めに外へ出ることをさけること。雨に濡れないように防備することです。

3) 体育や外遊びについて

基本的には子どもの遊ぶ場所の除染をしましょう。10cm表土を取っただけでも土壤汚染は10分の

1に減ります。庭、保育所、幼稚園、学校、公園、運動場、道路などです。そこの管理者が応じない場合には困るし、その土の捨て場にも困ります。

子どもは体力を発散させないとストレスになりますから、時間を決めて外で遊ばせましょう。体育の授業にも参加させて下さい。その際、家を出る前に、3～9月の紫外線の多い時期は日焼け止めを、10～3月までは保湿剤を、体の表面の外に出ている部分に（保湿剤は全身で良い）ぬって外出させます。帰宅したらすぐお風呂に入るかシャワーをあびるようにして、皮膚に着いた放射線を落とすことです。すぐ落とせるのは放射線の着いた粉塵ですが、着衣を通してついた皮膚表面の放射線も落ちるようです。ぬるのは落ちやすくする為です。原発作業員は帰る前に全身にシャワーをあびて、皮膚線量を低くして帰宅しています。外部被曝を洗い流すことも有力な方法です。外へ出る時に服を着ることも粉塵に着いたセシウムを服で止める効果はあるようです。内部被曝をホールボディカウンターで測ったら高く、服を脱いで測ったら下がったという事実が確認されています。

ホールボディカウンターでの測定で高く出るのは、中高生がほとんどです。部活などで外での行動が多いためです。参考までに言うと、一生の間に紫外線を浴びる量の半分は20歳以下で浴びると言います。外部からの放射線も同じではないでしょうか。

4) 保養について

ベラルーシの汚染地区の子どもたちは、1年に1度汚染されていない土地の学校サナトリウムで保養をすることが国によって決められています。クラス単位で24日間保養に行き、汚染されていない牛乳や肉類、野菜などの食べ物を摂ります。クラブ活動もできます。それで20%セシウムが下がると言います。チェルノブイリ子ども基金は、学校が夏休みの期間に、白血病や甲状腺がん、脳腫瘍などの子どもたちを招待してきました。そこで、孤立していた子どもたちに連帯感が生まれます。子ども基金はパソコン・シンセサイザーなどを寄付し、ボランティアに頼んで、空手・折り紙などの日本のことを教える「日本週間」という催しを行ってきました。子どもたち

は生きる希望を持って帰ります。これによって、子どもたちは免疫力が高まり、内部被ばくも測定すると減ります。福島の子どもたちも、冬休み・春休み・夏休みは、汚染地から離れるよう保養に出してあげてください。できるだけ安上がりのできる方法を考えて、汚染地から離れましょう。そして楽しんで下さい。そして将来への夢（希望）をもつことです。クラスや学校単位の保養が必要です。国に要求していきましょう。ベラルーシの経験からです。国で決めているのはベラルーシだけで、9カ所子どものための保養所があります。その先陣を切ったのが、「チェルノブイリ子ども基金」がドイツのNGOと現地の自治体と共同してつくった「希望21」という学校サナトリウムです。それがきっかけでその成果が判って、ベラルーシ全体で9カ所に広がった。それから他の国でも保養をするようになりました。

日本でも保養をしようということで、私の「未来の福島こども基金」と、それからフォトジャーナリストの広河隆一さんがしているDAYS JAPANの「被災児童支援募金」と共同で、沖縄県の久米島に「球美（くみ）の里」という名前の保養所を立ち上げました。規模はまだ50人しか泊まれないほど小さいのですが、そこで保養が始まっています。去年の7月から始まっています。夏休み・冬休み・春休みじゃないと学童が来られません。教育委員会が許可しない限りは学校を欠席するだけで教育が受けられないのです。

こうして恒常的な保養所「球美の里」が、2012年7月からできましたが、運営資金に困っていますし、学童は休み期間しか行けないことも問題です。ベラルーシでやっているのは、クラス単位で、小さな学校だったら学校単位でそこへ行って、そこで授業を受けながら保養するというのをやる。そうすると24日間いるだけで体内のセシウムが20~30%減少する。そして免疫効果が高まる。そこへ行くことによって、子どもたちが希望を持ってくれる。希望を持つことによって免疫が高まるという効果があります。夏休みの期間中は保養所を使わないので、「チェルノブイリ子ども基金」が援助して、白血病や甲状腺がん、脳腫瘍などの子どもたちを招待して、そこで

保養してもらっています。そうすると、当初はその保養所の小児科の医師がびっくりしたぐらいよくなった。要するに、がんのマーカーが低下する。そういうことが判ってきました。それで毎年続けているのです。日本でも恒常的な保養所が、「球美の里」以外にできることを期待して、これからも続けていきたいと思っています。

5. 除染は有効か

子どもがのびのび遊べるように、子どもや人の集まる場所は最低、土を10cmは除去しましょう。保育所・幼稚園・学校・病医院・公園・遊び場・通学路・公共施設、それに庭などで、行政に一律にやらせましょう。少しでも高ければ、線量で線引きさせてはいけません。その土は自治体の保有地や国有地に捨てさせましょう。積んでおいたらそこから放射線を出します。

個人の家は除染されても、放射線は無くなりません。除染では放射線は無くならず、移動するだけです。どこかへ運ぶか、土中に埋めるしかありません。燃やしても大気汚染するだけです。水による洗浄は川や下水を汚染します。その土は高濃度汚染地に捨てるか、地中に埋めるしかありません。本来国がやるべきで、高濃度汚染地に集めるべきです。除染は放射線を動かすだけで無くなることはないです。しかも、中濃度汚染地では折角除染しても、雨が降るとまた高くなってしまいます。除染に費やすお金を他のことにまわしましょう。チェルノブイリの汚染地では、除染した場所には入れますが、幹線道路沿いの森林や畑には入れません。26年かかってもそこまで除染できないからです。

それから、放射線量の高い所では雨になって落ちますから、除染してもまた落ちてきて被曝してしまいます。せっかく高圧洗浄で壁や屋根の放射線を落としても、また雨が降れば同じことを繰り返すのです。だから、除染をしてもなかなか難しい。除染した土を積んでいる。その積んでいる土から放射線を発しています。残りの土は低くなります。低くなるけれども、雨が降ればまた積もっていく。除染は有効かという、除染しても有効ではないというのが

チェルノブイリの経験でわかっています。除染はチェルノブイリでも初期にやりましたが、意味がないことがわかったので、今はやっていません。26年たっても、未だに強制避難区域には入れません。希望すれば避難できる地域は、当初、希望した人たちが避難させてもらったのだけれども、今は国の予算がないので、少数の子どもたちがいまだに避難できずに残っています。自力で脱出できる人は脱出しています。

6. 生体濃縮について

自然界では生体を通過するごとに濃縮されていきます。植物は土中の水を吸って成長するので、雨水からの被曝は防げません。濃縮する率や場所は、植物でも、動物や魚でも種類により異なるので、放射線濃度を測定して食べるべきです。しかし、現在はほとんど測定が難しく、すべての食物を検査することはできないため、PCBやダイオキシンなどの汚染などと同じく、同じものを食べ続けず散らして食べ、特定の物を食べ続けないことで平均化します。子どもには低線量のものを食べさせ、60歳以上は放射線量の比較的高いものを安価にもらって食べるしかありません。魚も植物も動物も、それぞれ種によって濃縮率が異なります。放射能も蓄積しやすい生物とにくい生物があります。そのため生鮮食品は種類や産地ごとに測定するしかありません。企業の商品は同じ原料を使っていますから、サンプル調査でよいです。表土が汚染されるのはせいぜい10~20cm以下ですから、表土から水や栄養を取っている植物が汚染されやすく、深く根をはっているものは外側の葉や木の実が汚染されやすいのです。

判っていることは、稲はわらなどの食べない部分に集中し、コメは低く、さらに玄米より精白した方が減少します。キノコ類は汚染されやすく、野外の人工栽培のシイタケやマイタケなどは高いようです。根から吸収しますが、上へ登って行きますので、ジャガイモなどの根菜は低いようです。キャベツは外側に集中し、内側の可食部は低いと言います。産地も福島産だから高いということはなく、個々の生産地の条件によるようです。

生体濃縮により、魚は、プランクトンから始まり、小魚、底魚（ヒラメ、カレイ）やイカ、タコ、甲殻類、貝類に低く、魚食性の高いカツオ、マグロ、タラ、スズキなどや大型の魚が高くなりやすいです。また、藁を食べる馬、牛に高くなります。猪、鹿、野兎などの野生の動物も高くなります。しかし、福島周辺の沿岸では底魚は高いようです。

自然界で食べ物がどんな形で濃縮されていくかという、生体濃縮、要するに自然界の循環で生体を通過するごとに濃縮されていきます。昔、ソ連のやった核実験で偏西風に乗って放射能が運ばれて、アラスカやカナダに雪を降らせて、その雪にまじったものを水分として苔が吸い上げて、その苔を食べたトナカイの肉を人間が食べると、人間が汚染される。魚もそうで、プランクトンが汚染され、プランクトンを食べた小魚が汚染され、それを食べた中型の魚が汚染され、それを食べた大型の魚が汚染される。食べられるたびに濃縮されていくのです。フグには毒があります。それは海中に毒がある。海の水の中の毒を濃縮する魚が、毒を持つ魚。だからフグ以外にも食べてはいけない魚はいます。貝類の中にも毒を持った貝類がいます。それは体内で毒を濃縮してしまう。濃縮しない魚は毒を持たないがエラは食べてはいけません。放射能も生体を通過するごとに濃縮されていきます。

汚染される土というのは大体平均して10cmから20cm、そんなに深くまで浸透しません。だから大体10cm表土を削れば、汚染度は大分低くなる。しかし、雨が降るとまた汚染されてしまいます。ですから、表土に植えられた葉菜類、それからキノコとかイチゴやブルーベリーは汚染されやすい。深い所のは汚染されにくい。だから根菜でも、深い所の水分を吸い上げているような根菜は汚染度が低い。浅い所の水分を吸っている根菜は高い。吸い上げた水は、木や草では導管を通って上へ上がっていき、木の実とか木の先端の部分にたまります。木でも、先端部分や木の実の方が汚染されやすい。

福島県産のものでも安全なものや安全でないものがあります。福島産の牛乳でも、中小メーカーの一部は汚染されていないワラや餌を与えて牛乳を生産し

ている。そういう所では、牛乳を測定してもほとんどNDといって検出値以下になっています。しかし、メーカーものは基準値以下であるけれども、多少でも検出してしまいます。大メーカーほど沢山の牛乳を集めなければいけないので、厳格にできないのです。あくまで内部被曝を避けるというのは、測定して安全な物を食べるしかないです。

基準値というのは一生食べ続けて安全というような数字ではない。一応の暫定基準です。今ベラルーシでは非常に基準値が低くなっています。それは一生食べ続けるという前提に立っているから低くしないと大変なのです。まだ日本の基準値は、短期間だと思って除染すれば大丈夫だというような政府の判断がある。だから基準値が高い。しかし、チェルノブイリの例からいうとそうではなくて、現実には高濃度汚染地はもうそこから逃れることはできない。だから一生飲んだり食べたりしなければならぬ。だから基準値をもっと低くしなければならぬ。

7. 初期症状はあるのか

低線量被曝の初期症状はありません。鼻血も下痢も普通の子どもの特徴です。せいぜい、異常に疲れやすい(その場合は貧血の検査をする)。今までになかったのに、かぜをひきやすくなったなどの症状くらいです。何年か経てばいろいろ症状が出てくると思いますが、初期には出ません。大人では鼻血が多いと異常です。実際にウクライナでアンケート調査をやった10年前のデータがあるのですが、その時に多い症状というのは、疲れやすい、病気にかかりやすいという症状が多い。鼻血というのは2割ぐらいで低い。これは、全然被曝してないモスクワと被曝したウクライナの人とを比較をしたデータで、明らかな差が出ました。

8. 免疫の仕組み

発がんの仕組みは、体内の細胞のDNAの塩基対を切り、その修復の間違いからがんが発生します。正しく修復されればよいが、修復の間違いは日常的に起きるため、その細胞を見つけて破壊するシステムもあり、それを担うのが主にリンパ組織です。遺

伝子にもがん抑制遺伝子とがん促進遺伝子があります。促進遺伝子は体の細胞を増やして傷を治す働きをもち、増殖が止まらなくなるとがんになります。ゲノムに停止信号がかかれており、それが切断ないし傷害されてもなります。がんの発生には諸説あり確定していません。近年、精神神経免疫内分泌学が登場し、精神と体が連動していることを証明されました。がんになりやすいがん性格があり、ストレスにじっと耐えて我慢している性格の人になりやすく、くよくよせず明るく楽しく人生を過ごしましょう。明るく楽しく人生を過ごすと免疫力が高まります。

アメリカでは発がん性格といって性格的にも発がんしやすい性格があると言います。そして、がんの治療に心理療法を導入している所もあります。ただ、個人ではちょっと無理なので集団で心理療法をやっています。集団の方が効果は高いのです。

生物は海底の高温環境の中で発生し、進化し、放射線が低下してから陸上に上がり、放射線に適応する能力を持っています。その能力が低下した時に発病します。だから誰でも起きることはなく、身体的免疫の弱者や、社会経済的弱者に発病率が高い。今でも多くの原爆被爆者が生存しています。神経質にならないことが必要です。遺伝学での研究では、日本人は神経質になりやすいゲノムの回路を93%の人が持ち、白人では67%です。社会経済的、精神情緒的環境が神経質を産み出します。不安になったら行動し、希望を実現するべく努力しましょう。それには目的で一致し、行動し実現させましょう。まず身近な市町村の首長を動かしましょう。行動によって、不安を吹き飛ばしましょう。

◎ 最後に、藤林元東芝原子炉設計部長の言葉を紹介します。「安全と安心は違います。安心できない時は、自分の心のままに従って下さい。」

子どもは親のラウドスピーカー(拡声器)です。親が1心配すれば、子どもは10心配します。だから、できるだけ子どもを心配させないこと。そのためには、大人が心配しないで済むような社会にしていくしかありません。

「暴力とは何か」

大 淵 憲 一

(東北大学大学院文学研究科)

* 平成24年度 テーマ別研修「子どもの性と暴力」での講演をまとめたものです。

皆さん、よろしくお願ひします、大淵です。この研修のスケジュールを拝見すると、2日間にわたって「暴力と性」という大変深刻なことについて皆さんは学ばれるようですので、皆さん自身の精神衛生にも十分気をつけてください。私のアドバイスとしては、あんまり真剣に聞かないほうがいいと思います。適当にほかに楽しいことを考えながら聞いていただくくらいが、ちょうどいいのではないかと思います。

また、今回参加されている皆さんはおおむね施設等で、言ってみれば、こういう問題に日々取り組んでいらっしゃる現場の方々とうかがっております。私自身は現場の話とは少し離れた、人間の攻撃性、暴力性といったテーマを理論面から研究している者です。皆さんがふだん扱っている問題の解決に私の話が直接役立つようなことはないかもしれませんが、人間の攻撃性ということを考えるひとつの視点として聞いていただければ、何かの折にはお役に立つかもしれない、そんな気持ちでおります。

最も凶悪な生物とは？

最初に、まず映画のことから始めます。年配の方は覚えていらっしゃるかもしれませんが、若い方はひょっとしたらご存じないかもしれません。私も今回調べてみたら、この「エイリアン」という映画はもう30年以上も前の作品でした。そんなに昔のものだったのかなと思うくらい、私にとっては印象深い映画です。皆さんの中にも、よく覚えている方がいらっしゃるかもしれません。

どんなストーリーだったかといいますと、30年前の作品ではありますが、未来の状況として描かれています。この作品の舞台になっているのは宇宙貨物船、ノストロモ号という、星から星へといろんな物資を運んでいる、民間会社の宇宙船です。この宇宙船が、仕事を終えて他の惑星から地球に帰還する途中で、未知の電波信号、これまで聞いたことがないような電波信号を受信する。それに惹かれるようにして、これまで降り立ったことがない惑星にやってくると、古い宇宙船があった。見た方は覚えていらっしゃるかもしれませんが、それを探検に行くわけですが、その宇宙船の底に、巨大な卵のような物体が無数に並んでいるわけです。その卵に近づいたところ、1人の航海士のゴーグルに、ちょうどクモに似た生物が飛び出して、張りつきます。慌ててみんな宇宙船に戻ってきて、顔にくっついてるクモを取り出そうとするわけですが、やがて、クモ自体は剥がれ落ちて死ぬ。被害に遭った航海士には特に異常は見られず、回復したかに思われるわけですが、食事中彼は突然苦しみ出し、おなかを食い破ってエイリアンの幼体が姿をあらわすという作品でした。

乗組員たちはエイリアンを排除しようと火炎放射器などを武器に一生懸命戦いを続けるが、このエイリアンという宇宙生物はあっという間に成長して巨大な生物となり、逆に、宇宙船の乗組員たちを次々と殺害していきます。最後に残ったのが一人の女性クルーで、名前はリプリーというんですが、これにはシガニー・ウィーバーという女優さんが扮しています。その後何作か「エイリアン」が作られましたが、いずれも彼女が主人公となって登場しています。

この作品では、最後に一人残った彼女がエイリアンと対決をします。リプリーは宇宙船を自爆させて脱出用のシャトルで逃げ出しますが、けれどもそこにはエイリアンが既に入り込んでいたという設定で、最後の戦いが始まります。

1979年の第1作が人気を博し、このシリーズは2002年の第4作まで作られました。この作品で非常に印象的だったのは、しばしばエイリアンに対して、「宇宙で最も凶悪な生物」というフレーズが出てくることです。道徳性のかげりもない、邪悪そのもので、宇宙で最も凶悪な生き物であるとして、このエイリアンが紹介されます。

宇宙で最も凶悪なものは何かと聞かれても、我々には見当もつきません。問題を少し小さくして、それでも十分大きいのですが、では、地球上で最も凶悪な生き物とは何でしょうか。テレビで動物たちの生態を描いた作品を見ることがあります。例えば、オオカミがライオンを襲う、ワニが獲物に食いついたりする。そういう動物の世界は弱肉強食と言われ、我々からみるとなかなか厳しい世界と感ぜられますが、こうした映像に登場する鋭利な牙や爪を持つ猛獣が果たして地球上で最も凶悪な存在なのでしょうか。

私がおります東北地方も、今の季節は毎年熊が出てきて、つい先日も被害者が出ました。冬眠から覚め、雪解けとともに動き出します。お腹をすかせていますから、食べ物を求めて、時には山を下りてきて、そこで人間とぶつかって被害が生ずるといようなことがあります。こういう、いわゆる猛獣が最も凶悪なのでしょうか。いや、むしろ蛇とかサソリとか、そういう猛毒を持つような生物の方が危険なのではないでしょうか。あるいは人によっては、目に見えない病原体、ウイルスの方が恐ろしいと感じるかもしれません。実際、インフルエンザで亡くなる方が毎年いらっしゃるし、新しいタイプのウイルスも登場しています。これこそ最も凶悪な生物なのかもしれません。

私が何を言いたいのか、皆さんはもうおわかりになっていらっしゃるかと思います。山崎豊子原作の『沈まぬ太陽』という小説が3年ほど前に映画化さ

れたことがあります。主人公の恩地という人物には渡辺謙が扮していますが、これはある航空会社をモデルにした作品です。主人公の恩地は、この航空会社で労働組合の委員長を務めましたが、会社の方針といろいろぶつかることが多く、僻地にばかり飛ばされて冷や飯を食わされています。ところが、その航空会社が重大事故を起こします。これは日本航空123便の墜落事故をモデルにしたと言われていますが、恩地は遺族の対応のために呼び戻されます。この作品は、本来、人の命を預かる航空会社が、実態としては極めて人命軽視の企業経営をしていることを告発する作品でもあったわけです。

この作品の中に、恩地がニューヨーク市の動物園で「鏡の間」と呼ばれる檻の中を覗くシーンがあります。中には鏡があって自分の姿が映って見えるだけですが、この檻には「世界で最も危険な動物」という札が張られていました。この動物園にはライオンとか色々な動物がいる、蛇なんかもいるのですが、しかし実は、人間こそが最も危険なんだということを伝えるコーナーだったわけです。余談ですが、ニューヨークの動物園でのこのシーンは、現地ではなくて大阪の天王寺動物園で撮ったそうです。

このエピソードは、動物園にこういうコーナーを作った人たち、普段動物たちを見ている人たちの中には、人間のほうがはるかに危険で危ないと感じていることを表しています。この後で詳しく話をしますが、実は、動物研究の専門家、生物学者の中にも、あらゆる動物の中で人間こそが最も凶悪であると主張している人がいます。この作品を作った山崎豊子のような小説家の単なる印象だけではなく、現実にさまざまなデータをとって研究している人たちの中にも、人間をそんなふうに見ている人がいるということをお話ししておきます。

人間社会における暴力

人間の高い攻撃性を示す証拠をこれから幾つか皆さんにお示ししていきますが、その多くは皆さんがよくご存じのもので、あらためて、「えっ、そんなことがあるのか」といようなものではありません。

それらをまとめて、あらためて眺めてみるとどんなことが分かるでしょうか。

まず人間の攻撃性を示す最も端的な現象として殺人事件というのがあります。日本では毎年1000件前後起こっています。これは実に不思議なことですが、殺人事件というのは、ひとつひとつ極めて特殊な事情があります。特有の事情というのがどの事件にもあります。それにもかかわらず1年間の統計をとると、毎年測ったように1000件前後です。統計の不思議といきましょうか、人間社会の不思議といましょうか、ひとつひとつのケースはそれぞれが独自の特殊な事情があるにもかかわらず、ある期間でまとめると、必ず測ったようにぴったりと同じくらいの数の殺人事件が毎年起こっています。

いろいろ国の殺人発生率を比較したのがこのグラフです(図1)。幸いにして日本は、世界各国と比較すると、年間の殺人事件発生率は最も低い国にあたります。この図で、日本は一番下のほうにあります。反対に最も殺人事件の件数が多い、発生率が高いのは1番上にある南米のコロンビア、南アフリカなどです。皆さんもニュース等で薄々そうではないかとお感じになっているかと思いますが、南米や南アフリカ等では殺人事件の発生率が非常に高くなっています。どれくらい多いかといいますと、日本と比較してコロンビアは大体20倍から30倍くらいの高い発生率です。我々がよくニュースやドラマで見るアメリカはどれくらいかといいますと——これは発生件数ではなくて発生率です。というのは国によっ

て人口は違いますから、当然人口の多い国のほうが事件数は多くなるので、発生率という計算をするわけです——アメリカは日本の大体5倍くらいです。

日本はこのように、幸いにも殺人発生率が世界で最も低い国のひとつです。では日本が平和な国かという、必ずしもずっとそうだったわけではなくて、皆さんもよくご存じの太平洋戦争——70年くらい前に終わりましたが、皆さんのお父さん、あるいはおじいさんの世代が関与した国際的事件です——では、日本人の関係者が大体400万人くらい亡くなったと言われていています。赤紙を発行して国民を軍人として徴集したのは政府なので、軍人については死者の数はほぼ判明していますが、一般市民の犠牲者の方ははっきりせず、推計で約400万人と言われていています。このうち半分から3分の1が一般市民の犠牲者とされています。いま講義をしている横浜市の人口がたまたま370万人ですから、この大都市がひとつそっくりなくなるくらいたくさんの人命が失われたという事件だと思われま

す。太平洋戦争では今述べたように、日本自身も大きな被害を受けましたが、日本が始めた太平洋戦争はアジア諸国にもさまざまな被害をもたらしました。ある推計によりますと、日本が始めたこの太平洋戦争において、東アジア地域の死者の数は2000万人に上ると言われています。日本は現在、世界で最も平和な国のひとつと言われているが、日本民族というのが、ではたしてずっと平和な民族だったかという決してそうではなくて、たかだか60年か70年前にさかのぼりますと、このようにみずからも、そして他国の人々に対してもたくさんの犠牲者、何千万という死者を出す事件を起こした民族でもあったということです。

現在も、地球上には民族紛争が絶えません。我が国は幸いにして、戦後ほとんどそういう戦争に直接関与することはなく来ているわけですが、その間も、地球上では絶えることなく戦争が続いてきました。例えば、よくニュースでとり上げられますパレスチナ紛争というのがあります。パレスチナ民族とイスラエル国家の間で、ここ40年くらいの間にわたって続いている紛争で、パレスチナ紛争の死者は約1万

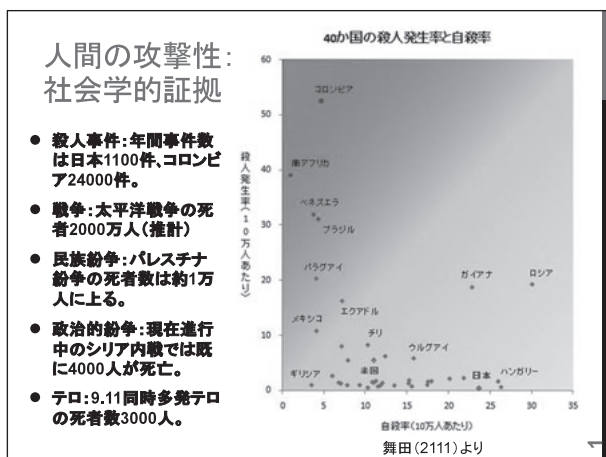


図1

人と言われております。ただし、ご存じの方も多いかもしれませんが、実はパレスチナ紛争というのはパレスチナ民族とイスラエル国家だけではなくて、エジプトとかイラクとか、周辺国との戦争が何度もあり、そういうものを計算に入れるともっと犠牲者数は何倍にもなります。それから現在、昨日もニュースに出ておりましたが、政治的紛争として中東地域ではさまざまな民主化を求める運動が活発化しており、現在はシリアの内戦状態がかなり深刻化しております。昨日も100人の死者が出たということですが、これまで既に、シリア内戦で大体4000人ぐらいが死亡したといわれております。

もうひとつ、10年前の9.11の同時多発テロでは、2つのビルの倒壊による死者の数が3000人です。しかしながら、その後ブッシュ大統領がテロとの戦いということのスローガンに始めたアフガン戦争、イラク戦争ではその10倍の人が亡くなったと言われております。こんなふうな近年の事件を取り上げてみても、たくさんの人の命が、殺人、暴力、戦争、紛争という形で失われているのを挙げるができます。

生物学から見た人間の攻撃性

視点を変えて、生物学の観点から人間の攻撃性を議論する人たちもいます。私どもはテレビで動物の生態というものを見て、動物の世界は弱肉強食と言い、極めて危険な世界であると思い、それに比べると人間社会は平和だと思っているかもしれませんが、実はそれはとんでもない誤解である主張する学者がいます。ドイツにコンラート・ローレンツという学者がおります。この人はノーベル賞もとった、いわば世界的な学者です。彼の代表作である『攻撃－悪の自然誌－』という本は日本語にも翻訳されております(図2)。

この中でローレンツは、人間の攻撃性を論じているわけではなくて、動物の攻撃性を論じております。彼は自然の中に観察園を持っておりまして、そこで学生たちと起居をともしながら、動物たちを身近に観察するというやり方で動物の生態を研究してき

人間の攻撃性: 生物学的証拠

- 戦争、紛争、殺人事件など、人間社会には殺し合いが絶えない。
- 「仲間どうしが殺し合う(種内殺戮)動物は、ほとんど人間だけ」という指摘がある: ノーベル賞を受賞したオーストリアの動物行動学者、K. ローレンツ
- 他の動物たちは頻繁に闘争するが、殺し合いはしない。
- 動物たちには、同胞殺害を止める脳内の仕組みがある。
- 残酷な行為を「まるで、けだもののような」と言うが、動物は殺し合いはしない。それはむしろ最も人間的な行為である。



図2

ましたが、これを通して、あるひとつの非常に重要な発見をします。それは、動物たちは確かに頻繁に闘いをする、闘争するけれども、しかし殺し合いはしないというものです。皆さんは、そうすると、おかしいじゃないかと思われるかもしれませんが、テレビで見る動物たちの殺し合いは何なのだと思います。実は、我々がテレビで見ているあの殺し合いは捕食行動というものです。例えばライオンはシカを襲いますが、シカはライオンにとっては食料です。それは食料をとるための行動です。それを捕食行動、捕らえて食べる行動と呼んでいます。

そうすると、人間の場合はどうでしょう。皆さんは、夕べ何を食べられましたか。お肉、食べませんでしたか。魚はどうですか。人間もまた、我々自身が直接手を下すわけではないけれども、人類としては膨大な数の他の動物を殺して食料にしています。だから、もしも捕食行動ということだけを考えてみると、人間と動物の比較は歴然としております。人間くらい他の動物をこんなにたくさん殺して、自分の食料としている動物はほかにいないでしょう。つまり、我々が見て残酷だと思っている、あの動物たちの殺し合いは食事風景だったのです。

人間と動物の攻撃性を比較する場合、こうした捕食行動は除いて考える必要があります。これまで皆さんに述べてきた戦争や殺人などは、人間同士の殺し合いです。これと比較するためには、動物の場合も同じ種同士、仲間同士の殺し合いを見てみる必要があります。専門家は種内殺りくと呼んでいますが、

オオカミならオオカミ同士、ライオンならライオン同士の殺戮で、それはどうなのでしょう。私が述べてきたのは、人間が食事のためにいかに多くの動物たちを殺しているかという話ではなくて、人間同士の殺し合いのことを話しておりましたが、それと比較するような現象を他の動物の世界に求めたらどうなのかということです。

では、動物界の種内殺りくはどうなっているのかをみてみると、ローレンツの結論はこうです。他の動物たちは人間と違って、ほとんど殺し合いはしないというんです。彼はさまざまな動物たちの観察を通して、このことを実証しようとしています。闘争行動は頻繁に起こります。例えば、オオカミ同士、ライオン同士が食料をめぐる争いをします。皆さんは、ひょっとしたら猿どうしの喧嘩を見たことがあるかもしれません。しかし、猿山で猿が猿を殺すというシーンを見たことがありますか。ニュースになったことがありますか。そうしたことはほとんどありません。後に少し修正されることとなりますが、ローレンツのこの観察は基本的に正しくて、動物たちは、頻繁に闘争行動はするけれども、殺し合いはしないということは、どうやら真実らしいのです。

なぜ殺し合いをしないかというと、動物たちは目的があってけんかをします。食料を手に入れるため、あるいは雌をめぐる争うということは頻繁に起こります。あるいはテリトリーを巡る争いもよくあります。しかし、動物たちはそうした目的を達成すればそれで満足するわけです。相手が諦めて逃げれば、自分が望んだ食べ物が入り、自分が望んだ雌が入り、自分が望んだ領土が入り、それで満足します。逃げた敵を追いかけていってとどめを刺すといったことは、動物の世界ではないわけです。だから、動物たちは、闘争は頻繁にするけれども、殺害に至ることは極めて少ないとされています。殺戮となるのは、闘争の過程で事故が起こったときで、例えば、崖から転げ落ちた、たまたま噛みついたところが悪くて死んでしまうとかいった場合です。このように、現実の動物の世界は、我々人間が思っているよりはるかに平和です。

動物界の闘争は、印象としてはちょうどボクシン

グのようなものです。ボクシングではボクサーたちが激しく殴り合いますが、ゴングが鳴れば、ぱっと手をとめます。動物たちの闘争行動もそれに似ていると、ローレンツは言います。彼らの闘いはきちんとしたルールに従っており、人間のように無差別に殺害はしないということを強調しています。人間は残虐な行為、殺人事件とか大量虐殺なんかを見ると、「まるでけだもののような」と言います。しかし、ローレンツに言わせれば、動物はそんなことはしません。それはむしろ、最も人間的な行為と呼ぶべきだというのがローレンツの主張です。

ローレンツは、動物たちの脳の中には同胞の殺害を止めるような仕組みがあると仮定しています。これは、まだ発見はされていませんが、そういう仕組みが働いているために、どんなに激しい闘争行動をしても、本当に相手を殺害してしまうところまで行かないようになっていくと主張します。生物学者の中には、人間の場合も、子どもではまだその仕組みが働いているが、大人になるとそれが働かなくなると主張する人がいます。これについては幾つかの仮説が提示されてきましたが、確かに言われてみると、子どもたちは、喧嘩はよくしますが、殺し合いなどはしません。子どもが人を殺したら大事件です。20年くらい前、神戸で酒鬼薔薇事件というのが起こりました。中学生の子どもが友達を殺したことで大変な大騒ぎになりました。大騒ぎになるということは、中学生が人を殺すというのはすごく稀なことだったということを意味しています。大人では、先ほど述べたように犯罪の少ない日本でも毎年1000件もの殺人事件がありますが、小学生や中学生のような子どもが人を殺すというのは本当に少ないし、まずほとんどないと言っていいでしょう。それはローレンツに言わせれば、子どもの脳の中では、動物たちと同じように、攻撃抑制機構と呼ばれている仕組みが働いているからと言うわけです。

しかし残念ながら、このローレンツの極めて明快な話も、その後少しずつ修正がなされてまいりまして、ローレンツ以後——ローレンツはもう既に亡くなっておりませんが——動物の世界にも種内殺りくがあることが確認されるようになりました。そのきつ

かけになったのは、実は日本の研究者による発見です。日本にはサル学という世界的にも非常に有名な分野であり、特に京都大学の理学部、霊長類研究所を中心に、世界中に猿の研究者たちが日本から出かけていってフィールド調査をしています。

そのうちの1人、いま本を見ていただいている杉山さんという方が(図3)、これはインドだったと思いますが、ハヌマンラングールと呼ばれる猿の一種の生態を観察しているときに、いわゆる子殺しというのを目撃します。猿の群れは集団で暮らしていますが、その中で大人の雄が幼児を、まだ母親にくっついてミルクを飲んでいるような子どもを殺害するシーンを目撃します。このことを学会に発表したら、当時は動物研究の分野ではローレンツの影響が強くて、「そんなことあるはずがない」、「それは多分精神障害、病気の猿の仕業ではないか」ということで、海外の研究者からは全く無視されたそうです。ところがその後、同じような現象がほかの地域でも起こっていると他の国の研究者たちからの報告が続き、これは事実であるということが認められるようになりました。



図3

さらにその後、猿だけではなくて他の動物にもそういうところではあることがわかってきて、また子殺しだけではなくて、チンパンジーなど人間に近い、知能の高い動物の間では、成人の仲間同士での殺し合いもあることがわかってきました。しかし、その規模は人間に比べるとはるかに小さいものです。先ほど申し上げたように、戦争で死者が何万人とか、

殺人事件で年間何千人も亡くなるとか、そういうレベルとは全く違います。それ故、他の動物の世界でも種内殺りくはあるが、ローレンツが強調したように、人間に比べるとはるかに少ないことは事実のようです。しかも不思議なことに、人間に近い、比較的進化の水準の高い動物ほどそういう行動が見られます。

ローレンツはこうも言っています。今日、人間は地球上で最も進化的に発達をし、地球上で最も繁栄し、他の動物を支配するに至ったが、人間が進化の頂点をきわめた理由のひとつは、人間の高い攻撃性ではないか、と。私自身は、知性が人間をこのように発展させたと考えていますが、このこととも関連して、ローレンツは人間の高い攻撃性が他の動物たちを凌いで、地球上で最も繁栄した世界を作り上げたのではないかと言っています。

歴史資料から見た人間の攻撃性

歴史的な証拠も少し挙げてみたいと思います(図4)。皆さんの中には、もうこんな話は聞きたくないと思いつている方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、せっかく来ていただいているので、嫌になるくらい少しお話をしたいと思います。

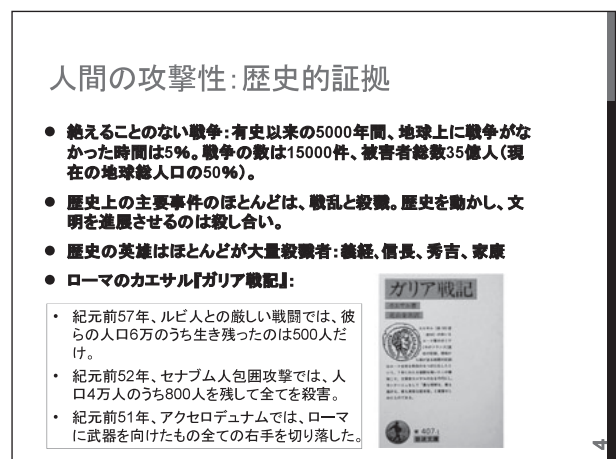


図4

歴史家の計算によりますと、有史以来、一応何らかの形で記録が残っているという過去5000年の間に、地球上において戦争、つまり比較的大規模な集団間の闘争がまったくなかった時間はわずか5%

で、残り95%はほとんど常に戦争があったとされています。言われてみると、太平洋戦争が終わった後も、我々自身は直接関与しなかったけれども、思い出だけでも随分戦争がありました。太平洋戦争直後に朝鮮動乱があり、それからベトナム戦争があり、湾岸戦争、さっきお話したパレスチナの紛争など、世界にはほとんど切れ目なく、絶えることなく戦争がありました。戦争の数は、専門家の推定では1万5000件、被害者総数は35億人。現在の地球の全人口の約50%に当たるくらいの数の被害者が、戦争によって命を失ったとされています。

子どもたちは中学生くらいから歴史の勉強を始めますが、歴史上の主要事件というのは、ほとんどが戦乱と殺りくです。私の子どももそうでしたが、子どもたちは歴史を覚えるために年表を作ります。この年表に書かれる主要事件、例えば、大化の改新、鎌倉幕府、建武の中興など、これらは考えてみるとみな戦乱です。大化の改新というのは、中大兄皇子が蘇我入鹿を殺害し、同時に、父親の一族を攻め滅ぼします。皆さんがよくご存じの信長、秀吉、家康などは大量殺りく者です。彼らは何万人にも及ぶ人々を殺して天下をとりました。我々はそれを英雄とあがめています。この図には義経も出ていますが、こうした歴史上のヒーローというのは、今で言えば、皆ほとんどが大量殺りく者です。実際のところ、人間の歴史は戦乱と殺りくに満ちています。歴史を動かし文明を伸展させるのは、そのほとんどが殺し合いだということは、年表を眺めているとつくづくよくわかります。

世界史に目を転じてみると、日本でも大変人気のある一人の英雄がいます。ローマのカエサル、シーザーのことですが、彼は皇帝制度が作られる直前の指導者で、古代ローマ帝国の基礎を築いた人物です。この人は政治家というよりも有能な軍事司令官で、戦績によってローマの指導的地位についた人物です。ローマの北部に当たる、今のドイツやフランス地方を当時はガリアと呼んでおりましたが、彼はその地域に何度も軍隊を率いて出陣し、その地域を征服するための軍事活動を行いました。その遠征を自分自身で記録したものが『ガリア戦記』で、日本語

でも翻訳が出ています。この『ガリア戦記』というのは、いわばガリア地方での己の戦績を誇るもので、一端を抜粋してご紹介しますと、「紀元前57年、ネルビ人との激しい戦闘では、彼らの人口6万のうち生き残ったのは500人だけだった」、「紀元前52年、セナム人包囲攻撃では人口4万人のうち800人を残して全てを殺害した」、「紀元前51年、アクセルデュナムではローマに武器を向けた者全ての右手を切り落とした」とか、こういった記録が連綿と書かれています。

歴史書ではないんですが、古代遺跡の中からも、人類の暴力性といったことをうかがわせるものがたくさん発掘されています。人類の歴史をどこまでさかのぼることができるか詳しくはわかりませんが、何万年か前の人類の祖先のものと思われる古代遺跡が世界中で見つかっており、そこではしばしば暴力の痕跡を示す人骨が見出されています。例えばイラク北部のシャニダール洞窟というところでは、ネアンデルタール人の小集団が約4万年前に埋められた跡が発見されています。その中には、頭部を殴打されて死んだ者、鋤骨の間から石の刃が見つかった遺骨などもあります。イタリアのグリマルディには約3万年前の遺跡がありますが、脊柱に投石弾が食い込んだ子どもの遺骨、頭皮を剥がされたと思われる骸骨などもありました。その他エジプト、デンマークなど世界各地で見ついているこうした古代遺跡では、戦傷痕と呼ばれる戦いで傷ついたと思われるような跡を示す人骨の発掘が続いております。

日本も例外ではありません。皆さん行ったことがありますでしょうか、九州の佐賀に吉野ヶ里遺跡というのがあります。私は大変関心があって、これまで何度も訪れています。これは弥生時代の遺跡で、ちょうど紀元前後の時代のものですが、非常に大きな集落です。我々が教科書で習った弥生時代といいますと、竪穴式とか極めて簡素な住居しかなかったように思い込んでいたのですが、吉野ヶ里に行ってみるとびっくりしました。このように3階建のような非常に大規模な建物も作られていたようです。弥生時代というのは我々が思っていたよりもはるかに文明度の高い時代だったようです。

しかし、吉野ヶ里遺跡に行って私が非常に強い衝撃を受けたのは、その集落の構造です。吉野ヶ里遺跡というのは広大な集落になっているのですが、それは防衛という特徴を顕著に備えた構造をしていました。まず堀が二重になっています。戦国時代のように内堀と外堀が作られ、さらに木で柵がつくられ、土塁が作られ、また逆茂木といって、先端の鋭利な木をたくさん並べ、槍襖のようなものをあちこちに設置して敵の侵入を防ぐ備えをしています。このように幾重にも防護された城塞都市と呼ぶにふさわしいものが、日本のこの古代遺跡の本性だったのです。

日本最古の城ともされるこの遺構は、強い防衛の思想、他集団に対する強い警戒心と恐怖心を反映しています。行って見てみればすぐにわかります。弥生時代という女性的でやわらかい響きを持った名称とは裏腹に、この遺構は、この時代がいかにか危険で暴力の時代であったかということを実に教えてくれます。

これを載せるかどうかはちょっと迷ったのですが、遺跡の中にある資料館には骨から人体を復元したものが置かれてあり、その中には首を切り取られた人物の肉体もあります。こんなものまで復元する必要があるのかなとも思ったのですが、確かに衝撃的です。この集落の北部は墓地になっており、そこには甕棺（かめかん）といって、お椀を2つ合わせたような人を埋葬するための棺桶がたくさん発見されました。私が訪れたときには1000個ほど見つかり、当然、中には人骨が入っていました。その中に、やはり海外で発見されたと同じような戦傷痕を持つものが多数含まれていました。胸骨に石の矢じりが挟まっているもの、陥没した頭蓋骨、そして首のない人骨です。この人骨には肩や腕に刃物で切りつけられたような跡があり、この人は明らかに戦いによって首を失ったものと思われます。

なお、吉野ヶ里を含めて佐賀県下の弥生時代の遺跡を調査している専門家によりますと、この時代、成人男性の約10人に1人は戦場で死傷したであろうと推定されています。ですから、日本の古代もまた、このように暴力が非常に身近にあった時代であったということが遺跡からうかがうことができます。

攻撃性の心理メカニズム

人間の攻撃性を本能とみなすかどうかについては様々な議論があります。この問題についてはここでは詳しい議論はしませんが、ただ、今、生物学的、歴史的、社会的ないろいろな資料で皆さんにお話ししたように、我々人間の本性には、攻撃性や暴力性が深くしみ込んでいるのは間違いありません。これが今日のテーマですが、では人間の暴力と攻撃性はどんな仕組みで起こっているのかということについて、残りの時間でお話ししたいと思います。

基本的な図式はこうです(図5)。まず左側ですが、敵が襲ってきたとか、あるいは食料をめぐる争いが起こるなど、何らかの挑発状況に遭遇すると、人の心の中には攻撃性とと呼ばれるプロセスが発生します。何不自由なく暮らしているときにはこういうものは起こりませんが、何らかのトラブル、これを挑発状況と呼んでいます。他の人と対立するような状況が生じると、人の心の中には多かれ少なかれ攻撃性というものが生じます。皆さんも自分の生活を振り返ってみれば、毎日、何度も攻撃性を感じることがあると思います。もちろん、暴力に至ることはないとおもいますが。例えば、奥さんと朝、口げんかをする。男は大抵負けるので黙って家を出てきますが、しかし腹の中は煮えくり返っていることがあります。職場に行けば、嫌な上司がいますし、役に立たない部下もいます。そういう人たちと接すると、「こいつ、殺してやろうか」と思ったりしま

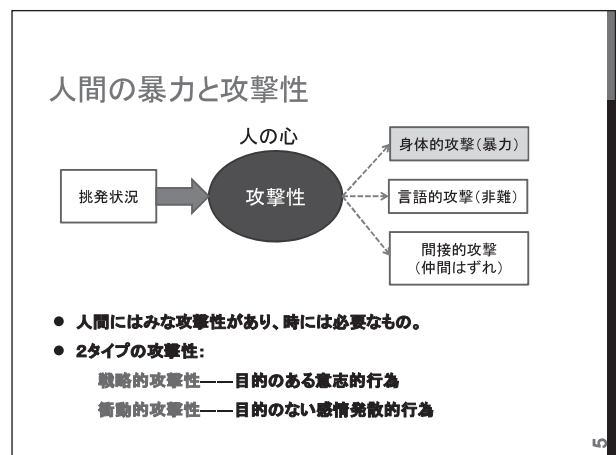


図5

せんか。

また、テレビを見ていても腹が立つことが多いです。そういう攻撃性が我々の心の中で毎日、頻繁に発生しています。もちろん、暴力をする人は極めて稀です。図5の右側に書いていますが、攻撃性の表現は3通りあり、そのひとつが身体的攻撃で、これが暴力と呼ばれるものです。もっとも多いのは言語的攻撃で、それは非難する、人を責める、文句を言うなどです。最後のものは間接的攻撃といって、仲間外れにするとか、無視するとかで、そういうやり方で自分の攻撃性を示すこともあります。

3つの表現形の中では暴力が一番深刻ですが、ここでは皆さんに、人間の攻撃性には2つのタイプがあるということをお話ししようと思います。それが図5の下に書かれているもので、戦略的攻撃性と衝動的攻撃性です。戦略的攻撃性は分かりやすいもので、これは目的のある意志的な行為で、何か狙いがあるあって暴力に訴える、何かを達成するために攻撃的な行動をとるといったものです。ところが、時には当人も、ましてや周囲の者には、何のためにそんな行為をするのか、目的がはっきりしない暴力や攻撃性があります。これが衝動的攻撃性と呼ばれるものです。それは感情発散的な行為ですが、これら2つのタイプの攻撃性について、それぞれがどんなメカニズムかということを残りの時間でお話したいと思います。

戦略的攻撃性

戦略的攻撃性というのは目的を持った攻撃性ということです。刑事ドラマで殺人事件が起こると、刑事たちは、動機は何かと言います。金か、怨恨かとか言いますが、それがいわゆる暴力の目的です。その殺人行為は、金を奪うのが目的だったのか、それとも恨みを晴らすのが目的だったのか、事件を担当する刑事たちはこういうことを考えて捜査を進めます。

(1) 影響・強制としての攻撃

戦略的攻撃性のひとつの目的は影響・強制といっ

て(図6)、これは図6の1段目に示されていますが、利害対立があるとき、相手を無理やり抑えつけて自分の要求を通そうとすることです。こういうことは皆さんも時々やっているといます。自分よりも目下の者、力の弱い者に対して、例えば子どもに対して、「黙って言うことを聞け」とどなったりしませんか。自分の要求を無理やり通そうとすることした行為に影響・強制としての攻撃性と呼んでいます。暴力を使うかどうかは別にして、人に何かを強制する行為です。

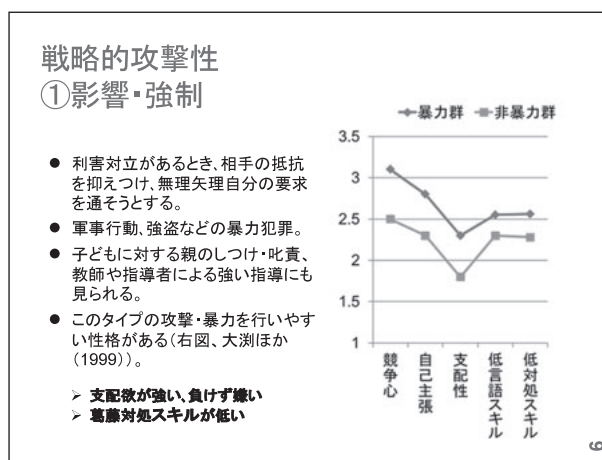


図6

2段目ですが、このタイプの攻撃性が暴力として現れる典型的なものは軍事行動です。領土を守るため、あるいは日本がかつて行ったように、ほかの国に侵略して、その土地を奪うというような目的のために暴力が使われることがあります。犯罪では暴力を使って人の金品を奪う強盗がこのタイプの典型です。暴力ではありませんが、3段目に示しているように、子どもに対する親のしつけや叱責、教師や指導者による厳しい指導の中にも強制としての攻撃が見られます。暴力を使うかどうかは別にして、このように、攻撃的な手段で自分の意思を通そうとすること、相手を抑えつけようとする行為が影響・強制としての攻撃性です。

私たちはいろいろな調査していますが、今からご紹介するのは、ある刑務所で受刑している方々を対象に行った調査です。刑務所に入っている人たちの理由は様々ですが、暴力的な犯罪で入っている人たちは暴力グループ、そうではない、例えば窃盗とか

詐欺とか、暴力的ではない犯罪で入所している人たちを非暴力グループとして、両者の違いを比較しました。図6の右側のグラフの下方に5つの性格特徴が挙げられていますが、これらは影響・強制の攻撃性と関連の強いものです。暴力的グループの人たちは非暴力的グループの人たちに比べて、これらの特徴をすべて強く持っていることが分かります。それは「負けたくない、競争に勝ちたい」といった競争心、それに自己主張が強いことです。自己主張とは、自分の要求を強く言う、我慢しないといった気持ちです。支配性とは、威張りたいとか、人に命令したいといった気持ちです。これらは比較的わかりやすいもので、皆さんの周囲にも、競争心が強くて、自己主張が強く、そして支配的で、とにかく人を抑えつけたがるというタイプの人がいらっしゃるかと思いますが、暴力を使うかどうかは別として、これらは攻撃的な人たちと言えるのではないのでしょうか。

図6の右端に低対処スキルというのがあります。他の人と意見が対立したり、利害が衝突したりといったトラブルは社会生活には不可避なものです。人はひとりひとり考え方が違うし、利害関係や好き嫌いも違うので、家庭でも、会社でも、地域でも対立するということは避けられません。それは人間社会において不可避な普遍的な現象です。こうしたトラブルをいかに解決するかに関して、個人の社会人としての力量が問われます。うまく解決できれば、喧嘩とか争いとか、あるいは暴力沙汰といったことを避けることができます。そのためには、対立したときに、穏やかにでもきちんと話ができる、自分の考えや気持ちを明確に説明できる、また、相手の話を聞けるといった対話のスキルが必要です。ところが、自分の気持ちをうまく表現できない人ほど、暴力に訴える傾向があります。これは皆さんが現場でお仕事をされていて感じるのだと思いますが、自分の感情や自分の気持ちを言葉で表現できるかどうかというのは暴力とは正反対の行動なので、そういう面でスキルが低いということが、暴力の可能性を高めます。

対処スキルは自己制御とともに、交渉のスキルも必要です。人と対立したとき、自分の思うようにな

らなかったとき、そうした事態をどうやってうまく解決していくのか、そのためには単なる表現の問題ではなく、もっと様々な知恵が必要です。「今回は譲るから、次はこうしてね」とか、そんなふうに、目の前の問題だけでなく、もっと広く色々なことを考えながら、相手とのつき合いを長い目で見て、「今回はあなたの言うとおりにするけど、次はこうしてね」というふうに、問題をこじらせないように、エスカレートさせないようにして解決していくのが賢いやり方です。多分これは、皆さんの多くが、言われるまでもなくやっていることだと思いますが、そういうものを対処スキルと呼んでいます。こういうスキルが低いと、強引にやっつけてしまえと、無理やり要求を通すということに向かいがちで、それが暴力などを引き起こします。この調査結果は、競争心、自己主張、支配性といった性格が強いことに加えて、人との対立や葛藤を穏やかに解決するためのスキルを身につけていないということが、高い攻撃性や暴力性と結びついていることを示しています。

(2) 回避・防衛としての攻撃性

戦略的攻撃性の2つ目は、回避・防衛です。自分が危害を加えられそうだと感じると、身を守るために、あるいは報復のために攻撃的になるということもよくあります(図7)。これは皆さんのお仕事の場面でもあるかと思いますが、また、皆さん自身もそういう経験をされたことがあるかと思いますが、軍事行動としては、敵に攻められてきたから自国を

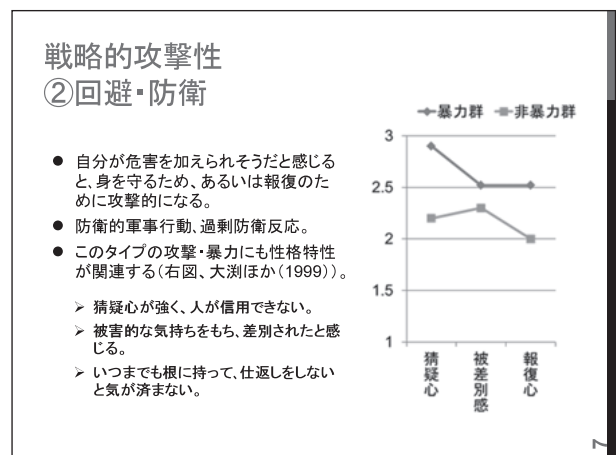


図7

守るためといった防衛的軍事行動がこれにあたります。暴力犯罪の中にも、相手から脅威を受け、これから逃れるためといった防衛的反応によって事件が起こることもあります。

私は少し前に、少年の家族殺傷事件というものを調べたことがあります。小学校、中学生くらいまでの年齢の子どもは、先ほど申し上げたように、本来、人殺といったことはしないのですが、しかし稀には起こることもあります。

5年ぐらい前、山口県で、高校1年生の男子が祖父殺しで逮捕されるという事件が起こりました。このおじいちゃんというのは非常に教育熱心な人で、娘さんが離婚して子どもたちを連れて実家に戻ってきたわけですが、おじいちゃんは張り切って、離婚した娘のために、言ってみれば子どもたちの親がわりとして熱心に世話をすると同時に、子どもたちから見ると非常に厳しくしつけをし、勉強を強要したのです。3人の男の子たちの中で、上の二人はおじいちゃんの期待に応じて順調に進学していったのですが、末っ子だけは、決して頭は悪くなかったようですが、のんびりした性格だったようで、おじいちゃんからはぼうっとしているように見え、「もうちょっとしっかりやらんか」という感じで、よく叱られていました。

子どもは皆そうですが、この子もゲームに熱中しており、おじいちゃんから見るとゲームが目の敵です。「この子が勉強しないのはゲームのせいだ」とゲームを禁止します。それでも止めないため、「ゲームをするなら学校をやめさせるぞ」とまで言われます。あるとき、おじいちゃんに隠れてゲームをしていたら見つかってまた激しく怒られます。「家を出ていけ」とまで言われて、この子は頭が真っ白になってしまい、気がついたらおじいちゃんを殺していたという事件でした。

これが典型的な回避・防衛の行動です。子どもの事件というものには、この種の追い詰められての暴力というものが多ようです。特に、近年多いのは教育問題です。皆さんは、奈良で起こった事件のことを思い出されるかもしれません。親が教育熱心のあまり子どもを追い詰めて、その結果、家庭内で暴

力事件が起こるといのはひとつのパターンです。そういう意味で、やはり教育問題というのは、今日でも日本の家庭において親子間の対立の火種になっています。

かつて、金属バット殺人事件と言うのがありました。年配の方は覚えていらっしゃると思いますが、親子間の教育葛藤を象徴する事件です。あれはもう30年前のことですが、調べてみると、今でも状況は同じです。ある意味ではむしろ昔以上に、親の子どもに対する教育的圧力は強まっているので、子どもの中ではそれによって、今ご紹介した事件の子どものように居場所を失い、追い詰められた気持ちになって、その結果、激しい暴力を起こすというケースがあります。

(3) 自己顕示・プライドのための攻撃性

戦略的な攻撃性で、もうひとつのタイプをご紹介します。これは、刑事ドラマなどには登場しないので、一般の方もお気づきではないかもしれませんが、「自分が軽視された、無視された」と思うと激しく怒って攻撃的になるということがあります。これは、皆さんの現場では意外にあるかもしれません。何が目的かというと、この場合にはお金でも物でもありません。「ほかの人から尊重されたい」、「愛されたい」、「大切にされたい」と思うことが攻撃性を高めるといもので、戦略的攻撃性の3番目のパターンです(図8)。

大人の場合は、実は、いま述べたような可愛らし

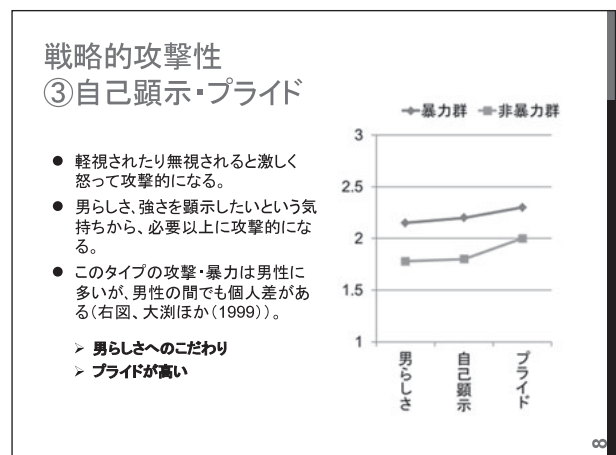


図8

いものだけではなく、男らしさや強さを顕示したいという気持ちから必要以上に攻撃的になるというパターンが見られます。我々の調査でも、図8のグラフに示されているように、暴力的犯罪者は非暴力的犯罪者と比べて、男らしさというものに非常にこだわるのがわかります。彼らは「男らしくない」と言われると、かっとなるのです。

DVでもそういうケースがあることが報告されています。夫と妻の間でトラブルが起こったとき、奥さんが「男らしくない」という言葉を使った瞬間に夫が激怒するというケースがあります。全ての男性とは言えませんが、いやむしろ、全ての男性と言ってもいいかもしれません。男性には皆男らしさに対するこだわりがあって、これは中学生、高校生の頃に1番強いのですが、しかし年をとっても、男性の中には皆、男らしさに対する強いこだわりがあります。女性から「男らしくない」と言われると男性はみな傷つきますので、これは気をつけていただいたほうがいいと思います。その結果、激しい怒りや攻撃性で反応する男性もいるようです。特に、暴力事件などを起こしている人の中には男らしさに対するこだわりが異常に強くて、非難に対して激しい反応をするというケースがあるようです。

このグラフには、男らしさと関連する他の欲求も並んでいます。自己顕示やプライドですが、これらにこだわるのはいずれも暴力犯罪者の特徴です。こうしたことはふだんあまり強調されませんが、男性が暴力的になるとときには、男らしさ、プライド、メンツ、こういったものが関与していることが多いということは強調してもいいことかもしれません。

衝動的攻撃性

以上の戦略的攻撃性は、比較的わかりやすいものです。何を目的にしているかという観点で暴力や攻撃性を理解することができるからです。しかし、衝動的攻撃性の方は、その辺がわかりにくいことがあります。欲求不満など、思いどおりにならないことがあると、誰の心の中にも怒りや攻撃心が生じます(図9)。それらは普通、欲求不満状態を生み出した

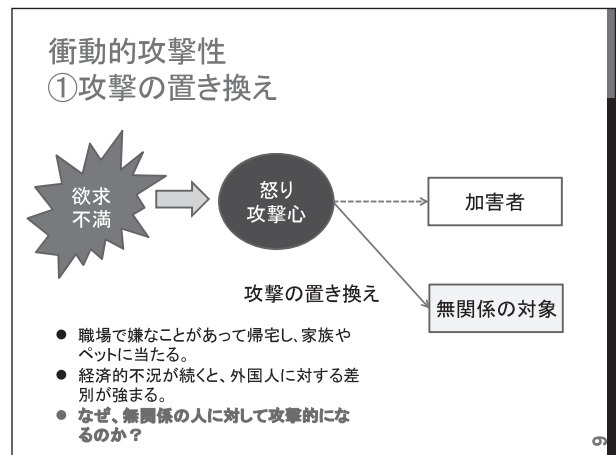


図9

加害者に向けられますが、図9に示されているように、時には、無関係の対象に向かうこともあります。これはどうしてなのでしょう。自分を欲求不満に陥れた当の相手ではなくて、直接関係のない者に攻撃性が向かうことがあり、これがわかりにくい攻撃性の典型例です。

職場で嫌なことがあって帰宅し、家族やペットに当たる、そういったことないでしょうか。経済的な不況が続くと外国人に対する差別が強まることがあります。これはヨーロッパ諸国で実際に起こっていることです。昨今のギリシャのように、経済的困難に直面している社会では、しばしば、そうした不満の矛先が外国人に向けられることがあります。

(1) 攻撃の置き換え

なぜ、自分の欲求不満の原因をつくったわけではない、無関係の人に対して我々が攻撃的になることがあるのでしょうか。その答えが、衝動的攻撃性です。そのひとつのパターンは攻撃の置きかえというもので、自分の心の中にある不快な感情を誰でもいいからぶつきたいという気持ちが、無関係の人に向けた攻撃性となって現れるものです。以下に述べるのは、かなり以前に行われたアメリカでの研究例ですが、日本人が出てくるので、ここでご紹介したいと思います(図10)。

今は5月の末ですが、アメリカの学校は間もなく夏休みに入ります。6月中旬からほとんどの学校が休みに入ります。新学期は9月ですので、2カ月半

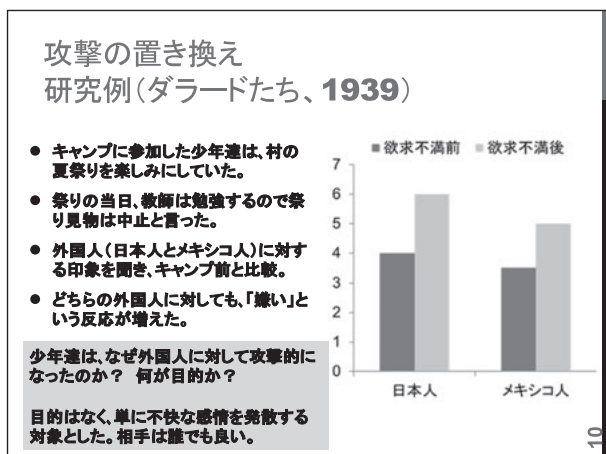


図10

という非常に長い夏休みがあります。日本もアメリカも同じだと思いますが、夏休みも最初のうちはいいのですが、子どもたちが家の中で毎日ごろごろしているのを見て1週間、2週間たつと、親たちもいらいらしてきます。それで何とかしなければいけないと、どんな親も思いますが、幸いアメリカには夏休み期間を利用して、いろいろな子ども向けプログラムがさまざまな団体から提供されています。学校、役所、民間団体、NPOなどいろいろ団体がプログラムを提供しています。1週間とか2週間の期間、比較的安い料金で子どもたちがこれらに参加できます。

アメリカの子どもたちは、夏休みの長い期間を、今週はこのプログラム、来週はこのプログラムと移動しながら過ごすというのが一般的です。これからご紹介する研究はそうした夏休みプログラムのキャンプの中で行われたものです。このキャンプは森の中で行われたものですが、教師が付いていて、午前中は勉強し、午後は冒険やスポーツといった野外活動をするというものです。今回の目玉は、近くの村で夏祭りがあり、子どもたちはこれに参加できるというものでした。子どもたちの一番の楽しみはこの村祭りに参加することだったのですが、祭りの当日になって教師たちは、「今日は勉強が進まないのでも午後勉強します。夏祭りには行きません」と言い出しました。子どもたちは「ええっ」と驚き、かつ当然ながら欲求不満状態になります。

これは実は研究者たちが企画したキャンプで、も

ともこういう計画でした。子どもたちを欲求不満状態に置いて、彼らに日本人とメキシコ人という外国人に対する印象を聞きました。その結果が図10の右のグラフに示されています。ここにはキャンプの初日、欲求不満に陥る前の状態で印象を聞いたものと欲求不満状態で聞いた答えを比較しています。すると、薄い色のバーが欲求不満後ですが、日本人に対してもメキシコ人に対しても、子どもたちは「こんなやつ嫌いだ」といったふうに外国人に対する嫌悪が強まりました。

この時に子供たちの気持ちはわかるような気はします。しかし、なぜこうなるのでしょうか。子どもたちは、自分の怒りを日本人やメキシコ人につけましたが、何のためにそんなことをするのでしょうか。その理由は何でしょうか。

子どもたちは夏祭りに行けないという欲求不満状態にありますが、しかし、メキシコ人や日本人に怒りをぶつけたからといって問題解決にはなりません。でも、確かにこういう暴力や攻撃性はあります。傍から見ても、多分、本人自身も説明できないのですが、なぜ攻撃的になって、無関係のメキシコ人や日本人に対して攻撃性を向けるのでしょうか。こうした現象を専門家は「攻撃の置き換え」と呼んでいます。図10の下部に書いてますように、この攻撃に目的はありません。それは単に、不快な感情を発散する行為です。相手は誰でもいいのです。こういう現象は、とりわけ小さい子どもにはよく見られますが、大人にもあります。何らかの理由で欲求不満状態になっていると、それを何でもいいから、誰でもいいから、自分の不快な感情をぶつけたいという気持ちが起こります。それによって生じる攻撃性がこの衝動的タイプです。

なお、この研究で日本人がターゲットになっているのは、1939年という年次からお気づきのように、日本とアメリカが戦争に入る直前の時期に行われた研究だからです。アメリカと日本が敵対的関係にある状態のもとで行われた研究なので、攻撃性を向ける対象としてちょうどいいというので、日本人がこの研究のターゲットに選ばれたわけです。

(2) 歪んだ攻撃性

もうひとつのタイプの衝動的攻撃性は、置き換えと似てはいますが別のもので、歪んだ攻撃性と呼ばれています(図11)。先ほどの置き換えの例ですと、子どもから見て日本人やメキシコ人は自分の欲求不満とはまったく何の関係もありません。全く無関係の対象です。ところが、今度のタイプでは、多少関係があります。しかし、明らかに過剰な反応という攻撃性のタイプです。図11の下部に説明されているように、これは不合理な理由から人に危害を加えるものです。不合理という点では置き換えもそうですが、今度は、被害者は、多少は攻撃反応を誘発する役割を果たしています。

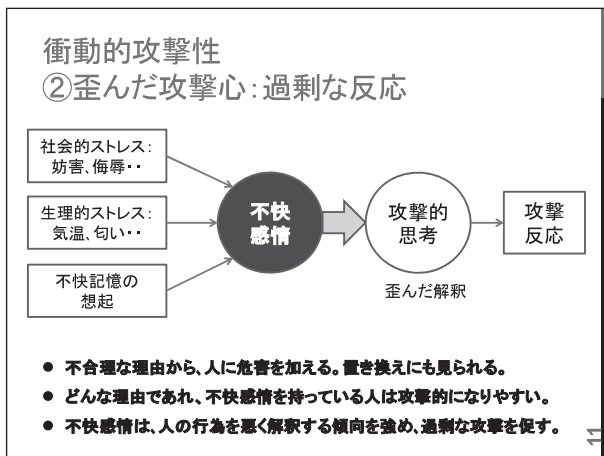


図11

その心理的仕組みが図11に示されています。まず始めに、何らかの不快感情があります。その原因はさまざまです。第一に、社会的ストレスがあげられます。会社で嫌なことがあった、人が自分の思いどおりに動いてくれない、家の中で妻とけんかしたなど、人間関係と社会生活の中で我々はさまざまなストレスを経験し、その結果、不快な感情が心の中に発生します。

第二に、生理的ストレスというのがあります。これからそういう季節になりますが、暑いとか湿っぽいとか、それに嫌な匂い、騒音などもそうです。こうした生理的なものも我々の心の中に不快感情を生み出します。更にもう一つ、これも興味深いものですが、今現在何らストレスはないが、過去の嫌な出来事を思い出してストレスを感じる、不快感情を抱

くというのがあります。皆さんも多分、そうした経験があると思います。いつまでも忘れられないこと、もう過ぎ去ったことだが思い出しては腹が立つ、思い出しては嫌な気分になるという経験があります。

我々が不快感情を抱く理由は、主としてこのように3種類あります。現在の人間関係や社会生活から受けるストレス、人間が関与しない生理的ストレス、そして、過去の出来事を想起することによって不快感情がまた再燃するという3つのパターンがあります。いずれにしろ何らかの理由で不快感情を心の中に持っている人は、考え方がその影響を受けます。人間の考えることは、その時の感情に支配されます。

こういう例を考えてみてください。冒頭『エイリアン』の話をしました。今はビデオやDVDを借りてきて家で見ますが、我々が若かった頃は映画館で映画を見ました。映画の世界にどっぷり浸ってから外へ出てくると、まだ映画の余韻が心に残っています。とてもハッピーな映画、人間性の豊かさを描き、人間って良いもんだなという思いにさせる感動的な映画を見たあと映画館を出てくると、道行く人がみんな幸せそうに見えます。逆に、非常に悲惨な、暗い、人間性を否定するような映画を見た後、映画館を出ると、街を行く人はみんな不幸に見えます。

これらの例のように、我々が人を見る見方というのは、そのときの自分の感情にある程度影響されます。不快な感情を持っているときには、人に対しても否定的な見方をする傾向があります。そういうときに人と些細ないさかひがあったりすると、普段だったら何でもないことなのに、既に不快な感情を持っているために、その出来事を非常に否定的に解釈するということが起こります。これが、このタイプの衝動的攻撃性の仕組みです。

不快感情に支配されている人は、人の行動を悪く解釈する傾向があります。俗に、虫の居所が悪いと言いますが、不快な気分である人に近づくと、とばかりを受けることがあります。それは、不快感情が人の見かた、出来事の解釈を歪めるためです。不快感情が攻撃的な思考を促して、攻撃反応を発生させるという仕組みがあるためです。

起こったばかりの事件なので詳しいことは知りま

せんが、最近、東京メトロの渋谷駅で暴力事件がありました。通りすがりに肩がぶつかったとかいうことで、相手をナイフで刺すという事件でした。多分これが、このタイプの暴力の典型的なものです。なぜ肩がぶつかったくらいで相手を殺そうとまでするのでしょうか。明らかに過剰反応ですが、多分この加害者は、そのとき何らかの理由で強い不快感情の状態にあったと思われます。ワイドショーでこの加害者の生活状況が報道されていますが、この人は仕事が行きたくないなどトラブルをたくさん抱えていたようです。そうした理由で強い不快感情を持ったまま町へ出てきたとき、すれ違った人と偶々肩がぶつかったといった些細な事件が起こると、「こいつまで俺をばかにするのか」などの歪んだ解釈をするわけです。その結果、こうした過剰な、他の人から見れば、「何でそんなことを」と思うような激しい攻撃性が発生することがあります。

ある本に、こんな例が載っていました。失業中の夫が新しい就職先を求めてあちこち歩き回ったが、どこへ行っても断られる。疲れ果てて夕方家に帰ってきたら、たまたま奥さんが不在で、夕食の支度もできていない。そこに奥さんが慌てて帰ってきたら、夫は怒って、奥さんにかばんを投げつけた。なぜだかわかりますか。夫は自分の就職活動が行きたくないという理由で、強い不快感情を持って帰宅しました。そのとき奥さんが不在で、夕食の支度もできていないのを見て彼は、「妻まで自分のことをばかにするのか」と歪んだ解釈をしたわけです。普段だったら、そうは思わないでしょう。帰ってきたときに奥さんがいなくても、「どこか買い物にでも行ったのか」と思うでしょう。しかし、そのとき彼は強い不快感情を抱えたまま帰ってきたので、妻の行動を悪く解釈してしまい、攻撃性を妻に向けてしまったのです。

衝動的攻撃性には、置き換えのように、全く関係のない対象に怒りをぶつけるという場合もありますが、どちらかという、今述べたようなタイプの方が多いようです。少しは関係があるが、暴力の原因になるとはとても思えないような出来事に対して過剰な反応をするというもので、そのときには、ここ

に書いているような心の仕組みが働いていることが多いようです。

そういう意味で、次にショッキングな研究例をご紹介します。バーコビッツというアメリカの研究者が行ったものです（図12）。この研究自体はいろいろ物議を醸したもので、皆さんにご紹介するに当たっても少し注意しながらお話ししなければいけないとは思っていますが、こういうものでした。大学の女子学生たちが実験に参加しています。この実験は母親の子どもに対する学習指導に関するもので「君たちにはお母さん役をやってもらう」と言って、女子学生たちを一人ずつ実験室に呼びます。

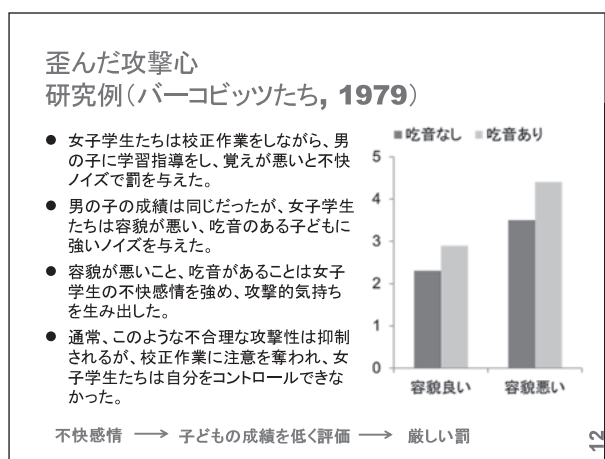


図12

女子学生はモニターを通して隣の部屋にいる子どもに勉強を教えるよう指示されます。教科書を開きながら、いろいろなことを教えます。しかし、実験者は「お母さんというのは、普段つきっきりで子どもの勉強を見ているわけじゃない。洗濯をしたり、掃除したり、時には電話がかってくる。家事をしながら、その合間に子どもの勉強を見てあげているんだから、君たちにも何か他の仕事をしてもらうよ」と言って、彼女たちに校正作業をさせます。これは印刷物を見て、ミスをチェックする、誤字脱字がないかどうか調べるもので、非常に神経を使う作業です。私たちが本を書くときに、必ずそういうのをやりますが、何度繰り返し見ても見落としがあり、必ずと言っていいくらい誤字脱字があります。そういう非常に細かい作業に従事しながら、その合間に子どもに勉強を教えるというのが女子学生たちの置か

れた実験場面です。

この実験には何十人もの女子学生たちが参加しますが、相手をする男の子は4人です。一人の男の子はとてもかわいらしい、天使のような顔立ちの男の子です。もう1人の男の子は、そうってはなんです、かわいくない男の子です。また、どもり、つまり吃音のある子どもとそうでない子どもがいます。結果として4人です。とてもかわいくて、きれいにしゃべる子ども、とてもかわいいんだが吃音のある子ども、かわいくないけど言葉は明瞭な子ども、最後に、かわいくなって、吃音もある子どもです。

この実験の問題点、物議を醸し出したのは、子どもの容貌、つまりかわいいとかかわいくないとか、それに、言語障害があるかどうかということなどが取り上げられたことです。しかし物議はともかくとして、我々人間の心理を考える上では、いろいろ考えさせられるものを含んだ実験でした。

さてこの実験で、女子学生は子どもに勉強を教えますが、学習が進んだかどうか時々テストします。そして、テストの成績が悪いと子どもに罰を与えます。どんな罰かというと、子どもが嫌がるようなノイズを与えるものです。子どもが耳を覆いたくなるような嫌な音を子どもの部屋で発生させます。そういう装置を女子学生のデスクに置いておき、「子どもがテストで失敗したときに罰として子供に不快ノイズを与えなさい。強さは君たちが好きなように変えていいからね」と言います。図12の右側のグラフが、この実験で女子学生が子どもたちに与えた罰の強さです。なお、子どもはちゃんと訓練されていて、テストでは同じ問題で間違えます。たくさんの女子学生がこの実験に参加し、4人の子どもたちが彼女たちの相手をしますが、いつでも必ず同じ問題のところで間違えます。だから罰を受ける回数は同じにして、女子学生たちがどの子どもに対して、どれぐらい厳しい罰を与えたかを比較することができるようになっていきます。

結果は図12の通りです。左右で分けてみると、容貌の良いかわいい子どもはあまり罰を受けません。それに対して、あまりかわいくない子どものほうが厳しい罰を受けています。子どもはいつでも同じ個

所で同じように間違えるのですが、女子学生の反応は違っていて、かわいくない子どものほうに厳しい罰を与えています。これは、問題ですね。

さらに問題なのは濃い色と薄い色のグラフの違いで、濃い色いグラフの方が強い罰を表していますが、これは、吃音のある子どもに対して女性学生たちが厳しい罰を与えていることを示しています。これもけしからんことです。

でも、なぜ、こんなことが起こったんだと思いますか。その心理は既に述べた衝動的攻撃性です。吃音があると、学生にとって子どもの言うことが聞き取りにくくなります。「えっ、何て言ったの、もう1回」と聞き返さないといけいけないので、面倒です。この女子学生たちはほかに神経を使う仕事を与えられていて、忙しい状況に置かれています。すごく忙しいのに、何か面倒くさいことを言う子どもがいるという状況です。しかも、その子の言うことがよくわからないので、いらいらします。いらいらすると不快感情が生じます。それが彼女たちの攻撃性の原因です。

私たちは、不快感情に支配されていると、他の人の言動を悪く解釈します。吃音の子どもの相手をして、いらいらした女子学生たちは、その子どもが問題を間違えると、いっそう悪い解釈をします。「この子、ばかちゃうか」、「この子、真面目にやってないじゃないか」など、悪い解釈をしたことが厳しい罰につながったものと思われま

す。容貌の問題も同様です。男性たちはきれいな女性と接しているとうれしくなります。たぶん女性も同様で、ハンサムな男性を見ているだけで快適な気持ちになるでしょう。それは、きれいな景色を見たり、きれいな絵を見たときに感じる快適さに似ています。子どもを見るときも美醜の感覚があって、かわいい子どもを見ている方が快適だから、不快感情は弱まります。子どもの容貌によって女子学生たちの罰の程度が変化したのは、そうした感情の影響と思われま

す。この実験の問題点がわかっていただけだと思います。こうした不合理な反応、こんな差別的な扱いがあってはいけないのですが、そうした社会的判断を

抜きにしてこの実験結果を見ると、人の心というのは、原因は何であれ不快感情を抱くと攻撃性が誘発されるということを示しています。ただ、現実にはこんなことはあまり起こらないと思います。仮にそういう仕組みで攻撃性が高まったとしても、多くの人は、「かわいくないからといって厳しくしちゃいかん。吃音があるから、聞き取りにくいからといって叱ってはいかん」と自分の行動を抑えます。だから、実際にはこうした反応起こりません。ただこの実験では、女子学生たちが校正作業という非常に神経を使う従事していたことを思い出す必要があります。そちらに注意を奪われて、自分の心の中に生じた不合理な気持ちをコントロールできなかったと考えられます。

それは皆さんも多分、覚えがあると思います。とても忙しかったり、何かに注意を奪われていると、私たちも自分の気持ちを的確に捉え、行動を十分にコントロールできないことがあります。つい激しい言葉づかいをしたり、思わず厳しい言い方をしてしまうことがあります。この女子学生たちもちょうどそうした心理状態にあったと思われます。そうしたときには、誰でも自分の気持ちを十分にモニターし、十分に行動をコントロールできないために、衝動的攻撃性が起こる可能性があります。冷静になれば不合理な反応だったこと反省するのですが、不快感情に支配されている最中では、しばしばこうしたことが起こります。

暴力とは何か：まとめ

さて、ちょうど時間になりましたので、今日お話ししたことをまとめます (図13)。

最初に、人間は地球上で最も凶悪な生き物ではないかということ、いろいろな観点から論じました。ノーベル賞をとったローレンツという学者が、他の動物たちと比較して、人間は最も頻繁に仲間同士殺し合うという意味で、人間の高い攻撃性は顕著なものであると述べています。今では彼のこの主張はやや薄められてきてはいますが、しかし公平な目を見た場合、人間こそが最も残虐な動物であるというこ

暴力とは何か：まとめ

1. 人間は地球上で最も凶悪な生き物か？ 他の動物たちよりも頻繁に仲間同士殺し合う。
2. 人間は攻撃性を持っているし、必要なものでもある。
3. 2種類の攻撃性がある：目的の達成を目指す戦略的攻撃性と、何が目的かはっきりしない衝動的攻撃性。
4. 戦略的攻撃性は、①影響・強制、②回避・防衛、③自己顕示・プライド、などをめざして行動化される。
5. 衝動的攻撃性は、①不快感情を発散するだけの攻撃の置き換え、②不快感情によって解釈が歪められ、これによって誘導される攻撃、として現れる。
6. 人間の攻撃性には複雑な仕組みがあり、いくつかのタイプに分けられる。

13

図13

とは否定できないのではないかと、専門家の多くは見えています。

2番目に、人間は攻撃性を持っているし、実際に必要なものだということ、を述べました。誰もが平和を望みますが、不幸にも戦いが起こることもあります。また、子どもをしつけるとき、あるいは部下を指導するときに、優しい言葉だけではうまくいかないこともあります。悪いことをした子どもには、やはり厳しく叱らないといけない。「それはだめだよ」と言って、悪いということを教えないといけない。だから、時には我々は攻撃性なるものを使わなければいけないことがあります。暴力はもちろんいけません、社会生活上、確かに攻撃性というのが必要な場面もあると思います。

3番目に、2種類の攻撃性の仕組みをご紹介しました。そのうちのひとつは、戦略的な攻撃性で、これは4番に書いてありますように、幾つかの目的を持って行動化されます。その目的として、影響・強制、回避・防衛、自己顕示・プライド・男らしさといったものを挙げました。

5番目に、もう一つ別のタイプの攻撃性、つまり、衝動的攻撃性について述べました。これは不快感情というのが鍵になっており、これには、不快感情を発散するだけの攻撃の置きかえと、不快感情によって解釈が歪められて過剰な攻撃反応をする二つのパターンがあります。

ここでは典型的なものをご紹介しただけですが、人間にはこういう複雑な攻撃性の仕組みがあるとい

■ 研修講演より ■

うことの一端をご紹介しました。以上で私の話は終わりにしたいと思います。

【引用文献】

- Berkowitz, L. & Heimer, K. (1989) On the construction of the anger experience: Aversive events and negative priming in the formation of feelings. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, Vol. 22 (pp. 1-37). Orland, FL: Academic Press.
- ドロード, J., ドーブ, L., ミラー, N. E., マウラー, O. H., シアーズ, R. R. (宇津木保訳) (1959). 欲求不満と暴力. 誠信書房.
- カエサル, G. I. (1964). ガリア戦記. 岩波書店.
- ローレンツ, K. (1985). 攻撃：悪の自然史. みすず書房.
- 舞田敏彦 (2011). データえっせい. http://tmaita77.blogspot.jp/2011/06/blog-post_26.html (2012.5.19アクセス)
- 大淵憲一・山之端津由・藤原則隆 (1999). 機能的攻撃性尺度(FAS)作成の試み：暴力犯罪・非行との関係. *犯罪心理学研究*, 37, 1-14.
- 杉山幸丸 (1980). 子殺しの行動学：霊長類社会の維持機構をさぐる. 北斗出版.

「子どもの育ちと暴力」

小 倉 清

(クリニックおぐら)

* 平成24年度 テーマ別研修「子どもの性と暴力」での講演をまとめたものです。

I. 育ちはサバイバルである。

私に与えられた題は、子どもの育ちと暴力ということ。このテーマは人間の歴史そのものとの関係が深いと思います。後半は実際のケースのお話をし、みなさんのご参考になればと思います。だけどその前に、歴史めいた話もしようかと思っています。

子どもの育ちと暴力というテーマで、一番先にぱっと私の頭に浮かんだのは、聖書の話で神様が最初に作った人間はアダムとイブってことになっているでしょ？そしてその子どもがアベルとカインという男の子2人です。アダムとイブはどんな両親だったかちょっと私はよくわかりませんが、結局はお兄さんがその弟を殺す訳です。だから、最初の人類は神話ですけど、アダムとイブということになっていて、最初の人間から生まれた2人の子どもが殺し合いをする。どうしてそんなことが聖書に最初に出てくるのか、事実あったからかそうなのか分かりませんが。ともかく、私はこのテーマをみてすぐその事を思ったんです。それくらいに、子ども育ちとか子育ては大変な事なんだろうし、それから暴力は長い長い歴史をもった事柄なんだなあ、つくづく思ったんです。

私は人間の育ちというのは、本質的にいって、サバイバルそのものではないかと思う。生き残るということですよ。生き残るか生き残らないかというのは、人間の育ちの本質ではないかと思うんですよ。自然界の動物でも、みんなそうなんじゃないですか。こないだ問題になったきれいな鳥のトキ、昨日だか一昨日だかで巣立ちをしたって。巣立ちして

良かったんでしょうね、でもそれからどうなるのか分からないですよ。天敵とかいうのがたくさんいるんですよ。でも育ちが生き延びる事だということに関連して、私がもうひとつ頭にぱっと浮かべるのはカメの子ども。どこそこの浜にある夜になると、親ガメがいっぱいあがってくるんですよ。そして砂に穴を掘って、卵をいっぱい100個くらいたくさん生んで、そして親ウミガメは帰ってっちゃうんですよ。そしてどれくらいの間か知りませんが、子ガメが自分で砂の中から出て来て、そして海に向かって一生懸命走るんですよ。そうすると何の鳥ですかね何種類かの鳥が上空にいっぱい舞っていて、その海へ向かって走るちっちゃなちっちゃな子ガメを捉えて食べるんですよ。だからものすごい数の子ガメが生まれて海に向かって一生懸命走るんですけど、ほとんどのものは食べられてしまうんですよ。食べられなかったとしても、ついでに傷だらけになって、そして海にようやくたどりついて、色々身体に傷が残っていていずれは死んでしまう。

私は人間の場合も子育てについて、そういうことを思うんです。まあ人間の場合はそんな大変な数の赤ちゃんが死ぬってことはないのかもしれないけど、だけどころの数の子どもが色々な傷をおって無事に海に届くっていうか、無事に育っていく子どもの数というのはそんなに多くはないんじゃないかと私は思ってるんです。

それくらいに人間の育ちというのは、本質的にサバイバルな問題だと思う。だから生き延びようとする意志がどれくらい強いかってということによるのかもしれないです。生き延びていくのに大変難しい条

件が次から次へと準備されている。だから非常に困った状況・状態とどうやって戦いぬくか。もちろん赤ちゃんのお世話をしようと思う人も周りにいて、その人達の力も大きいと思いますけれども。生まれて間もなくからのそんなに長い期間ではない、その期間にどんな体験をするのかということによってその人の人生が決まるというくらいのことだと私は思っているんですよね。そう考えますと大変なことだと思うんですよね。

昨日たまたまNHKの教育テレビで放送されていたと思いますが、超未熟児というか超低体重児が世界中でどんどん産まれているようですよね。色々な機械がどんどん発明されていて、体重がうんと低い、例えば600g（現在では200gの場合もある）とか、そういう赤ちゃんのお世話することも可能になってきている。NICUで超未熟児が収容されて、そこでありとあらゆる手当が尽くされるわけですけど。もちろんまわりのお世話をする人の熱心な気持ちが重要なのは確かなことですけども。でもまだ600gとか、それぐらいの赤ちゃんが、どれくらい生きようとする気持ちを持ってるかということが大きく働くという、そんなお話でした。それでNICUでなるべく体重が早く増えて、早くNICUを退院してくださるように、みんなで努力するんですよ。そうしないと、NICUに入るのを待機している未熟児たちがたくさんいる。入れないと死んじゃうわけで。しかし、NICUでそういう超未熟児をお世話するという施設は日本中そんなに多くない。その数を上回る数の超未熟児たちが待っているというのですね。だからNICUにおける超未熟児の治療はのんきな事を言っていられない。なるべく早くいろんなことをして体重が増えて、移動してもらわないと、次に待ってる赤ちゃんが死んじゃうっていう、そういう現実があるっていうお話を私ゆうべ、ちょっと複雑な気持ちで見ました。それでいろんな方法がとられるんですけど、超未熟児に対する音楽療法がなされてるというのですね。音楽療法は精神病院なんかでも広く行われていますけれど。それは成人や、青年期の人達を対象にしている。今は超未熟児の命を救う為に行われているというのですね。超未熟児に対する

音楽療法のやりかたというのは大変細かくなっていて非常に専門的になっているのですが、赤ちゃんをだっこするひとが1人必要なんですよね。それからそのすぐそばで、ギターなりバイオリンなり静かな音が出る楽器のようですけど、それで生まれてまだ間もない赤ちゃんはどんな音楽が好きかということもあるらしい。それはでも試みてみないと分からないですよね。あんまり大きな音が出る楽器はやっぱりだめらしい。小さな静かな優しい音が出るようなバイオリン、ギター、オカリナが使われるみたいですね。そして、音楽を聴かせながら、音楽に合わせてだっこしてる人が看護師さんの場合もあるし、音楽療法士の場合もあるし、お母さんである場合もあるんだけど、静かに赤ちゃんをゆらすんですね。その音楽のリズムに合わせてゆらす。そして指一本でもって赤ちゃんのいろんな身体の部分をリズムに合わせてこするとかいうかなでるといえるのか、軽くちょっと叩くと言うと大げさですけど、そういうことをすると、超未熟児の体重の増加が非常に早くなるんだそうですね。つまり、発育が早くなるとNICUを出る事ができると。そういうのをやってましたねえ。

私はその姿を見ていて、超未熟児で生まれてその赤ちゃんはほんとに生き残るべく必死なんだなあと思いましたね。妊娠中からだいたい胎児というのは、生き残るべくものすごい努力をしているわけなんです。でも満期で生まれてきた赤ちゃんは人間の形をしていますから情も移りやすいと思うんですけど、600gぐらいの赤ちゃんってのはあまり人間の赤ちゃんには見えない。一般的に考えてみても、生まれたばかりの赤ちゃんが色んなことを経過して何とか生き延びていくというのは、どの赤ちゃんも避けられないというか、一生懸命にやらんと生き延びられない、そういう状況だと思うんですよね。本来は。

そんなことを私は思ったというわけです。

II. 暴力と性

暴力とか性とかいうことなんですけれど、元来、性欲とそれから破壊欲っていうか、破壊性っていう

ますか、そういうものはそもそも私達が動物として元来備え持っている本能的なものだと思うんですね。どうしてそういうものがあるのかということについては、そういうものはあるんだと、それが前提になってるんだというしかないかと思うんですね。人間に限らず、生物はみんなもっているのではないのかなあと思うんですけどね。人類も400万年ですか500万年ですか生き延びて来た。基本的に考えると、私は性欲とそれから破壊性、この2つの大きなエネルギーがあってそれが可能になったんだけだと思っただけです。それからもちろん生き延びるぞという強い意志があることも必要でしょうけれども。そういうことなしには、人類の今日はありえないと思うんですね。

じゃあその性欲とは何か、破壊欲とは何か。この2つがそのまま生のかたちで表面化すると、結果としてはまずいことになるのかもしれない。アベルとカインのように。だからそれをなんとかして生産的なものにしようとするプロセスが、結局は人類としての文化を生んだ。あるいは伝統を生んだ。あるいは創造性一般を生んだということになるんじゃないかと思えます。

それには長い長いプロセスがあって、それは人間の歴史そのものになるのではないかと思えます。そうやって人間は人間らしく、今日までやってきたのではないか。だけど、依然として性欲とか破壊欲、攻撃性というものは、人間の中にずっと残ったままになっていますね。それがどういう形になって現れるかということは人類の歴史を見れば、現代の世界の現状を見れば、否定するまでもなく見ることができそうです。必要というよりもそういうものが備わっているんだということで、なんでそんなものが備わっているんだって説明を求めても仕方がないと思うんです。生き延びる為に必要であった。今後も生き延びていくには必要なものなんじゃないか。それが前提となって、私達は物事を考えるしかないんだと思うんですね。だけど攻撃性とか破壊性とか、つまりは暴力といってもいいんですね。暴力というのは、いろんなものを生むのかもしれないけれども反面、それが激しいかたちになってあらわれると、

その個人や周りの人あるいはものを破壊するかもしれない。その場合には、社会生活を営んでいく上で、何か具体的な対策が必要になるのではないかと思われる。

そこで、いろんな文化が生まれる、芸術が生まれる、様々なことが生まれる。学問もそうでしょうか。人間生活のありとあらゆる面が必要なんじゃないか。そうでないと、人類というものは滅亡するということになるかもしれない。うんと悲観的な人は、いま人類はもっぱら絶滅の方向に向かって進んでいるという考え方もないわけではありませんね。そこはまた色んな問題があるんで、深くは入りませんが。そういうことが話の前提としてあるというふうには思います。

それで、人類全体としてなんとか生き延びていく為に私達はいろんな職業をみだしたことになるんですね。今日お集りの皆さんもある職業についていらっしゃるでしょう。その職業というのはもちろん自分の生活の維持の為にということもあるけれど、大げさに言うならば、文化を創造する為に、あるいは創造性を生む為に、仕事をしてるのかもしれない。それから、そうでなくてほっといたら、ひょっとして人類は、人類はとか個人は殺し合いをしたり、傷つけ合ったりするかもしれない。そういうことを防ぐ為に、あるいはもうすでに傷ついた人を救う為に、色んな仕事についてるということになるんじゃないか。

そこで少しお話を絞って、子どもの育ちと暴力という本題に入りたいと思いますけども。子どもに見られる暴力ってのもいろいろ種類がありますね。それが一体その人の育ちのあり方とどう関わっていると考えられるか、そこではどんな観察が可能なのかというようなことについて、実際のケースについて、私はお話をしたいと思うんですね。時間の許す限り、いくつかのケースについてお話ししたいと思います。これみんな私自身が治療にあたったケースです。

Ⅲ. 症例

(1) 中学3年、男子

まず、最初にお話したいのは、中学三年生の男の子ですね。私のところに見えた時に中学三年生で、問題の発生はもっとずっと前からあったわけですけど、もちろん。だから私の前に治療者は何人かいたことになりすけれども。この中学三年生の男の子が、私のところに見えた理由は、全身がものすごいアトピーなんです。すさまじいアトピー。それはもう小学校に入る前からあったそうですけど。でもこの男の子の父親は皮膚科の医者なんです。父親が息子のアトピーの治療はできないということで、お父さんのお友達とか知り合いの皮膚科の先生が、もう10年以上そのアトピーの治療にかかってきておられるんですけども、よくなるどころの騒ぎじゃない。ますますひどいことになってるんですね。そして、お父さんのお友達の勧めもあって、皮膚科の治療は今後も続けるべきかもしれないけれど、どうも皮膚科の治療だけではうまくいきそうにない。精神科の医者の意見も聞きましょうということで、私のところに見えたのが中学三年生なんです。その時は、もうお父さんお母さんに対するこの子の暴力がひどくて、特にお母さんに対する暴力がひどかった。お父さんに対してはひどい暴力をふるうんだけどでもお父さんの方が力が強いから、反対にやっつけられちゃうので、お母さんにひどい暴力をふるって、もうお母さんは生活ができなくなっちゃって困り果てていたんですね。それから、もちろんもう学校行かない。生活はすっかり乱れて昼夜逆転していて、その他物を盗るとか嘘をつくとか様々な事が起こっていた。

この人の家族歴を見ますと、父方母方の両方のおじいちゃんが医者です。それから、お父さんお母さんの兄弟、叔父さん三人が医者です。お父さんももちろん医者です。それから、この子のお兄さんも医学生で将来医者になる。そんな訳で親戚中に医者だらけなもんですから、両親ともこの人を医者にしようと思って、3歳のころから激しい勉強をさせたというんですね。医者になるための2歳塾というのがある

らしいですが、この子は三歳から三歳塾にあって、医者になるべく勉強を始めたというわけです。もちろん本人の意志ではありません。親の意志です。しかし、本人は塾に行くのがいやで来たがらない。そうすると、主に最初はお母さんがこの子に厳しい暴力を加えた。そして、何がなんでも勉強させるというふうにした。最初はお母さんの勢いも非常に強かったから、3歳のこの子は仕方なしにある程度勉強してたんですけど、やがて嫌になってきて、それでお母さんの暴力だけでは言う事きかなくなってきた。仕方がないんでお父さんも暴力を振るうようになった。夫婦で暴力をする。医学生のお兄ちゃんは、あまりお父さんお母さんとは仲良くなって、家にあんまりいない人だった。だから弟が親から暴力をうけてることはある程度は知ってたかもしれないけど、親の注意が弟にだけ向いてることは好都合で知らん顔してた。でもそれでもね、小学校と中学校の低学年は、一応学校へ行くことは行ってた。それから、成績もそう悪くはなかった。だけど親はもっといい成績を望んだ。だから今の勉強の具合じゃ医学部には入らんぞということで、そうとうな乱暴をしたようですね。これはお父さんお母さんも認めていた。

アトピーがそれにつれてどんどんどんどんひどくなって、次から次へと新しい皮膚科の医者を巡る事になるんですけど、これがなかなかうまくいかない。それから、髪の毛も抜けるようになって来た。円形脱毛っていうことですけども。しかしこの人は円形脱毛もあるけども自分で無理にひっぱって髪を抜く。だから脱毛というのと抜毛。だからもうほとんど髪の毛がなくなっちゃってるという状態ですね。

ちょっと余分な話かもしれませんが、脱毛、毛が抜けるというのと、それから抜毛、引き抜いて抜く抜毛とは、これはちょっと性質が違うんですね。円形脱毛とも言いますが、抜ける方は私達はだれでもみんな経験してるんですね。経験しない人は非常に数少ないと思いますね。でもそれは自分じゃあんまりよくわからないんですね。それから円形脱毛の場合は一晩でなるんですね。まあ話によれば、

夜に髪の毛が抜ける。その時に、ぼんぼんぼんと髪の毛が飛んで抜けるっていうんですね。ポップコーンがぼんぼんぼんぼんはねるでしょ。あのようには髪の毛がぼんぼんぼんぼん飛んで、一晩で全部抜けるっていう人もいますよね。朝起きたら全部髪の毛がなくなってるっていう場合もありますね。そうでなくても、一週間もあればだいたい抜ける事ができる。でもこの円形脱毛というのは比較的やりやすいんですね。だからみんなだいたいやったことあるんだけど、自然に治るからそれでおしまいっていう。歴史上の人物でも小説の中の人物でも、髪の毛が抜けるというのがありますね。四谷怪談の場合はどうですかねえ。あれは、毒を飲まれたから抜けたのかな。それとも恨みで、怒りで抜けたのかな。両方かもしれませんね。一方自分で引き抜く方は、これはだいたい虐待に近い様な、まあ大変苦しい思いをした子どもさんたちに見られる状態ですよ。それで特に赤ちゃんの時に、お母さんとい関係になれなかった人、この頃は愛着障害って言葉がありますけども、お母さんにほんとになつくことができなかった様な人が自分の髪の毛を抜くというようですね。だから、虐待を受けた子どもさんの中には自分で髪の毛を抜く人がかなりいるはずですね。それから、自然にぬける脱毛の場合にはないことなんですけど、自分で引き抜く場合は引き抜いた髪の毛を食べるとというのがよくあります。髪の毛は食べてもなかなか胃液では解けないらしいですね。そして丸くなってレントゲン写真に写る。だから時には外科的な手術によって、丸まった髪の毛を取るっていう手術も必要になるんですね。

この男の子は抜く方も、抜ける方も両方ありましたね。そしてもう中学三年生になったら非常に言葉がひどく悪くなって、お父さんには、俺の病気なんか絶対治せないぞって。治ってやらんぞって、ことですかね。それから、死にたいっていうことを言うようになって、大変危険なこともしかねない。そういう状態になって見えたんですね。

この男の子はでも、診察に見えた時には、すごい朗らかな楽しそうな顔をして、嬉しそうに話をするんですね。私はあなた色んなことがあって随分辛

い筈なのにどうしてそんな嬉しい顔をしてるんですかって、ちょっとそれが私には不思議に思えるんですけどと言ったら、そうですか、そんな嬉しそうに見えますかって。でも僕は全然嬉しくありませんって言ってましたね。

それから、この自分の病気は父親は絶対治せないんだということが大変誇らしげに言いましたね。まあ治ってやらんぞということですかね。それから、お父さんのお友達たち、皮膚科の医者、一生懸命やってくれるんだけど、あんなの治る訳ありませんよとそういうこと言ってましたね。私は暴力とか嘘をつくとか物を盗るとか髪の毛の事とか、話題にしなかったんですね。本人が話題にするときは多少合の手をうちましたけど、そんなことよりも私は、あなたが三歳のころから暴力を随分受けてたんだってね、そりゃ大変なことだったねえって。どうやってあなたは三歳から今日まで生き延びて来たのっていうそういう話に集中しようとしたんですね。

でも彼は彼なりにいろんな努力をしてきたというその話の内容を最初はね、ちょっと嬉しそうにというか自慢そうに話をして、むしろこう誇らしげな様子で話をしてましたね。けどもだんだんだんだん様子が変わって来て、あるなんかの時にふっと泣いたんですね。それで、あなた今までずいぶん明るい調子で楽しそうに話をしてきたけど、今日は急に泣かれましたねって。ほんとはあなたはうんと泣きたい訳でしょうか。それから会うとものすごく泣くようになってね。それから昔からの大変辛かったお話で、親に対するいろんな怒りを話す様になった。そして、そんな彼はある時、僕は医者になるのやめたって。医者じゃどうも患者がなかなか治りにくい場合は困るから。確かにそうですね。別の職業を考えますって。どんな職業を考えるのって。いやそれはまだ分かんない、これから考えるけれど、とにかく医者でない道を選ぶ事にしますって。けどそうなるとお父さんお母さんあなたに医者になって欲しいっていう気持ちを強くもってるよだよって言った。それは分かってるけれど、それはそれ、自分は自分の考えがあると。そう宣言してからは、ずいぶん楽になったと。お父さんお母さんももうあきらめ

たというのもあったかもしれませんがね。お父さんお母さんもそうは言わなかったけれど、あなたの事を考えて色々努力はしてたんでしょうね、でも途中からはだんだん憎くなって来て、正直なところ、ずいぶん叩いてしまったと。そして今はその代わりにこの子が暴力をふるう、そのこともよく分かってる、というような話もありましたね。

でも結局の所、この親子は、本当に和解した訳ではなくて、あるいは今までの態度をそれぞれに反省した訳ではなくて、まあ言うなれば休戦状態に入ったっていうか、もっと別の生き方を見付けていきましょうと。だからこの子はこの子で、親の文化とは違う文化の生き方をしようということになったんじゃないでしょうか。

(2) 中学3年、女子

その次も中学三年生。これは女の子ですけど。この女の子もすさまじい暴力で、お母さんに熱湯をかけようとするんですよ。一時は確かにお母さんすごい火傷をして、随分治療が大変だった。でもその事があってからお母さんうまく工夫して、この子から暴力を受けないようにするようにしたんです。しかし激しい暴言で、学校行かないし、物をうんと壊すし、困り果てたんですね。

この人はお父さんが校長先生で、お母さんがピアノの先生ですね。同じ学校ですね。妹さんがいてこの妹さんはバイオリンをやって、とても上手なんですね。そして、妹さんはバイオリンがどんどん進んでいった。それに対して本人は両親の希望でピアノをやってるわけですけど、そのピアノが両親が望む程にはなかなか進歩しない。お父さんお母さんは子育てについてだけじゃなくいろいろなことで意見が合わなくて、この子らがうんと幼い頃から夫婦喧嘩が激しい。そして夫婦の間で激しい暴力があった。お母さんが最初はこの子にピアノを教えた。だから、お母さんすごい激しい練習をして、うんと叩いたりしたんですね。

一方妹さんはバイオリンがどんどんどんどん上手くなって、とうとう全国のコンクールで入賞して、NHKでも出演するようになった。そしたら見てみ

ると、妹はあれだけ努力するからああいうふうになったじゃないかと。お前ももっとがんばれって。お母さんの暴力はもっと激しくなったんですね。そして、このお母さんにひたすら耐えていた。でも中学二年生からお母さんがいうと口答えをするようになって、やがてお母さんに対する暴力がすごいことになってきたのね。そしてお母さんももう命の危険を感じるくらいの暴力になってきたので、私の所に相談に来たというわけです。この人はあんまり暴力が激しいから、ある期間入院したんですけどね。入院したら別にお母さん以外の人に暴力をふるうことはありませんでした。けどね、この人は自分は一んと幼い頃からの記憶が戻り、昔から自分の中にわき起こる感情を殺して我慢してきたと言ったんですね。どんな感情もすべて自分の感情とは思わないで、無視しようとしてきた。これは彼女の説明ですね。ところがそうやってがまんしてお腹の中にためこんだものが腸の内腔にたまって、腸の壁にそのがまんしたものがくっつくようになったと。そのために、腸管の内容物がせまくなって、便の通りが悪くなったと。そして便秘がひどいもんだから、自分の身体から悪いにおいが出てくると。そして、クラスの人だけじゃなくて通りすがりの人達までもくさいくさいという。バスや電車で窓を開けると。そういうふうになってきたと彼女は言うんですね。それだけじゃなくて、自分は郵便ポストだって。自分はただ突っ立ってるだけで、口からものを入れてうしろから出すだけの存在だと。自分から動く事はできないと。自分がなにか生産するとしてもそれはうんちしかない。ろくでもない存在だと。だから、じぶんは町で突っ立ってるだけの存在だと。そういうふうになって、実際、町で道ばたに一日中突っ立ってじっとしてる。そういう状態になったんですね。

そこまでいくと精神病の状態といってもいいんじゃないですかね。さすがにこういうふうになってお父さんもお母さんもちょっと反省する事になって、今までの事を謝ったりして、一生懸命この人のお世話をするようになった。けどこの人は、絶対親のことは許さないと。結局のところ、お父さんお母さんと一緒に暮らす事はもうできなくなったんで

すね。おじいちゃんおばあちゃんがいたもんですから、おじいちゃんおばあちゃんのところへ引っ越して、もうピアノはすっかりやめて、かといって自分がやりたいこと好きなことはまだ見つからない。これからそれを見つけることにするんだと。

だから結局この人は、お父さんお母さんが提供した文化は拒否して、自分により適切な文化を見付けようとしたと。そういうことになるんでしょうね。そしたらもうお父さんお母さんはもうこの子のことはきれいさっぱり関係ないみたいになって、もっぱら妹さんの方を可愛がって、妹さんと三人で暮らすことになった。この人は、そういう状況に満足はできないんだけど、しかし暴力をふるったりしなくてもいいぐらいの状態にはなって、満足はできないけれども現状では仕方ない、これで生きていきますっていう、そういうふうにはなったんですね。

(3) 小学校3年、男子

その次は小学校三年生の男の子ですがまだ身体は小さい。あんまり栄養がよくない。表情も暗い。笑顔を見せると損するみたいな顔してる。ちょっと疑い深い。友達はいない。特に好きなことがなくて、テレビゲームぐらい。毎日おもしろくない。夜よく眠れない。生きてる意味がよく分からんと。学校へほとんど行かない。きまぐれにちょっとだけ行ってすぐ帰って来たりする。それから、保健室へ行って、昼寝してるというふうな。その他目立つことはお母さんへの乱暴なんですね。まだ身体が小さいですから、お母さんが大げがするような乱暴ではありませんけど、お母さんの文化からすると、母親に乱暴するなんてのはとんでもない事であると、気が狂ったんではないかと。

この子が通っている有名私立小学校は、なかなか入るのが難しい小学校なんだそうで、でもこの小学校のことをこの子はすっかり馬鹿にしている。あの学校は基本的に考え方が間違っているって。お父さんお母さんのことについても基本的に考え方が間違ってるって言い方をするんですけど。お父さんは地方出身の方なんですけど、地方で高等学校卒業してからアメリカの大学を2つ卒業してるというんで

すよね。今は有名な金融会社の重役をしている。このお父さんは、ご自身は挫折経験がない、失敗したことがない。ちょっと命令口調の人で、奥さんに対しては一方的に押し付けて、もう何もかもお前の責任だというふうな言い方をするというふうには、お母さんは言ってますね。一方、お母さんのほうは、大変裕福な家に生まれ育って、大切に育てられて来た人。暴力とかそういうようなものは経験したことがない。ひょっとして映画かなんかで見た事があるかもしれないけど、現実の生活の中では、そういうことは経験したことがないっていう人ですね。夫が一方的な態度で自分に迫ってくることについては大変怒っているけれど、何しろ夫は偉い人なんだから、夫の命令通りに動いている。お母さん自身子育てについての考え方はないわけでもないけれども、しかしなにしろ旦那がきついで、旦那が言う通りの子育ての仕方を、今まで必死になってやってきたと。だけどいろんなことを必死になってやってもみんな旦那さんがそれをだめだと、それでは不十分だという風に言われる。

お母さんとしては一生懸命やってきたんだけど、息子が学校行かないで昼夜逆転している。乱暴するというんで、もう私は気が狂いそうなんですと。お母さん随分大きな声出して泣かれたんですね。お兄ちゃんが4歳年上なんですけど、この人も別の有名私立の中学校に行ってます。その中学もなかなか入るのが難しい。小学校中学校高等学校と続いている学校で。ずーっと成績はいい人だったんだけど、でも弟が色々と問題を起こすようになってから、勉強しなくなっちゃって、成績がうんと悪くなってきている。そのこともお父さんが怒っていて、これはもうお前が悪いんだといってお母さんを責める。そのお父さんが、お兄ちゃんのことについて、お母さんを責める理由というのが、有名私立小学校に入れるべくお父さんの要請を受けて、お母さんはお兄ちゃんの方に必死になったんですね。お受験というやつですね。

だけどお父さんが期待する程に勉強しないということで、お母さんに暴力を振るう様に命令している。お母さんが、これから小学校へ入ろうというお兄

ちゃんのことを、蹴ったり叩いたり、うんとやっただと。それで、一時小学校に入る前のお兄ちゃんが精神的におかしくなったぐらいにやったというんですね。ほんとは旦那さんのことを叩きたかったのかもしれない。旦那さんを叩く事もできないから、代わりにお兄ちゃんを叩いてたということになるんでしょうかね。そして、お兄ちゃんが一時ちょっと具合が悪くなってしまった。その様子を、この弟の方はその時まだ、2歳ちょっとぐらいだったんだけど、お兄ちゃんの事をたたくお母さんのことをものすごくよく見ていたっていうんですね。そしてお母さんのことを恐れて、お母さんに近づかなくなりました。お母さんは今から思うと、お兄ちゃんよりもこの下の子の方がより深く傷ついたのではないかと思う。異常に怖がりになって、お母さんのことを恐れて近づかなくなっていた。

それで小学校三年生になってからこの子が言うには、父も母も自分の味方ではないと感じた。それで幸い母方のおばあちゃんが近くに住んでいたの、なるべくそのおばあちゃんのところへ通って生きていたと。そういう本人の説明ですね。しかし三年生になってからは、親に言わせれば俄然反抗的になってきて、大変自堕落な生活をする。昼夜逆転して、だらだらした生活をしている。朝起きて、パジャマから服に着替える時に、1時間ぐらいかかると。だらだらだらだらして、じーっとしてたりして、それを見てるとお母さんもいらいらして、やってられないと。またそこで叩いてしまう。そうするとこんどはこの子がお母さんに殴り返すようになってきた。こんど四年生になったわけですが、大変疑い深い、それから憎しみの心が非常に強いという子になってしまっていて、もうお母さんは母親として全部自信をなくして、もうどうしていいか分からないと。

旦那のことも非常に憎いと。離婚は考えないけれど、もう夫婦仲ももう壊れたと。

この子はいま四年生になってふと気が付くと、同級生達はちゃんと勉強してる。自分はもう運動会なんかもちゃんと出ないので、スポーツもうまくできなくなっちゃって、こりゃ自分は何やってんだという気持ちに今はなっていて、これじゃいかんと。だ

からこれを変えなくちゃいけないけれども急に変わると何でそんな急に変わったんだと、親は言うに決まっているから、急には変わらないと。だからどういうふうに徐々にうまく変わっていくか、その相談をしたいと本人はいう。

結局お父さんお母さんに妥協するというよりも、自分自身の考えでどうやって生きてけばいいのかということを探りたいというふうになってきたんだと思いますね。別にお父さんお母さんの意向を受ける為ではなくて、自分自身がどう生きるべきかについて、時々涙を流しながらお話をするっていうふうになってきていますね。

(4) 中学3年生、女子

最後にもう1つのケース、中学三年生の女の子で激しい暴力ですね。これはオートバイで暴走するグループに入っていて、黒い革ジャンっていうんですか上下の服を着て、帽子をかぶってサングラスをかけている大変背の高い人で、ちょっと女性には見えないんですね。グループはみんな男なんですよ。中学三年前後の男達とすごい大きな音が出るオートバイで、すさまじい勢いで走り回ってですね。だいたい夜中に走るんですね。昼間寝てるっていうことで。その他物を壊すとか物を盗ってくるとかあるいはシンナーとか、禁じられてる様なものを使っている。お父さんお母さんも背が高いんですね。お母さんの方がうんと背が高い。

お父さんは警察官で窃盗係なんですよ。この子は物を盗ってくるんですね。お父さんとしてはだから自分の娘が窃盗するというのは大変具合の悪いことなんですけど、彼女はあえてそれを選んでるわけですね。元来幼いときはお父さんとこの子は仲が良かったんですね。お父さんはこの子をとっても可愛がっていて。仲良かったといってもどうですかねえ。本人の言う通りなんでも聞くというようなことで、まあお母さんに言わせればすっかり甘やかしたということですけど。そのために規則を破るようになって、お母さんとしてはとても困ると。窃盗とか暴力のために、警察を介して紹介されてくるわけですけども。

お父さんとこの子があまりにも仲良すぎるので、お母さんはそれがちょっとおもしろくないっていうことは、お母さんも認めてはいますね。この子はなんとかいう武術も身に付けていて、男の子と喧嘩しても負けないんですね。だから女の子として生まれたんだけど、お父さんは息子が欲しかったのかなあ。女の子であるっていうことをあんまり認めたくなくて、男の子のように育てたという話は後で出てくるわけです。だけど、この子はだんだんだんだん年齢が進んでいくうちに、やっぱり自分は女だということは思って、本当はお母さんと良い関係になりたくて、お母さんに優しさを求めているんだけど、お母さんという人は色々厳しくて、自分が求めている優しさを与えてくれないと。そう言うことを言っていましたね。

窃盗や暴力、その他シンナーとかあんまり繰り返すものですから、警察もお父さんが警察官だということは分かっているけど、特別扱いはできないことになって、家裁送りになる。治療者の世話を受けなさいということになって、私の所にずっと通うことになるんですね。お父さんお母さん意見が合わないし私もちょっとこまったなあと思って、あんまりひどいことが続くんだったらやっぱりしかるべきところに行ってもらったほうがいいと思っていたんですね。しかし私の所に通ってくるうちにちょっと変わってきちゃったんですね。変わってくると私も続けて会うことになって、この人は本当は非常に甘えん坊なんですよ。非常に寂しい人で優しさを求めている人がすぐ分かるんですね。優しい面もあることはある。だけど、非常に暴力を振るう。そんなことで人から優しくされるわけではないんだけど、やりきれない気持ちも強くあるんでしょうね。困った行動は割と早くなくなって、あと優しい面を求めるんだけど、その優しさをどういうふうに求めているか、何がほんとの優しさかっていうことが分かんなくて困っていると。そういう状況ですね。

まだケースはありますけれども、精神病の方もいますねえ。人生を諦めちゃったような小学生もいる、お父さんとの戦いに命をかけているような人もいます。お母さんからの愛情を強く求めて、どうしたら

いいんだかわかんないって人もいます。そういう人達がみなさん結局は生きのびる方法を求めているということになるんですよ。生き延びていく上で、自分にとって大変不利な難しい状況が次から次へもう幼い時からあって、うまく対応しきれないで困ったあげくに、ある意味社会を困らせる方向にいつちゃってるという人たちですね。自分自身も困ってるわけですけども。

この人たちが示してた性欲部分を私ちょっと省いたんですけども性欲をどう扱うかっていう問題もありますし、それから自分の攻撃性をどう処理すればいいのかということが一番の問題になっている。もっとも性欲とそれから攻撃欲とか破壊性というものは、わりとこうくつつく面もあるんですけどね。十分愛されてないって気持ちになるとそれが攻撃性になったりする。それで攻撃性の中に、しかし性欲も含まれてるみたいなことも、だんだん年齢が進んでくるとそういうこともあるっていう。

今日お話ししたケースは、ある意味ちょっと特殊な育ちかたをしている人達かもしれないけれど、けどみんなに共通した面もあるかもしれない。そういうものと子どもはどういうふうに戦うのかね。そして戦っている子どもをどうやって周りが救ってあげられるかっていうことが問題として提起されてるんじゃないかと思うんですね。

暴力をはじめとしているんなまぜいことして、それで幸せで満足してるなんて子どもはいないわけで、必死の思いでそうしてるということになる。そういうやり方でやっと、なんらかの助けが自分に届くと。そうでない限りは助けはどこからもやっこないと。そういう追いつめられた状況の中に、生まれ育って来た人達だと。そう言う風にも言えるかもしれませぬ。

そんなことでだいたい、私のお話を終わりたいんですけど、何かご質問をいただけますかねえ。あるいは何かご意見をいただけますかねえ。私がね、冒頭にね人類は400万年だか500万年だか生き延びて来たのは、生き延びようと思う人だけが生き延びて来たんだと、つまり生き延びていくには大変困難な状

況が人類の最初から用意されてたと。それだからこそ人類は色々な工夫をして色々なものを発明して、今日に至ってるんだと、そういうふうを考えてね。だから、子どもの育ちも本質的に言えば、自分にとって大変困難な状況が常に用意されてると。それは親がそんなことを悪意をもって用意する訳じゃない。親は親なりの気持ちがあって、一生懸命やってるわけなんだけど、それが子どもにとっては大変難しい状況になる。その中を子どもはどうやって生き延びていくのかというのは、人類の歴史とちょっと重なるところもあるんじゃないかというわけです。

質疑応答

【事例4ケースは、いずれも親に対する家庭内暴力ということで共通していましたが、子ども達に、自傷はありませんでしたか？また、暴力が内（自傷など）に向かう子、外（対人など）に向かう子で、対応上、特にここだけは気をつけた方が良く、ということはあるですか？】

そうですね、今日お話したのはそういえば自傷行為はなかった、リストカットとかね。そういうのはなかったんだけど、だけでも、社会的な観点からすると、大変自傷的でもあるんですよね。同級生達は一見楽しそうな生活をしているわけだし学校へ来てるわけだし、勉強も進んでるわけだけど、この人達はみんな取り残されてしまって、同級生たちに。もう友達もみんな去ってしまって、興味を持てるものもなくなって、毎日面白くない日々を送っているという意味では自傷的といえるかもしれない。自閉的っていうのもいいかもしれないしねえ。自分を生かすということがまあ大変難しくなってるということですね。

リストカットそのものについていえば、あれは比較的新しい現象ですね。この人達はちょっと古いケースなんです。最近リストカットが年齢を問わず上下に広がっているように思うんですね。彼らに共通しているのは切るときはちっとも痛くないって。それから、血が出るのを見ると、ああ自分は生きてるんだなあとはじめて感じられる。自分が生き

て存在してるんだってことを感じる為にリストカットする、ということになるんですよね。逆にいえば、自分が存在してるっていう感覚を持ってないでいる人たち。実際、親から、お前さえ生まれてこなきゃうまくいったのにとか、もういっそのこと死んでくれって親から言われたりとか。自分自身でも自分の存在する理由がわからんっていうようなこと言ったりするので、自分というものの価値がわからんという事が共通した心理かなあとと思いますけどね。

【親の教育に対しての強いこだわり、その強さ、強迫性みたいなものを、どのように捉え扱っていけばいいのでしょうか？】

非常に大事な点をご指摘くださったかと思うんですけども、やっぱり時代性っていうことが背景に大きくあるんじゃないでしょうかねえ。今日たまたまお話したケースは個人情報の問題があるものだから20年とか25年とか古いケースをわざと選んで持って来たんですね。20年、30年昔の日本と、今の日本の社会全体のあり方を考えてみると、いろいろと違いがあるんじゃないのかなあとも。今はどうですか、その20、30年ほど前ほどには学歴とかいうことあんまり言わないんじゃないですかね。どうでしょう。それにしがみついて、他のことはもうどうでもいいみたいな時代性が少し前にはあったんじゃないか。それから、何かにこだわるというこだわりが今は違ってるかもしれないけど、学歴とか勉強にこだわるっていうような人は今はむしろ例外かもしれないねえ。

こないだもニュースでやってましたけど、国家公務員になりたいって人が今とても若い人に多い。いざ国家公務員なって、それで1年経ってその人達のインタビューってのがあったんです。そうしたら1年経って、3分の1は辞めてるっていうんですよね。国家公務員がいいかと思ったらあんなつまらない仕事はない、自分に合わないと言って。

でも1年でそう結論出していいんだらうかって問題もあるかもしれないけど、国家公務員がいいんだっていったその理由はなんでだったのかね。そしてほんとに納得して国家公務員になったんだって

ら、たとえつまなくたって頑張ってもいいわけでしょう。だけど今は、そんなこだわるとか頑張るとかってそういうのはないんじゃないですか。面白いかどうかだけで、ちょっと軽く考えてる。そういう時代性もあるんじゃないですかね。

親の考え方と子どもの考え方がうんと違う。そりゃ当然かもしれないけど、それも時代がうんと変わってるってこともまたあるんじゃないかと思えますね。そんなことを思いましたけどいかがでしょうか。

ひと昔ふた昔前は日本は非常に貧しくて、あまりいろんなものなかったですよ。今はもうなんでもふんだんにあるというので、それで夢や希望を持ちにくくなってるということはあるかもしれませんね。これにもう命をかけるみたいなそういう状況が少なくなってるってことはあるんじゃないでしょうか。今の子ども達は、幼稚園か小学校低学年のころにはもう遊ぶ道具はいっぱいあって、それで十分、それ以外のことを考えるなんて、必要性がなくなっちゃってるっていうような、状況もあるんじゃないかなあとあってね。

この頃私のクリニックにみえる人に、年齢を問わないんですけど、あなたは将来何になりたいのって言ったら、そんなもんないってほしいの人は言いますね。それは幼稚園の子どもも大学生もそう言いますね。みんな共通してそう言いますね。夢や希望なんかなくていうような。でもね子どもから夢や希望をなくしたらあと何が残るのっていうんだけど、いっぱいあるよっていうんですね。なにがあるのって、テレビゲームだとかって言って、そういうものが夢って事になってるんですね。悲しい現象だと思いますけど。

【精神医学的なアプローチとして、薬物治療のあり方について教えて下さい。】

私の考えはね、あまり一般的な考えでないかもしれない。私の考え方は基本的に偏ってるっていうふうに見られてるように私は思ってるんです。私は基本的にはこういうふうに思うんです。精神科における病気はもちろんのこと、人が人としてうまく生きてい

かれないような状況になるっていうのはね、基本的に私はうんと幼いときの体験が、その基本にあるという考えなんです。そりゃ間違ってる、そんな過去のこともなんか何も関係ないじゃないかっていう精神科の医者の方が圧倒的に多いと思いますね。そんな過去の事を今更話してなんの意味があるんだと。過去なんて変えられないじゃないかという主張は圧倒的に多いと思います。

それよりも今現在何ができるかってことを考えた方がいいんじゃないかと言う。と言ってもまあ薬ですよね。結局は、薬を使うってことになっちゃってるけど。私の考えはね、精神科の病気はもちろんだけど、どんな状況にだって歴史があるってことでしょう。ここに携帯電話がありますけども、この携帯電話にはそれなりの歴史があると私は思う。どんなものにも歴史があるんだと思う。歴史なしにそのものは存在し得ないとそう私は思う。だからこのものを理解するには、この歴史をしっかりと知ることが不可欠だというのが私の考え方ですね。実際精神科の臨床に携わっていると、結局のところ、年齢を問わず患者さん達が問題にしたがることは、うんと幼い頃の体験なんですよ。私はそういううんと幼い頃の体験の話こそ聞きたいのね。もちろん強制はできないけれど。なるべくそういう話になってほしいとこう思う訳ね。それはねえ、私は突拍子もない話ですけど、建築の話の思うのね。

家を建てる時には基礎工事ってものがあるんですよ。大きな建物になればなるほど基礎工事が大きいものになるでしょ。だけれども普通のごく小さな家を建ててもね、私は基礎工事を作る場面をたまたま偶然見たから知ってるんですけども、ものすごく深く掘るんですよ。こんなに深くほる必要ないんじゃないかと、ちょっと疑いたくなるくらい深くほるんですね。そしてすごい工事をするんですよ。だけれども、家が出来た時には、そんな基礎工事はもう土の中に入っていて、だれも知らない訳ですね。だれも見ないですね。だけれども基礎工事があるからこそ、その建物があるってことは確かなことですよ。確かなことだと言って良いと私は思う。もしこの基礎工事がなかったら上には立たないはずだと私は思う。

だからこの家、人間でいいんですけど、理解しようとしたら、そこにはどんな基礎があるかっていうことを知らねば本当に理解はできないと私は思うんですね。それから大工さんから直接聞いた話なんですけども、家ができてからある年月が経って、増築だか改築だかしようと思う時に、基礎工事の設計図を見なければ改築や増築はできないって聞いたんですよ。それをあなたどう思われます？ 基礎工事の設計図を見なければ改築や増築はできない。どの部分をどういうふうに改築するか増築するかは基礎工事の設計しただってこう言うんですね。私は精神科の治療はそういうことだと思うんですね。基礎工事を知らなければ、治療なんて考えられないことだと思うんですね。

それから、今更過去を知ってどうすんだ、過去なんて変わりっこないじゃないかって考え方についても私はこう思う。私達は何の為に歴史を勉強するのか。一般的に言ってね、歴史ってのは必須科目に入ってますよね。何で私達は人類の歴史やら地球の歴史を勉強するのか。それは現在を知る為ですよ。それ以外ではありません。だから現在この人がどういう考えの人でどういうことをしようとしてる人かってのを理解する為には、歴史を知らなきゃならん。現在を知る為でもあるしそれから、今度は将来どういうことを設計するのか、つまりそれは、治療の目標ってことになると思いますけども。どこをどういうふう目標にしてどんな手当をしていくのかってことを知る為には歴史を知らなきゃできないと思うんですね。

私達の仕事、虐待を受けた子どもさんたちについても、できるだけ歴史を知りたい。でもいろんな制限があって、ほんとのところはよく分かんないかもしれない。だけれども、自分達と関わる様になってからある年月が経っているはずで、その年月の間にどんなことが起こったか、その中にはきっとその人が私達と接触を持つ以前においてどんな体験をしたかっていうことが含まれてるはず。そういうものが、私達と接触を持つ様になってから、繰り返されてるはずだと思うんですね。お世話をする人が、どんな気持ちにさせられるか、その内容というのは、その

人が過去において体験したことのレプリカであると思うんですね。そういう認識を持つことは、私は非常に大事だと思いますね。そして普通私達はうんと幼い頃の記憶はないんですよ。なぜないのか。それからね、精神科で重症な患者さん程、重症になればなるほど、患者さんたちが話をしたがる内容はすべて幼い頃の話なんですよ。大人になってからの話じゃないんですよ。重症な人程ずっと昔の記憶について語りたがるんですよ。その幼い頃のことってのは普通は私達は覚えてない事柄なんですよ。これはどういうことを意味するのかと思うんです。私の考えではうんと幼い頃に体験する事柄ってのは、最初に申しましたけど、サバイバル、生き残る問題。だからとても大変なことだらけなんですよ。あまりにも大変なことというのは私達は記憶できないんだと思う。だけど今現在、精神科で大変重症な状態に陥っている人達は、普通だったら人が覚えてないような事柄のみにとらわれていて、それ以外の話はできないという事実があるわけです。

それから、私達は昔のうんと幼いころの事を覚えていないけれど、そのかわり、とんでもない夢を見るでしょ。そしてその夢の意味が分からないことが普通だと思いますよね。私はそういう昔から何度も何度も繰り返してみる訳のわかんない夢っていうのは、うんと幼い頃の記憶ではないかと思う。記憶という形で覚えておくことはあまりにも苦痛なので、夢の中に出てくる。

結局治療の内容になる事柄というのは、昨日今日起こったことという場合もあるかもしれないけれども、そんなことよりもっと大事なことは、ずっと昔に起こった事柄なんですよ。それはもうどの患者さんについても例外なくそういう話になると思う。ただしそれはね、その治療者と患者さんとの関係が良好になった場合においてのみですね。治療者が過去なんてそんな意味ない、そんな話したってしょうがないという考えの人だったら、患者さんはそのことをすぐにさとして、ああこの人には過去の話をしても仕方がないと思うだろうと思う。だからそういう治療者にとっては、やっぱり過去なんて意味ないんだということになるんだろうと思います

ね。そうすると、じゃあどんな治療が実際に行われるのかというと、普通は薬を使って症状をなんとかなくそうとする。症状がなくなることが目標で、症状がなくなればよくなったということになっているんだけど、私はあれは大変な間違いだと思うんですよ。症状というものは、その人にとってはある歴史の流れのもとに、ある必要性があって出てくるものなんですよ。必要がなくて症状が出てくるわけがない。必ず理由があって、わけがあって出てきている。そのことを十分理解する事なしにぱっと人工的に消されちゃったりしたら、患者さんはどんな気持ちになることか。それを良くなったというのは勘違いだと思いますね。結局は別の治療者のところにいってしまうのかもしれない。症状というものには意味があるので、そのことをしっかり理解した上でなければ、患者さんはその症状を捨てる事はできないはず。薬で強引に消された副作用もいっぱいあって、それで幸せかって、そんな患者さんはいないと私は思います。

【虐待の世代連鎖経験を持つ母親に対して、どうアプローチしたらよいか方法をアドバイス下さい。】

虐待に限らない話ではないかと思うんですけど、とくに虐待では世代間伝達という言葉がありますねえ。必ず繰り返しになってると思うんですね。お母さん自身、お父さんも含めてですけど、親がもうひとつ上の親とどんな関係を持って来たかということが、虐待の場合には特に意味を持つてると私は思う。

親自身は昔自分が受けた虐待の事についてあんまり語りたがらないのが普通だと思いますね。けども場合によっては、もう子どものことはほっといて自分が受けた虐待の体験ばかり話そうとする人もいますねえ。そういう場合は明らかなわけですけども。

でもなかなか自分自身が受けた体験を語りたがらないお母さんもいますね。お父さんでも。そういうときは、あんまり治療がうまくいかないんじゃないかと私は思う。だからもうお母さんが十分な認識があって、子どものことよりは自分のことをまずは話した

いですという。そうすると、子どもの治療をする人とお母さんの治療をする人と、2人か3人必要になるかもしれない。お父さんもそうかもしれませんからね。同じ1人の治療者が、親も子も一緒に治療するって事は実際には難しいんじゃないかと私は思う。いろんな必要な情報を聴いたり、なんか物を手渡したり日常のやりとりをするというレベルのことだったら、それはそれでも結構だと思いますけれども、もっと深く立ち入って、他の誰にも話せない様なことについて、しっかり話をしようという場合は、その人固有の治療者が必要になると思いますね。

だから虐待を受けた子どもさんを対象にするときには、どうしても治療者が複数いるということになる。でもそんな余裕はないじゃないかと、実際問題はそんなことできないっていう場合もあり得ます。そういう場合は仕方ありませんね。まあ別々の時間にお話をうかがうということになるんだと思いますけれども。でもお母さん自身が受けた虐待について、お母さんはまだ上手く整理出来てない現状があるという、そのことは確かなことだというわけだから、決してお母さんを責めるというふうな類のものであってはいけないわけですよ。つい人情として、どうしてお母さんは子どもを虐待したのですかと言いたくなっちゃう場合もあるかもしれないけど、それはいけない。できないですよ。だから別の治療者が立った方がよりいいかもしれません。贅沢かもしれませんがね。

【子どもの育ちの本質と治療の本質について先生が考えていること、お話しいただけますか？】

発達障害ってという言葉を目撃する方も嫌という程聴いておられるのではないかと思います。私は発達障害という診断名をつけることには非常に反対なんです。人間の発達って元来うまくいくものではないはずなんです。完璧な人格者なんてのはないはずなんです。人間としての発達が非常にうまくいってるケースがあったとしてもそれは例外中の例外ではないかと思う。つまり私達は誰でもみんな発達障害というか、発達がうまくいってない部分を持つてるのが人間なんだと思う。だから人間とし

て望ましい発達が、望ましい程度に順序良くきてるなんて人は存在しないというのが私の考えです。だから人間はどっかがうまくいってない。発達がね。人間としての発達が。発達というものをどういう意味でとるかということになりますけれどね。人間としての望ましい発達が十分いっているなんて人間は存在しない。そういう意味からすると、人間は全員が発達障害だということになる。だから発達障害というものは、診断名として使っちゃいけないんだと私は思う。ないものがあるかのように言ってるにしかすぎないんだと思う。

その人をしっかり理解すると言うことは並大抵のことではないわけですよ。だって夫婦の場合考えてみてくださいよ。何十年一緒に暮らしたってお互いに十分理解することはないんじゃないですか。十分理解してますという方が例外的にいらっしゃるかもしれないけども。普通は人間が人間を十分理解するなんてことは、どんなに長い治療関係の中だって不十分なはずですね。だんだん発展してくものでもあるしね。これでいいなんていう治療関係はないと思うし、人間がお互いにほんとはよく理解するというのは、非常に複雑なプロセスであって、そんな簡単にいくものではないと私は思う。

だから、発達障害を診断名に使うことには大変無理があると思う。あり得ないようなことをあるかのように錯覚してるのが発達障害という診断名だと思う。DSMをご存知でしょ。今年中か、まもなく、DSMの5番目が出版されるんですね。あれは4年ごとに改訂されるという約束ごとだったけれど、4年ごとに改訂はされなくて、10年も間があいたりしてますし、それから出てもすぐに改訂版が出たりして、どっちにしてもともかく、今まで出版されて来たDSMはみんな評判が悪い。みんなの意見が一致するような診断名なんてのは精神科には存在しないんだと私は思うんですね。DSMの中でも発達障害に対する抵抗は非常に強くて、間もなく出てくる5番目では、発達障害は消えてなくなるんですね。そうしたら、どうなりますか。今の日本では発達障害なしには、日も暮れないし明けないという状態だと思うんですが、それがなくなるとしたら一体

どうなるんでしょうね。それを信じてきた人にとっては大変困る事態でしょうね。

私の想像では、発達障害が消えた暁には、次に何が出てくるかっていえば、私の予想では、PTSDだと思う。PTSDというの、発達障害に負けず劣らず、ほんとはっきりしない概念です。それから、過去にトラウマになるようなストレスを感じなかった人間なんて存在しないと私は思う。みんなそういうことを乗り越えて今日まできてるんだと思う。だから発達障害と同じく、PTSDという状態を持ってない人間なんて存在しないはずだと私は思う。だから発達障害に大変こだわる人は発達障害がなくなると仕方がないのでPTSDに乗り換えるんでしょう。PTSDでなんでもかんでも説明しようと思えばできなくもない。そういう時代がまもなくやってくるんだというのが私の予想ですね。もうその兆しは十分あると私は見えています。しかし、PTSDもいずれは同じ運命で、やがて消えてなくなるでしょうね。

従来、精神科の診断名として色々使われていた名前も、発達障害が出て来てからみんな消えてなくなったことになってるんですね。だから発達障害が消えたあと、昔あったいろんな診断名がまた復活するのかもしれないけど、その可能性よりも、単純にPTSDという可能性が高いんじゃないかと、そう予想しています。あたるかどうかわかりませんが。

しかし、PTSDということになれば、その人の歴史を考えなければならなくなるわけで、そういう考え方になじんでいない現在の精神科はどうするつもりでしょうね。

「ステップファミリーの子育て支援」

津 崎 哲 郎

(花園大学)

* 平成24年度 テーマ別研修「家族への支援」での講演をまとめたものです。

I はじめに

ステップファミリーというのはあまり耳慣れない言葉だろうと思います。実は連れ子再婚のことです。実務をされている方は、こういう家庭がたくさんあって援助が難しいと多分実感されていると思います。

ところが児童虐待に係る子どもの心理、あるいは親のサポート、家族の特性というのは、最近では強調されてその支援ということも言われているのですが、これだけ実務の中で、ステップファミリーの難しさが出てきているのに、ステップファミリーそのものについての情報や研修はあまりありません

ということで今日は、ステップファミリーで、何が起こって、どういうメカニズムがあって、なぜ子育てが難しいのかを、子どもの援助にかかわる方に理解をいただきたいこのテーマでのお話をさせていただきます。

今回はステップファミリーということですが、私が共通して思っていますのは、途中で養育することになったときに、難しい要素がある。実は私は現在、養育里親をしています。3歳の子を引き取って育て、女の子ですけれども、今高校2年生です。その里子を育てたときに、実子とまったく違う養育のプロセスがあり、その難しさを痛感しました。他の里親家庭を見ても、皆、同じ問題にぶつかっておられる。なぜ難しいかという、赤ちゃんのときからずっと育てていくプロセスと、養育のプロセスが違うからです。そこをしっかりと知っておかないと、里親さんに対するアドバイスもうまくいか

ないということがあります。中途養育をするのは、赤ちゃんから育てると、かなり違う様相があるのです。

ところが今、ステップファミリーが増えてきていて、そこでも同じようなことが起きている。それともう1つ皆さん方の実務の中で、同じような状況にあるのが、施設から引き取られた子どもが、また元の家族で暮らすときも、似たような問題が実は起きている。そのへんのことをしっかりと踏まえて対応しないと、例えば、この子は元の親のところに引き取られるのだからそれでいいのだ、というふうな考えだけでおられると、引き取ったあと虐待されてしまうということが起こるわけです。

とにかく今日お話ししたいのは、中途、例えば、幼児の5歳、6歳で引き取る、あるいは急に小学生の親になる、ときには中学生の親になる。そういうことの難しさを意識して、実務でケースに遭遇したときには、しっかりと向き合っていただくということが必要だということを、理解いただきたいと考えているところです。

II 児童虐待の加害者とステップファミリー

1 統計データに見る児童虐待の加害者

児童虐待の加害者とステップファミリーがどのような関係にあるのか、統計データから若干、引き出しています。最初に児童相談所の統計をベースにしますと、平成23年度が5万9,919件。その加害者の内訳ですが、実父が27.2%、実父以外の父6.0%、実母59.2%、実母以外の母1.0%、その他6.6%です。

ステップファミリーという形で見ますと、実父以外の父6.0%と実母以外の母1.0%、これを足した7.0%。これらは、ステップファミリーで生じている虐待ということになります。この児相の統計だけを見ますと、ステップファミリーというのはそう大きく目立っていない。むしろ児相の統計でいつも強調されますのは、加害者、常にだいたい6割ぐらいが実母です。平成23年度の統計見ましても、59.2%、これが、実母が加害者という形で、報告をされている。この統計データをベースにしますと、虐待の加害者は実母が多いということがいつも強調され、母親をどのように支えるのかということが、1番大きなテーマになっていて、あまりステップファミリーということが表にでてこない。

しかし、平成23年度児童虐待加害者の内訳、かっこして警察統計と書いてあります。これは警察が事件として関与した児童虐待です。今は犯罪白書に、警察が関与した数字をいつも上げています。この警察のデータで、加害者を見ましたときは、児童相談所のデータと大きく変わります。加害者の中で、1番多いのが養父、継父、内縁の夫、34.7%、これがいつも大体、警察統計の第1位の加害者です。ということは、警察で事件化されるケースという形で見ていくと、ステップファミリーのいわゆる義理の父親が第1位の加害者になっている。ここを実務に携わる人は意識しておかなければいけません。

警察が携わるケースというのは、どんなケースかということ、児相のケースよりもさらに程度が重たいケースです。事件化されるような虐待の程度が重いケース、そういう重いケースは、実はステップファミリーで多く起こっている。逆に言うと、家族の構造を見たときにステップファミリーであるときはそれが実は重度化しやすい、あるいはスピードが速い。そういうことを意識して援助に関わっていかないと、手遅れになる。あるいは事態が非常に深刻になる。そういうことをしっかりと押さえておかなければいけないということになります。

他の側面を見ていきますと、同じステップファミリーですけども継母、内縁の妻というのは少なく、0.7%です。だからステップファミリーで虐待がひど

くなりやすい典型は、何らかの形で母子になった家庭に、男性が入り込むケースです。内縁の夫とか、そのお母さんが再婚されて継父、そういう形で、新たな家庭がスタートしたときに、かなりリスクが高まるという捉え方が必要なのかなと思います。ただ要注意は、継母、内縁の妻による虐待というのは案外少ないのですが、事例では、父方の連れ子と継母、内縁の妻等がうまくいかないときに、「うまくいかない」「子どもが良くない」「悪い」ということを実父に訴えて、実父が内縁の妻、継母に代わって子どもを罰する、そういうケースが結構あるのです。実父の加害者は32.8%になっていますが、その中には、実父が継母などに代わって子どもを罰するというような形態も、結構ある、ということについても、留意がいると思います。

そういう構図の中で虐待が起こりやすいわけですが、もう1つ注意を要するのは、平成23年度の婚姻件数の割合です。66万1,895件のうちの程度の割合が再婚家庭なのかということです。再婚カップルの割合が何と25.8%、4組に1組です。今は1年間に結婚されるカップルの4組に1組が、実は再婚家庭です。それ程再婚家庭が一般化してきている。だから、地域の中に再婚家庭の子どもさんが、かなりおられるということを想定した援助を、考えていただきたいと思います。

2 過去の事件とステップファミリー

(1) 岸和田事件

実は過去を振り返ってみても、重大な事件の多くは、ステップファミリーで起こっているということも思い起こしていただきたいと思います。例えば、児童虐待防止法ができましたのは平成12年です。そして平成16年に大きな改正がなされています。ちょうどその法改正の作業のときに、大阪の岸和田事件といわれる全国的に騒がれた事件が起きました。中学3年の男子が監禁状態になって、餓死寸前で救出された事件です。あの家族が実はステップファミリーです。確か実父と継母、男の子が2人いる家庭だったと思います。中3と年子の中2の男の子がいたと思います。学校の先生が何回も心配されて訪問

されたのですが、会わせてくれなかった。ただ一般的には、中学生ぐらいなら虐待をされていても、逃げ出せるのではないかという意識があった。

実はあのときの背景がしっかり説明されていませんが、下の子はその家庭を逃げ出しているのです。逃げて実母のところに行っている。その逃げた子から、ひどい仕打ちをされているというのを聞いて、実母は親権変更の申し立てをされている。でも家庭裁判所関係者も、あまり虐待という認識をしていません。それは中3ぐらいであれば、逃げられるという、一般常識の考えにやはり引っ張られていたからです。学校も気になってはいたけれども、単なる不登校なのか虐待なのかははっきりわからない。それで学校から当時、児相にも情報伝達されていたのですが、あいまいな伝え方になり、その情報を聞いた児相もあいまいな判断になって、結局は虐待ケースとして対応していなかった。

しかし、実際には大人しい、どちらかというところだった中3の子が逃げ出せずに餓死寸前まで追い詰められた。弟の方は若干、非行的ニュアンスがあった子で、その子はそういう状況から逃げ出せたということです。

というような事件ですが、これも父親が再婚されて、親子関係がうまくいかない。これはさっきも申し上げたように、継母が、そのうまくいかない要素を、実父の方にクレームとして伝えて、実父が虐待的対応をしていたという構図になっていたと思います。

この事件を踏まえて、平成16年の法改正のときに、行政の安全確認がうまくいかないときに、警察署長に援助の要請ができるという一文が入りました。そのきっかけとなったのが岸和田事件ということですが、これもステップファミリーの家族構造の中で起こった虐待ということになります。

(2) 長岡京事件

それから皆さん方が今、実務で動いておられる48時間以内の目視確認です。通報を受けた機関は、48時間以内に安全確認をしないとイケない。それで今、全国の児相あるいは市町村も、ほぼそれに準じた形で動いておられると思います。このきっかけとなっ

たのが、京都府下で起こった3歳児の餓死事件です。平成19年の1月の児相運営指針の改正で、48時間以内目視確認というのが新たに入れ込まれました。その直接のきっかけとなった事件も、実はステップファミリーです。父親が離婚をされて、当時6歳の女の子と3歳の男の子を実家に預けておられた。しかし、内縁関係のお母さんが新たに來られたということで、実家から引き取られた。だけど6歳の子と3歳の子の対応がうまくいかない。

このお母さんの特徴は、子どもが言うことを聞かないときに、食事を与えないという罰を取る。最初は6歳の子がその罰の対象になって、お腹が空いたとか言っとうろろうして警察に通報されてしまい、児相が保護をしたといういきさつがあります。そのとき3歳の子は、新たな継母にもなついているように思えた。そういうことでその子は、在宅のままになった。

ところが上の子が保護されたあと、攻撃が下の子に向きます。これに対して実は何回か、民生児童委員さんから児相に通報が入った。しかし、そのときに児相の担当者は見に行かなかった。通報がある度に電話をかけて、新たに來たお母さんは内縁ですから、戸籍上は親権がない。親権がある実父の方に様子を聞いておられたのです。

しかし結果的には実父の方は、継母に任せていて傍観者だった。食べ物を食べさせないという罰を与えるとき、継母は1つだけ学習をされていた。うろろうすると通報されるというわけです。だからうろろうできないように、部屋に鍵をかけた。これが致命傷でした。うろろうできないわけです。なおかつ食事を与えないということですから、みるみる痩せていって、最後は体重が半分ぐらいになって餓死してしまっただけです。なぜそんなことをしたのかという理由は単純です。3歳でしゃべれるのに、おしっこ言わないという理由です。

この虐待の最大要因は、子どもの発達に対するお母さんの無理解です。言葉をしゃべれば、機械的におしっこが言えると考えた。言わないのは、だらしがないからだ、だから食事を与えないという罰を取れば、懲りて言うだろうという発想です。だけど

言わない。普通、言葉と単純にリンクして、おしっこが言えるわけではない。「おしっこ」というふうに言えるためには、少なくとも、尿意を感じ取る力、それを感じてそのまま漏らすといけませんから、括約筋を使ってそれをコントロールする力。コントロールしながら、「今、おしっこがしたい」と言って、場合によってはトイレに連れて行ってもらって、そこで放尿するかそういう一連の感覚、筋肉のコントロール、それから言葉、そういうものが全部結びつかないとだめです。そういう発達について、お母さんの知識がない。しゃべれるイコール言えるはずだとの短絡的理解。そして、それを罰でコントロールしようとして言うまで食べ物を与えない。当然言えないですから、いつまでたっても食べ物を与えることができない。最後には、餓死してしまう。そういう事件です。

厚生労働省がその事件の経緯を聞いて、腹を立てたのです。通報が数回あるのになぜ見に行かないのかというわけです。ということで通報があったケースは、見に行かなければならないようにすることで48時間以内目視確認を運営指針に入れたのです。今は全国の児相がこれに準じて動いているはずです。厳密に言うと、市町村の運営指針には書いていません。だから市町村は48時間以内目視確認というのは、正確に言うと拘束されていません。でも児相がそういう形で実務の運営をしていますから市町村もこれに準じてやられていると思います。

ただし、私たちが実務を見ていると、この弊害が起ってきています。本当に急ぐケースはこういう形で素早く通報があつて行く必要もあります。通常は突撃訪問と言われているやり方です。事前の調査がないわけです。「通報があつて来ました」というアプローチの仕方です。これをすると、一般的には通報で来られた方が非常にショックです。そういう方法で行かれたことがある方もおられると思いますが、相手は必ず「だれが通報したのか」と問います。「それは法律上言えません」というやり取りになる。しかし、それでは納得しません。「言わなくても分かってる、隣のあいつやろ」とか、近隣関係がぎくしゃくします。自分は疑われているということが分かっ

ていますから、子育てに困っていると本音を言いません。下手に言うと自分は虐待家庭というレッテルを貼られるからというわけです。

ということで、実は弊害もいろいろ出てきています。これに関する悲惨な事例も起こっています。安全確認をして、安心したそのわずか数か月後にその子が殺されるという事件です。これは安全確認、目視確認だけが1人歩きしているわけです。なにかその家庭の中で起こっているかということまで把握できないわけです。相手もまた警戒して隠すという、そういう中で表面的なチェック、表面的な面接に終わってしまって、中身が把握できていない。だから虐待に至る家族問題が少しも解消されない。

今は、全国にそういう矛盾が広がっています。表面的チェックです。表面的面接に終わるから、本当にその家庭が困っている問題にまで援助の手が届かない、そういう問題が広がっているように思います。

(3) 大阪市事件

さらにステップファミリーで、私が体験した事例では2～3年前大阪市内で起こっています。小学校4年の双子の女の子を連れのお母さんが、飲み屋さんで意気投合した男性の元に入り込み、実父とは別れて、2人の子どもを連れて生活を始めた。ところがその子どもが被害を受けることになる。双子のうち1人は新たなお父さんから暴力を受け、元のお父さんのところへ逃げて帰りました。しかし、お母さんをつながりの強い子どもさんは、そのお母さんの方に残った。その子が攻撃され、学校が痣とかに気づかれて子どもに尋ねた。普通子どもに尋ねると、なかなか親がしたというふうに言わないことが多いのですが、その子は「新しいお父さんにされた」と言った。学校は気になりましたが様子を見ようというふうにされているうちに、子どもが学校を休みだすようになる。休みだすようになりましたから、今度は学校が家庭訪問しようとする。これは岸和田事件と同じです。けれども、家庭訪問を継父が妨害するのです。「その日来てもらったって、忙しいから対応できない」とか、違う日に行こうとすると、「その日は子どもが別のところに行っていない」と

かです。そのうち春休みに入ってしまう。「春休みが明けたら必ず来てくださいね」と約束して、春休みに入るのですが、明けても来ない。「どうしたのですか」と聞くと、「いや、その子いないんです」と親が言う。「小学校4年の女の子が行方不明となると大変です。すぐ警察に保護願を出してください」と学校側が言う。それで、しぶしぶ保護者は保護願を出し、当時は新聞に顔写真と、小学校の女の子が行方不明というふうに掲載しました。ただでもうそのときはすでに殺されて奈良県の墓地に埋められていた。このときは学校が非難の矢面に立ちました。そういう痣に気づいているのに、自分のところだけで抱え込んで、結局親の言動に接近を拒まれ、最後子どもが殺されてしまった。なぜ児相につながらないのだ、なぜ要対協につながらないのだというわけです。ただ学校にしてみると、転校してきて間がないからということで、もう少し様子を見てみようという判断をされたわけです。親の態度、性格にもよりますが、要はこういうステップファミリーで起こる虐待は、かなりスピードが速いし、虐待の程度が重くなる。下手をすると手遅れになります。それを念頭に置いて、家族構成がステップファミリー、そして虐待情報があるというときの対処をしないといけない、ということを知っている援助者はしっかりと分かっていたかかないといけないということです。

3 ステップファミリーの啓発冊子

実務をすると、このステップファミリーへの援助がかなり難しい。しかも、再婚カップルが増えてきている。中途から家族になっていきなり、例えば小学生の子の親になる。そういうときに子どもがどういう反応するのか、親はそれに対して、どういうスタンスで関わる必要があるのか。少なくとも4分の1が再婚家庭で、地域にそういう家庭がいっぱいあるのであれば、そういうことをもう少し、行政が情報発信しないといけないということを知ってきたのですが、行政の腰が重たい。

ステップファミリーで虐待が起こりやすいと言うと差別につながる、こういうふうには皆言うのです。そうではありません。虐待になりやすいということ

を言う必要はない。ただし、どのステップファミリーでも普通、皆、苦勞されている。新たな親子関係を形成し、1つの家族としてまとまるには、結婚して赤ちゃんができてと、それとはまた違うプロセスがあって、皆、苦勞されている。その苦勞があるから、途中で再婚されて、いきなり親になったときに、子どもがどんな反応をし、どういうスタンスで親が関わるべきなのかということの情報をもう少し丁寧に、一般住民に発信しないとイケない。実は私は、NPO法人に所属しています。大阪にあります児童虐待防止協会という団体ですが、そこから大阪市に対して、中身は私たちNPO法人が作る、だから行政はその冊子を作る予算を取ってくださいと言い、全国で初めて自治体で作った冊子ができました。

それが、これです。「これからの人生にホップ・ステップ・ジャンプ、おとな編」「泣いて 怒って 笑って、こども編」。平成24年の3月に、自治体として初めて発行したステップファミリーの子育ての留意点を書いた冊子です。これは市販していないのですが、発行元は大阪市です。私はこれを参考にさせていただいて、皆さん方の居住されている各地域の行政がこういうものをそれぞれのバージョンで作られて、一般市民に情報を伝える、あるいは援助者がそういうケースがきたときに、どういうポイントを押さえて、どのように援助すればいいのか学習していただく。そういうふうには、利用していただきたいと考えているところです。

III 里親家庭での養育プロセス

1 里親家庭でのつまずき

私が中途養育の難しさを実際に体験したのは、自分の里親体験です。親元から離れて施設に入る、あるいは里親に委託される、そういう子どもがどんな反応を示すのか、ということも知っておいていただきたいと思っています。

里子養育のむずかしさのために、2年くらい前に、東京で3歳の里子を殺してしまったという不幸な事件がマスコミ報道されました。昨年、第一審の刑が言い渡されました。確か懲役9年です。

あの里親さんは非常に高学歴の方で、自分の実子の養育体験もあります。里親になられた動機も立派です。社会貢献がしたい。多分、児相は安心されたでしょう。高学歴で心理学とかの専門の勉強もされて、専門の知識もある、理解度が高いし実子養育体験もある。打ってつけの里親さんと思われたのではないのでしょうか。しかし、その方が1年足らずの間に、委託された3歳の女の子を殺してしまう。なぜそのようなことが起きるのかというわけです。ここが実は、中途養育の難しさです。そのことをしっかり知った上で委託する。新たな大人に子どもを中途から委託すると子どもがどのような反応を起こすのか、ということを知っておかなければいけない。それを知っていると、「何でもないですよ」「うまくやっています」という表面的なやり取りではなくて、「いや、委託すると必ずこういう問題が出てきますよ」と。具体的にどう困る事態が生じるのか、あるいはそれに対してどうすればうまくいくのかを援助者が知っていることで、もう少し踏み込んだ話に深めることができたのではないかと思うのです。そこを知らないと、「何とかやっています」「そうですか、頑張ってくださいね」という話で終わってしまうわけです。

私も実は散々苦勞したのです。私の場合は、3歳の女の子を一時保護所から引き取りました。その前に私も3人の実子の養育体験がありました。ちょうど3歳の子を引き取ったとき、実子3人まだ家にいました。3人が二十歳前後の年齢でした。だから一般常識から考えると、3人の子育てはすでにしているわけです。児童福祉の分野で仕事をしていますし、1人ぐらい新たに来て、うまく育てられるというふうに思われるでしょう。ところがそうは簡単にはいきませんでした。実子の養育プロセスとまったく違うからです。そこに戸惑う。逆に言うと実子を育てた経験から、何歳ぐらいはこう、何歳ぐらいならこう、そういうイメージがあると、それと違うわけですから、この子は何か、特殊な子ではないか、そういうイメージになってしまいます。東京の里親さんも、ブログには「ゾンビみたいな子」と書いておられた。だから多分自分の理解を超えた、そういう子

どものイメージで受け止められていた可能性があります。

2 分離体験と見捨てられ感情

里親委託される子、あるいは施設の子も皆そうですが、1つ知っていただきたいのは、子どもが親元から分離されるということがその子にとってどういう意味を持つのかという点です。配付資料には「前提としての親子分離と見捨てられ感情」というふうに書いています。これはどういうことかと言うと、子どもは親から離れると、動物の世界では死を意味します。必ず死にます。アフリカのサバンナをイメージしていただくと分かりやすいと思います。サバンナではいろんな動物が暮らしています。象の赤ちゃんもいますし、シマウマとかヌーとか、ライオンの赤ちゃんもいます。映像で見ていると時々、親と子が離れてしまうことがあります。親から離れた子はどうなるのか。100パーセント死にます。生きていけない。

お母さんから産み落とされたたん、個体としては2つになります。だけど離れると確実に死ぬ。だから個体としては2つだけれども、離れないようにする仕組みが用意されています。それが愛着です、アタッチメント。子どもは親の姿が見えないと、泣き叫びます。親も探し回ります。個体としては別々だけれども、離れない仕組みです。つまり、愛着とは個体をつなぎ合わせる接着剤の役割です。そういう形で離れないようになっているわけです。

ところがどういう事情があったにせよ、施設に入っている子、里親委託される子は、基本的にはその愛着関係を無理やり離されています。ということは動物の世界では、死を意味するのと同じようなダメージを受けた子です。そこをしっかりと押さえていただく必要があります。

もう1つ、子どもは家庭から、客観的にはやむをえない事情があって、離されています。大人は自分で育てるよりも、施設で見てもらった方が、その子のためにいいというふうに思っていたり、またときには関係者が、家庭で育つよりも、その子が施設で育つほうがいいんだという形で、行政的な権限発動

して、分離保護することもあります。

いずれにしましても周りの大人からすると、子どもにはその方がいいという判断が働いているはずで、す。しかし、子どもはそういう客観条件が分かりません。分からないからどういうふう理解するのか。子どもの特徴は主観的に事態を理解します（自己中心的認知）。客観的な理由付けはできない。主観的に理解するという事は、どういふふうな理解になるのか。自分は親から捨てられた、嫌われた、だから施設に入れられた。あるいは親とは暮らせない、そういうふう皆受け取っています。これが見捨てられ感情です。

私も3歳のときに女の子を引き取りました。その子はDV家庭の子どもでした。実はお母さんが、追いつめられて亡くなられたのです。あとで話をいろいろ、親族等に聞きますと、お母さんはすごく悩まれたそうです。自分が死ぬばこの3歳の子は残されてどうなるのか。自分が死ぬときはこの子も連れて行く方がいい、どうも最初はそういふように思われていたようです。それがいろいろあったと思うのですが、最終的には子どもを置いていくという決断をされたのです。ぎりぎりに追いつめられた状況です。そういう状況で唯一のお母さんとしての愛情の与え方が、置いていくという決断です。だけども子どもは全く正反対に理解します。私どもの家に来ましたときには、3歳ですからよくしゃべっていましたが、「自分はお母さんに嫌われた」。それを繰り返して言っていました。「どうして」と聞くと、「だってお母さんは私を置いたままどっかに行ってしまった。それは私が嫌いだったから」そういうことを繰り返して、繰り返して言うのです。

3 愛情の独占欲求

だから施設の子、里親委託される子、皆それと同じような外傷体験を持っているということです。それが後々、どう響いてくるのかということ、常に愛情確認していないと安心感が持てない。わが家の里子は3歳で来ました関係で、お父さんお母さんのイメージがありましたので、最初から私たちをおじちゃん、おばちゃんと言っていました。だから今で

もおじちゃん、おばちゃんという呼び方です。「おじちゃん、私のこと好き？」「おばちゃん、私のこと好き？」嫌われると捨てられる、そういう体験と結びつきますので、愛情確認せずにはいられないのです。それで、私たちが少しでも他の子どもに関心を示すような言動を取ると、途端にすねまくりです。テレビに出てきた子ども、たまたまうかつに「かわいいな」と言っただけで、すねまくりです。

こういうふう、施設にいる子、親から分離された子は、非常に愛情独占欲求が強い。自分だけかわいがってほしい。だからそういう意味では、「いやみんな平等だよ、同じようにかわいいんだよ」というのでは、子どもは納得いかない。自分を特別にかわいがってほしい。だから施設なんかでも、個別の愛情の与え方を集団の中でどう工夫するのか、ここが問われているということです。「集団だからみんな同じようにするよ」と。でもそれだけでは満足できない。環境条件が難しいですが、たとえ1日5分でも独占の時間を作る、これが大切です。

たくさん子どもを同時に預かっておられるある里親さんが、体験談をお話になったときに、非常にヒントに富むことを、言われていました。4人、5人の子に対し、必ずどの子にも個別の時間を取ります。そしてそのときに、あなたが好きだよというメッセージを伝えます。そうすると子どもは満足し、安定するというのです。4人とも同じだよというのは満足しないと言われるのです。個別の愛情の独占欲求が皆非常に強いということです。

4 見せかけのよい子

愛情の独占欲求というのは、かなり続きますが、それまでに、預けたときどの子も大体示すのが、見せかけのよい子です。最初、どこも委託する子は皆いい子なのです。私のとこに来た子もすごく最初はいい子でした。3歳ですが、すごく行儀がいい。寝る前には、必ず自分の洋服を枕元に畳んで寝ます。わが子3人いましたけれど、だれもそんなことした子はいないので、「なんと賢い子だ」というふうに思いました。こういう見せかけのよい子は、でも、せいぜい持ってひと月です。だからこの時期はか

えって育てやすい。気をつけていただきたいのは、引き取ってひと月くらい様子見たって駄目だということ。見せかけのいい子の時期。この時期はあまり問題が起きにくい。それを過ぎたころから、問題が起きるのです。最初子どもは、自分の本当の姿を出していない。ひと月ぐらいたったあとからやりにくくなります。

5 退行と試し行動

ひと月ぐらいたったあとに何が起きるのか。退行と試し行動です。つまり、赤ちゃん返りです。幼児ではほとんどこれが起きます。小学生くらいでも起きます。ある施設から小学校4年ぐらいのとき、里親に行った人が自らの体験を話されていました。幼児と一緒に里親家庭に行みたい。幼児が2～3歳だったようです。その子が膝に抱っこされているわけです。でも、本人は小学校4年ぐらいになっています。でもその子が抱っこされて、自分が抱っこされないというのが耐え切れないというわけです。自分も抱っこしてほしい。そういう理屈ではない退行的心情が強くなり起ると語っています。

それから試し行動です。つまり、あらゆるわがままです。「こうしてほしい、ああしてほしい」という要求。わが里子もいっぱい起きました。おんぶ抱っこ攻撃がすごい。さらに「あれ買って、これ買って、こんなの食べたくない」等々。最初のいいときは、出されたもの残さずきれいに食べますが、「こんなの嫌、あれは嫌」と好き嫌いも甚だしい。それに、赤ちゃん言葉を使う。「だだだだ」、「まんままんま」。今まで1人で食べていたのに「食べさせて欲しい」です。まあいろいろな退行・試し行動が起きます。他の里親家庭を見ましても、中には「おしめをしてほしい」とか「哺乳瓶でお茶を飲みたい」とか「里母さんのおっぱいを飲まして欲しい」とか様々です。しかし、これが結構長く続きます。普通は数か月から半年、長いときは1年くらい続くという覚悟が必要です。この時期は非常にやりにくい。ありとあらゆる大人の困る行動を取り続けます。しかし、重要なのはこれをしついでコントロールしようとしないことです。これをしついでコントロールしようとす

ると、ことごとく失敗します。このときはできる限り、その退行と試し行動を鷹揚^{おうえいよう}に受け止める。それが大切です。できるだけ子どもの気持ちにそって受け止めると、子どもは理屈ではない、安心感を新たな大人との関係の中で感じます。つまり人間関係の土台となる安心感の育成ができるのです。しつけはこの安心感が育ったあとです。この安心感が育つ前にしつけでコントロールしようとする、安心感が育たない分、この退行、試し行動がより長引くということになります。里子を殺してしまった東京の里母さんは、多分この退行と試し行動を、十分ご存じなかった可能性があります。そういうことが起きるということを知っていると、「しつけでコントロールしようとしたって無理なんだ、しっかりと一時的にはそのわがままを受け止めてあげようか」と。そして、安心感が育つと、自然にその問題行動が収まっていくということに、通常はなります。

6 境遇の整理

安心感が育つと次何が起きるのか。実は子どもが自分の生い立ち、境遇を整理する作業を自ら行います。なぜ私がこの家に来たのか、なぜ今私がここの施設にいるのか。そういう作業をします。子どもなりに、自分の身の上で起こったことを納得のいく形で、理屈だてしようとします。

私のところで非常に興味深かったのは、「なぜこの家に自分が来たのか」と里子がしょっちゅう聞くのです。ところが、説明しにくいですね。いきなり。それで、「あなたがかわいいから来てもらった」というふうに言っていたのです。するとある日、面白いことを言いました、散歩しているときに。「おじちゃん、赤ちゃんはどうして育つか知ってる？」と聞くのです。「どういふこと」って聞き返すと、「赤ちゃんは生まれて、その家で育つのと違う」と言うのです。「少し大きくなったときに、知らない人がやってくる。そして『この子かわいいな』と言ってもらって行く」と言うのです。その家で子どもが育つ、それが赤ちゃんの育つプロセスだと。まさに自分の体験です。

そういう形で、自分の身の上で起こったことを、

自分なりに納得のいく形で説明しようとしします。そして、何回もそういうことの間いかけを繰り返します。繰り返す中で、事実に近い理解ができるようになります。「これこれの事情があって、自分がこの家に来たのだ」と。わが里子の場合ですと、お母さんが急に病気で亡くなった。兄弟がばらばらになって、自分はいったん児童相談所に行き、そしてここに来た。そういう事情の整理と納得です。そういうことが納得できるとどうするのか。わが家には仏壇がありますけども、そこに3歳の子が手を合わせて座っているのです。「お母さん、私今この津崎さんの家で暮らしているから、見ててね」と言うのです。まあ、いろんな事情があったけれども、今自分はここで暮らしているということが納得できたのです。そういう今いる現実には納得ができたときに、今やこれからの課題に向き合う力が出てくるのです。これが「捨てられた」「嫌われた」という感情に捉われている間は、今の課題に向き合うことができない。

施設の子は集団ですから、個別のそういう作業があまりできていない。だから見捨てられ感情を、そのまま引きずった形で大きくなり、社会に出てしまう可能性もあります。そうすると、「社会に出て自立して生きなさい」、「しっかりと自信をもって生きなさい」なんて声を掛けても無理です。見捨てられ感情、必要のない存在としての劣等感に捉われているとすれば、現実の課題に向き合うことなんてできない。ということで今改めて、子どもが分離、あるいは見捨てられ感情のダメージを持っているときに、その回復のプロセスとして重要視されているのがこの生い立ちの整理です。里子は個別の家庭で養育されますから、それなりに自然に受け止めて、生活をさせていると自分で作業します。施設ではそうはいかない。だからこの境遇の整理の作業を意図的に、指導、援助の中に入れ込んでいかないといけないということです。

今、取り組みが若干始まっています。児相と施設がタイアップしてのアルバム作りとかです。このこういう病院で生まれて、こういうふうになって、こう来たねとかいう自分の生い立ちの整理の作業です。話に聞きますと、イギリスの施設などでは、生

い立ち、境遇の整理の作業が義務付けられているといます。やはり、冒頭に申し上げましたように、親あるいは周りの大人は良かれと思って、何らかの判断で子どもに分離を強いて施設なり里親に行く。それは子どもが嫌われたからではない。捨てられたということでもない。それは大人の責任です。その大人の責任、やむを得ない状況の中で、あなたに良かれ、あなたに対する愛情をみんなが大切にしたら、そういうことの実際が、あなたの場合はこの施設、里親という形の生活につながっている、そういうことを理解したときに、自分に対するイメージ転換ができます。それをしないで、そのまま社会に自立させるというのは、いろいろな弊害がでてくることになります。

7 思春期の揺れ

個人家庭の場合は、寄り添う人が周りにいますから、それなりに自分で境遇の整理作業をしますが、施設の場合には意図的にそれをセットしていかないといけないということになります。そして、普通は、新たな愛着対象ができて受け止められると安定期に入りますが、しかしもう一度揺れが来ます。思春期の揺れです。安定したように見えていても、この思春期にもう一度激しく揺れます。私も今そのさなかです。高校2年生の女の子ですが、ついに高校を辞めてしまいました。せめて、高校ぐらい卒業させたいというふうに捉われていたときは衝突ばかりです。だからこの時期のポイントはこちらがどれだけ柔軟になれるかです。

先般、福岡で里親の集いがありました。やはり結論として出てきたのは、里親が楽観的になることです。「こうありたい」「こうしたい」という思いが強いと、衝突する。その通りにはなかなかならないから。例え辞めたとしても、それがその子の体験としては生きるはず。そういう気持ちにならない限りは、なかなかその現実に向き合えないというわけです。私のとこの子も辞めてしまいましたが、なんとか通信制に転校して、続けることはできていまして、今はなんか「大学行こうかな」とか言ったりしています。1つ超えることによって、また違うステップに

つながっていく。実は思春期に里親関係が破たんしてしまう方も結構います。ただし、私はかなり以前ですけれども、里親で育った子どもたちと里親たちへのフォローアップ調査をしたことがあります。最終的に、おおむね8割ぐらいは両方とも満足されていきました。里子もその里親家庭で育ったということが良かった。里親さんもその里子を育てて良かったという形で、最後は再認識をされていきました。最後はそういう形になるという楽観論です。一時的にはいろいろしんどいこともいっぱい起こるけども、両方が良かったと思う時期が必ず来るという見通しが大切ではないかと思えます。

将来的には施設3割、それから里親3割、グループホーム3割という構想を国は持っています。残念ながらまだ全国レベルでは、里親は1割ちょっとくらいです。かなりの部分は施設ですが、先般、福岡ではもうすでに3割里親に委託していると言われていました。里親をテーマにしたフォーラムですけど、たくさん集まっておられました。自分たちもやりたいと言う方も多く、行政と民間が一体となってやられており非常に熱意を感じました。九州から全国にその熱意を発信してくださいとお願いしましたが。

IV ステップファミリーと子ども

1 離婚と子ども

さてこれから本題のステップファミリーと子どもです。先ほど施設に入る子、あるいは里親に委託される子の場合、すべて親からの分離体験のある子ども、そういう前提がある。その配慮が大切だというお話をしました。ステップファミリーの子どもについても、すべてという少し語弊がありますが、ほとんどが実親の離婚を経験している子ども、そういう前提があるということをしっかりと押さえていただきたい。ステップファミリーになる原因は、離婚の結果、父子家庭、あるいは母子家庭というプロセスがあって、その次に再婚、ステップファミリーという段階を経ている。そこをしっかりと押さえていただきたいということです。したがって、離婚に際して、大人が子どもにどういう配慮をしないといけ

ないのかということについても、しっかり承知していただく必要がある。

(1) 家庭と子どもの育ち

まず家庭と子どもの育ちです。家庭が子どもの育ちにとってどういう意味があるのか。家族の機能というのはいろんな学者が、いろんな言い方をしています。でも最も家族の機能を絞り込んだ人に社会学者のパーソンズという方がいます。従来、古い時代は家族が1つの生産の単位で、家族が共同で何かをする1つのベースとなる集団であり、そこですべての機能が満たされていた。それが段々と外化していくわけです。家族以外の団体、機関にその機能が委ねられていきますが、最終、家族として何が残るのかというときに、このパーソンズという人は子どもの社会化の機能、子どもが育って行って、大人になっていく、そのプロセスは家族でないと、果たせないということを言っています。

もう1つは情緒の安定です。気持ちが安定をする、憩い、安らぎとして安定するのは、やはり家族という集団が必要、この2つが最終家族の機能として残るということを言っています。

皆さんが良くご存じの子どもの権利条約にも、前文のところで、「子どもの調和の取れた人格の形成のためには家族という自然環境が極めて大切である」ということを謳っています。だから子どもの成長発達のためには、家族という小集団、利害で結びつくのではない社会のベースとしての家族、そういうものが子どもにはいると言うことです。

一時、試み的に、イスラエルでキブツという家族から引き離して、集団の中で子どもを育てるという実験的取り組みをした時期がありますけど、結局うまくいきませんでした。やはり小集団の家族という中で子どもが育つということを、しっかり押さえておく必要がある。

(2) 父母の関係と子ども

そして普通、家族というときには、お父さんとお母さんがいます。そのお父さんとお母さんが良好な関係で子どもに関わるということが、基本的には子

どもの安定と直結することになります。子どもは、母親との愛着関係を通じて、その愛着関係をその他の大人にさらに拡大していきます。だから、母親との愛着関係がどのような性格にあるのかということが、次の大人との関係をかなり規定します。そういう意味で子どもの人格の骨格を形成するための最も影響力が大きい存在が母親と父親で、それを自分の中にモデルとして取り込んでいくわけです。だからそのモデルとしての存在が調和の取れた存在であるということが最も望ましいわけです。そうすると、子どもはその中で無条件の安定感と安心感という、1つの砦に守られて、いろいろな物事に興味を示し、様々な体験を広げていくということになります。

(3) 父母の争いと子ども

以前に話を頼まれて行きましたときに、フロアからの質問で「いつも、いつも仲のいい夫婦なんていない」と言われました。「夫婦というのはトラブルがあってそれが普通の夫婦だ。そういう現実をやはり子どもに教えておかなければいけない。私はそういう意図から子どもの前で夫婦げんかしています」そんな意見を言う人がありました。しかし、これは良くない。かなり大きくなったときに、そういう現実を知るといこともありますが、普通、子どもは、両親がけんかすると、すごく不安定になります。子どもにとっては両方がモデルとして取り込まれていますが、そこが分裂すると自分の中が分裂します。そういう意味で夫婦が調和の取れた存在として、子どもの眼に映るということがきわめて大切です。しかし一方で、我々の関わる家庭は、父母の争いが絶えない家庭です。そういう家庭も結構多いわけです。そういう中に、子どもが追い込まれますと、両者の争いを子どもがやめさせようと思って必死になることもあります。先般、ある県で個別ケースの検討会議があったのですが、DV家庭で、お父さんのDVがお母さんに及ぶと、4歳の子がお父さんの足にしがみついてそれを止めようとするということを報告されていました。両親の争いをとりなそうとする子もいたり、両親がいつ争うかということで、常に不安な気持ちがあったりです。中には、同盟関係みたい

になって、お父さんと長女、お母さんと長男とか、家庭の中で派閥ができたりとか、そういうこともあります。あるいは、一方の親に対して、非常に強い敵意を持つというようなことが起こることもあります。

これは、実は児童相談所の一時保護所にいる小学校の低学年の女の子が書いたものです。争いのある家庭の子どもがどういう気持ちでいるのかというのが良く表れていますので、紹介します。

「私のうちは父と母がけんかばかりする家庭です。父はおさけをのむとくせがあります。母が2かいに妹をねかしに上がると、父がおーい、ちょっとおりてこいとさげびます。だけど、仕事でおらないときは、ぐっすりねられます。かえってくるときはまたひやひやします」

常に子どもはびくびく、ひやひやしている。父親と母親がまた争いになるのではと。そういう気持ちに支配されていると、学校の勉強なんか多分手がつかない。こういう状況になっていると、子どもの発達にいろいろまた問題が出てくる可能性がある。

これはまた別の一時保護所に入っている中学生の男の子が書いた作文です。

「親父がいつも酒によってお母さんをどついたりする。どつくくらいならまだまだ。卵やきをかえすやつで、それをガスでまっ赤にしてお母さんのお尻に当てたりする。そんなのをぼくの目の前でやられると、親父を殺してやろうかと思うときがある。今に見ろ。きっと見かえしてやる。」

こうなってくると、親に敵意を抱く、そういう状態になっているということです。

これは何年か前にありましたが、DV家庭の子どもで、お母さんと妹が別れる話がうまく行って、家を出られた。そのとき、長男、確か中学生の子だけが父親の元に残ったのです。その理由は、父親がお母さんのところへ行かないように自分が防御するために残ったというのです。自分が体を張って守るというわけです。だけどこれ悲惨な事件になって、その子どもが父親に殺されるという結末になった事例があります。両親の争いの中に置かれると、子どもは非常に葛藤し、あるいはいろいろな問題を、自らが背

負い込むということになるということです。

(4) 離婚の実態

次は離婚の実態です。これがどの程度あるのかということですが、平成23年度の厚生労働省の統計によりますと離婚の総件数23万5,719件です。これは20年ぐらい前と比較すると、1.5倍ぐらいに増えているという状況にあるようです。同じ平成23年度の結婚件数は、66万1,895件ということですから、単純に結婚と離婚の比較をしますと、結婚の約2.8組に対し、1組の離婚という形になる。これだけ離婚が増えているということが何を意味するかというと、地域社会には離婚後の1人親家庭が増えているということです。私は現在、市区町村の要保護児童対策地域協議会に3か所くらい、毎月定例的にアドバイザーとして関わっています。その市区町村の要対協が抱えているケースでは母子家庭が多い。母子家庭でお母さんが不安定、精神がらみで生活保護、典型的なパターンです。それが非常に多い。これが地域の中には相当ある。その家庭の子どもの養育はきわめて不安定です。お母さんの気分変動に応じて、子どもの状態が良くなったり、悪くなったりする。お母さんの年齢がまだ比較的若いと、必ず男性の出入りがあります。そこがまたややこしい。男性の出入りがあって、ステップファミリーにつながっていったりもする。だから一昔前に家庭と言いますと、実の両親とその子ども、そういうイメージを一般の人は持っていました。今は国勢調査では1人所帯もすごく増えています。1人所帯あるいは1人親家庭、それから再婚家庭、実にさまざまな家庭が地域の中で混在している。これが今の大きな特徴です。両親と子どもの家庭、それが標準の形にはなっていないという現実を援助をする人はしっかり踏まえていただきたい。そういう混在した複雑な家庭が増えている中で、時には孤独死、あるいは最近子どもに関して、マスコミが割と言われるのは、行方不明の子です。行方不明の子は、例えば就学のときに、住民票をもとに就学通知出したけど、いないというわけです。いなければどうするのかというと、籍を抹消するというわけです。でも、それではダメだというよ

うになってきている。その子の追跡をしないと行方不明のままです。大人だけならまだしも、そこへ子どもと一緒にいるとなると、良い状態にはなっていない。だから「行方わかりません。そうですか」ということでは、済まされないという問題意識の高まりです。最近厚労省の通知の中で、要対協を使ってそういう行方不明の子どもの所在をしっかりとフォローする、そういうことが必要だというふうな形になりました。

そういういろんな家庭が混在している。中にはゴミ屋敷、これも社会問題になっています。要対協のケースを見ていても、ゴミ屋敷の中で子どもが暮らしているというのがあります。足の踏み場がない。家庭訪問しても、靴を脱いで上がるべきか、靴を履いたまま上がるべきか、すごく悩むというわけです。靴を脱いで上がるときには、使い捨ての靴下を1つ持っていないといけない。また臭いが異様に耐え切れない。そこで生活してる人は慣れてくるのかあまり臭いを感じない。そういう家庭の子どもの保護して、施設に車で運びましたときに、車の中は密室ですから臭いが充満する。そうすると付き添った職員がその臭いに耐え切れず嘔吐したというような現実の話がありました。そういうゴミ屋敷から、虐待家族から、行方不明から、孤独死から、いろんな家庭が今地域の中に混在していて、それぞれ個別の対応を必要としている。なかなか難しい時代に入ってきているということを知っていただきたいと思います。

(5) 離婚が与える子どもへの影響

離婚が与える子どもへの影響。これはプラスとマイナスがあるということを、しっかりと押さえておく必要があると思います。通常は、子どもは先ほど言いましたように、両親をとりに取り込んでいます。離婚によって親が1人いなくなるということは、大切な人がいなくなってしまうという喪失体験です。大人の方も離婚ということが1つの外傷体験になりますが、子どもにとっても大きな外傷体験になっている可能性があるということは押さえておく必要があります。特に離婚に対して子どもの意向がまった

く斟酌されないと、余計に子どもの喪失感が大きい可能性がある。しかし、離婚がすべて駄目かというところじゃなくて、常に対立や争いが子どもの目前で繰り広げられるような現実があるとすれば、離婚によって安定した新たな家庭が保障されますから、そういう意味では、子どもにとっては離婚がプラスに作用する可能性もある。だから、離婚イコールこの子にとっても同じ意味合いということではなくて、その家庭の状況、あるいは子ども自身の受け止め、それによって、離婚がどのように子どもには処理されているのかをしっかりと押さえる必要があります。

（6）子どもへの説明と配慮

子どもの受けるダメージを少なくするためには、大人の争いではありますけれども、可能な範囲で子どもの気持ちとか意見を反映させる形にすることが望まれます。子どもの意見をその通り受け入れて、大人の問題を処理するということが難しいこともありますが、自分の言うとおりにならなかったとしても、できるだけ子どもの意向、気持ちをしっかりと汲み取る作業がなされれば、それなりに子どもの納得や、気持ちの整理につながるということです。そのことが離婚のあとの生活に、大きく影響してくるというようなことも、しっかりと知っておく必要があります。

（7）転居や生活状況の変化と子ども

離婚にかかる転居や生活状況の変化と子どもです。離婚は単に親がいなくなるということだけではなくて、大きく生活が変化することになります。ときには引っ越しをしないといけない、友人とも別れないといけない。じいちゃん、ばあちゃんとも別れないといけない、学校も変わる、自分の姓が変わる、そういうことにさらされるというわけです。親もいろいろな混乱状態にありますが、親にサポートがいるのと同じように、子どもも、そういう大きな変化に対して、周りで支えがあるのか、あるいは、子どもに対する配慮があるのか、ということが、非常に大きくのちの生活の安定に関わってきます。子ども

に対する配慮をできるだけ丁寧にする必要があるということです。

（8）幼稚園や小学校等への説明と配慮

幼稚園や保育所、あるいは小学校等に行っている子、そういう学校とか関係機関への説明をどうするのか。離婚とかそういう家庭内のことはやはり説明しにくい。新たに例えば、引っ越してきて自分は離婚してここに来ましたとかそういうことはわざわざ言う必要はない、そう思われることもあるかもしれませんが、基本的には幼稚園や小学校等は、家庭と二人三脚で子どもの成長に関わる機関ですから、できるだけ子どもの環境を知っていただく方が、子どもに対する配慮あるいは連携を取るときに必要です。あまり事細かくプライバシーをさらけ出すということではなく、必要な範囲で、そういう事情をお話ししておく方がいい。同じような意味で近隣や親の友人、あるいは子どもの友人への配慮も必要です。そういう人たちにも「あそこの家庭は離婚してきたみたい」とかいろいろ噂でどうこう言われるよりは、しっかりとした事情をある程度話しておかれる方が、変な噂で話題にされるよりは、正しく理解してもらって、そういった人たちも理解者、サポーターにして、周りに付き合いやすい人をしっかりと作っていくということが望ましいということです。

（9）離婚後の親族（非親権者）の関わり

離婚後の非親権者との関わりをどうすべきなのかということです。これは今はっきりと、離婚後の非親権者にも関わりを進めていく方向性が社会として進んできています。日本の場合は、離婚をしますと単独親権です。施設に子どもを預かったりすると、「親権のない親が来ても会わせてもらったら困ります」とか言ってよくトラブルになりますが、今の日本の方向は非親権者も、やはり実の親として関わりを大切にするという方向がはっきりと出てきています。

だから今年の民法の改正でも、離婚のときは養育費、それから非親権者の面接交渉をしっかりと取り決めないといけないというふうになっています。私は

世界の事情はあまり詳しくないのですが、日本のように離婚したあと単独親権というのはむしろ少ないようです。離婚したあとの共同親権というところが多いようです。そうすると離婚したあとも非親権者の人が関わる。一説によると、日本も共同親権という考えがでてきているようです。どうも裁判所などはあまり制度を変えたくないというわけです。そのかわり中身を保証していく。非親権者の方も関わりを保証する。そういう方向に法務省、裁判所関係は動いているという話も聞くことがあります。ということで、離婚をした非親権者が、どのような関わりをするのかということは、これからはかなり丁寧に対応していかないといけない。だから、親権者の関わって欲しくないという意向だけで、対応するという形にはなりがたくなってきている。ただ争いがある場合も多く、このときは、家庭裁判所などを活用して面接交渉のような形で整理してもらわないと難しいこともあります。ただ日本の場合は、別れた親があまりドライじゃなくて、子どもに相手に対するマイナスの感情をぶついたり、そういうこともあって、子どもがそれに巻き込まれると、せっかく離婚をしたのに引き続き親の対立のさなかに置かれてしまうというようなこともありますので、そこはまた要注意です。

したがって、離婚の関係を専門にされている人に話を聞くと、日本も面会交流センターがいるという言い方をされます。対立する親を自分たちだけで、面会をさせるような形でしていると、その夫婦の対立に子どもが巻き込まれていくというわけです。海外の話を知っていると、面会交流センターでしか面会できない。そこでは、職員が立ち会うわけです。面会中には、子どもに変な言動とらないとか、子どもを使って例えば母親の居場所を聞き出そうとか、そういうことは一切させない。また、追跡させないために、面会センターへの出入りの時間も時間差をつけて相手呼び出すとか、いろんな配慮がされているみたいです。日本にはそういう面会センターはない。今は、家庭裁判所の調査官のOBの人たちがやっている家庭問題情報センターなどが代行的役割を担っている。ただし、聞くと「土日などは満杯」

と言っていました。だから新たにこういう面会をしっかりとコントロールする、そういう場所が将来的にはいる可能性もあります。

また、離婚後の非親権者の親族、この関わりをどうするのかという問題もでてくる。これも基本的には子どもが、じいちゃん、ばあちゃんなんかと良い関係にあったときに、単なる両親のいさかいから、そこを断絶されてしまうというのは良くないですから、そういう意味では、親族との関わりなんかも必要に応じて取れる形というのが、より望ましいということになります。

2 再婚にまつわる子どもへの影響と配慮

(1) 再婚と子どもの受け止め

再婚の実態ですが、1年間に結婚したカップルの数は平成23年度には、66万1,895組です。そのうちさっきも言いましたが、4組に1組が再婚ということですから、相当の数が今再婚をされていて、1番複雑なのは両方が連れ子を伴って結婚される場合です。新たな親だけではなく、新たなきょうだいもそこに出てくる。こういう家庭がどうしたら安定した1つの家庭になるのかということです。離婚先進国のアメリカなんかの文献を見ていると、やはりまとまった家庭になるのに4～5年かかるということです。4年から5年くらいかからないと、再婚家庭がまとまった家庭にならないというわけです。ところが日本はその情報が発信されていなくて、新たな父ちゃん、新たな母ちゃんが来たたら、いきなり新たな父ちゃんの役割、新たな母ちゃんの役割を始めようとするのです。これが失敗の原因です。まだ安心感が育っていない。むしろ新たな父ちゃん、新たな母ちゃんが来たたら、普通子どもは反発します。反発した相手に対する安心感がないのに、親の役割という意識だけが先行して、周りにあそこは継母だから、継父だから子どもがダメと言われたくないという思いで、世間体を気にして子どもをしつけようとしてします。そこが虐待に移行しやすい要素になる。日本のステップファミリーの1番大きなネックになっているということを知っていただく必要があります。

(2) 連れ子への配慮と再婚の意義

だから、さっきの里親の試しとか退行のときと同じように、安心感の育成が大切になります。新たな親と一緒に子どもが遊ぶとか一緒に作業する、その中で安心感を育てる、そういう土台づくりです。そこを丁寧にしないと、まだ、信頼とか安心がない中で、相手の行動だけをコントロールしようとするしつけが先行すると、ことごとく失敗する。そこはしっかりと押さえておいていただく必要があると思います。

まず再婚について、どういうふうに評価するのかということですが、基本的には再婚はマイナスではない。1人親でいくよりは、新たな家庭、お母さんもお父さんもいるという形でそこがうまく行ってくれるのであれば、子どももその方がより家庭として安定感を得られるということになりますから、再婚そのものがマイナスという受け止めではない。再婚は、正論から行くと、家庭をより豊かにするという意味でプラスである。だけどプラスになるためには、それなりの工夫と努力がいる、そこを押さなければいけないということになります。

(3) 再婚のプロセスと子ども

いきなり再婚ということになると、通常は違和感が生じます。新たな他人が家庭の中に入るといのはかなり抵抗があります。よく日本の言い方では、「新しいお母ちゃんをもらってあげるから」とか「新たなお父さんが来るよ」とかの言い方です。しかし、そんなこといきなり言われても子どもは喜ばない。大人の方が新たなパートナーができたと喜んでいるだけです。子どもは同じようには喜ばない。むしろ子どもは違和感を持ちます。

余談になりますけど、「サウンド・オブ・ミュージック」というミュージカルがあります。オーストリアの実話に基づいたミュージカル。あの物語では新しいお母さんが来ます。映画では新しいお母さんを子どもが歓迎して、受け入れたように作ってあります。子どもが先にお母さんに懐いて、お母さんになってほしい。実話ですから、実際の子どもはまだ

生きておられます。その話を2年ぐらい前にテレビ放映していましたが、本人は「新しいお母さんが来るのは嫌だった」と語っていました。だから子どもにとってみれば普通、新しい他人が、母親や父親として家庭に入って来るのは嫌なんです。そこをしっかりと押さえたうえで、新しい再婚家庭のスタートをどう切るのかということが大切になります。いきなり新しい人が入って来るというよりも、やはりそのプロセスです。「今度、再婚をしたいと考えている」とか、そしてその人と出会う機会、場をいろいろ設定して、なじみを作るとか、そういう丁寧なプロセスが必要です。施設から家庭復帰するときに面会とか外泊とかを繰り返すのと同じようなプロセスを丁寧に行って、子どもが新たなパートナーを受け入れやすい下地づくり、それをしっかりとすることが大切になるということです。

(4) 再婚家庭のスタート

新しい家庭になったときに子どもの年齢が高いほど違和感が高いですが、それと同様にまず戸惑うのが生活スタイルが違うことです。他人が入って戸惑うのは夫婦も同じです。新たな家庭生活が始まるとなんか微妙に違います。妻が育った家庭、夫が育った家庭。最初すごく違和感があります。調理のいろんな味付けにしても、ささいな日常生活の処理の仕方もです。再婚家庭はそれと同じことが、もっと複雑な形で起きます。例えば父親が来たとします。その前に母と子どもだけの生活があります。その前段階の母子家庭のやり方を無視して、新しい父親が家族の生活の仕方を押し付けるとトラブルになります。だから再婚家庭がうまく行くには、基本的には親子の前のやり方を尊重する。そして、徐々に同居状態を作っていく中で共通のルールを時間をかけて作っていく。どちらかのやり方を押し付けると、極めて問題が起りやすいということになります。

親と子どもの関係ですが、これは先ほども少し言いましたように、子どもの年齢が高いほど普通は新たな親への違和感、抵抗感が強い。通常は、先ほど、父親が新たに入ってきたときに問題が起りやすいと言いましたが、母子の家庭では何が起っている

かという、その前に離婚で、実のお父さんがいなくなっています。そのあと、母子家庭になりますが、そのときは母親と子どもの結びつきが非常に強くなります。実のお父さんがいない分、母親と子どもの関係が密になります。そこへ新たな男性が来たらどうなるかという、少なくとも半分はお母さんの関心と愛情が男性の方にいく。だから、子どもにとっては新たな男性はライバルになります。ちょうど第二子ができたときに、第一子が親の関心薄れて、すねたり、むずかかったりするのと同じようなことになります。新しい男性は歓迎の対象ではない。お母さんの半分、関心と愛情を取っていく存在です。そうなってくると子どもはどんな言動をとるかという、試し行動が出てきます。あるいは無言の抵抗です。それが実は出てくるのです。

(5) 新しい親と子どもの関係

子どもにとっては自分から来てほしいと思って、来てもらった人じゃない。親が勝手に連れてきた。違和感もあり、母親の愛情のライバルでもある。そうするとそこに対して懐くわけがなく、無言の抵抗をする。無言の抵抗を新たな親から見るとどういうふうに映るのか。「なんとやりにくい子だ」「かわいげのない子」「何かにつけて反抗的だ」と感じます。「これはなぜ？」ということを経験したとき、多分「それはしつけができていないから」という受け止めになる。「自分が新たな親になったんだから、しつけをしてやろう」、これが虐待に陥りやすいメカニズムです。さっき言いました、安心感が育っていないのです。むしろ違和感と抵抗感を持っているのに、違和感と抵抗感を持った男がしつけてくるわけです。われわれの感覚からいってもそうです。信頼のおけない人間が「あなたをしつけてやろう」と言われても、それに従うわけがない。反抗しますよね。そうするとぎくしゃくした関係が続きます。効果がないから、しつけの度合いを強めるわけです。それが虐待にエスカレートするということになるのです。そういうメカニズムが働いているということ踏まえて、ステップファミリーの虐待情報というのはしっかりと押さえておかないといけない

ということです。

(6) 新しい親としつけの気負い。

日本の場合は、しつけの気負いがあります。やはり他人から見られて、あそこは継父だから継母だからと思われたくない。子どもはきっちりしてくれないと困る。それで、安心感が育っていないのに、しつけでコントロールしようとする。すべての虐待ケースがそうです。子どもの立場、気持ちを無視して、親の気に入った行動を無理やりさせようとするのが実は虐待です。だから、同じ構図になるということになります。実母は微妙な立場におかれる。実母は、新たな男性に気兼ねして子どもを守れなくなります。そのはざまに入って、「どっちを取るのか」というような事態にも追い込まれることがあります。子どもが新たな父親に懐かないから母親もいらして、父親と同じようになって子どもを責めることも起きます。そうすると子どもが孤立する。父親からも母親からも責められる、ということも起こるということです。

(7) 安心感の育成

ポイントは、里親でも、ステップファミリーでも同じですが、安心感の育成です。しつけの前に安心感の育成、そこをしっかりとするということが、遠回りのようで近回りというわけです。それをしっかりと育てずに、しつけでコントロールしようとするとみなことごとく失敗する。だからそういうふうには助言してあげないといけなく、安心感を育てることが大切です。私たちでも同じことです。安心で信頼のおける人から助言があったり、注意があったら、素直に聞こうかというふうに思います。そうではなくて、相手に対して、マイナスの感情を持っている人が私のしつけにいろいろしようとしたって従わない。だから安心感の育成を先の作業としてしないといけなく、安心感を育てるためには、しつけというふうな意識を持たずに、一緒に行動して、一緒に遊んで、一緒に楽しむということを、積み上げていくということです。そういうことが大切だということです。子どもが相手に安心感を持ち、その関

係が深まると、子どもの持っている困った言動が収まっていくというわけです。子どもに対するかわいいという気持ちも湧いてくる。「この子ども腹が立つな」という感情を持ったまま子どもとの関係を深めるというのはできません。やはり、いい関係ができると「かわいい」という気持ちが湧いてくるということです。だから、そういう関係性の育成です。そこをしっかりと作らないといけない。通常は新たにきた親、新たな生活の仕方、考え方、文化というのは、一歩退いてそれを押し付けない。そして時間をかけて、新たな合同のルール作りといいますか、そういう形に持っていくということが必要であるということです。

アメリカは離婚の先進国です。やはり同じようにこのステップファミリーがうまくいかないという体験を積み上げて、今はステップファミリーの全米の組織があるそうです。そこが交流の場を作って、アドバイスをしたり意見交換するような、そういう形で支えておられるようです。ところが日本にはそういう組織はまったくない。地域に孤立して、そういう家庭が存在しているだけです。若干、ネットなん

か見ますと、そういう交流の場を作ろうという動きもあるようですが、まだ一般化していません。

最後になりますが、援助に関わる人は、ステップファミリーの中で何が起きるのか、どういうふうなスタンスで親がその問題に向き合う必要があるのか、そこをしっかりと理解いただいた上で対応していただくということが必要です。施設の方がおられたら、施設から子どもが引き取られたときに、やはり同じような反応、同じような問題が起きる、ということ踏まえて新たな親に「こういうことが起こりますよ」と、それに対して親は「こういうスタンスで関わるのが大切ですよ」ということを、しっかりと伝えてあげる。「引き取って頑張りなさいよ」そういう抽象的な励ましだけでなく、具体的に起こる問題、それを分かるように説明してあげて、それに対してどう親が向き合うことが、1番新たな家庭づくりにとって、必要なのかということとしっかりと情報提供してあげる、そういう形で対応していただけたらと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

【参考文献】

- 「これからの人生にホップ・ステップ・ジャンプ（おとな編）」
- 「泣いて 怒って 笑って（こども編）」大阪市子ども青少年局子育て支援部こども家庭課 平成24年
- 「Q&Aステップファミリーの基礎知識」野沢慎司、茨木尚子、早野俊明、SAJ編著 2006年 明石書店



つなぐ願い

—第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーを終えて—

子どもの虹情報研修センター
増 沢 高

1. 台風の大量発生

今年の秋は例年になく多くの台風が発生しました。今年の夏は暑く、上昇した太平洋の海水温度がなかなか下がらないことが直接の原因のようでした。10月になっても台風が毎週のように発生し、日本に上陸、接近しては数々の傷跡を残しました。今年の台風は数だけでなくその規模も大きく、大きな傷跡を残しました。特に伊豆大島の台風による土砂災害は甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方へのご冥福と、大島町の少しでも早い復興をお祈りいたします。

心配したのはその直後にも2つもの台風がほぼ同時に発生したことです。互いに影響をもたらしながら日本に接近する恐れが報じられ、日本中がその動向に注目し、台風の接近に備えました。それは私たちの第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレー開催の1週間前のことでした。

当初の予報では、週末にかけて接近、日曜日は晴れとの予報でしたが、月曜日には雨の予報と変わりました。台風の遅い動きが予報を変えたのです。さすがに今年は初めての中止を覚悟しました。多くのイベントが週末を待たずに中止を宣言し始めました。たすきりレーは、正直これまでもあまり天気にも恵まれてはいませんでした。イベント当日の台風の直撃予報は前々回にもあったことで、またかという思いでした。ただ、こうした悪天候を経験したおかげで雨天時の連絡網がきっちりと整備されていました。当日の早朝ぎりぎりにも実施の判断をし、連絡を回すこととしました。

半ばあきらめかけ週末を迎えようとしていました。ところが台風が北上し偏西風に乗ったとたんみ

るみるスピードを速め、土曜日の早朝に関東地方をそれるように通過した後は、ぐんぐんと離れていったのです。土曜日の3時には雨も上がり、翌日の朝は、雲一つないさわやかな秋晴れとなりました。

2. 青空のもと、元気に駆けるランナーたち

今年も3つのコースでたすきが引き継がれました。渋谷駅ハチ公前広場からの都心コース(全9区)、神奈川県二宮町にある児童養護施設心泉学園からの湘南コース(全7区)、鎌倉高德院(鎌倉の大仏)からと三浦市マホロバマイズからの鎌倉・三浦・横須賀コース(全12区)です。三浦市のスタートは当初の予定では城ヶ島からだったのですが、台風の影響が残ることを懸念し、三浦市マホロバマイズからとしました。

新しい中継所もできました。都心コースの第8中継所にユースキン製薬(株)と鎌倉・三浦・横須賀コースの第9中継所の磯子センターです。中継所には児童福祉施設、児童相談所、学校、病院、神社仏閣、役所などと多彩ですが、セブンイレブンやユースキン製薬株式会社といった一般企業が協力していただくことは、啓発活動にとって大きな力となります。ユースキン製薬(株)では、ロビーを開放しハンドマッサージを提供しながら子ども虐待防止を啓発しました。

この3つのコースを各区十数名のたすきをつけたランナーが隊列を作り走行、ゴール会場である山下公園に向けたたすきをつないでいきます。たすきには、「子どもに明るい未来を」と「STOP!子ども虐待」の文字が刻まれています。また小山市や滋賀県から受け継がれたたすきも一緒に身に着け、つないでい

きます。さらに韓国からも児童虐待防止のたすきが送られてきました。韓国でも11月が児童虐待防止の啓発月間で、イエローリボンキャンペーンとして実施されているそうです。今年の9月に大阪で行われたIFCO（里親世界大会）の際に韓国・慶尚南道社会福祉士協会会長パク（朴）ソンウク氏（PARK SUNG-UK）にお会いしました。互いに児童虐待防止の活動を行っていることを知り、私たちのたすきをお渡ししたところ、韓国からもたすきを届けてくださったのです。もちろんこのたすきも一緒に身に着け、つながりました。

今年のランナー数は500名を超え、児童福祉関係者から一般企業の方々まで多彩な顔ぶれが集まりました。毎年参加されるボクサーの元東洋チャンピオン坂本さんや、昨年素晴らしい歌声で人々を会場に惹きつけ、釘付けにしたシンガー・ソングライターの庄野真代さんもこの中に加わり、元気に走られました。

3. 充実のゴール会場

今回のイベントで力を入れた一つがゴール会場のブースの充実です。啓発のためには、多くの市民の方々に来場していただく必要があります。そのためどうしたらよいか、実行委員会ですと検討してきたことでした。まず考えたことが、子どもにとって魅力的な会場にしようということです。子ども虐待防止は、子どもを育てる大人に伝えなくてはならないことです。しかし、啓発活動の主役は子どもです。子ども達がたくさん来場できるよう会場の充実に努めました。子どもの遊び場や工作など、子どもが楽しく過ごせる場を増やしました。ゴール会場のブース数は全17ブースですが、その多くを子ども達のためのものとしました。クロバー（株）提供の手作りキットの数々、川口紀子先生（Bloom.N）による樹脂粘土アート、セブンイレブン提供の絵本の読み聞かせ、楽天生命保険（株）・未来のつばさ財団提供の景品付き輪投げ、子どもセンター「てんぼ」による紙芝居、NPO CROP-MINORIによる懐かしの子どもの遊び、横浜市主任児童委員連絡会の作っ

て遊ぶ風船ロケット、横浜市こども青少年局のキャッピーと遊ぼうなど、多彩な内容となりました。それぞれのブースが練りに練って考えたものばかりです。またNKKシームレス鋼管（株）のコーヒーコーナー、中の丸上町内会の焼きそば、神奈川県によるみかんの提供や、ユースキン製菓（株）によるハンドマッサージもあり、子どもも大人も楽しめる会場になりました。ブースによっては長い行列のできるものもあり、終日人の流れが絶えませんでした。

また会場内ではキャッピーをはじめ、いくつものキャラクターが会場内を歩き回り、イベントを盛り上げました。その中には練馬のイクメン戦士ネリマックスもいます。ネリマックスとは、東京都練馬区を拠点とした、現役パパたちによる育児支援団体である練馬イクメンパパプロジェクト（通称「ねりパパ」）と共に地域交流の活性化を目指すヒーロー戦士です（<http://neripapa.jimdo.com/>）。このイベントのために練馬から駆けつけてくれました。ステージ上では、恒例となったプーカさんと成田圭さんのライブはもちろん、栗ちゃんと仲間たちのパントマイム、そして今年はみるとさんのオカリナ演奏とイチゴパフェの親子コンサートが行われました。親子コンサートでは横浜市立相武山小学校のダンスチームが参加し、見事なダンスパフォーマンスを見せてくれました。

イベントは午前11時からランナーがゴールする午後3時半ごろまで行われましたが、終日大勢の人たちが来場され、今までにない盛り上がりでした。また特に親子連れの家族が目立ちました。このことは我々の目指していたところでもあり、とても嬉しかったことの一つとなりました。

東日本大震災サポートプロジェクト・子ども達の未来を祈る企画である「祈りの『Friendship』キルト」の製作コーナーは今年も設置されました。2cm×7cm四方の布ピースにメッセージを書き込み、それを1枚60cm×120cmの大きさのキルトに仕立て、さらにそれらをつなげて16mほどの大たすきを作ろうという計画です。これは鎌倉の大仏に掛けられるほどの大きさを想定してのものです。夢の大計画です。5分の2ほど完成したところです。とても美し

く、参加された皆さんの気持ちがかもっています。今年の児童虐待防止推進月間では、厚生労働省の玄関にこの未完のキルトが展示されました。

4. 笑顔のゴール

ステージ上で成田圭さんのコンサートが終わりを迎える頃、各コースのランナーたちが山下公園の西口に終決しました。山下公園は海岸に沿って700メートルほど横に伸びた公園です。イベント会場はランナーの集まった場所のちょうど反対側で、海岸に定置した氷川丸とマリンタワーに挟まれた辺りとなります。集結した3コースのランナーたちは総勢60名ほどとなり、ゆっくりとイベント会場のゴールに向かいます。カンガルーOYAMAが毎年行っているオレンジリボンを貼り合わせて作る大きなオレンジリボンオブジェも完成し、掲げられました。20メートルほどに張られたオレンジ色のゴールテープがランナーを待ちます。

そして、ゴール！

ゴールを切ったランナーは今年も皆笑顔でした。会場で迎えた人たちも笑顔です。たくさんの笑顔はそれだけで感動です。各コースの代表ランナーに小林美智子大会会長から完走賞が渡された後、私たちのたすきは次の週に開催が予定されている岐阜県たすきリレーの長縄実行委員長に手渡されました。小山市のたすき、滋賀県のたすき、そして韓国のたすきもちろん一緒にです。たすきリレーを実施する地域も増え、たすきはこの後岐阜県から山口県、そして今年から新たに行われることとなった高知県と宮崎県にもつながっていきます。さらには韓国の虐待防止のキャンペーンにも我々の活動が紹介され、たすきが披露されるそうです。たすきの懸け橋は確実に広がっていることを実感します。

5. ホームページの充実

今年もう一つ力を入れたことがあります。それはホームページです。これまでホームページはあったのですが、より多くの情報を発信する拠点として

充実を図りました。

今年の春、世界的な活躍をされてきた、ある女性とお話をする機会に恵まれました。途上国の開発支援や、女性の人権と子育ての現状の改善を願い発信されている方です。私たち数名のスタッフと2時間ほどの会談だったのですが、日本の児童虐待現状と課題についてお話をし、意見を交わしました。その中で、啓発活動にはSNS (Social Networking Service) が非常に有効と、様々な例を取り上げ話されました。実を言うと私をはじめ、実行委員の多くはSNSとかフェイスブックとか言われてもピンとこず、ガラパゴス携帯で十分と考えがちだったので、自分たちの無知さに少しばかり恥ずかしい思いがしました。実行委員会のメンバーの多くが、知らない人たちとつながるよりもリアルに出会い話をする人間関係を好む、宴会大好きな人間たちの集まりでもあり、そうした情報化に抵抗感があるのも事実でした。ですから実際に皆で走り、汗をかき、走り終えた感動を分かち合いながら、共に虐待の防止と子どもの明るい未来を願うというたすきリレーのコンセプトが好きなのです。しかしどれほどの啓発の効果がこのイベントにあるかと問われると、確かに首を傾げざるを得ません。そこでホームページを充実させ、そこにフェイスブックを組み込み、随時発信して双方向でのやり取りを拡大させることに、まずは取り組んでみようということになりました。

それ以降、実行副委員長の佐々木さんが9月にはホームページを刷新。情報も濃くなりました。フェイスブックも組み込みました。ただ問題は、組み込んだものの投稿する委員は少なく、「いいね」のクリックがほとんどない状態が続きました。フェイスブックの得意な委員が他の委員を口説いたり、教えたり、教科書を買って与えたりしながら、少しずつフェイスブックへの参加者が増えていきました。すると面白いことに、それぞれの友人づてに広がるのでしょう、みるみる閲覧者が増えていきました。しかも知り合いからの情報なので、随分と興味を持ってみていただけるのです。「なるほど、こういうことなのか」と実感しました。同時に興味を持ってもらえる質の高い情報を届けたいという気持ちも湧いて

きました。これを執筆している現在、ホームページへの「いいね」は191です。まだとてもちっぽけな数字ですが、この数がどれだけ増えていくのか楽しみです。

子ども虐待はマイナーな一部の特殊な問題として扱われがちです。家庭で暮らすことが難しくなって施設や里親宅で暮らす子ども達は約4万5千人です。これは日本の全児童人口の0.2%にすぎません。ゆえに悲惨な虐待事件があるときは騒がれても、す

ぐに忘れ去られ、社会全体の問題としてなかなか共有されにくくあります。そう考えると「いいね」の191はこの問題に対する社会の関心度の実際のところなのでしょう。オレンジリボンの周知がなかなか広がらないことをみてもそういうことなのだと思います。ただ逆に発信し続けなくてはならないという使命感を抱くようになりました。191からが始まりなのだと自覚し、委員の心はもう来年に向かっていきます。

謝辞

まず、たすきを身につけて走っていただいたランナーの皆さまとキャンペーン会場で歌やトークをしていただきました皆様に感謝申し上げます。

次の方々には財政面での支援をしていただきました（敬称略）。NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、資生堂社会福祉事業財団、楽天生命保険（株）、（財）神奈川新聞厚生文化事業団、（株）ガリバー、ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）、（株）セブン-イレブン・ジャパン、ユースキン製菓（株）、一般社団法人東京キワニスクラブ、カードショップカリントウ、星野合同事務所、三浦藤沢信用金庫、湘南信用金庫、神奈川県生命保険協会、神奈川県保険医協会、用賀おたふく、用賀カイト、上野毛伊仙、上野毛・小川グループ、上野毛川ちゃん、上野毛輪、上野毛Barber川田、エヌケーケーシームレス鋼管（株）、（株）伊藤園、湘南ヤクルト販売（株）、クロバー（株）その他の団体。心より感謝申し上げます。また、子どもの虹情報研修センターで行われる研修期間中に募金をお願いしたところ多くの方々から協力をしてくださいました。ありがとうございました。

次にあげさせていただく後援の機関、団体の方々からは、大きなご支援をいただきました（敬称略）。厚生労働省、東京都、神奈川県、神奈川県警察、横浜市、川崎市、鎌倉市、渋谷区、大田区、逗子市、横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、栃木県小山市、葉山町、二宮町、神奈川県社会福祉協議会、全国児童相談所長会、神奈川県児童福祉施設協議会、神奈川県母子生活支援施設協議会、神奈川県保険医協会、神奈川県教育委員会、東京都社会福祉協議会、横浜市ファミリーホーム連絡協議会、川崎市あゆみの会、（財）神奈川新聞厚生文化事業団、（株）資生堂、鎌倉高德院、渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、アン基金プロジェクト、一般社団法人東京キワニスクラブ、彩樹園、鎌倉力車（株）プラネス、その他の団体。大変ありがとうございました。

スタートや中継所等の設定にご協力をいただきました（敬称略）。心泉学園、エリザベスサンダースホーム、セブンイレブン茅ヶ崎サザンビーチ店、茅ヶ崎ファーム、遊行寺、西横浜国際総合病院、横浜市立永野小学校、永谷連合町内会、港南区民生・児童委員、渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、渋谷区子ども家庭支援センター、東急東横店、東京都児童相談センター、東京タワー、泉岳寺、品川児童相談所、品川区民生・児童委員、大田区大森スポーツセンター、大田区子ども家庭支援センター、大田区民生・児童委員、ユースキン製菓（株）、川崎市あゆみの会、鶴見区役所、セブンイレブン横浜浦島町店、鎌倉高德院、鎌倉児童ホーム、鶴岡八幡宮、逗子市役所、葉山町商工会、森戸大明神、横須賀市役所、サンビーチ追浜、セブンイレブン横浜片吹店、横浜市中央児童相談所、伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合、協同組合伊勢佐木町商店街、

■ 小論・エッセイ ■

城ヶ島観光協会、ホテルマホロバマイズ三浦、久里浜商店会協同組合、team黒船、幸保愛児園、金沢区民生・児童委員、磯子センター、に心から感謝申し上げます。

キャンペーン会場でステージやブースを設置していただくなど会場を盛り上げていただくとともに、リボンやチラシを配るなどのボランティア活動をしていただきました。神奈川県、おおいそ学園、資生堂社会福祉事業財団、(株)セブン-イレブン・ジャパン、全国児童家庭支援センター協議会、横浜市こども青少年局、横浜市民生委員児童委員協議会横浜市主任児童委員連絡会、カンガルーOYAMA、NPO法人CROP. -MINORI、神奈川県母子生活支援施設協議会、NPO法人子どもセンターてんば、ユースキン製薬(株)、エヌケーケーシームレス鋼管(株)、中の丸上町内会、栗原さんをはじめとするパントマイマーの皆様、原宿ライブハウス・ジェットロボット、成田圭さん、坂本博之さん、プーカ(土田聡子・川北愛子)さん、みるとさん、イチゴパフェさん、総合司会の島田薫さんと永井美佐江さん、横浜市立相武山小学校、東京都社会福祉協議会児童部会従事者会、鎌倉市役所、横須賀市役所、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部・関東学院大学・白梅学園大学・明治大学など学生の皆さま、港南区社会福祉協議会、戸塚区民生・児童委員、楽天生命保険(株)・未来のつばさ財団、NPO法人国境なき楽団、Bloom. N、日清アソシエイツ(株)、またご寄付をいただいた方々その他このイベントにご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

それから、4年目となった渋谷区2箇所(渋谷ハチ公前の「青ガエル」・渋谷マークシティ4F「クリエイションスクエアしぶや」)における啓発キャンペーン活動に際して、渋谷区商工課、渋谷区観光協会の方々にご協力いただきました。ありがとうございました。

そして、一昨年からはまった新プロジェクト「祈りの『Friendship』キルト」の製作では、キルト作家若山雅子さんをアドバイザーに、勝山泰江さん、荒井美夏さんとその仲間たちにご尽力いただきました。心より感謝申し上げます。

第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー2013 資料

1.全コース図



* 当日は台風の影響で2区スタート

2. ランナーの職種と人数

職種	都心	湘南	鎌三横	合計
児童福祉施設	49	39	37	125
児童相談所	71	5	12	88
グループホーム・里親		1		1
子ども家庭支援センター	1			1
福祉一般	1	11	6	18
教育		24	11	35
行政	5	14	70	89
医療			1	1
企業	58	3	30	91
学生	11	1	4	16
その他	6	5	34	45
合計	202	103	205	510

※複数区を走行したランナーはそれぞれ1名としてカウントしました



当日、各コースの様子は、ゴール会場の山下公園に実況中継で紹介されました!

**総ランナー数
510名!**

都心コース



湘南コース



鎌倉・三浦・横須賀コース



みんなで
ゴール!



「翼をください」
の大合唱!

3. 各区のたすきリレーの行程と人数

(1) 都心コース (全ランナー数 202人)

行 程	スタート地点	時 間	ゴール地点	人 数
第1区 (4 km)	渋谷駅八チ公前広場	9 : 30	日本子ども家庭総合研究所	20人
第2区 (3 km)	日本子ども家庭総合研究所	10 : 15	東京タワー	20人
第3区 (3 km)	東京タワー	10 : 50	泉岳寺	34人
第4区 (2.5km)	泉岳寺	11 : 20	品川児童相談所	22人
第5区 (4.3km)	品川児童相談所	11 : 40	大田区大森スポーツセンター	13人
第6区 (7.2km)	大田区大森スポーツセンター	12 : 15	ユースキン製薬 (株)	15人
第7区 (3 km)	ユースキン製薬 (株)	13 : 15	鶴見区役所	30人
第8区 (4.8km)	鶴見区役所	13 : 40	セブンイレブン横浜浦島町店	20人
第9区 (6 km)	セブンイレブン横浜浦島町店	14 : 20	山下公園	28人

(2) 湘南コース (全ランナー数 103人)

行 程	スタート地点	時 間	ゴール地点	人 数
第1区 (5.7km)	心泉学園	9 : 00	エリザベスサンダースホーム	29人
第2区 (8.3km)	エリザベスサンダースホーム	9 : 50	セブンイレブンサザンビーチ店	12人
第3区 (3.6km)	セブンイレブンサザンビーチ店	11 : 10	茅ヶ崎ファーム	3人
第4区 (6 km)	茅ヶ崎ファーム	11 : 40	遊行寺	7人
第5区 (5 km)	遊行寺	12 : 20	西横浜国際総合病院	14人
第6区 (7.5km)	西横浜国際総合病院	13 : 00	永野小学校	16人
第7区 (11.5km)	永野小学校	13 : 50	山下公園	22人

(3) 鎌倉・三浦・横須賀コース (全ランナー数 205人)

行 程	スタート地点	時 間	ゴール地点	人 数
第1区 (3.6km)	高德院 (鎌倉大仏)	8 : 30	鶴岡八幡宮	22人
第2区 (5 km)	鶴岡八幡宮	9 : 00	逗子市役所	20人
第3区 (4 km)	逗子市役所	9 : 40	森戸神社	16人
第4区 (6.7km)	森戸神社	10 : 15	木古庭児童館	17人
第5区 (4.6km)	木古庭児童館	11 : 05	横須賀中央駅前広場	18人
第6区 (7 km)	横須賀中央駅前広場	11 : 40	サンビーチ追浜	11人
第7区 (4.2km)	サンビーチ追浜	12 : 35	セブンイレブン横浜片吹店	18人
第8区 (7.5km)	セブンイレブン横浜片吹店	13 : 10	磯子センター前	13人
第9区 (4.1km)	磯子センター前	14 : 10	横浜市中心児童相談所	23人
第10区 (3.8km)	横浜市中心児童相談所	14 : 45	山下公園	21人

特別三浦コース (三浦第1区は台風の影響で中止)

行 程	スタート地点	時 間	ゴール地点	人 数
三浦第2区 (7.8km)	マホロバマインズ三浦	9 : 35	京急久里浜駅前商店街	15人
三浦第3区 (7.5km)	京急久里浜駅前商店街	10 : 40	横須賀中央駅前広場	12人

4. 山下公園でのブース・イベント

☆イベントのタイムスケジュール

時間	内容
11:00	横浜市立相武山小学校 ダンスパフォーマンス
11:30	プーカ ライブ
12:00	みると オカリナ演奏
12:30	プレゼントコーナー
13:00	イチゴパフェ 親子コンサート
14:00	栗ちゃんと仲間たちのパフォーマンス
14:30	プレゼントコーナー
15:00	成田 圭さん ライブ♪
15:30	ゴールセレモニー!!!



横浜市立相武山小学校の皆さん



MC 島田薫さん & 永井美佐江さん



プーカさん



オカリナ奏者 みるとさん



イチゴパフェさん



成田圭さん



栗ちゃんと仲間たち



子どもたちとキャッピーくん



ボランティアの皆さんとネリマックス



横浜市子ども青少年局



母子生活支援施設協議会・
神奈川県保険医協会



祈りのFriendshipキルト



神奈川県 ミカンの配布



資生堂社会福祉事業財団の皆さん

☆ブースの内容と主催者

ブース内容	提供	ブース内容	提供
子ども虐待防止神奈川キャンペーン —啓発グッズとみかん配布	神奈川県	Coffee breakコーナーで一休み	エヌケーケー シームレス鋼管(株)
オレンジリボンをあなたの胸に —オレンジリボンオブジェ制作	NPO カンガルーOYAMA	焼きそばをどうぞ	中の丸上町内会
STOP!児童虐待よこはまキャン ペーン—キャッピーとあそぼう!	横浜市こども青少年局	虐待防止キャンペーン —啓発グッズの配布	神奈川県保険医協会
綿あめの無料配布 —作って遊ぼう風船ロケット	横浜市主任児童委員 連絡会	虐待防止キャンペーン —パネル展示	神奈川県母子生活 支援施設協議会
ハンドマッサージ	ユースキン製薬(株)	親子でハンドメイド	クロバー株式会社
懐かしの子どもの遊び —ドルフィンセラピーの紹介	NPO CROP.-MINORI	親子ハンドメイド —樹脂粘土アート&クラフト	Bloom.N 川口紀子先生
紙芝居	NPO 子どもセンターてんぼ	祈りのフレンドシップキルト —震災復興サポートプロジェクト	オレンジリボンたすき リレー実行委員会
景品付き輪投げ —子どもたちの未来を育む	楽天生命保険(株) 未来のつばさ財団	子どもの未来のために	(公財) 資生堂 社会福祉事業財団
絵本の読み聞かせ	(株) セブンイレブン ジャパン	オレンジリボン 啓発キャンペーン	全国児童家庭支援 センター協議会
実行委員会本部			



楽天生命の皆さん



中の丸町内会の皆さん



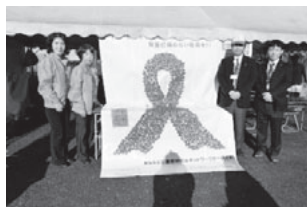
てんぼ 紙芝居ブース



クロバー 親子で手作り



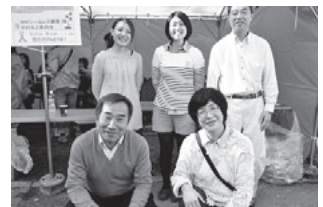
ユースキン製薬 ハンドマッサージ



カンガルーOYAMAの皆さん



川口先生 親子ハンドメイド



NKKシームレス鋼管の皆さん



港南区民生委員の皆さん



全国児童家庭支援センター協議会



セブンイレブンの皆さん



CROP.-MINORI 昔の遊び

5. 祈りのFriendshipキルト製作プロジェクト



東日本大震災の復興サポートとして、祈りのFriendshipキルト製作を開設しました。

このプロジェクトは、鎌倉の大仏様にかかる位の大きなたすきを(16m~17m)キルト仕立てで作ろう!というものです。

復興への祈り、子どもたちに明るい未来を願うメッセージを、たくさんの皆さんに書いていただきました。



Goal会場・鎌倉高德院にブースを設けました!



厚生労働省の玄関にも飾られました!



横浜・山下公園Goal会場



尚、2会場で行った3年目の募金は、10,119円集まりました。この寄付金は、福島県社会福祉協議会を通じて被災地の子どもたちへ届けられます。皆様のご協力に感謝いたします。



オレンジリボンカフェも開設しました

横浜・大倉山にある街カフェミエルで、勝山さん、荒井さんを中心に、月1回キルトのたすき作りに励んでいます。



「子どもが心配」チェックシート（パンフレット版）の 開発と活用

岡山県倉敷児童相談所
薬師寺 真

はじめに

子どもの虐待致死事案では、直接支援に携わった公的機関や母親の責任が厳しく問われる。こうした現状は、児童福祉の真の意味での創造と成熟に大きな影響を及ぼす。それだけに、児童福祉の施策と実践に関わるものは、その現状を起点として、私たちの社会を「子ども中心」社会へと変革していくための道筋を明らかにする責任があると考えます。

岡山県では、「子ども中心」社会を構築していくための手立ての一つとして、児童福祉の施策立案者と実践者、研究者が協働で『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』（以下、「チェックシート」という。）を開発した。そして現在、その活用を通じて子どもと大人との関係性の見直し作業が始まっている。

本稿では、この開発に至った背景を踏まえ、①児童相談所の事例分析作業を通じて見えてきた、子どもと家族の支援において陥りやすい罫とその改善の手立ての模索作業としてのチェックシートの開発と内容、②児童福祉領域を超えて一般社会で活用可能なチェックシートの汎用性の発見について述べていく。

I 開発の背景

1. 子どもの安定した暮らしを支援するシステムの構築へ

児童相談所における虐待対応件数で、最も多い種別がネグレクトであることは岡山県の特徴である^(注1)。しかし、児童相談所では、その特徴が顕著に現れた2003年（平成15年度）以降も、ネグレクト事例に対する効果的な支援の創りにくさから、適切な支援の重要性を認識しつつも、それに応じた優先性を置い

ていたわけではなかった。

ところが2007年（平成19年）に、ある虐待致死事案に遭遇したことから、ネグレクトは子どもの育ちを阻害し、長期的にその状態が続けば、命すらも脅かされる事態に至ってしまうことを児童相談所は知ることとなった。

岡山県は、事案の発生を受けて初めて第三者委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、検証作業を行った。そして、もはや現状は手をこまねいている場合ではなく、事案の検証作業を契機として、懸案であったネグレクトにある子どもへの支援体制を構築することが喫緊の課題と位置づけ、施策と実践の両面において、子どもの安定した暮らしの支援システムを構築することへと向かったのである。

2. ワーキンググループから導き出された対策

岡山県では、委員会の提言を具体化するために3つのワーキンググループを設置した。その1つが「児童相談に係る基準等作成ワーキンググループ」（以下、「ワーキング」という。）である。チェックシートは、第1期ワーキング（2007年（平成19年）8月から2008年（平成20年）3月まで）の作業成果の一つとして開発された。

ワーキングは、県の福祉と保健分野における施策と実践部門の責任者によって構成されている「岡山県子ども虐待防止専門本部」内に設置された。これは検討結果を県の施策と実践へ反映するためである。メンバーは、実践者である児童福祉司、児童心理司、保健師、施策立案者である県庁職員、そして研究者である大学教員という三者三様の立場にある人材11名によって構成された。ワーキングは、具体的な検討を実践者だけに任すのではなく、委員会委員であっ

■ 実践報告 ■

た大学教員、施策立案者である県庁職員が、すべての検討段階において協働したことが特徴である。

ワーキングがまず取り組んだのは、児童福祉実践の質を高めるため、英国の児童保護について学ぶこ

とであった。その際、参考にしたのが、当時、我が国にも紹介されつつあった英国の子どもと家族のためのニーズアセスメントの枠組み（以下、「枠組み」という。）（図1）である。

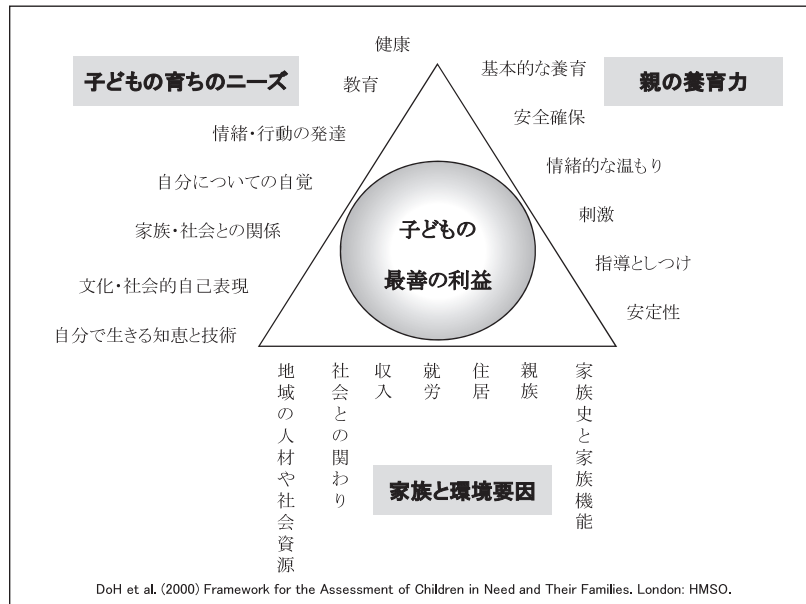


図1 子どもと家族のためのニーズアセスメントの枠組み

枠組みは、「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」という3つの側面から成り立ち、それぞれの側面はアセスメントすべき主要な要素により構成されている。そのため、子どもの最善の利益が確保されているかということが多面的に把握できることから、これを活用することで、地域から児童相談所までの一貫した支援の展開が可能となる。ワーキングが、その枠組みに注目した背景には、虐待種別の中でも、とりわけネグレクトの事例については、相談が開始される初期の段階で適切な支援の導入がなされておらず、児童相談所が介入した時点では、事態がかなり深刻化している場合が多くみられることを実感していたからである。

学びは、枠組みを参考にしつつ、これまでメンバーが対応してきた事例を丁寧に振り返る作業を積み重ねる方法で展開した。そして、メンバー自身が現在すでに持っている視点やできている支援も確認されたが、一方では未だに十分持っていない視点やできていない支援も見えてきたのである。そのことを契機に、集中的に事例分析作業を進めたところ、児童

相談所の支援の進め方には、一定の傾向があることが認識された。また、その傾向は、児童相談所が後方支援を行っている市町村の支援の進め方にも同様に見られることも認識された。この作業を通じて見えてきた傾向に対して、次の3つ視点を持った対策を講じる必要性が共有されたことがチェックシートの開発へと繋がったのである。

(1) ストレngthとリスクを捉える

1つ目は、子どもや親、家族、環境の持つ強さ（以下、「ストレngth」という。）と困難（以下、「リスク」という。）の両面を捉えるアセスメントの必要性である。児童相談所が目指すのは、子どもと親、家族が自分たちの力で、子どもの最善の利益を確保しながら暮らしていくことを可能とする支援の実現である。そのための具体的な支援を組み立てていくのにあたってリスクのみに着目してアセスメントを行ったのでは、支援の組み立てや暮らしの立て直しに向けた土台を家族や地域に築くという選択肢が初めから除外されかねない事態に陥ってしまう。そればかりか、リスクを掘り下げていくことは、支援の

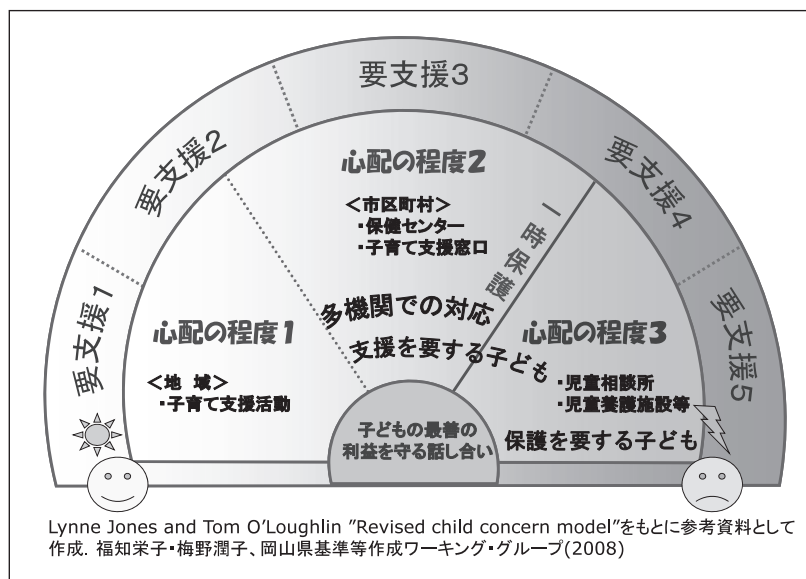
土台をどこに築けばよいのかということを思考すること自体を極めて難しくすることに繋がりがねない。そうなれば、子どもを親や家族、地域から分離することを選択するしかなくなってしまう恐れがある。

ワーキングでは19回の事例検討作業を経て、子どもたちが地域から施設へと生活の場を移行し、その期間が長期化する流れが強い岡山県の実情は、他領域の福祉とは逆行した流れであり、長年、児童相談所が実践の拠り所としている福祉ではないことを再認識したのである。ところが実情は、ストレングスに関する情報を実際のケース記録から読み取ろうとすると、ケース記録の情報は、親や周辺の大人に関するものばかりで、子ども自身に関する情報が少なく、しかもリスクに関する情報が主に記録されており、ストレングスに関する情報はほとんどないことが発見された。児童相談所は、子どもを中心に支援を展開する機関であることから、子ども自身に関する情報を意識的に収集すること、日頃からストレングスとリスクの両面を捉える視点で情報収集すること、そして、それらをきちんと記録していくことの重要性が共有された。

(2) 多機関協働による一貫した重層的な支援を推進する

2点目は、多機関協働による一貫した重層的な支援を推進することの重要性である。児童相談所が保

有する情報のうち、親に関する情報の量は膨大である。しかし、その内訳は親と職員との面会、通話等の記録が多く、親の子育てに関する力量（養育力）をアセスメントする上で必ずしも重要ではないものも含まれている。また、親の関わりが長期間に及んでいく中で、親自身が、少しでも改善する傾向を示したり、職員等の関係者の助言を聞き入れる態度を見せたりすると、それが、親の子どもに対する接し方の変化や子ども自身の変化にどのように結びついているのか、という部分の評価よりも、「親は頑張っている」「変化が見られる」などという判断に陥る可能性がある。そのような判断に陥らないためには、親の養育力を「子どもに対する最低限の衣食住を満たしている」という視点だけで捉えるのではなく、「衣食住も含めた子どもの育ちにとって不可欠と考えられるカテゴリーについて、親が子どものことを最優先に考え、その質まで満たしているか」という視点でアセスメントできることの重要性が共有された。そのことは、アセスメントの対象を虐待やネグレクトの子どもたちに限定した視点から、すべての子どもたちへと視点の切り替えを可能とする鍵であるとともに、地域における子育て支援活動と市町村や児童相談所が行っている虐待防止活動を繋ぐことになり、多機関協働による一貫した重層的な支援を推進すると考えたのである（注2）（図2）。



Lynne Jones and Tom O'Loughlin "Revised child concern model"をもとに参考資料として作成。福知栄子・梅野潤子、岡山県基準等作成ワーキング・グループ(2008)

図2 「子どもが心配」要支援モデル

(3) 子どもと親が参画する(当事者参画の促進)

3点目は、子どもと親の参画(当事者参画)の重要性である。子どもと親の参画(当事者参画)は、基本的な協働であり、多機関協働による一貫した重層的な支援の推進の前提となっている。しかしながら、岡山県では要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に子どもや親が参画している事例はなかった。また、子どもの身近で実際にその暮らしを支えている子どもの友人の親、地域住民、塾や学童保育の指導員、スポーツクラブの指導者など(以下、「子どもに身近な地域の支援者」という。)が参画している事例もなかった。在宅支援を中心に展開するネグレクトなどの事例では、子どもに身近な地域の支援者が参画し、子どものニーズを満たす意図と役割を持って関わることで、子どもにとって良い結果をもたらす直接的な支援となる。それに加えて、子どもに身近な地域の支援者の参画は、その子どもの将来の暮らしを豊かにするための人との関係性を築くことにも繋がっていく。このような子どもと親の参画(当事者参画)や子どもに身近な地域の支援者の参画の必要性が共有された。

そうした子どもや親、子どもに身近な地域の支援者の参画がすすんでいない背景には、守秘義務がある。要保護児童対策地域協議会は、参画の課題を解消するための仕組みではあるはずだが、全国的に見ても子どもに身近な地域の支援者はおろか、NPOなどの民間団体の参画もあまり進んでいない。そもそも、要保護児童対策地域協議会という法定協議会には子どもや親の参画は初めから設定されていないように思われる。

守秘義務以外にも課題はある。(1)に記載したストレングスとリスクの両面を捉えるアセスメントがないことである。子どもや親、家族、環境の持つストレングスよりもリスクに注目した情報が多ければ、必然的に参画は困難なものになる。もし仮にストレングスとリスクの両面を捉えるアセスメントがあったとしても、従属関係を感じさせる表現や専門用語が多用されたものであれば、参画は困難になる。そのため、使用するアセスメントは、ストレングスとリスクの両面に注目し、「お腹一杯食べています

か。」とか「勉強していますか。」といったようなわかりやすい言葉で示していくことが欠かせない。そして、支援計画は、一定期間で実現が可能な計画を子どもや親と協働して策定していく過程を通じて見通しを立てることが大切である。

II 『「子どもが心配」チェックシート (パンフレット版)』

1. チェックシートの開発

チェックシートは、多様な支援ニーズ(虐待やネグレクトを含む)を持つ0歳から15歳までの子どもに対して、親と子どもの暮らしを支えているすべての関係者(以下、「関係者」という。)が共通に使えるアセスメントツールの1つである。

チェックシートは、親の養育力を、親を中心としてではなく、子どもの最善の利益の確保という観点から、子どもが置かれている状況を判断するための目安とすることを可能としている。それに加えて、今後の支援目標を親と一緒に設定することも可能とする英国で考案されたアセスメントツールである。岡山県では、著作者から使用許可を得て、日本の風土や生活習慣に適合させつつ、児童相談所が取扱った事例の分析結果をもとに改良を加えながら2009年(平成21年)3月に開発した。

2. チェックシートの普及

チェックシートの普及にあたっては、市町村へ一方的に配布するという方法を取らず、開発に携わった職員が実践現場に直接持参して説明を行い、その場でフィードバックを得ることを繰り返すという方法を取っている。

普及は、まず、2009年(平成21年)4月から10月までの間に、県内3カ所の児童相談所管内から1市ずつ計3市の協力を得て展開した。具体的には、民生・児童委員、保健師、教員など地域で子どもの支援にあたる関係者を対象とした虐待防止研修会の機会を通じて、チェックシートの考え方や使用方法の説明、模擬事例を用いたグループワークを実施し、研修会終了後には、グループ内で話し合われた内容

の聴き取り調査や事後アンケートの回収を行っている。それと併行して、家庭児童相談員や保健師、児童相談所職員や児童養護施設職員など実際の支援にあたる専門職が、チェックシートを個別の事例に使用した感想の聴き取り調査を実施した。研修会は計10回、聴き取り調査を行った対象者は389名に及んだ。

その結果、チェックシートは、民生・児童委員に比べると保健師や教員等の方が「活かせる」と感じることや、「子どもを見る視点が変わった」「虐待に限らず、気になる子どもや支援を必要としている子どもへの支援が効果的にできる方法であると思う」「現場では親を責めてしまいがちであるが、チェックシートを使用することで、子どものためにここを一緒にやっ払いこうとポジティブな支援ができる」など、参加者の子育て観を「子ども中心」の考え方へと転換を図る効果があることが明らかとなった。一方では、「内容が専門的である」「親を参加させることは難しい」「チェックシートがどの程度浸透し、賛同を得られるかがポイントである」といったようなチェックシートを使用するにあたっての不安が残っていることも明らかとなり、その結果を踏まえて翌2010年（平成22年）にチェックシートの改訂作業に着手した。こうして誕生したのが、『「子どもが心配」チェックシート（パンフレット版）』（以下、「パンフレット版」という。）である。

3. パンフレット版の開発

岡山県では、2007年（平成19年）の虐待致死事案の委員会の提言を受けて、児童相談所の体制強化を

目的として多くの職員を採用した。チェックシートの改訂作業は、そうした新人職員の人材育成の一環として位置づけられて展開した。

作業は、まず、チェックシートの開発の経緯の理解から始まり、考え方や使用方法の説明など、普及の際と同様の内容で行い、その後、実際のネグレクト事例への使用と結果の分析をしている。

パンフレット版は「親と関係者が一緒に使う」というチェックシートが想定している視点に、「親自身が使用する」という新たな視点を加えた。なぜなら、その視点を加えることで、チェックシートでは配慮が充分ではなかった「当事者参画の促進」を明確に意識した改訂作業を行うことができ、普及の調査結果から明らかとなった「チェックシートを使用するにあたって感じる不安」への対策にも繋がることと考えたからである。そして改訂作業は、新人職員のアイデアや意見も取り入れながら、親が気軽に手にとれるようなデザインやサイズへの変更、わかりやすい文章表現への修正という方向へと向かうこととなった。

4. 基本となる考え方

パンフレット版は、チェックシートと同様に「子ども中心」という考え方を基本としている。具体的には次の3点である。

- ①親が子どものニーズをしっかりと満たすことができていること（親の養育の水準）
- ②親の都合や欲求より子どものことを最優先に考え、それを実践していること（親の子どもとの

段階	A	B	C	D	E
親の養育の水準	子どものニーズは何もかも満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされている。	必要不可欠だが満たされていないニーズがある。	必要不可欠なニーズのほとんどが満たされていない。	必要不可欠なニーズが全く満たされていない。
親の子どもとの向き合	子どもが最優先	子どもが優先	子どもは親と同等	子どもが後	子どものことは考えていない。
親の養育の質	最も良い。	適切	はっきりしない。	不十分	最も悪い。

"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~"をもとに、岡山県基準等作成ワーキンググループが翻訳/作成(2008)

図3 基本となる考え方

■ 実践報告 ■

向き合い方)

- ③子どもの育ちに必要なものや関わりの質も考慮していること（親の養育の質）

親の養育力をこの3つの視点から捉え、5つの段階で評価している（注3）（図3）。

5. カテゴリーの構成

パンフレット版は、カテゴリーについてもチェックシートと同様の構成にしている。具体的には、子どもの育ちに欠かせないカテゴリーを次の4つの側面から捉えている（図4）。

- ①基本的な生活：子どもの衣食住や衛生、健康など
②安全・安心：親と一緒にいるとき、不在のときの危険への対策や安全の確保など
③愛情：子どもとのやりとり、気持ちのつながり、意見交流など
④子どもの尊厳：自分らしさが育まれるような関わり合いが持っているかなど

4つの視点はいずれも人間の自己実現のために満たされる必要があるカテゴリーである。そして各カテゴリーには質問があり、全体で29問設定されている。

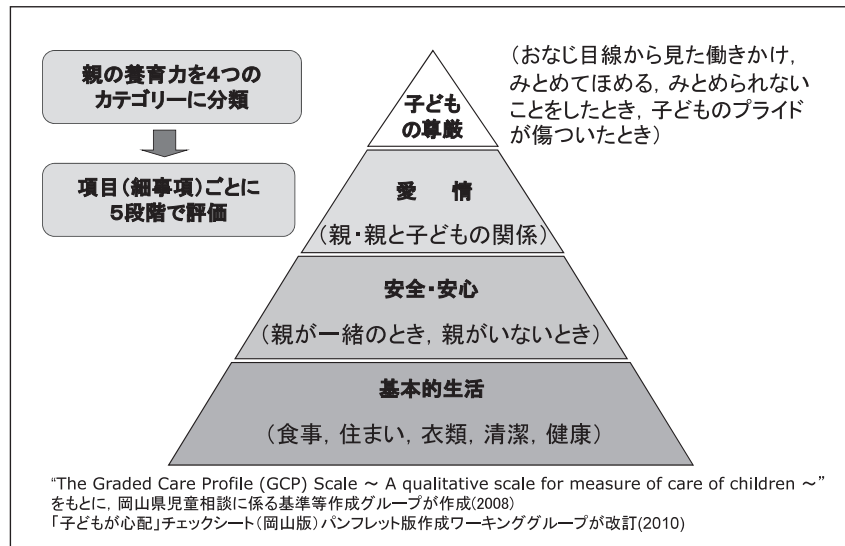


図4 カテゴリーの構成

6. 使用の目的

(1) 親の振り返り

パンフレット版は、親が自分の子育てを振り返る機会を提供することを通じて「自分の子育てが子どもの最善の利益を確保したものになっているか」という気づきを促す。気づきを得ることは、子育てを子ども中心のものへと転換を図る大きなステップとなる。また、パンフレット版を使用する過程や結果を通じて、夫婦や子ども、祖父母や友人、関係者と一緒に話し合う機会を提供する。そうすることで、子育ての孤立化や悩みの抱え込みを防ぐという効果を発揮する。そのため、岡山県が作成した子育て支援リーフレットとも連動させている。

(2) 関係者の振り返り

パンフレット版は、アセスメントツールである。福祉領域におけるアセスメントは、支援の対象となる人の状態の理解から始まり、将来の暮らしを描きながら必要な支援を具体化し、支援効果の測定へと展開していくことが求められる。そのため、パンフレット版は、あくまでも子どもと親、両親、親と関係者、子どもと関係者、関係者同士が、使用する過程を通じてコミュニケーションを図りながら、子どもの育ちにとって不可欠と考えられるカテゴリーについて、親がどの程度配慮できているかを理解することを目的に使用される。そして、その理解の視点に立って、子どものこれからの暮らしをどのようにしていくのかを見通し、必要ならば親や関係者に

対して具体的な支援を明らかにしていく。また、一定期間をおいて使用することで、親の変化などの動きや支援効果を捉えることを可能とする。

もちろん、パンフレット版は、親の養育力の評価や子どもの状態像を捉えることだけを目的として使用することも可能である。但し、パンフレット版は、「チェック」という言葉のイメージにより「チェック＝評価」と捉えられがちであることから、そのような使用目的は、導入のタイミングの計りにくさや親の拒否や抵抗という反応を引き出す場合が多い。もし仮に目的を達成することができても、必要な支援を具体的に考える段階で躓く結果を招くであろう。それを避けるためにも、まず、親との関係づくりをしっかりと行い、アセスメントの目的を明確にし、予め使用のタイミングを決めておくことが望ましい。

7. 使用の方法

パンフレット版は、チェックシートと同様に、カテゴリごとに設定されている具体的な質問について、親が関係者と対話しながら質問に答えていき、一緒に評価する形で記入することを原則としている。質問は「2. 基本となる考え方」で示した考え方に沿って、AからEの5段階のスケールとなっており、該当する評価を一次チェック表に記入する。5段階という設定は、支援の際、親にとって実現しやすい目標になることを想定しているからである。その際、評価では収まりきれない支援に必要な情報があれば、メモ欄に記録しておく。

次に一次チェック表に記入した評価を4つの側面のカテゴリごとに集約して評価を行い、二次チェック表に記入する。そうすることで、子どもの育ちにとって不可欠と考えられるカテゴリについて、どの程度配慮できているかを親自身が客観的に見ることを可能とする。そして最後にカテゴリごとの評価をもとに「子育てひと言アドバイス」を参照し、今後の子育ての参考にする。

パンフレット版は、一定の期間をおいて3回実施することにより、自分の子育ての変化を見ることを想定している。

Ⅲ 活用の実際

1. チェックシートの新たな広がり

パンフレット版は、虐待予防の視点を内包した子育て支援に有効な目新しいツールとして、岡山県内の新聞やラジオ、テレビなどのメディアで大きく取り上げられた。また、日本子ども家庭総合研究所の「愛育ねっと」で紹介されるなど、県内外に広く紹介されることになった。それに伴い、市町村はもとより、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育委員会、PTA、子育て支援を行っているNPO、DV被害者支援を行っているNPO、子どもの権利を考えるNPOなど、子どもの育ちに携わる団体からの研修会の依頼が多く寄せられた。そして、それを引き受けるのにあたっては、研修会終了後に感想を話し合う機会を設けるか、事後アンケートを実施することを条件に原則としてすべての要望にに応じている。

子どもの育ちに携わる様々な団体からの研修会の依頼を受けて、チェックシートの普及を次の段階へと進めることが必要となった。次の段階の普及は、当初の普及の方法を採りながら、パンフレット版の見た目や手軽さではなく、そこに込めたワーキングで導き出した3つの視点を中心に理解してもらえるように努めた。そうすることで、子どもを育てる場面や子どもが育っていく場面のすべてにパンフレット版を広げることを目指した。そのことは、結果としてチェックシートの様々な活用方法を生むことに繋がっている。

2. 地域における活用

(1) グループワークによる活用例

ここでは、地域における活用として、パンフレット版を使用したグループワークによる活用を紹介する。

紹介するグループワークは、A市（人口約36,000人/児童人口約5,000人）の教育委員会が、2011年（平成23年度）に、市内すべての幼稚園保護者を対象とした研修会で実施したものと、A市の取り組みを参考に、B市（人口約50,000人/児童人口約7,500人）の子育て支援担当課と母子保健担当課が、2012年（平

■ 実践報告 ■

成24年度)に、市内の保育園保護者を対象とした研修会で実施したものである。

グループワークの実施にあたっては、シナリオ作成やファシリテーターとなる幼稚園教諭や保育士らとの事前の打ち合わせを丁寧に行い、その目的や方法をしっかりと共有すること、また、終了後に個別相談ができる機会を用意し、グループに参加しづらかった親や不安を感じた親のフォローをしっかりと行うことが重要なポイントとなっている。

各グループは6名から8名で構成され、それぞれに1名ずつファシリテーターが加わる方法で展開する。グループにはカテゴリーごとに模造紙へ拡大印刷されたパンフレット版が1組配布される。拡大印刷されたパンフレット版は、評価区分をわかりやすくするため、「できている」「できないことがある」「ほとんどできていない」の3段階へ修正しており、親が該当する段階へシールを貼る作業を通じて視覚化していく。その後、グループ内で自分の子育てについて話し合う。それにより、立ち止まって現在の子育てを振り返り、日頃、関係性を気にしてなかなか話す機会のない子育ての本音(悩みや体験など)を出し合いながら、親同志、親と幼稚園教諭や保育士らがつながる機会を提供するのである。

(2) 親への効果

参加した親が記入したアンケートをみると「子どもと向き合うのは時間ではなく、質だと思った」「もっと子どもの考えを認めて大事にしたい」など、子どもの育ちのニーズを知る機会を提供し、「子どもに合わせた食事作りをもっと努力しなければと感じた」「毎日、一回は褒めてあげられるようにしたいと思いました」など、具体的に実践できることをイメージしながら、子どものことを優先することの大切さや、子どもの育ちに必要なものや関わりの質の大切さを再認識するといった効果をもたらしている。

そして、「いろいろなお母さんたちの意見、体験談はとても勉強になります。もっと聞きたかったです」「他のお母さんと話すことによって、共感できたことや納得したことがあって、自分だけじゃなかったと思えて安心しました」など、互いに子育てに取り組む仲間を知ることができ、お互いの本音が

お互いの子育てを支え合うことに繋がっていることがわかった。

(3) 支援者への効果

グループワークは、子どもの支援者である幼稚園や保育園にとっても、「親の気持ちを理解する良い機会になった」「登園や降園の際に声をかけるきっかけになった」「心配な子どもの親から相談をされるようになった」など、親へ相談を持ちかけやすくなる関係や親から相談が持ちかけられる関係を築くことができ、子どもの様子が気になりながらも声がかげづらかった親と支援者を繋ぐ効果をもたらしている。

(4) 結果の活用の可能性

グループワークでは、予め親の承諾を得ることにより、参加した親の子育ての認識に関するデータを集めることができる。そうしたデータは、親から出てくる“子ども中心”の視点を持ったニーズと換言できものであり、新しい施策や支援をつくる際の参考となる貴重な財産である。今回、予め親の承諾を得て回収したA市のデータと児童相談所で支援をしている就学前のネグレクトの事例を基にワーキングのメンバー自身が付けたデータを質問ごとに「できている」と回答した数を割合にしてグラフ化してみると、データの形状がよく似ていることに気づかされた(図5)。もちろん、条件も母数も異なるデータの比較であることから、結果に意味を持たせることは不可能だが、グループワークを通じて得られる結果の活用に対する可能性の一つとして紹介したい。

例えば、このデータをカテゴリーごとに整理し、A市の親もネグレクトの事例も十分に気を配れていない質問を選んで、その対策を既存の子育て支援施策へ反映するという発想で考えてみたい。すると「基本的生活」のカテゴリーでは、栄養バランスや食材に十分気を配れていないことがわかるので、地産地消の観点から子どもの育ちに必要な栄養や安全な食材などに関する情報を発信するなどの対策を講じることを検討する。「安全・安心」のカテゴリーでは、就学前後で危険に関する気づきや対策に差が生じており、特に第一子が就学するときょうだいが就学前であっても同様の状態を招いていることがわかる。特にネグレクトの事例は、意識に加えて親の不在時

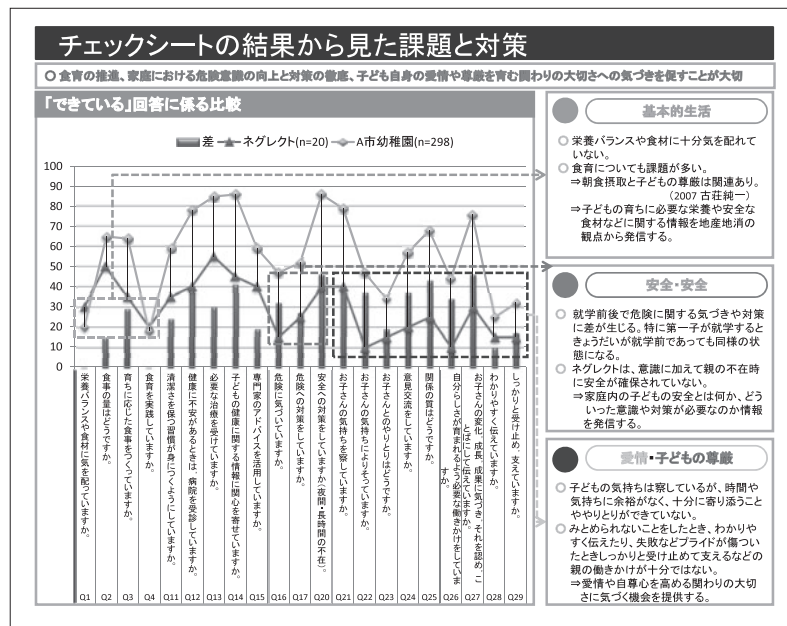


図5 チェックシートの結果から見た課題と対策

の安全が確保されていないこともわかることから、家庭内の子どもの安全とは何か、どういった意識や対策が必要なのか情報を発信するなどの対策を講じることが検討される。「愛情」と「子どもの尊厳」の категорияでは、子どもの気持ちは察しているが、時間や気持ちに余裕がなく、十分に寄り添うこと、やりとりができていないこと、みとめられないことをしたときにわかりやすく伝えること、失敗などプライドが傷ついたときしっかりと受け止めて支えるなどの親の働きかけが十分ではないことから、愛情や自尊心を高める関わりの大切さに気づく機会を提供するなどの対策を講じることが検討される。

このようにA市の親とネグレクトの事例の双方が共に「できている」と回答した割合が小さいものについては、共通の課題として現在も各自治体で取り組んでいる子育て支援施策の中に対策を盛り込むことで、すべての子どもにとっても良い結果をもたらすことに繋がる可能性があるのではないかと考えている。

3. 専門職による活用

(1) 市町村における活用

県内の市町村における活用状況は、図6のとおりである。

調査は、岡山県内27市町村（岡山市を含む）の子

ども虐待通告窓口へ2012年（平成24年）4月1日現在の状況をインタビュー方式により行い、全市町村から回答を得た。

その結果、市町村における活用方法は、親をはじめ、住民、関係者、関係機関への配布がもっとも多いことがわかった。親については、「親子手帳と一緒に配布する」「幼稚園や小学校の保護者に配布する」「養育支援訪問の際に配布する」などの回答が多く、住民については、個人で子育て支援活動を行っている人や孫の養育の参考にしたいという希望者への配布が多いことがわかった。関係者や関係機関については、パンフレット版とチェックシートを併せて配布しており、これは子どもの状況や親の養育力の評価を関係者や関係機関で共通理解して支援を行いたいという意図が背景にあることがわかった。

市町村における活用方法で2番目に多かったのが、個別事例への活用である。対象としている個別事例は、虐待やネグレクトの子どもはもとより、DV被害者の同伴児童からぐ犯の子どもまで幅広い。そうした背景には、自分が行っている支援が子どもを中心とした視点に沿っているのかを担当者自身が自己点検したいといったニーズが挙げられている。個別事例への活用は、チェックシートを参考にしながらパンフレット版を使用して行われているこ

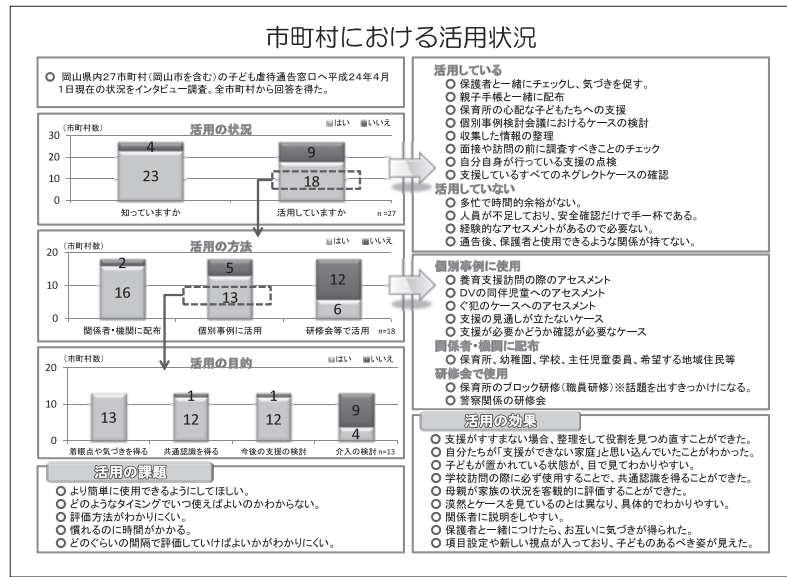


図6 市町村における活用状況

ともわかった。

また、個別事例へ活用を中心となって展開しているのは保健師であることもわかった。保健師の多くは、アセスメントの使用そのものに慣れていることも大きな要因だと考えられる。保健師からは「家庭訪問を通じて親と一緒に取り組むと効果的である」という声が多く寄せられた。例えば、「質問内容をわかりやすく咀嚼して、母親自身で振り返ることができるように文章を変更し、別途作成したものを使用する」「目標を『ストーブの片づけを頑張ってみる』『発熱したら病院に行く』など具体的なことで設定

し、マックス2つまでとする」など、保健師はチェックシートを多様な方法で使用している。

そして市町村における活用方法で3番目に多かったのが研修会等での使用である。中でも警察関係の研修会で紹介している自治体もあり、興味深い結果となっている。

(2) 児童相談所における活用

児童相談所における活用状況は、図7のとおりである。

調査は、児童福祉司26名(2012年(平成24年)4月1日現在)のうち、課長、児童相談所以外の部署から

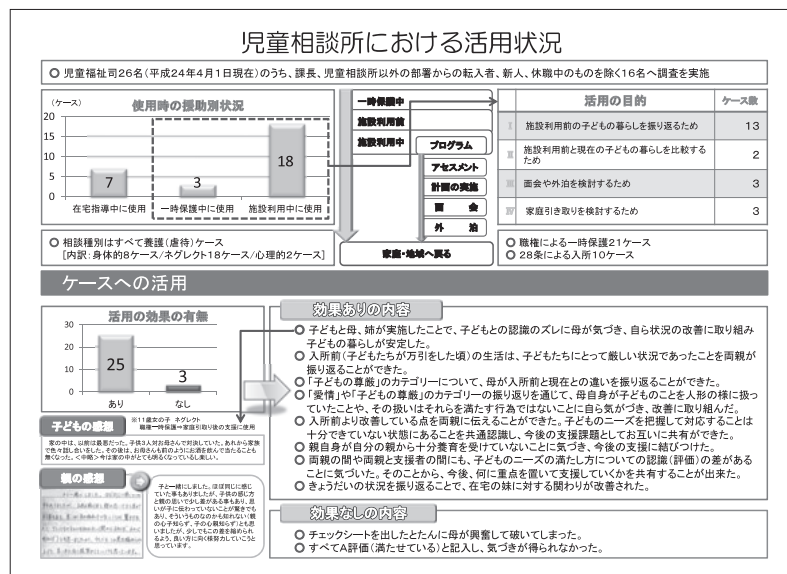


図7 児童相談所における活用状況

の転入者、新人、休職中のものを除く16名へインタビュー方式により実施している。チェックシートを開発してから約5年の間に、児童相談所は団塊の世代の多量退職により、急激な世代交代が進んでいることから、16名の職員に調査をすることとなった。

その結果、実際にパンフレット版を中心にチェックシートを活用した事例が28件報告された。報告されたすべてが虐待事例であり、種別内訳は身体的虐待が8件、ネグレクトが18件、心理的虐待が2件となっている。また、28件中21件が施設を利用している子どもの親への使用となっている。さらに、その事例のうち、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条第1項の職権による一時保護を実施した事例が21件、法第28条手続きによって入所している事例が10件となっている。

活用の目的は、「（親子支援プログラムに組み込んで）子どもや親と一緒に施設利用前の子どもの暮らしを振り返るため」が、21件中13件となっている。

活用の効果については、28件中「あり」が25件を占めており、「入所前より改善している点を両親に伝えることができた。子どものニーズを把握して対応することは十分できていない状態にあることを共通認識し、今後の支援課題としてお互いに共有ができた」「両親の間や両親と支援者の間にも、子どものニーズの満たし方についての認識（評価）の差があることに気づいた。そのことから、今後、何に重点を置いて支援していくかを共有することが出来た」「きょうだいの状況を振り返ることで、在宅の妹に対する関わりが改善された」などの内容が報告されている。

4. 活用する人や機関の持つ強みを明らかにする

地域や専門職によるチェックシートやパンフレット版の活用状況をみると、使用過程や評価を支援に結びつけることができるのであれば、使いやすいたイミングで導入し、必要なカテゴリーの質問だけを実施するなど、多様な使用方法も可能としていることがわかった。また、パンフレット版は、それぞれの暮らしのステージで子どもや親への支援に求められている役割に応じた形でも広がっており、活用す

る人や機関の持つ強みと結びつき、それを明らかにするツールともなっていることもわかった。

おわりに

現在、チェックシートはパンフレット版を中心として、親子手帳と一緒に配布される、幼稚園や小学校の全校生徒に配布される、地域のイベントで配布される、図書館やスタジアムで自由に手に取れるように設置されるなど、行政からの働きかけがなくても、独自に広がりを見せ始めている。さらには、携帯電話の契約を行う企業が、子ども用の携帯電話を契約する親向けに配布をする、国際交流協会が県内に暮らす外国人の親子に対して子育て支援事業を通じて配布するなどの展開も見せており、その勢いは岡山県を超えて広がりつつある。県では、そうした広がりを出来る限り追う取り組みを継続している。そのことは、県内外の子どもの暮らしの支援者や専門職との対話の機会を増やし、福祉という枠を超えた新しい発見や気づきをもたらしている。また、対話の機会を通じて、パンフレット版は、行政が子育てのあるべき姿を示したものではないことや親の子育てを評価することを目的として作成したものではなく、子どもと親や両親、親と関係者が一緒に活用することを通じて関係性を深め、「子ども中心」社会をみんなで構築していくための手立ての一つであることを丁寧に説明し、理解と賛同を得始めている。

行政機関が子どもたちの無辜なる魂に報い、施策と実践をより良いものにしていくためには、こうしたささやかだが真剣な取り組みを積み重ねることが大切であることを実感している。

これから

現在、岡山県では、「子ども中心」社会を構築していく新しい手立てとして、岡山版のアセスメントシステム「子どものための総合情報システム」（以下、「システム」という。）を開発し、その有機的な活用方法について模索を続けている。このシステムは、様々なアセスメントツールで構成された英国のアセスメ

■ 実践報告 ■

ントシステムを英国政府の許可を得て翻訳し、県の児童相談所における相談支援の流れに組み替えて開発したものである。そして、システムを有機的に活用するためには、現在も児童相談所の支援の根底に脈々と流れている戦後の県の児童福祉の黎明期の志を融合させることが必要と考え、2012年（平成24年）には管理職を中心とした委員により構成された「人

材育成に係るアーカイブ活用検討委員会」を設置し、学びの機会を持つなどの取り組みを続けている。

今後、システムの有機的な活用方法を見出すことができ、「子ども中心」社会を構築していくための新しい手立ての一つとして軌道に乗れば、こうした取り組みについても報告したいと考えている。

- (注1) 2003年（平成15年度）岡山県の児童相談所における虐待対応件数に占めるネグレクトの割合が52%となり、身体的虐待を超えている。以降、その状態は継続しており、2010年（平成22年度）には虐待対応件数全体の69.2%を占めるまでに至っている。その件数を子ども1万人当たりの割合に換算すると、都道府県で最も高いという結果となっている（佐藤,2012）。
- (注2) 『「子どもが心配」要支援モデル』—地域から市町村、児童相談所、児童養護施設等の各支援段階において「子どもの最善の利益確保」という観点で、関係者や関係機関が一貫した重層的な支援を行うことを図示したものである。このモデルは、岡山県が作成した『要支援レベルと必要となる支援の目安』と連動している。『要支援レベルと必要となる支援の目安』は、虐待かどうかを判断する重症度などに比べ、心配の段階から緊急介入を要する段階まで、支援の必要性を軸に設定しており、多機関の協働とその推進を可能とすることを目的に作成している。—
- (注3) 『基本となる考え方』—チェックシートを使用する上でもっとも大切な考え方を図示したものである。子どもを中心とした子育てを親が一方的にするのではなく、子どもと対話しながら実践することで、子どもは自ら育つという考え方も盛り込まれている。—

参考文献

- 1) 愛育ねっと（2011）。「行政等の取り組み事例 子どもたちの育ちを支援する「子どもが心配」チェックシート（岡山版）」2011年6月1日発表 日本子ども家庭総合研究所
Homepage(http://www.aiikunet.jp/practice/government_example/141.html)
- 2) 岡山県（2013）。「子どもの健やかな育ちを願うあなたへ—ひとりで悩んでないで相談してね。—」
- 3) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童談所（2011）。「岡山県子ども福祉実践研究集録—第1集—」
- 4) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童談所、岡山県立成徳学校（2013）。「岡山県子ども福祉実践研究集録—第2集—」
- 5) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童談所、岡山県立成徳学校（2013）。「岡山県子ども福祉アーカイブズ—第1集—1948～1954 児童相談所の黎明期から確立期」
- 6) Dr. Om. Prakash Srivastava(1995). “The Graded Care Profile (GCP) Scale～A qualitative scale for measure of care of children～”, Luton safeguarding children board.
- 7) 神奈川県立総合療育センター、神奈川県児童相談所（2012）。「『紀要 Vol.13 2012』 8-15.
- 8) 厚生労働省（2012）. 平成24年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料（平成24年7月26日開催）395-428.
- 9) 児童自立支援計画研究会編（2006）. 『子ども・家族への支援計画を立てるために—子ども自立支援計画ガイドライン—』516-518.
- 10) 大盛昌（2013）「人と人をつなぐきっかけ作り—『子どもが心配チェックシート』を活用した学習会—」『福祉おかやま』（日本ソーシャルワーカー協会岡山支部、岡山ソーシャルワーカー協会）. 福祉おかやま 第30号, 26-32.
- 11) 福 知栄子, 梅野潤子, 薬師寺真, 三宅尚美（2012）. 「子どもを中心としたニーズアセスメントを地域で実践するために—岡山県『子どものための総合情報アセスメントシステム』を事例として—」『中国学園紀要』第11号, 155-162.
- 12) 藤原武男, 佐藤拓代 他（2012）. 『児童虐待の発生と重症化に関する個人的要因と社会的要因についての研究』平成24年度厚生労働科学研究（政策科学推進研究事業）
- 13) 薬師寺真, 三宅尚美, 水島真寿美, 福 知栄子（2010）『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）の意義とその活用について』『第16回岡山県保健福祉学会（おかやま保健福祉研究）』30-31.

新潟県三条市の取組み 三条市子ども・若者総合サポートシステム

三条市教育委員会 子育て支援課
久住とも子

I はじめに

新潟県三条市は、新潟県のほぼ中央に位置する、人口103,314人（平成24年3月31日現在）、世帯数34,608世帯、面積432k㎡の市であり、平成17年5月1日に、旧三条市、栄町、下田村の3市町村が合併して誕生した市である。

当市では、「子ども・若者という三条市民」に必要なサポート体制をつくるのは、「三条市の責任」という理念のもと、平成21年10月に「要保護児童対策協議会」と「若者支援地域協議会」を兼ねた総合サポートシステムを構築した。

このシステムは、何らかの支援が必要な子ども・若者が、乳幼児期から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市がその情報を可能な限り集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携した支援体制により支援を行うというものである。

を教育委員会に設け、義務教育を所管する学校教育課との連携を図りやすくしたと同時に、従来教育委員会にあった生涯学習課や社会体育課を市長部局に移管し、コミュニティ施策や健康づくり施策との連携を図ることとした。この組織見直しは、このシステム構築のカギとなると言える。言い方を変えれば、このシステムを構築することが、教育委員会に子育て支援課を設置した意義の一つであると言える。

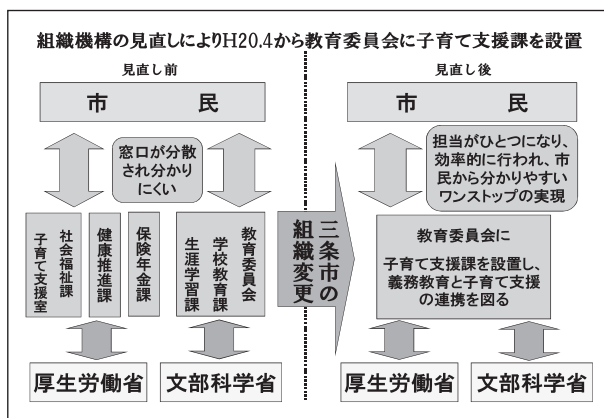


図1. 三条市の組織機構

2 三条市の組織機構の見直し

総合サポートシステム構築の契機は、組織機構の見直しであり、「ライフステージに応じた総合的な子育て支援の推進」ということで、胎児から乳幼児期、小中学生、青年期までの間の施策の連携や支援の継続が十分に図れるように、子育て支援に関する窓口を一本化するための整備を行う必要があったことから、教育委員会に福祉系組織「子育て支援課」を設置したことにある（図1参照）。

この組織機構の見直しを行うにあたっては、事業を対象者別に整理し直し、子育て関係では、母子保健から青少年健全育成まで所管する「子育て支援課」

3 三条市子ども・若者総合サポートシステムの概要

このシステム（図2参照）は、市民からの情報や相談があると、情報一元化により、各課から子育て支援課に情報が集まり、児童相談所や小中学校、特別支援学校、医療機関、ハローワーク、警察その他関係機関と共有しながら個別の支援に向う。

対象者は、乳幼児から約35歳までとし、支援すべき内容は、被虐待、すべての障がい（その傾向が心配される子どもを含む）、不登校・非行など主として学校における問題、引きこもりなどである。

■ 実践報告 ■

支援にあたっては、児童福祉法上の従来の連携組織である「要保護児童対策地域協議会」と子ども・若者育成支援推進法の中で設置要請がある「子ども・若者支援地域協議会」を兼ねた「三条市子ども・若者総合サポート会議」を設けており、大きく分け

て、情報の共有や課題の検討を主目的に開催する代表者会議、実務者会議と具体的な支援体制の構築のための個別ケース検討会議から成り、適宜開催して支援にあたっている。

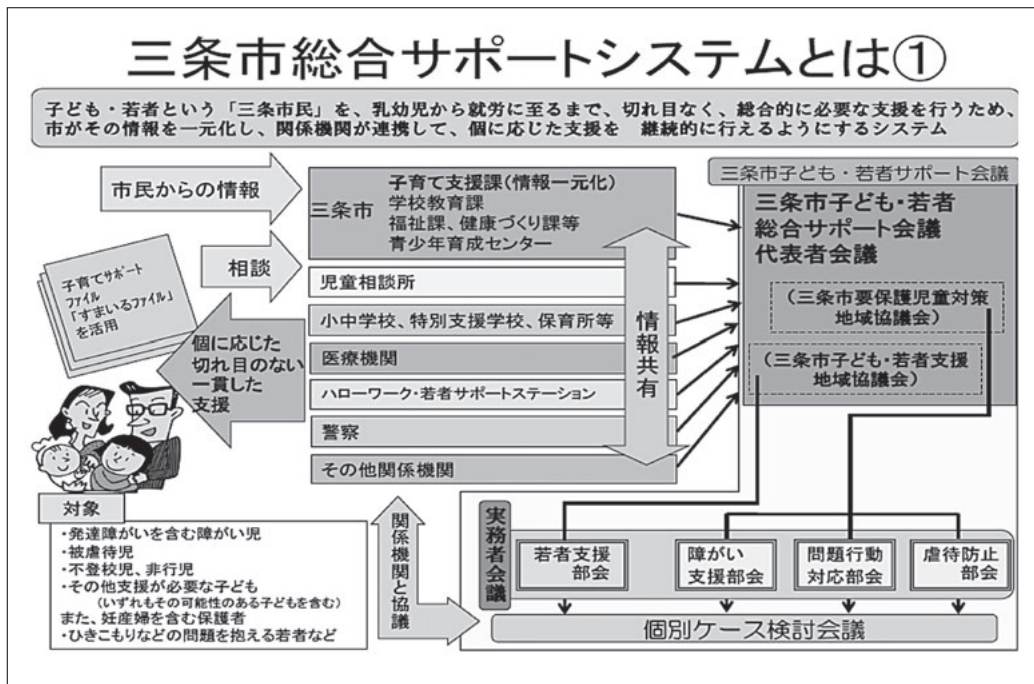


図2. 三条市総合サポートシステム①

4 三条市子ども・若者総合サポートシステムの運用にあたって

(1) すまいるファイルの作成について

「すまいるファイル」(図3参照)は、この総合サポートシステムの構築と同時期に、行政や関係機関と保護者をつなぐツールとして作成し、出生した全ての子どもの保護者に配付している。この全ての保護者に配付することが特徴である。このことは、いつ何時子どもが支援が必要になるかわからないことから、障がい者向けに限定することは、むしろ制限をかけてしまうことになりかねないという考えからである。

よって、このファイルは、支援の必要の有無にかかわらず、保護者が子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画を楽しんでつづることができるようにしてあり、子どもが成人した時に子どもに引き継



図3. すまいるファイル

いでもらい、親になった時に活用してもらいたいという思いも込められている。

(2) 従来の支援との違いについて

従来の支援の問題点の1点目は、主たる支援機関の自主的な連携に頼っていたため、保護者が選択し

た支援機関の対応に左右されるという点であった。

そこで、子育て支援課がハブ組織となり、各支援組織と連携し、支援が必要な子どもが必要な支援が受けられているかについて情報を持ち、各支援組織の特性に応じて支援を構築できるようにした。もし、支援を受けている組織において十分な支援が受けられていないと感じたときは、子育て支援課に相談すれば、関係機関と連携して、支援体制を再構築することも可能とした。

また、従来の支援の問題点の2点目は、中学校を

卒業すると、極端に支援される機会が減り、就職・自立への道のりは非常に険しく、また、高校に進学すると、義務教育から離れることから、どこに相談に行けばいいのかわからないということがあった。窓口が狭まるばかりか、支援する機関としても、相談は受けても実際に支援方法を作成できるような支援体制が整っていなかったという点であった。

そこで、支援対象を若者までとし、中学校卒業後も学校に替って支援体制を構築できるようにした(図4参照)。

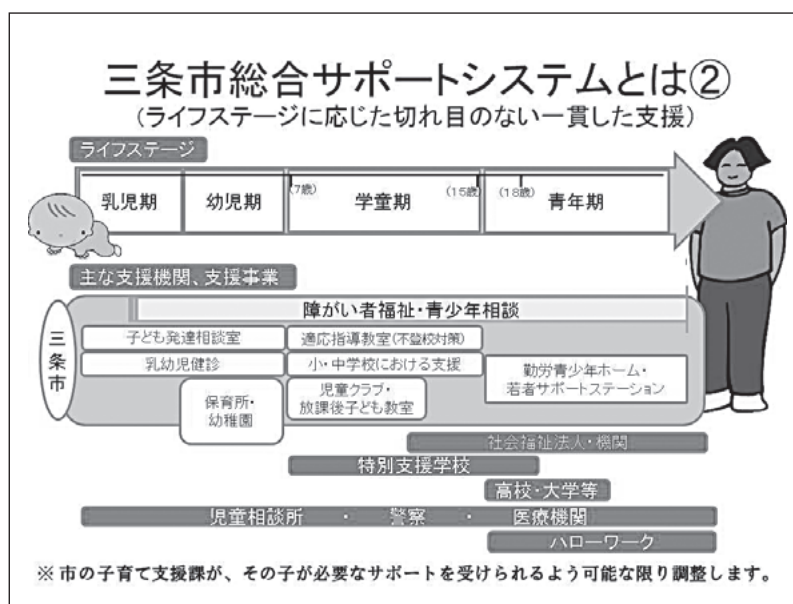


図4. 三條市総合サポートシステム②

(3) 個人情報の共有について

総合サポートシステムを運用していくにあたっては、個人情報の共有が課題であり、この点について3点の整理を行った。

まず、1点目は、教育委員会内にある組織は、個人情報を共有できるようにしたことである。調整機関の子育て支援課が教育委員会にあるメリットを最大限に生かし、関係機関との情報共有を進めるとともに、情報一元管理のために、子育て支援課で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関の協力により随時情報の更新を行っている。

2点目は、虐待に係る事例については、保護者の

同意が不要なため、その認識をあらためて共有できるように整理したことである。

3点目は、必要な時は保護者等から同意書を取り、情報を引き継ぐことにしたことである。個人情報保護法により、保護者の理解がなければ情報を他の機関(他部局等)に提供することができないため、相談時にこのシステムの説明をして同意書をもらい、各関係機関で情報を共有することとした(表1参照)。

特に障がいのケースについては、市長部局の福祉課と連携している。発達障がいは同じ教育委員会内で子育て支援課が学校教育課と連携して行っているが、障がい認定を受けた子どもについては、引き続

■ 実践報告 ■

き福祉課に所管があるため、部局を横断した連携が必要になる。しかし、こうした障がいの子どもは、実際には特別支援学校や特別支援教室で支援を受けておりそれほど問題は生じていない。

この中で、情報共有を図ることが難しいのが、発達障がいと引きこもりであるため、この総合サポートシステムの登録の周知チラシを様々な場面で配布し、個人情報の取り扱いに関する同意書を提出して

もらうようお願いしている。特に、中学校で不登校になっている子どもについては、卒業にあたって登録してもらうように要請したり、中学校で開催する高校進学説明会や高校に出向き、高校で不登校になったり、退学した時などにもこういう支援のシステムがあるということを説明している。

ただし、すでに何らかの支援を受けている子どもを無理やりこのシステムに登録させようということ

表1. 関係機関一覧

区分	関係機関等名	実務者会議の部会名及び当該部会の構成員			
		虐待防止部会	問題行動対応部会	障がい支援部会	若者支援部会
司法・警察関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○	○	○
教育関係	新潟県弁護士会	○	○	○	
	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長協会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校			○	
	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
三条市青少年指導委員会		○		○	
保健福祉関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会	○		○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者関係団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
医療関係	三条市医師会	○			○
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	福祉保健部健康づくり課	○	○	○	○
	経済部商工課				○
	教育委員会子育て支援課	○	○	○	○
	教育委員会学校教育課	○	○	○	○
	消防本部	○			

ではなく、現在十分に支援を受けられているということであれば登録する必要はなく、従来の支援体制に不満があったり、今後が心配な時には登録してもらおうということとしている。

5 三条市の虐待の現状と対応

虐待に関する相談件数は、平成23年度167件で、このシステムを構築してから2倍に増加した。この増加の要因については、虐待自体の増加ということも考えられるが、そればかりではなく、関係機関との連携が図れるようになったことや、様々な虐待に

関する研修の実施により関係機関が虐待に対する早期発見への意識が変わったことにも起因しているのではないかと考えている。

虐待の取組としては、早期発見・早期対応、個別ケースの管理、予防対策を実施している(表2参照)。これらの取組の中で個別ケースの管理として、ケース進行管理検討会議を3か月に一度、児童相談所や関係機関が入って実施しており、すべてのケースについて6段階のランク付けを行い、支援体制を見直していくという体制をとっている。このことにより、「見守りという名の放置」につながらないようにしている。

表2. 平成23年度虐待の取組状況

項目	回数	内容
代表者会議	1回	平成22年度活動実績・平成23年度活動報告
実務者会議	1回	同上、困難事例検討
〃(ケース進行管理検討会議)	4回	全ケースについての支援体制確認
個別ケース会議	31回	
虐待防止部会専門研修会	2回	目的：保育施設における虐待の早期発見と発見後の対応・支援のあり方について学ぶ 講師：新潟県中央児童相談所職員 対象：市内保育所(園)長・幼稚園長を補佐する立場の主任級職員
講演会	1回	演題：完璧なママよりハッピーなママに 講師：NP JAPANファシリテーター
啓発活動		・広報さんじょう特集号や燕三条FM放送、ポスターやチラシ、カードなどを活用した市民向け広報の実施 ・広保育所(園)・学校の実務担当者に対して児童虐待対応について周知 ・広民生委員や健康推進員の研修会で児童虐待対応について周知
子育て講座 ※H24～子育て支援係が実施	4クール	NP(Nobody's Perfect)プログラムの実施(1クール6回) 対象：0～3歳の子どもを持つ子育て中の親
	3クール	親子の絆づくりプログラム(BP)の実施(1クール4回) 対象：0歳の子どもを持つ子育て中の親(初産)

6 まとめ

これまで、三条市子ども・若者サポートシステムについて紹介したが、ポイントとして次の6点に整理することができる。

- ① 市が、子ども・若者という「市民」の支援体制の構築について責任を持つという理念に立ったこと。
- ② 教育委員会内に福祉系組織「子育て支援課」があり、調整組織として機能していること。
- ③ 内閣府、文科省、厚労省がそれぞれ推奨する、

虐待、障がい、問題行動、引きこもり等への支援ネットワークを統合していること。

- ④ 市内の国の機関、県の機関などの外部機関との「情報共有化」について整理がされており、現行の個人情報保護法下で機能できるようにしていること。
- ⑤ 保護者支援ツールとして子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての子どもを対象に配付していること。
- ⑥ 中学校卒業後もフォローできるよう対象者を若者までにしていること。

■ 実践報告 ■

まだまだパーフェクトとは言えないが、「大きな一歩」を踏み出したと思っており、立ち上げてから2年半が過ぎて、各部会とも成果や課題が見えてきたところである。

今後も「子ども・若者にとってよりよい支援とは」を最優先に考えて、関係機関との連携を強化し、様々な課題を一つずつ解決させながらこのシステムを充実させていきたいと考えている。

「地域における家庭支援」 ～枚方市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から～

枚方市家庭児童相談所
八木 安理子

I はじめに

平成17年の児童福祉法の改正と虐待防止法（「子どもの虐待防止における法律」）の改正によって、市区町村が児童虐待の通告の一義的な窓口になり、要保護児童対策地域協議会が義務付けられることになりました。全国の市区町村は新たな役割に戸惑いながらも、効果的な虐待防止に向けた在宅支援の取り組みや機能的な要保護児童対策地域協議会の運営に向けて、模索し続けてきたように思います。被虐待児童の9割が在宅であることを考えると、地域で子どもが安全に安心して育つことを目的に、つまずいたり戸惑ったりする子育てを支援していくことはまさに市区町村の役割であるといえます。一方で、泣き声通告での家庭訪問によって虐待と言えない家庭に対して、通告されたことのショックや地域への不信感が今後の育児に悪影響を及ぼさないだろうか、迷うこともしばしばあります。今回は、戸惑いながらも地域で子どもたちの育ちを支援し続けてきた私の20年の市町村支援の立場から、改めて地域における家庭支援を振り返って報告したいと思います。

II 枚方市家庭児童相談所とは

1. 枚方市の現状とこれまで

枚方市は、大阪府の北東に位置して、京都府に接したところにある、人口約41万人、児童人口約7万人の衛星都市になります。

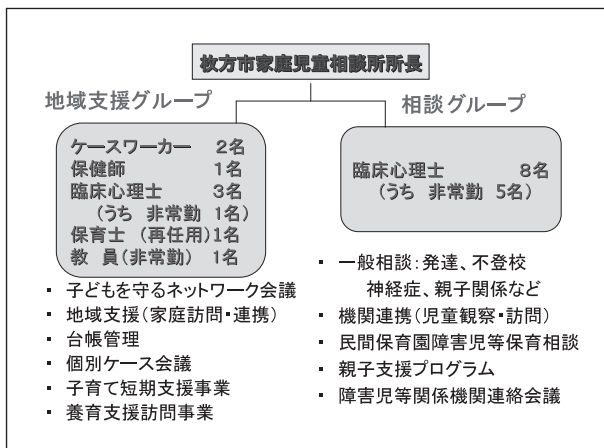
本市では昭和40年から家庭児童相談室が設置され、非常勤の相談員による相談活動が行われてきました。平成5年度に初めて正職員として相談員が一

名採用されたのが、私でした。その後、幼児期の発達や育児不安に関する相談、民間保育園の障害児等保育相談業務、学齢児の不登校や心身症などの相談、そして発達障害に関する相談と、時代のニーズに合わせて、相談を受けてきたように思います。そして相談の増加に応じて相談員を増員してきましたが、前述の法改正を受け、児童虐待の体制強化と児童相談の充実のため、平成20年度に課として組織編制され、「家庭児童相談所」と名称を改めました。

2. 「家庭児童相談所」の2グループ体制の特徴

相談体制として、臨床心理士を中心とした子どもの相談を行う「相談グループ」と虐待対応や地域のネットワークで子育てを支援する「地域支援グループ」の2つのグループ制をとっており、課長である所長を含め17名の組織です。

「相談グループ」は子育て不安や発達、親子関係、子どもの性格や行動に関することなどの相談に対して、保護者へのカウンセリングや助言、子どもへの心理テストや発達検査、また子どものプレイセラピーなどを行っています。必要に応じて幼稚園や学校などに訪問したり、医療機関に紹介を行ったりもしています。他にも「民間保育園障害児等保育相談」として各園を訪問したり、親子支援プログラム事業を行っています。虐待に対しては、子どもの心理検査や行動観察から子どもの困った行動などの原因を探り、暴力を用いないかわり方や適切な子どもへの接し方を提案し、保護者面接の中で家庭内のつらさや関係性を聞きながら家族関係の調整を行い、プレイセラピーなど子どもに対しての継続相談も行っています。



「地域支援グループ」は虐待通告後の初期対応や、地域の子育て情報を家庭に提供や地域の関係機関と連携しながら子育てを支援することを行っており、枚方市虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）の事務局を担っています。相談員が対応していた以前は、相談中に通告が入るとすぐに対応ができずに困ることが多くありましたが、専任のグループを作ったことで、迅速に対応ができるようになりました。他にグループ制のメリットとして、「それは危険な行為」などと虐待の告知を行う役割と「叩いてしまうけど、お母さんもつらかったよね」と気持ちを受け止める役割を分けることが可能になったことです。また、地域からの情報を集めてより客観的な視点で見ることのできる役割と、親の面接をする中で気持ちに寄り添いながらも親の内面的な動きをキャッチできる役割とを分けることもでき、より多面的な視点でみることが可能になります。

3. 家庭児童相談所で行っている特徴的な支援

本市で特徴のある支援について説明をします。一つ目は、「ファミリーポートひらかた」で行われている子育て短期支援事業です。本市には、児童養護施設がなく、他市町にある7ヶ所の児童養護施設と契約をしていました。それに加えて、平成16年度に養護施設のサテライトとして子育て短期支援事業と子育て支援の拠点センター事業を行う「ファミリーポートひらかた」が設置されました。市内にある利便性と同時に、幼稚園の跡地のため園庭の築山がそのまま残っている入りやすい雰囲気と、ショートス

テイの利用の子ども達だけが過ごせる安心感で、利用しやすくなっています。ひとり親家庭、保護者の疾病のほか、周囲に親族や友達など子どもを預かってくれる人がいない場合やリフレッシュなどの目的で、ショートステイやトワイライトを積極的に利用してもらっています。事業の年間利用日数500日を超えており、要支援・要保護ケースなどの利用も含め、虐待の予防や防止にもつながっているといえます。

二つ目は、数年前から行いだした親子支援プログラムがあります。親支援としては、「トリプルP」という、前向き子育てプログラムを実施しています。10人程度のグループによる、5回のグループセッションなどからなるプログラムです。終了した母親から「叩かなくてもいい方法があることを初めて知った」「自分がちょっと言葉掛けを変えただけで子どもがいろんなことができるようになった」などの感想があり、グループで仲間を得て、子育てのスキルを身に付ける上に、関わり方を工夫して子育てに自信を持つようになる様子がみられました。「叩く以外の方法を知らない」という親に「じゃあ、どうしたらいいのか」ということを一緒に考えていくプログラムの一つとして、平成20年度から毎年実施しています。

子ども支援としては、「ファンフレンズプログラム」という4～7歳の子どもにレジリエンスや自尊感情、ソーシャルスキルの力を身に付けるプログラムを、平成23年度から始めています。親のプログラムに参加してもらいたいが、仕事で忙しかったり参加する動機が低い親も実際には多く、それならば子どもにプログラムを受けるチャンスを作ろうということで、市内の保育所で実施し始めました。プログラムを終了したクラスの保育士から「今まで怒ってお部屋を飛び出していた子が、自分なりの言葉で気持ちを伝えてくれるようになった」、親から「あきらめずにチャレンジしようと言う気持ちができた」と感想がありました。幼児期にこのプログラムを受ける子どもが増えて、親子で気持ちを話し合っ

II 児童虐待防止における取組

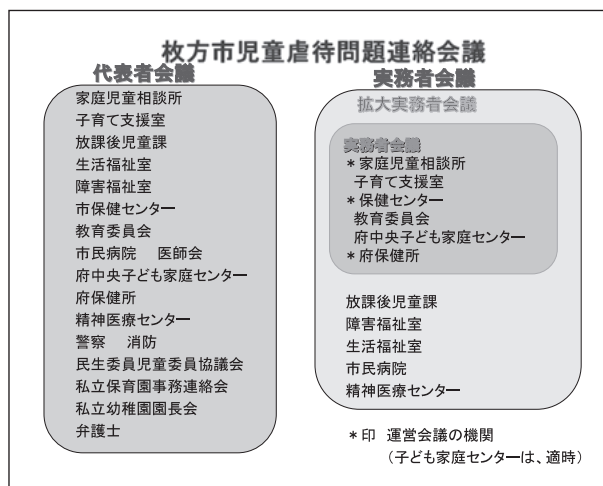
1. 通告を受けてからの初期対応～緊急受理会議～

虐待通告は、地域の方や親族の方など家族を取り巻く人からや、子ども達の所属する保育所や学校、もしくは保健センターや障害福祉などの福祉事務所から入ってきます。本市での緊急受理会議は、多面的な視点で虐待のリスクアセスメントや支援方法ができるように2つのグループからそれぞれ一人以上、それに管理職が必ず入り、通告が入ってきてから原則2時間以内に行われます。家族の状況の把握のため、関係機関への調査がまず行われます。子どもの健診時の保護者の様子や子どもの所属機関での様子などから日頃の子どもや家族の状況を把握することで、虐待の起こる背景や家族の困難さが見えてきます。保護者に会う前に仮定のリスクを捉え、支援につなげる具体的な方法が考えられます。虐待通告は、支援のスタート、にもなるのです。

2. 枚方市児童虐待問題連絡会議

～要保護児童対策地域協議会～

枚方市では平成11年度に児童虐待防止ネットワーク「枚方市児童虐待問題連絡会議」を立ち上げ、関係機関の連携による虐待防止の取組が始まりました。平成17年度からは要保護児童対策地域協議会として要項改正を行い、その後も実情に合わせて話し合いながら、組織を変更してきました。現在は、ネットワークの構築のための「拡大実務者会議」を2ヶ月に1回、府子ども家庭センター（児童相談所）や保健センターなどの6機関で行われる新規ケースの重症度や援助方針を決定する「実務者会議」を毎月1回開催しています。会議のスムーズな進行と有効的な会議を行うために運営会議を行ったり、会議の司会や書記を輪番制にしたりすることで、会議の運営に各機関ができるだけ主体的に積極的に参加してもらうように工夫しています。そして、台帳管理として、全てのケースの「援助方針見直し会議」を年3回実施しています。



その他の活動としては、昨年度に保育所・幼稚園・学校のほか、福祉・保健・教育の各機関、医療機関、児童委員、消防など子どもに関わっている全ての機関の方々5千人以上を対象に、アンケート調査を行いました。機関の意識やニーズを把握し、枚方市の現状に合わせた児童虐待防止マニュアルを作成することが目的で、平成24年度末にはマニュアルの改訂版が完成する予定です。

III 今までの取組を振り返って

～児童虐待防止における市町村の役割～

1. 支援の実際～事例から～

それでは、いくつか事例を紹介しながら具体的な関わりをお伝えしたいと思います。なお、倫理的配慮のため事実に変更を加えています。

(1) 「むかつく、うっとおしい」を繰り返していた母親が支援の中で変化するまで

「すさまじい怒鳴り声や何かが割れるような音もする。虐待されているのではないかと近隣の人からの通告があって関わり出したケースがありました。家庭訪問すると、4歳の息子に対して1歳過ぎの妹の世話をしない、妹を泣かしたという理由で、「ふざけるな!」と罵声を浴びせ、相談員がいる前でも頭を叩く母親でした。離婚後の転入ということで、母子の手当ての紹介をして、手続きのため一緒に市役所を回りました。その後も、子育て支援の情報や保育所入所の手続きなどで関わりを続けなが

ら、「お母さんがそんな気がなくても、蹴り倒したり、物で殴ると当たり所が悪くて取り返しのつかないことになるかもしれない。あなたも子どももとても傷ついてしまう。そうならないように一緒に考えよう」と伝え、不定期ながらも面接に来るようになりました。面接の中で、自分の子どもの頃母親が突然出て行ったこと、父親から暴力を振るわれ1時間以上も殴り続けられたが痛いということも感じなかったこと、髪を染めたりタバコをすうようになっていじめがなくなったことなどを話してくれました。暴力以外の子育ての提案に「だって、いつも殴られてきたのに、他の方法は知らん」と話す母親の言葉に、これまでの凄まじい子ども時代を思い知りました。

子どものことを「あいつキショイ、アホや」などと暴言を繰り返していた母でしたが、そのときの様子を尋ねる中で、「妹を抱っこしてたから、さびしかったんかな」と子どもの気持ちを語るような発言や「あの子もやさしいところがある」と肯定的な言葉などが、何年かして見られるようになりました。また、「この間、殴ったろかと思ったけど、トイレに行って水流したら、殴らなくてすんだよ」とするなどと工夫をする姿も見られるようになりました。子どもも相談に連れてきてもらうようになって、担当の相談員に自分なりの言葉で母親への思いを語ったり、相談の帰りに母親と喫茶店でケーキを食べると嬉しそうに話すこともありました。保健師や保育所や学校の先生方も攻撃的な態度の裏側にある母の寂しさを共有しながら、丁寧に関わってくれました。

子どもが中学生になったころは「私も嫌な思いしたけど、あの子はどうなんかな」と自分の思いと重ねて子どもの気持ちを思い計ったり、年齢とともに変化する子どもの発達について説明することで「頭ごなしに注意しても、余計反抗するかな」など、子どもの育ちに合わせて対応しようとする様子も見られました。今では「高校3年生になったよ」と嬉しそうに報告してくれます。「あの時、虐待しないように教えてくれたな」と照れくさそうに語る母親に、そんな風に思ってくれていたんだと驚きながらも、長くかかっても支援し続けることの大切さを感じた事例でした。

(2)「何を考えているのかわからない」と言われがちな人たちに関わる中で

学校から「親がちゃんと学校に送り出せず、準備物もそろわないので、ネグレクトでないか」と通告がありました。提出物もそろわず、宿題のプリントや教科書を家で紛失してしまい、頭シラミが出たときも適切に対処しないなど、子どもの世話ができていないということでした。「親を呼び出そうとしても連絡が取れず、家庭訪問してもごみ屋敷の状態で、一体何を考えている親なのかわからない」と教頭先生は困っておられました。子どもが休みがちであるということで学校からつなげてもらい、家庭訪問をしましたが、赤ちゃんのときに使っていたというイスや5年前からたまっていた雨傘十数本、幼児期のときの靴や衣類などがゴミと一緒に部屋中にありました。話を聴かせてもらっていると、母親は幼少期から児童養護施設で過ごした経過があり相談できる親もいないこと、自分も子どもの頃不登校状態だったため学校の先生が苦手で、自分が責められているように感じていたことなどがわかってきました。また、近隣に知り合いがおらず荒ゴミの出し方がわからずにどんどん廃棄物が溜まっていったことも見えてきました。主任児童委員の方をお願いしてゴミ収集の方法について声を掛けてもらうようにしたり、子どもの学校への送り出し方を一緒に考えて紙に書き出したり、学校からも朝のモーニングコールをお願いしたり、様々な支援が入ることとなりました。

次は市役所の児童扶養手当の申し込みの際、大声で早くしろと迫ったり、子どもに暴言を吐く親がいて心配だと市の職員から連絡があったケースです。担当者が転入したばかりだからとショートステイなど子どもの情報の場として、家庭児童相談所に連れていってもらって、母親のニーズに合わせて様々な情報を家庭訪問などで提供していくうちに、両親が離婚して祖父に育てられ中卒後働き出し、1年足らずで妊娠し、続けて子どもを出産後、父親と離婚したことがわかりました。「役所は、若いからってバカにされるから」と話す母親の言葉から、市役所の雰囲気や難しい行政の言葉は母親にとって緊張を強いる場所であって、威嚇することで今まで乗り切っ

てきたのだろうと推測できました。また、やさしく語りかけられる経験がなかった母親にとって、暴言のような言葉掛け以外の方法はわからないのかもしれない。

他にも、関わってみて初めてわかってくる保護者の事情があり、それは発達障害があるゆえのこだわりや、生育歴上の経験不足、うつ症状によるひきこもり状態など様々な背景があるのです。そこが見えてくると、保護者の特徴に合わせて支援の方法を工夫していくことが可能になります。

(3) 支援が途切れてしまう、繰り返される転居

「多子家庭で母親が精神疾患のある要保護児童の家族が転居します」と他市から引継ぎのあった家族のところへ、生活保護のケースワーカーと同行で訪問したのがその家族との出会いでした。小学校高学年の長女を筆頭に1歳の末の子まで6人の子どもたちが、部屋の中を走り回っていて、母親はタバコを吸いながら奥から出てきました。転居の理由を、近隣の人から騒がしいと苦情が続いて精神的に追い詰められてのものだと話していました。生活保護の情報から、前の住所地にも内縁男性からのDVから逃げるために1年ほどしかおらず、半年から2年に1回は転居を繰り返していることがわかりました。保育所の入所申請方法や地域の子育て支援の情報などを伝えるため何度家庭訪問をしても、不在であったり子ども達だけであったりして、なかなか母親とゆっくり話ができませんでした。学校から「下の子の世話で休まされているのでは」と連絡が入ったことで訪問したときは「友達がいないと、この子が行きたがらないから、家にいて下の子と遊んでいるだけ」と母親は言います。一年ほどして、少しずつ小学生の子どもたちも友達ができ、児童委員が声をかけてくれて地域の行事にも参加できるようになったころ、交際していた男性からDVがあったため実家の近くの他市へ移ると、転出することになりました。下の子どもたちもやっと保育所に入所できたところだっただけに残念な気持ちと、小学生の今後の学校関係の困難さを思うと何が出来たのかと後悔の気持ちを胸に、次に行く市町村に引継ぎを行いました。このように、転居を繰り返すケースに出会うたびに、

地域の支援の手が途切れてしまう不全感を味わいます。

2. 児童虐待防止における家庭児童相談所の役割

～直接的な支援から～

(1) 通告からの出会い

市民の方からの泣き声や怒鳴り声の心配という通告は、突然の家庭訪問という形になるため、家族に強い緊張感と不安を与え、通告者が近隣の場合は地域への不信感を生むことも多く見られます。実際には虐待が見られない場合も多いのですが、時には育児不安や転入してきたばかりの孤立などの発見になって、保健センターや地域の児童委員などにつながられるときもあります。何回か訪問を重ねる中で、家族の大変さが見えてきて、支援につながることもあります。虐待の発見に加えて、虐待予防も大切な役割と考えています。

初対面の保護者との出会いから、虐待に関するリスク判断とともに、如何に困り感やつらさを聞き出せるように、技術の向上が望まれるところです。

子どもの所属する保育所や学校から通告がある場合には、比較的虐待がはっきりしていることが多く、受傷がある場合には重症度により直接会いに行くこともあります。受傷理由を訊かせてもらうのですが、そこで子どもについて困っていることを訴えられることがあります。「万引きしたからしつけとして叩いた」「ウソをついたから叱ったときに傷が出来た」などです。そのようなときは、暴力が問題解決にはならないこととともに、具体的な方法を考えるためにと相談を促します。その時には拒否されても、しばらくしてから連絡があるときもあり、子どもの問題に対して一緒に考えていこうという姿勢で話を進めていきます。

(2) 子どもの気になることから相談につながる

子どもの所属する保育所や学校から、子どもの発達や問題行動、不登校など子どものことで家庭児童相談所に紹介してもらいます。虐待を疑われて紹介されるより、子どもに問題があるから我が子の相談に行くほうが、保護者としても親の役割を遂行していることになり、スムーズに相談につながる事が

■ 実践報告 ■

多いように思います。また、相談の中で「実は腹が立って叩いてしまった」という親や「お父さんに叩かれる」という子どもの訴えから、虐待の発見の場となることもあります。親子で相談に通うこと自体が2人の時間を形成し、親子関係に良い変化をもたらすこともみられます。

相談につながってからも、相談ニーズが低くなったり、問題意識が薄かったりする場合も多く、アウトリーチのアプローチも必要となってきます。

(3) 様々なサービスにつなげる

家庭児童相談所で提供する支援やサービスのほか、様々な支援の情報を提供します。社会と孤立や不信感から情報が適切に届いていない場合や、うまく選択できていないことがあります。必要な情報が提供され、それらを利用することによって家庭に支援の手が入ることは、家族と地域とをつなぐこととなります。また、その支援を保護者が主体的に利用することが、保護者をエンパワメントし、保護者としての自信を高め、家族全体の力を高めることにつながるように思います。

(4) 「語り」を取り上げる

相談室での面接や家庭訪問などで虐待をしてしまう親と話しをしていくときに、様々な語りが聴かれます。子どものことを話すとき、子どもの失敗や問題の説明とその時の自分の怒りや苛立ちが語られますが、相談員は「そのとき子どもはどう感じたのかな」と子どもの気持ちや思いにも焦点を当てていきます。すると、日頃気づかなかった子どもの気持ちや何故自分が腹が立ったのかを話し始めるようになります。日常を振り返り語ることで、感情的に行動してしまいがちな親が子どもを思いやる視点を持ち、「あの子もつらかったのかも」と思いを寄せ、そこから行動変容が起こることがあります。衝動的に行動してトラブルが耐えない人が、「腹立つから、文句言いに行つてやろうと思って」と話しながら「でも、こっちが悪者にされてもな」と思い留まるなど、行動に見通しがつくようになることも出てきます。また、保護者自身の今までの育ちを語る中で、自分を守ってくれなかった母や殴り続けた父に対しての怒りを言葉にし、「じゃあ、自分も同じようなこと

してるかも」「だからそんな方法しかわからない」と気づき、時には「あの人も色々大変だったのかな」「考えたら寂しい人なのかも」と自分の親を許せるような言葉が出てくることもあります。

(5) 家族に寄り添う、長い支援

地域での支援関係ができてくると、成長のステージごとに現れてくる子どもの問題に関わることができ、トイレットトレーニングの問題、小学校に入ってからほかの親との関係、友達との喧嘩や万引き、思春期のころの反抗的態度、不登校、非行などと、保護者として困ったときに相談に来るようになります。誰かに相談して助けを求められる力や人とつながる力が備わってくることを、行政機関として育てていきたいと思うのです。そしてそれは、子ども達が親になったときにも「自分の親も誰かに助けを求めているな」と地域とつながる力を世代間で伝えることにもなると考えています。

3. 児童虐待防止における家庭児童相談所の役割

～間接的な支援から～

(1) ネットワークの生成と役割分担による支援ネットワーク

ネットワークで支援するときに忘れてはいけないことは、関係機関の役割を理解することだと思えます。そしてその機関の得意分野がわかってくると同時に限界も知ろうとすることです。自分の機関とは異なるので、当然自分の機関とは異なる立場や役割を持っているのですが、どうしても自分の機関としての見方で「どうしてこうしてくれないんだ」と相手の機関を非難してしまいがちです。何故そういう動きになるのか、何故そこはできないのか、それを知ったうえでそれぞれの得意分野を十分に生かして初めて、役割分担によるネットワークの生成になるのです。そのためにも、要保護児童対策地域協議会などで互いの機関のことをよく理解しておくことが大切で、個別ケース会議などでもこれらを行うことで、関係機関同士の関係がスムーズになるのです。

(2) 地域につなげる

虐待してしまう保護者には地域の支援を否定的に捉えたり攻撃的になることもよくみられます。その

背景に、保護者自身が虐待を受けており、地域でつらい思いをしてきた人や地域の役割を知らない人も少なくなく、また社会に不信感が強い場合もよく見られます。自分を守るための一種の防衛反応であることもあるのです。それらの否定的な態度を地域にわかってもらうように、「初対面の人には、ぶっきらぼうな人なの」とか「あとで有難いって言ってたよ」などと通訳的な役割を担うことも必要なことがあります。

(3) 家庭の中に風を

大人中心の生活で、子どもの成長には不適切な状況になっている家庭や、躰や子育て感が著しく偏った考えになっている家庭など、独特な行動パターンや考えになっている家庭に出会うことがあります。家庭訪問のほか、養育支援訪問事業、そしてショートステイなど様々な支援によって、家庭に人が関わることによって、それによって家庭に風を入れ、新しい行動パターンや考えを作り出すことにもなります。

(4) ネットワークで支える、ネットワークを支える

ネットワークで家庭を支援していく体制を作っていくことも大切ですが、ネットワークを生成している機関を支えることも大切だと考えてきました。保育所や学校の先生は毎日懸命に子ども達と関わっておられます。当たり前のように支援をしている先生の努力を、個別ケース会議などの場で改めて言語化して重要性や効果を伝えていくこともその一つです。

地域に出向いていっての研修も地域力を育て、ネットワークを支えることにつながります。児童委員に対して少人数の校区ごとに、小学校の教職員対象の人権研修に、保育所のお昼寝の時間に開かれる職場研修に、こちらから出向いていって研修を行います。そうすると日頃研修に参加できない先生にも、虐待対応について学んでもらう機会を作ることが可能になります。そして、職場の皆さんが集まって虐待防止について考える時間を持つことで、互いに刺激しあったり理解を深めたりするチャンスにもなっているように思えます。

さいごに

虐待の背景には、自分自身が虐待を受けて育ったため暴力以外のかかわり方を知らないことから暴力を用いた子育てに偏ってしまう場合があります。他にも、子どもへの高すぎる要求水準から思い通りにならない子どもへの強い衝動的な怒りをもつ場合、周囲の支援を受けることが困難な状況にあり追い詰められた状態となって爆発的な子どもへの暴力となっている場合などがあるように思います。ネグレクトの場合、保護者に疾患があるのに周囲の支援がなかったり、自分自身もネグレクト環境で育ってきて経済面や環境面での困難さや経験上の知識不足があるなど、様々な背景がみられます。そして、それらは同時に社会的孤立や経済的な困窮、過剰なストレスなどが重なり合っていることも多いように思います。虐待者自身、自尊心が低く、子育てに肯定的な思いを持ちにくいことも多く、中には社会に対して強い怒りや不信感を抱えている人もいます。虐待のアセスメントには、その背景にある問題も含めることが欠かせません。必要な情報を提供し、支援につなげ、関係機関で支えていくことと並行して、面接などで自己肯定感を高めたり、子どもの発達検査や心理状況を理解することで子どもにあった接し方を助言することなどを行ってきました。虐待者側の困難さや暴力の背景など虐待にいたる要因を見据えながら、それを抱えながら生きている保護者のつらさを受け止めながら、方法とともに考える立場として、支援の計画を立てていくことが大切だと思います。時間がかかりますが、地域で何年も継続的に支援を行う中で、家族が地域とつながりながら成長していくことを願って、これからも支援を続けていきたいと思っています。

平成24年度専門研修の実績と評価

1. 平成24年度実施の研修の概要

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という）は、平成14年度より児童虐待対応等に関わる支援者の専門研修事業を行っています。平成24年度研修は、以下の点を基本方針として企画・運営しました。

平成24年度研修の特徴について、以下の7つの点にまとめました。詳しい内容については「3. 各研修を振り返って」にて説明します。

(1) 「市区町村虐待対応指導者研修」の新設

センターでは、市区町村職員向け研修の1つとして、地域虐待合同アドバンス研修を実施してきました。毎年2～4ヶ所程度、地域に出向いて実施してきましたが、年々ニーズが高まっていることをうけ、平成24年度より、市区町村の児童家庭相談および要保護児童対策地域協議会において、指導的立場にあり、かつ児童虐待対応経験通算3年を満した方を対象に、「市区町村虐待対応指導者研修」を新設いたしました。機関協働やケースのアセスメント、予防に焦点をあてたプログラム構成とし、グループ討議もはさみ各自治体の情報交換を行いました。

(2) 「地域虐待対応研修指導者養成研修」の名称変更と各自治体が行う研修の支援

平成19年度から行ってきた、地域で研修の企画、実施を担う職員の養成を目的とした「地域虐待対応研修指導者養成研修」を、平成24年度からは、研修の企画者に向けた研修であることをより明確にするために、名称を「地域虐待対応研修企画者養成研修」と改め、内容も、研修の企画と実施、所属地域を評価する視点、相談受理のあり方、ケース理解に向けた情報把握と報告のあり方等、研修企画のあり方、あるいは地域研修に必須の実践的な内容としました。事前課題には、研修企画案の作成を求め、それを基にグループ討議で見直し、再企画をして持ち帰るという演習も行いました。地域の人材育成計画等の実践報告も行いました。これらにあたっては、地域の虐待対応に関する研究（佐藤，2013¹）に協力するなどして地域の実情の把握に努めました。

(3) 「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」の充実

「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」については、事例検討など演習プログラムを中心として、互いにスキルを高め合う内容としました。平成23年度に試行実施として「児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修」を企画し、平成24年度からは、本格実施いたしました。

(4) 児童福祉施設の人材育成体系に則った研修の位置付け

平成24年度に里親を含む全ての児童福祉施設において、運営指針が策定されました。センター研修は、これまで行ってきた児童養護施設職員指導者研修や乳児院職員指導者研修および情緒障害児短期治療施設職員指導者研修を、ベテランや基幹的職員のフォローアップを原則とし、リーダー養成としての側面をより強めていく

*1 佐藤拓代（2013）「地域アセスメントの手法の開発および保健機関による虐待発生予防介入モデル研究」厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業

ことが課題と考えています。先述の研修では参加資格を原則「児童福祉施設経験5年以上」とし、運営指針の内容を踏まえ、さらに必要なプログラムを設定しました。また養育指針に則った人材育成の体系化が求められていますが、平成24年度は、全国乳児福祉協議会が平成23年度に作成した乳児院の人材育成体系^{*2}の周知とそれに基づいた研修計画を行いました。

(5) 合同研修の充実

児童虐待の対応には様々な職種・機関による協働が不可欠であり、センターでは、必要な機関同士の合同研修の必要性を強く認識しています。これまでも、連携の必要な職種、機関、施設等の合同研修を立ち上げてきました。中でも新設して間もない「児童相談所・児童福祉施設職員合同研修」および「教育機関・児童相談所職員合同研修」については、研修後アンケート等を十分に吟味して、より現場のニーズに沿ったものになるようプログラムを再編いたしました。

(6) 「児童福祉施設心理担当職員合同研修」の経験年数による参加制限について

心理職が児童養護施設に配置されてから10年以上が経過しました。参加状況を見ると5年以上の経験を持つ参加者と0-3年の経験の参加者とに二分している状況でした。センターの課題研究である「児童養護施設における心理職のあり方について」では、経験年数によって、自身の業務への意識が相当異なることが指摘されています。センターでは、リーダー研修としての位置づけとし、平成24年度は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設からの参加者を3年以上の経験を持つ方に制限しました。「児童福祉施設心理担当職員合同研修」への参加申し込みが年ごとに増加し、すべての希望者が参加できないこともこうした背景にあります。なお乳児院、母子生活支援施設については、心理職の配置が始まりつつある現状であり、参加制限を設けませんでした。

(7) 「テーマ別研修」について

平成24年度の「テーマ別研修」のテーマは、「子どもの性と暴力」「家族への支援」としました。「子どもの性と暴力」については、性と暴力は深く関係している問題であり、両者を関係付けながら、性的虐待、DV、子どもの性と暴力の問題等を取りあげました。家族あるいは保護者への支援については、市区町村、児童相談所、児童福祉施設等、あらゆる現場で苦慮されている現状があります。研修の希望でも上位を占めているテーマです。

*2 全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協議会（2012）「乳児院の研修体系—人材育成の指針—」

■ 事業報告 ■

2. 参加状況

平成24年度に実施した研修と参加者数は表1の通りです。

全研修で1,956名の参加がありました。前年度の1,776名に比べ180名増となりました（表1）。

表1 平成24年度研修実施状況

研 修 名	期 日	H24年度	H23年度	H22年度
児童相談所長研修<前期>	H24/4/25(水)～4/27(金)	91	68	94
児童相談所長研修<後期>	H24/10/10(水)～10/12(金)	(91)	(67)	(92)
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	H24/5/16(水)～5/17(木)	24	30	27
児童相談所医師専門研修	H24/5/17(木)～5/18(金)	18	17	21
地域虐待対応研修企画者養成研修	H24/6/5(火)～6/8(金)	72	91	78
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	H24/6/19(火)～6/22(金)	85	71	65
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	H24/7/3(火)～7/6(金)	86	70	61
地域虐待対応合同アドバンス研修	H24/7/24(火)～7/25(水)	68(青森)	91(大分)	62(福井)
地域虐待対応合同アドバンス研修	H24/10/18(木)～10/19(金)	103(鳥根)	91(兵庫)	91(愛媛)
教育機関・児童相談所職員合同研修	H24/8/7(火)～8/9(木)	65	83	47
大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	H24/8/28(火)～8/29(水)	46	64	91
情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	H24/9/4(火)～9/6(木)	22	25	28
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	H24/9/25(火)～9/28(金)	71	56	53
児童養護施設職員指導者研修	H24/11/13(火)～11/16(金)	78	85	81
治療機関・施設専門研修	H24/11/27(火)～11/30(金)	81	82	80
児童福祉施設指導者合同研修	H24/12/12(水)～12/14(金)	78	77	85
市区町村虐待対応指導者研修 (新)	H24/12/18(火)～12/20(木)	75	-	-
児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	H25/1/16(水)～1/18(金)	77	81	79
児童相談所中堅職員合同研修	H25/1/22(火)～1/25(金)	81	82	86
乳児院職員指導者研修	H25/2/5(火)～2/8(金)	61	58	55
児童福祉施設心理担当職員合同研修	H25/2/20(水)～2/22(金)	113	114	80
テーマ別研修「子どもの性と暴力」	H24/5/29(水)～5/30(水)	157	86* ¹	84* ³
テーマ別研修「家族への支援」	H25/3/6(水)～3/8(金)	203	138* ²	81* ⁴
参 加 者 計		1755	1559	1565
児童福祉施設職員地域研修	H24/11/21(水)～11/22(木)	89(宮崎)	45(静岡)	26(福岡)
児童福祉施設職員地域研修	H25/3/18(月)	93(兵庫)	27(長崎)	-
児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	H24/6/28-29、 H25/3/14-15、年8回	8	8	8
児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修	H24/11/8-9、 H25/2/13-14	11	5	-
参 加 者 合 計		1956	1776	1599

*1「平成23年度：法律の理解と法的対応」 *2「平成23年度：ネグレクト」 *3「平成22年度：子ども虐待防止と周産期の支援」 *4「平成22年度：DVと子ども虐待」

3. 各研修を振り返って

各研修のプログラム、講師名、時間配分等を表2～25に示しました。また、センターでは、研修終了時に、研修後アンケートを実施し、研修に対する評価、今後の研修への要望を聴取していますが、その中で、研修全体の評価についても図1～25に示しました。

(1) 児童相談所長研修（表2）

平成16年度の児童福祉法改正により義務化された研修で、対象は、4月から新しく着任された児童相談所長です。研修プログラムは厚生労働大臣が告示した基準に合致するように構成された内容を＜前期＞＜後期＞に分けて策定しました。＜前期＞は所長として必要な基本的事項に関する講義を中心に、＜後期＞は半年間の実務経験を踏まえ、事例検討やグループ討議等により児童虐待等への具体的対応のあり方等について学べるプログラムとなっています。

表2-1 児童相談所長研修＜前期＞

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	児童相談所の現状と課題	渡邊治子（大阪府池田子ども家庭センター）	1.5
	講義	児童家庭福祉の動向と課題	高松利光（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）	1.5
	講義	死亡事例から学ぶ	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の運営	参加者＜グループ討議＞ 松橋秀之（日本水上学園） 栗原ちゆき（さつき寮） 川崎二三彦 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	1.5
2	講義	要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携	安部計彦（西南学院大学人間科学部）	2.0
	講義	少年非行の理解と対応	富田 拓（国立きぬ川学園）	1.5
	講義	児童虐待への対応－法的対応のあり方－	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	3.0
3	講義	児童相談所の運営 －児童虐待への対応と危機管理－	藤林武史（福岡市こども総合相談センター）	2.5

表2-2 児童相談所長研修＜後期＞

日	形式	講義名	講師等	時間
1	演習	要保護児童対策地域協議会との役割分担と連携	村瀬 修（しずおか・子ども家庭プラットフォーム） ＜グループ討議＞	2.0
	演習	事例検討 児童虐待の初期対応	神田真知子（大阪家庭裁判所）	2.0
2	演習	事例検討 適切な法的対応	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	2.5
	演習	事例検討 少年非行への対応	富田 拓（国立きぬ川学園）	1.75
	演習	子どもの権利擁護	加賀美尤祥（山梨立正光生園） ＜グループ討議＞	3.0
3	演習	児童相談所の運営	藤林武史（福岡市こども総合相談センター） ＜グループ討議＞	2.5

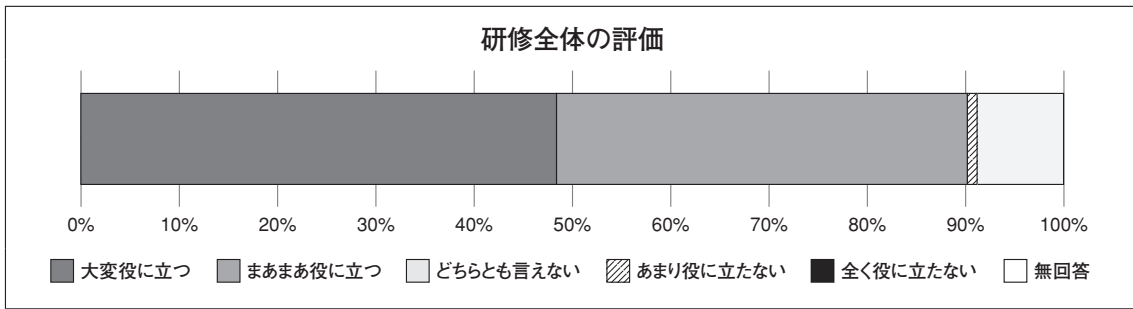


図1 児童相談所長研修<前期> 研修全体の評価

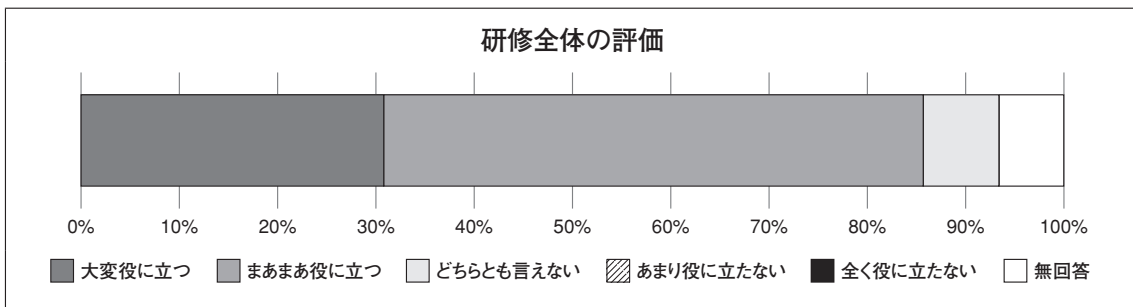


図2 児童相談所長研修<後期> 研修全体の評価

平成24年度は、前後期通して91名の参加がありました。

参加者の児童相談所経験年数の平均は6.2年でしたが、経験年数が0 - 3年の参加者が43名いました。例年、経験年数が少ないまま所長に就く方がいる状況や、参加者からの要望を考慮して、「児童相談所の現状と課題」というテーマでプレセッションを設けたところ、43名（47.3%）の方が参加されました。グループは経験年数を基準に作成し、<前期>のグループ討議では児童相談所の経験年数が少ないグループに、児童相談所長経験がある助言者が入り、参加者からの質問に答えられる時間にしました。<後期>は、参加者から事前に提出された事例の検討や演習など、討議を中心としたプログラムを設定し、児童相談所の運営について活発な意見が交わされました。

(2) 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修（表3）

児童相談所や情緒障害児短期治療施設、医療機関等に勤務する医師の専門研修です。この研修は、リピーター参加者が多く、平成14年度から10年間継続して参加された方もおられます。

表3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	「ひきこもり」の理解と対応	近藤直司（東京都立小児総合医療センター）	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	1.0
	討議		参加者<意見交換会>	1.5
2	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	助言：高橋 温（新横浜法律事務所） 司会：小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.25
	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	司会：高瀬利夫（横浜いずみ学園）	2.25

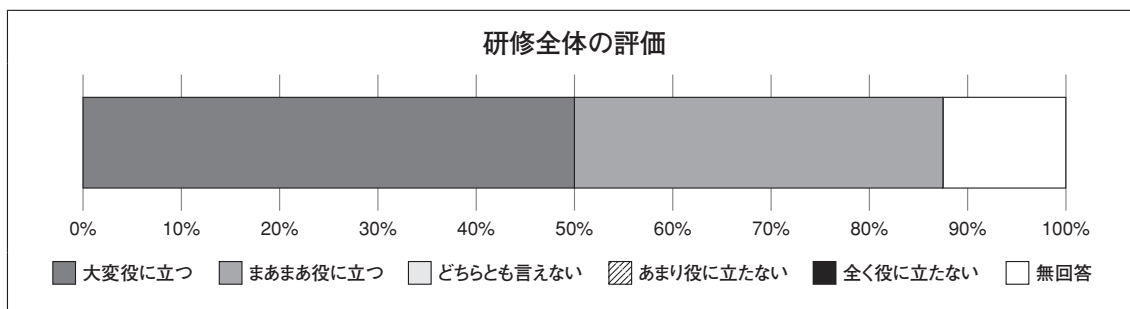


図3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修 研修全体の評価

平成24年度は、24名の参加がありました。内訳は児童相談所15名、情緒障害児短期治療施設5名、児童自立支援施設1名、医療機関・施設1名、精神保健福祉センター2名でした。

初日は、虐待の近接領域でもある「ひきこもり」について講義を行いました。続いて、6名程度のグループを作り、各機関・施設の現状や医師の役割について意見交換を行いました。2日目の事例検討では、午前は助言者に弁護士を招き、親権の問題について理解し深めたり、また、子どもの人生の連続性をどう確保するか、子どもの生活をどう守るか、などをテーマに、午前・午後ともに、活発な討議となりました。

(3) 児童相談所医師専門研修 (表4)

本研修は、児童相談所で働く医師からの希望で平成21年度より開催しています。

表4 児童相談所医師専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	実践報告	児童相談所医師の役割	小野善郎 (和歌山県精神保健福祉センター)	2.0
	討議		参加者<意見交換会>	1.75
2	演習	事例検討 児童相談所における子どもと家族への支援	助言：本間博彰 (宮城県子ども総合センター) 司会：大塚俊弘 (長崎こども・女性・障害者支援センター)	2.5

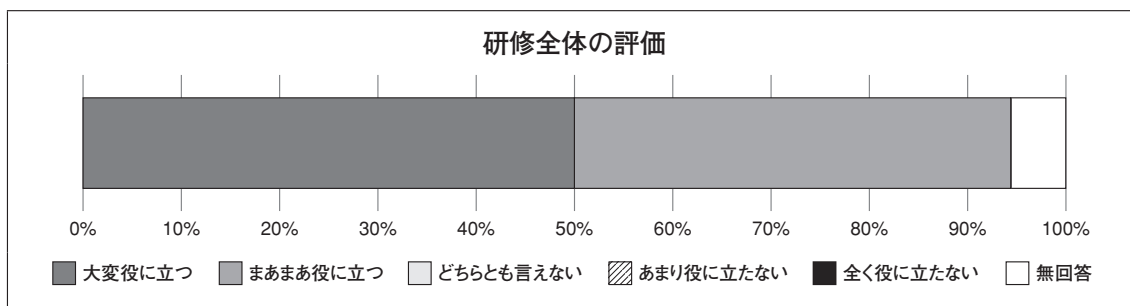


図4 児童相談所医師専門研修 研修全体の評価

研修参加者は18名でした。平成24年度はセンターの課題研究である「児童相談所の医務業務に関する研究」で得られた結果等の報告を行いました。また、事例検討では事例とともに児童相談所における医師の役割も話題にのぼり、参加者自身の児童相談所での立ち位置や役割を考える機会になったようです。この研修は、参加者によるメーリングリストを作成し、参加者同士の交流を研修後も続けられるようにしています。メーリング

■ 事業報告 ■

リスト上での自主的な情報交換のネットワークも出来上がり、一定の役割を終えたと判断し、平成24年度までの開催といたしました。

(4) 地域虐待対応研修企画者養成研修 (表5)

この研修は、市町村等地域で研修を行う際の指導者を養成することを目的とした研修です。市町村が虐待対応を行うことに伴い、都道府県は市町村への研修を含めたバックアップを担当することとなっています。そのような実情を踏まえ、センターでは市町村への研修を企画・実施する担当者への研修を平成20年度より開催しています。具体的な対象者は、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員など研修講師、企画立案担当予定者です。

表5 地域虐待対応研修企画者養成研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待に関する法制度の理解	高松利光 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	2.0
	講義	研修の企画と計画	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	1.5
	討議	情報交換	グループ討議<参加者>	1.0
2	講義 演習	地域評価 - 支援につなげていくために -	佐藤拓代 (大阪府立母子保健総合医療センター)	2.25
	講義	事例を理解するために	増沢 高	1.5
	演習	事例を理解するために	増沢 高	2.0
3	講義	相談受理のあり方	小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)	3.0
	実践 報告	児童虐待対応に関する自治体での人材育成の実践	山崎ユリ子 (横須賀市南健康福祉センター) 井手浩子 (福岡県糸島市子ども課) 志村浩二 (三重県亀山市子ども総合センター) 司会: 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.5
	講義	海外における地域支援	増沢 高	1.0
4	討議	研修計画とプログラムの作成	グループ討議<参加者>	2.5
	討議	研修計画とプログラムの作成 (全体会)	グループ討議<参加者>	2.0

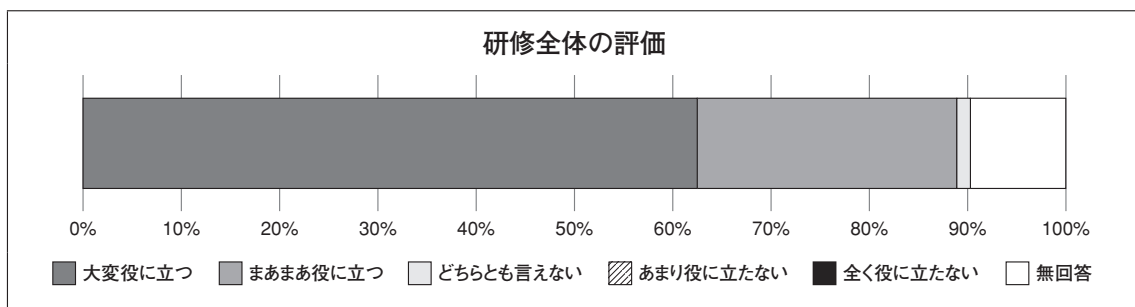


図5 地域虐待対応研修企画者養成研修 研修全体の評価

平成24年度は44自治体 (政令市を含む全69の内) 72名の参加がありました。参加者の内訳は、児童相談所職員が45名 (62.5%)、市区町村職員が16名 (22.2%)、本庁職員 9 名 (12.5%) で、平成23年度は市区町村からの参加が多かったのですが、平成24年度は児童相談所からの参加がまさりました。

研修は、行政説明等の最新情報から、児童虐待分野における研修の意義と計画や、自治体での人材育成につ

いての実践報告など幅広く盛り込みました。また、支援につなげていくためにまずは地域の実情、資源を知ることが大切であることから、地域評価に関するプログラムを設けました。日々の支援に不可欠なテーマである事例理解や相談受理についてのプログラムも盛り込み、講義・演習という形式をとり、参加者が地域に戻って研修を実施する際に参考になることを意識して構成しました。

本研修は、研修後、参加者が各地で研修を企画・実施することが目的です。平成23年度参加者（91名）への一年後アンケートに回答した53名のうち、研修終了後、自分の地域で研修を企画・実施した人は38名（71.7%）でした（回答率58.2%）。研修参加者が受講後に地域で研修を行うためにさらに何が必要か、今後も検討していく予定です。

（5）児童相談所児童福祉司指導者基礎研修（表6）

自治体の人事異動システムにより、指導的立場でありながら児童相談所経験年数が少ない職員が多いという現状を受け、児童相談所経験年数が5年に満たない職員を対象とし、平成21年度より本研修を開催しています。

表6 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	28条申立書等の書き方	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	1.5
	講義	児童相談所におけるソーシャルワーク	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童相談所におけるアセスメント	小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	講義	児童相談所教育・訓練・指導担当者の役割	浜田尚樹（神奈川県中央児童相談所）	2.0
	講義	少年非行の理解と対応	橋本和明（花園大学）	2.0
3	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温（新横浜法律事務所）	3.0
	演習	虐待事例と非行事例の検討	金井 剛（横浜市中心児童相談所）	2.0
		小グループ	* 後藤慎司（大分県中津児童相談所） 栗原ちゆき（さつき寮） 鈴木浩之（神奈川県中央児童相談所） 大場 伸（東京都北児童相談所） 川崎二三彦 小出太美夫	
	演習	虐待事例と非行事例の検討	同上	
小グループ		* 同上		
4	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	森拓二郎（横浜家庭裁判所）	2.5
	講義	社会的養護児童の理解と援助計画	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0

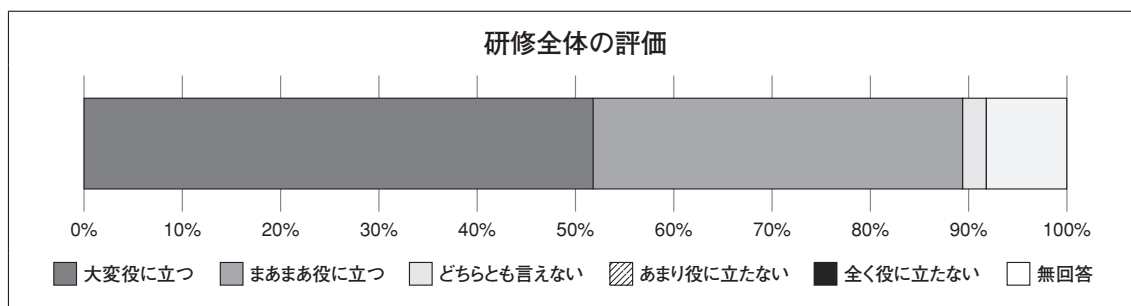


図6 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 研修全体の評価

■ 事業報告 ■

参加者は85名で、児童相談所平均経験年数は2.6年でした。本研修では希望者を対象にプレセッションを設け、28条申立を中心に、申立の意義から実際に申立てる際に気を付けること等、実務に沿った講義を頂きました。自主参加でありながら参加者は71名（83.5%）と多数でした。また、指導的役割に焦点をあてた講義や、法的対応、見立てなどの講義を設け、必須となる知識を習得できると同時に、事例検討では実際のケースをもとに具体的な対応・支援のあり方を検討できるよう工夫しました。参加者からは「児童相談所経験0年の私にとってまずは本研修で学んだ基礎知識を身につけたい」、「自己研鑽の必要性を実感した」などの感想があり、意欲的な姿勢もうかがえました。

（6）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修（表7）

本研修は、児童相談所で中心的・指導的立場にある児童福祉司（スーパーバイザー）を対象とした研修です。児童相談所運営指針では、児童相談所児童福祉司スーパーバイザーは、少なくとも10年程度の相談援助活動経験を求めています。現状では経験10年以上の児童福祉司は少なく、センターでは、児童相談所経験5年以上を参加条件として研修を実施しております。

表7 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所におけるスーパーバイザーの役割	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温（新横浜法律事務所）	3.0
	演習	事例検討（大グループ） 虐待事例の検討（初期対応・法的対応ケース）	津崎哲郎（花園大学）	2.0
		事例検討（小グループ） 虐待事例の検討（継続支援ケース）	*佐藤隆司（神奈川県中央児童相談所） 影山 孝（東京都多摩児童相談所） 菅原正興（横浜市西部児童相談所） 川崎二三彦 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	
	演習	事例検討（大グループ） 虐待事例の検討（初期対応・法的対応ケース）	同上	2.0
事例検討（小グループ） 虐待事例の検討（継続支援ケース）		*同上		
3	講義	医療機関と児童相談所の連携	長石純一（鳥取市立病院）	2.5
	討議	児童虐待における機関連携の充実	参加者<グループ討議>	2.0
	講義	少年非行の理解と対応	渡辺 忍（日本福祉大学）	2.0
4	討議	児童相談所におけるスーパービジョンはどうあるべきか	参加者<グループ討議>	3.0

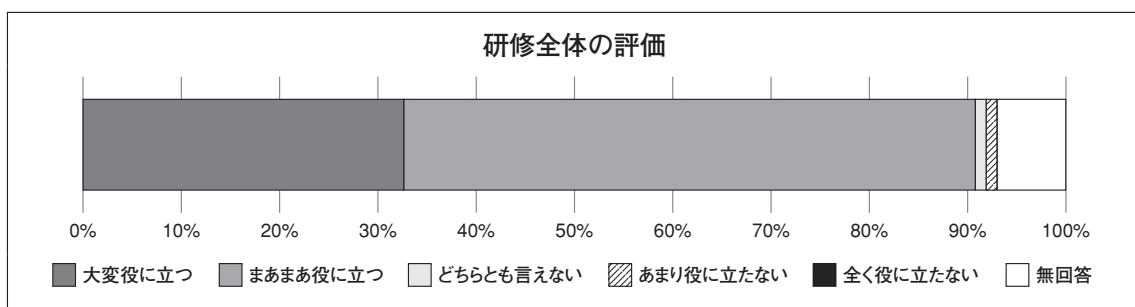


図7 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修 研修全体の評価

平成24年度は86名の参加（平均経験年数8.4年）がありました。

児童相談所経験年数が一定程度ある方を対象としているため、内容は応用編とし、グループ討議や事例検討など、参加者が主体的に考え、発言するプログラムを多く盛り込んでいます。例年好評である「法的対応」に関する講義でも、参加者から事前に質問事項を提出してもらい、当日の講義では講師（弁護士）とやりとりをしながら参加者の悩みやニーズに直接対応できる内容としました。また、スーパーバイズに焦点をあてた実践報告や討議を設け、指導的立場として児童相談所におけるスーパービジョンを考える時間としました。参加者からは、「全国から集まってきた児童福祉司が同様な課題を持ち共感できる、いわばピアカウンセリング的な意義もあった」などの感想がありました。

(7) 地域虐待対応合同アドバンス研修（表8）

平成18年度に「市町村虐待対応等セミナー」から「地域虐待対応等合同研修」に再編した本研修ですが、平成20年度より「地域虐待対応合同アドバンス研修」に再編し、ステップアップ研修として実施しています。研修会場は、今までの開催場所等を考慮して、青森、島根の2ヶ所としました。

表8-1 地域虐待対応合同アドバンス研修（青森）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	相談への基本的対応のあり方	秋山邦久（常磐大学大学院心理臨床センター）	2.0
	講義	リスクアセスメントと見立て	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	ケースレポートを考える	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	実践報告	要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	細越亜起子（青森県こどもみらい課） 久住とも子（新潟県三条市教育委員会）	3.0

表8-2 地域虐待対応合同アドバンス研修（島根）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	相談への基本的対応のあり方	早樫一男（同志社大学心理学部）	2.0
	講義	リスクアセスメントと見立て	小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	ケースレポートを考える	小出太美夫	2.0
	実践報告	要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	島田直美（島根県安来市健康福祉部） 葉師寺真（岡山県福祉相談センター）	3.0

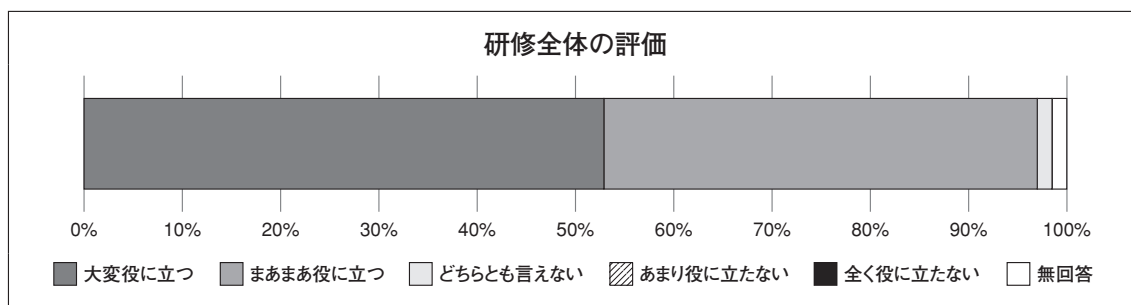


図8-1 地域虐待対応合同アドバンス研修（青森） 研修全体の評価

■ 事業報告 ■

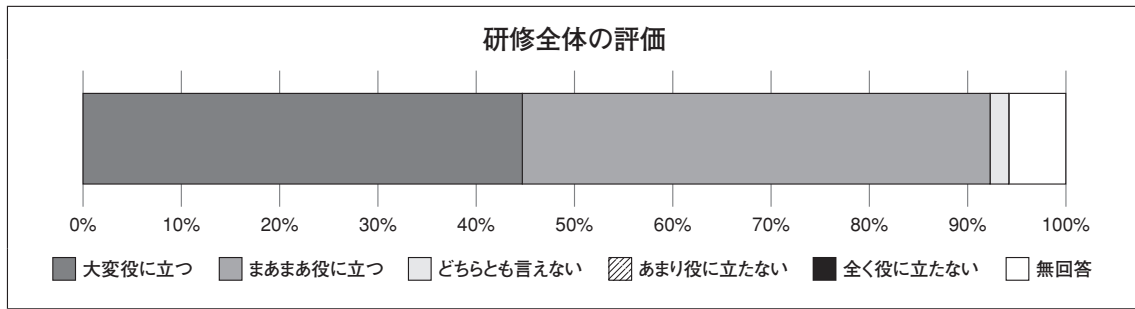


図 8-2 地域虐待対応合同アドバンス研修（島根） 研修全体の評価

参加者は、青森68名、島根103名で、主に市区町村と児童相談所からの参加でした。

本研修はステップアップ研修と位置づけていますが、参加者の経験年数が3年未満の短い方が多いため、「相談への基本的対応のあり方」「リスクアセスメントと見立て」の相談援助において基盤となる知識を学べる講義を組み入れました。また、事前課題でまとめたケースについて、他機関に対して短時間で報告するためのケースレポートの演習も行い、ケースの要点をつかむことや相手にわかりやすくケース情報を伝える工夫の必要さを学べるようなプログラムを盛り込みました。平成23年度までは事例検討の時間を設けていましたが、経験年数が短い方が多いことを鑑み、従来の自治体からの実践報告の時間に戻しました。グループ討議や他自治体の実践を聞くことで、自機関・地域の課題や強みを改めて考える時間となったようです。

（久住先生、薬師寺先生の実践報告は本冊子に掲載しております。）

（8）教育機関・児童相談所職員合同研修（表9）

虐待による小中学生の死亡事件が繰り返され、子ども虐待対応における学校と児童相談所との連携強化が強く求められていることから、平成22年度に特別研修として実施し、平成23年度より本格実施しています。

表 9 教育機関・児童相談所職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義 演習	児童虐待の気づきと対応	小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	討議	情報の共有	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	子どもの貧困	松本伊智朗（北海道大学大学院）	2.0
	実践 報告	学校・要保護児童対策地域協議会・ 児童相談所の連携について	発題： 井上和加子（鎌倉市子ども相談課） 長谷川多美子（大分県中央児童相談所） 小林正雄（つくばみらい市立矢井田小学校） 司会：増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
3	討議	学校と児童相談所との連携を強化するために	参加者<グループ討議>	2.5

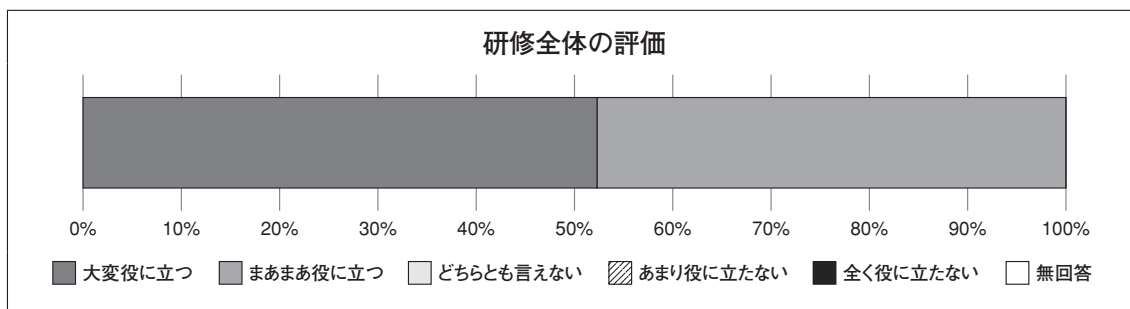


図9 教育機関・児童相談所職員合同研修 研修全体の評価

計65名の参加の内、教育関係者が26名、児童相談所職員が39名でした。また児童相談所参加者の内、教育機関から出向している教員が14名いました。実践報告では、児童相談所、教育機関からだけでなく、市町村の立場から連携についての現状を報告頂きました。講義や実践報告、討議を通して、それぞれの領域における児童虐待対応の認識の違いを理解し、共通理解に向けた連携のあり方、適切な協働による対応のあり方などを検討する良い機会となったようです。参加者からは、「児童相談所が学校に望んでいることや児童相談所の業務、要保護児童対策地域協議会など知らないことがまだまだたくさんあることがわかった（教育）」、「学校で困っていることを現場目線で知ることが出来た（児童相談所）」といった感想が寄せられました。

(9) 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修（表10）

センターでは、平成18年度から大学生・大学院生を対象とした研修を開催しています。学生時代から児童虐待の現状を知り、そして多分野協働の重要性を学ぶことで、就職後の多機関間連携がより推進されることを期待して開催しています。平成24年度の参加者は46名で、内訳は、心理学関係の学部が多く、ついで、福祉、看護、教育、保育、医学でした。

表10 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの育ちと環境 -今の日本で子どもは幸せ?-	神原文子（神戸学院大学人文学部）	1.5
	講義	児童虐待の現状と課題	南山今日子（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	児童虐待と生命の危機 -救急医療の現場から-	市川光太郎（北九州市立八幡病院小児救急センター）	1.5
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議>	1.5
2	演習	事例検討 虐待を受けた子どもの理解と援助	榎原真也（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	討議	子どもの幸せのために大人は何ができるか	参加者<グループ討議>	2.5

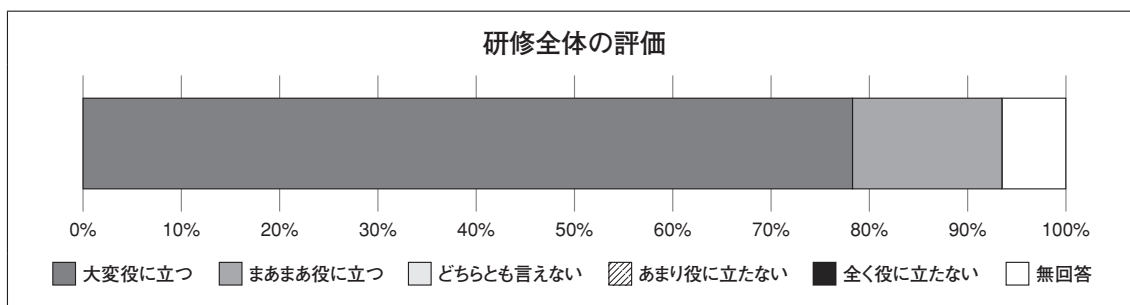


図10 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修 研修全体の評価

■ 事業報告 ■

研修内容は、現代の子どもが置かれている環境や、児童虐待について基本的知識を学ぶとともに、事例検討やグループ討議など、少人数で討議する時間を多く設定しました。専攻分野の異なる学生が意見交換することにより、「偏った視点ではなく幅広い視点、問題の多様な面を学ぶことは必要であり、貴重な機会となった」という感想もあり、研修を通して多分野横断連携の重要性が伝わったようです。なお、本研修は、一定の役割を終えたと判断し、平成24年度までといたしました。

(10) 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修（表11）

この研修は、平成15年度から、新設もしくは開設予定の情緒障害児短期治療施設職員、既存施設の新任職員を対象とした研修として実施していましたが、平成20年度からは、全国情緒障害児短期治療施設協議会で新設施設（及び新人）対象の研修を地域ブロックごとに行うこととなったため、センターでは経験を積んだ指導者対象の研修を行っています。

表11 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	シンポジウム	情緒障害児短期治療施設における性的問題への対応	報告：塩見 守（兵庫県立清水が丘学園） 福井伸弥（あゆみの丘） コメンテーター：滝川一廣（学習院大学文学部） 玉井邦夫（大正大学人間学部） 司会：増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	3.0
	討議	情緒障害児短期治療施設における性的問題への対応	参加者<グループ討議>	1.5
2	講義	性化行動の理解と援助	浅野恭子（大阪府池田子ども家庭センター）	2.5
	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	小倉 清（クリニックおぐら）	2.0
	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	平田美音（名古屋市くすのき学園）	2.0
3	講義	ジェンダー葛藤について - 日々の援助に活かす視点 -	高畠克子（東京女子大学現代教養学部）	2.0
	討議	援助方針の見直し	参加者<グループ討議>	2.5

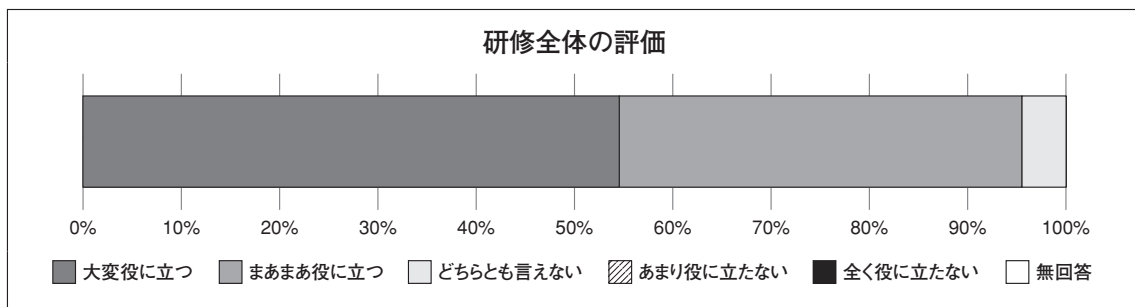


図11 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修 研修全体の評価

平成24年度は、22名の参加があり、平均経験年数は7.7年でした。

今年度は、「性・性的問題・ジェンダー」をテーマに、シンポジウム、グループ討議、講義を入れ込みました。多くの施設で抱えている課題だけに、講義を聞いて学ぶだけでなく、グループ討議では積極的に情報交換がなされたようです。事例検討では実際の事例を通して子どもの抱えている課題を理解し、3日目の午後には事前課題でまとめたケースについて、援助方針の見直しを行いました。参加者からは、「すぐに答えが見つかる問

題ではないが、施設へのお土産、アイデアをたくさんもらった。すぐ活かそうなもの、少し時間をかけて取り組むものがあった」と短期的・長期的視点を得ることができたようです。

(11) 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修 (表12)

本研修は、従来「児童相談所心理職員指導者研修」として実施されてきたものですが、法改正を受け、児童相談所運営指針に児童心理司スーパーバイザーが明確に打ち出されたことを機に、平成20年度より「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」として再編したものです。この研修も、児童相談所経験年数を「5年以上」として、参加者に一定以上の経験年数を求めています。

平成24年度は71名の参加がありました。参加者の児童相談所の平均経験年数は9.0年でした。

表12 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所における児童心理司の責務	水鳥川洋子 (ちば子どものサポート研究室)	1.5
	討議	児童心理司の現状と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	ケースのアセスメント - 行動観察からテストバッテリーまで -	平岡篤武 (静岡県立吉原林間学園)	2.5
	講義	性的虐待への対応	山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	2.0
	討議	児童心理司の担うべき役割と人材育成	参加者<グループ討議>	2.0
3	講義	児童福祉施設での子どもの育ち	辻 亨 (さざなみ学園)	2.0
	演習	事例検討 ----- 小グループ	小野善郎 (和歌山県精神保健福祉センター) * 中垣真通 (静岡県富士児童相談所) 柴田長生 (京都文教大学) 鈴木 清 (横浜市中央児童相談所) 小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
		演習	事例検討 ----- 小グループ	
	4	討議	児童相談所児童心理司の スーパービジョンはどうあるべきか	参加者<グループ討議> 助言: 小出太美夫
講義		スーパービジョンの実際	菅野道英 (滋賀県中央子ども家庭相談センター)	2.0

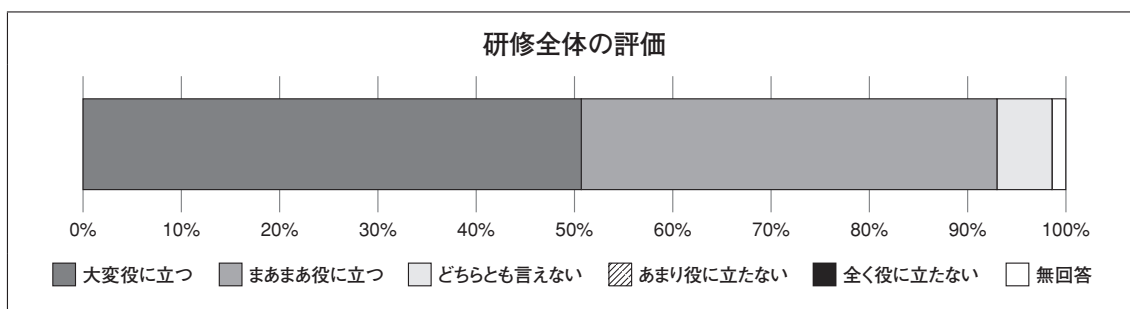


図12 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修 研修全体の評価

初日の講義では、児童相談所の中での児童心理司に求められる役割が時代背景によって変化している中、児童心理司としての責務について改めて考える機会となりました。2日目以降は心理司の中核的業務であるアセ

■ 事業報告 ■

スメント、特別な理解と対応が求められる性的虐待、入所後の姿が見えにくい児童福祉施設の子どもの育ちを取り上げました。また、児童心理司の人材育成について焦点をあてた討議を重ね、4日目にはグループで討議されたことを全体で共有した後、児童相談所経験の長い講師からスーパービジョンの実際について講義を設けました。研修後アンケートでは、「基礎からおさえ直すことができたことに加え、SVとしてのあり方を具体的な話しとして聞いたことが良かった」という意見や、「スーパーバイズのロールプレイをいれるとよいと思った」という要望もありました。4日間通して自らの役割を振り返り、認識する機会となったようです。

(12) 児童養護施設職員指導者研修 (表13)

この研修は、児童養護施設において子ども達を直接支援する職員のうち、指導的立場にある職員を対象としたものです。

表13 児童養護施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	松永 忠 (光の園)	2.0
	討議	施設とケースの紹介	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	認知発達に課題を抱える子どもの理解と援助	山上雅子 (心理相談室「ハタオリドリ」)	2.5
	演習	子どものアセスメント	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	4.0
3	講義	施設におけるソーシャルワーク	砂山真喜子 (児童家庭支援センターあすなろ子育て広場)	2.5
	演習	事例検討 子どもと家族の援助 小グループ	村瀬嘉代子 (北翔大学大学院) ※橋川英和 (共生会伊豆長岡学園) 木塚勝豊 (平安徳義会養護園) 齋藤新二 (齋藤ホーム) 島川丈夫 (同仁学院) 瀧井有美子 (横浜いずみ学園)	2.0
		演習	事例検討 子どもと家族の援助 小グループ	同上 ※同上
	講義	施設におけるカンファレンスの位置づけと効用	高田 治 (横浜いずみ学園)	2.5
4	シンポジウム	子どもの未来像を描く	シンポジスト： 秦 直樹 (興生こども家庭支援センター) 伊藤法子 (旭児童ホーム) 司会：増沢 高	2.5

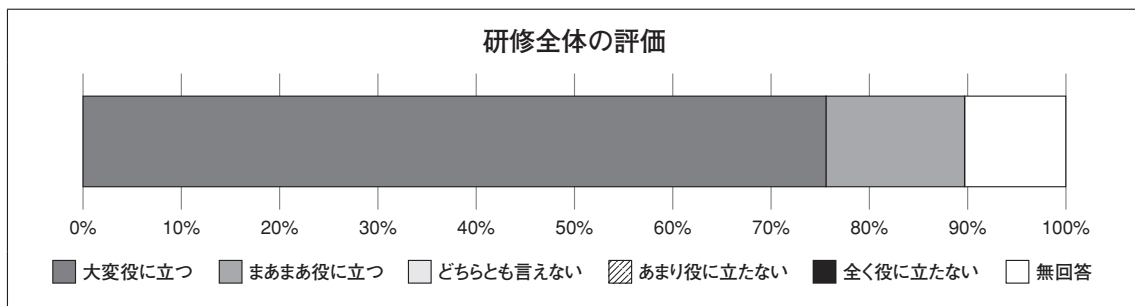


図13 児童養護施設職員指導者研修 研修全体の評価

平成24年度は78名の参加がありました。この10年間でセンター研修に参加した児童養護施設は、全体の78.6%（平成24年度末現在）となりました。

プログラムは、「子どもの理解と援助」を中心におき、虐待を受けて育ってきた子どもが抱えやすい認知発達課題に焦点をあてた講義や、事前課題でまとめたケースを改めて振り返る演習、実際の事例を通して援助の姿勢や具体的な視点を学ぶ事例検討を盛り込みました。最終日は、質の高いカンファレンスを行う視点を学ぶ講義や、施設で育った子どもについて、予後も含めて報告を頂くシンポジウムを設けました。このシンポジウムは、深刻な課題を抱える子どもの入所が増えている中、施設入所を経て健全に生活している事例に触れることで、援助者が希望を失わず、子どもの未来に希望を抱くことの重要性を理解するために設けています。退所後、決して恵まれていると言えない生活の中で必死に生きている姿や、言葉を交わさなくとも分かり合えた瞬間があった経験など、報告者の語りから子どもたちに真摯に向かい合う姿勢の大切さを学んだように思います。

(13) 治療機関・施設専門研修（表14）

情緒障害児短期治療施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等で治療に携わる職員を対象に、治療施設関係諸機関合同研修として実施している研修です。

表14 治療機関・施設専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	シンポジウム	地域における家族支援	秦 直樹（興正こども家庭支援センター） 八木安理子（大阪府枚方市家庭児童相談所） 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	講義	代理によるミュンヒハウゼン症候群の理解	長石純一（鳥取市立病院小児科）	2.0
2	講義	小児性愛と子ども虐待	針間克己（はりまメンタルクリニック）	2.0
	講義	薬物依存と子ども虐待	森田展彰（筑波大学大学院人間総合科学研究科）	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
3	演習	事例検討（小グループ） 子どもと親への治療的援助	志村浩二（三重県亀山市子ども総合センター） 笠井華英（東京都杉並児童相談所） 平岡篤武（静岡県健康福祉部） 鈴木 清（横浜市中央児童相談所） 山喜高秀（志學館大学人間学部） 辻 亨（さざなみ学園） 水鳥川洋子（ちば子どもサポート研究室） 高田 治（横浜いずみ学園） 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター） 増沢 高	2.0
	演習	事例検討 子どもと親への治療的援助	村瀬嘉代子（北翔大学大学院）	2.5

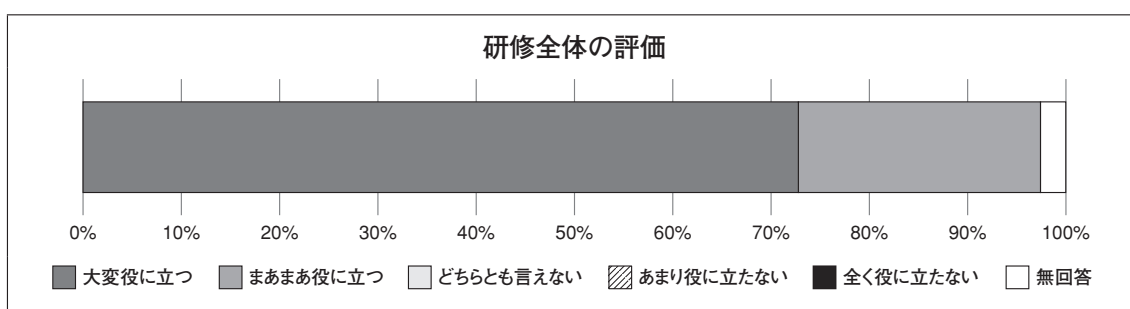


図14 治療機関・施設専門研修 研修全体の評価

■ 事業報告 ■

平成24年度は、81名の参加があり、内訳は、児童相談所（61名）、情緒障害児短期治療施設（12名）、児童自立支援施設（1名）、医療機関（5名）、女性相談所（1名）、市区町村（1名）でした。参加者の職種も、心理職だけでなく、児童福祉司や児童指導員からの参加もあり、多職種によって構成されました。

平成24年度は、「家族・保護者」に焦点をあてたプログラム構成としました。初日には在宅支援の中心的役割となる市区町村、児童家庭支援センターから発題を頂き、家族に身近な機関が地道な支援を行う大切さを学びました。続いて、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」「小児性愛」「薬物依存」と、子ども虐待と密接に絡んでいるテーマについて、実際のケースや膨大な研究データをもとに講義を頂きました。それぞれのテーマについて深く学ぶ機会は貴重で、研修後アンケートでは、「テーマごとに、それぞれの定義や知っておくべきことについて細かく聞く事ができてとても良かった」という声もありました。3日目は午前・午後と事例検討を設け、午前中は小グループで、午後は全体で行いました。実際の事例を検討することで、普段忘れがちな視点を改めて認識できたようです。

（八木先生の報告は本冊子に掲載しております。）

(14) 公開講座（表15）

表15 公開講座「原発事故と子ども～子どもの未来を考える～」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	公開講座	原発事故と福島の子もたち －児童養護施設から考える－	神戸信行（児童養護施設 青葉学園）	1.5
		原発事故と子どもの健康	黒部信一（すずしろ診療所）	1.5

平成24年度は「原発事故と子ども～子どもの未来を考える～」をテーマに開催しました。福島県内にある児童養護施設で施設長をされている神戸先生からは、これまで直面してきた課題や現在の懸念について、小児科医の黒部先生からは、放射能が子どもに与える影響について、身体的側面だけでなく、親や子どもにもたらす不安など心理的側面も含めて講演いただきました。講演を通して、認識すべき重要な情報を得ることができました。

（神戸先生、黒部先生の講演は本冊子に掲載しております。）

(15) 児童福祉施設指導者合同研修（表16）

児童養護施設職員指導者研修、乳児院職員指導者研修の発展形として、平成17年度より実施しています。平成18年度から、母子生活支援施設、児童自立支援施設を、平成19年度から情緒障害児短期治療施設にも参加を呼び掛けたこともあり、多施設合同の研修として開催しています。

表16 児童福祉施設指導者合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童福祉システムにおける児童福祉施設の役割	伊達直利（旭児童ホーム）	2.0
	討議		参加者＜グループ討議＞	2.0

2	講義	分科会 家族支援の実践 【養護・情短・自立】 思春期の課題	星野崇啓（国立武蔵野学院）	2.5
		【乳児院】【母子生活支援施設】 子ども虐待事例における母子臨床	青木紀久代（お茶の水女子大学大学院）	
	演習	事例検討 子どもと親への援助	西田寿美 （三重県立小児心療センター あすなる学園）	2.0
	事例検討（小グループ）	※山喜高秀（志學館大学人間関係学部） 国分美希（至誠学園） 増沢 高（子どもの虹情報研修センター） 楢原真也（ ） 南山今日子（ ）		
	演習	事例検討 子どもと親への援助	同上	2.0
		事例検討（小グループ）	※同上	
3	シンポジウム	子どもの人生をつなぐ	山澤重美（鳥取県米子児童相談所） 島川丈夫（同仁学院） 渡邊 守（NPO法人キアアセット）	3.0
	情報提供	海外における児童福祉システム	瀧井有美子（横浜いずみ学園） 増沢 高	1.5

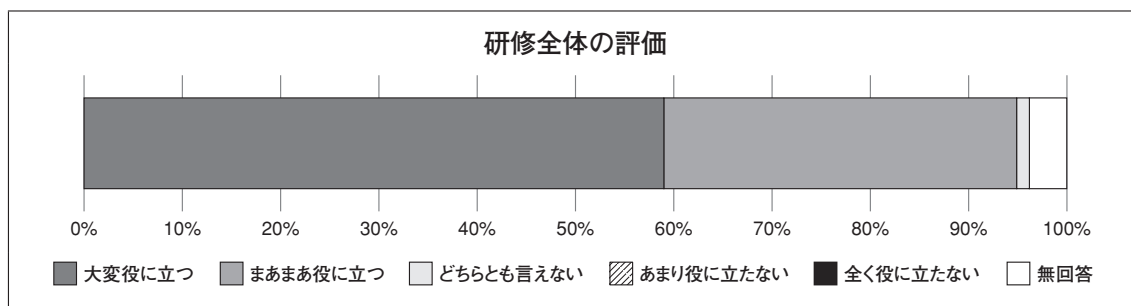


図16 児童福祉施設指導者合同研修 研修全体の評価

平成24年度は78名の参加がありました。内訳は児童養護施設30名、乳児院19名、母子生活支援施設17名、情緒障害児短期治療施設7名、児童自立支援施設4名、知的障害児施設1名でした。

まず、児童福祉システムの中で、児童福祉施設が果たすべき役割について学びました。2日目には平成23年度に引き続き分科会を設け、【養護・情短・自立】領域では「思春期の課題」、【乳児・母子】領域では「母子臨床」をテーマに講義を設けました。3日目午前には「子どもの人生をつなぐ」というテーマでシンポジウムを行い、児童相談所、児童養護施設、里親支援を行っているNPO法人の方より事例を報告して頂きました。複雑な背景が重なるケースばかりで、措置変更や家庭復帰など、生活の場所が大きく変わる中で、どう子どもの人生をつなぎ、紡いでいくか、各シンポジストが悩みながらも真摯に子どもたちに向き合う姿が語られました。

平成24年度もグループを2タイプ作り、初日の情報交換では多施設混合の編成とし、3日目の事例検討では、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設混合のグループと、乳児院、母子生活支援施設それぞれのグループを作成し、多くの方と交流できるようにしました。

■ 事業報告 ■

(16) 市区町村虐待対応指導者研修 (表17)

平成24年度より新設した研修です。市区町村児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満たした方を対象としています。

表17 市区町村虐待対応指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童家庭相談のあり方と実際	宮島 清 (日本社会事業大学大学院)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	要保護児童対策地域協議会のあり方と充実	加藤曜子 (流通科学大学)	2.5
	演習	子どもと家族の総合的アセスメント	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	4.0
3	講義	妊娠期からの連続した支援	佐藤拓代 (大阪府立母子保健総合医療センター)	2.0
	シンポジウム	市区町村と児童相談所の連携	報告：志村浩二 (亀山市子ども総合センター) 佐藤隆司 (神奈川県中央児童相談所) 司会：安部計彦 (西南学院大学人間科学部)	2.5

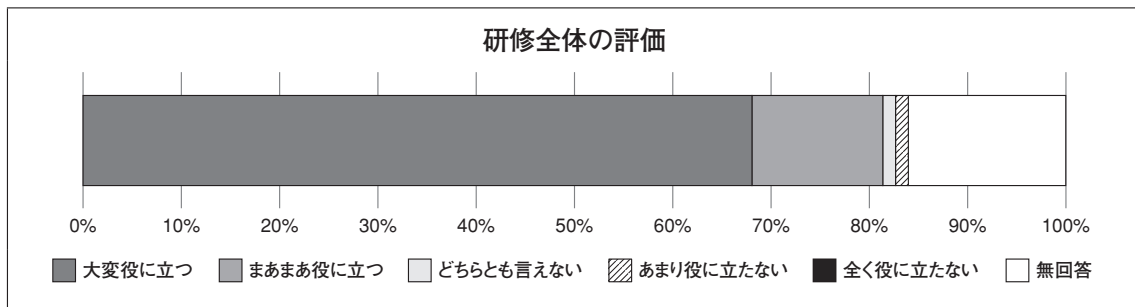


図17 市区町村虐待対応指導者研修 研修全体の評価

初めて開催した研修でしたが、75名の参加がありました。内訳は市区町村（福祉）が61名と一番多く、市区町村（保健）、児童家庭支援センター、教育機関、都道府県（保健）からの参加もありました。初日には「児童家庭相談のあり方と実際」という基本的な講義を設け、グループ討議を行いました。地域、職種、経験年数が混合したグループ編成としましたが、他自治体と情報交換を行う貴重な機会となったようです。2日目以降は、要保護児童対策地域協議会、アセスメント、妊娠期からの支援など地域で子ども・家庭を支援していくための必要な視点を学べるプログラムを盛り込みました。最後には市区町村と児童相談所の連携というテーマのシンポジウムを行い、両者の現状と課題を共有するとともに、連携強化のために何が必要か考える時間となりました。参加者からは「普段悩んでいることを他自治体の方と共有できたことで、業務の大変さが少し軽減されたように感じた」という声もありました。

(17) 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修 (表18)

児童相談所・児童福祉施設の協働がこれまで以上に求められる現状を踏まえ、平成22年度に新設した研修です。

表18 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	社会的養護児童におけるアセスメント	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	各機関の現状と課題	参加者<グループ討議>	1.5
2	講義	家族への支援	山本朝美 (小鳩乳児院)	2.5
	演習	事例検討 (大グループ) 児童相談所と児童福祉施設との より良い協働を目指して	金井 剛 (横浜市中央児童相談所)	2.0
		事例検討 (小グループ)	※野坂正径 (神奈川県立大磯学園) 平岡篤武 (静岡県健康福祉部) 高田 治 (横浜いずみ学園) 小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター) 増沢 高	
	演習	事例検討 (大グループ) 児童相談所と児童福祉施設との より良い協働を目指して	同上	2.0
事例検討 (小グループ)		※同上		
3	シンポジウム	児童福祉施設における 暴力と性的問題の理解と対応	浜田尚樹 (神奈川県中央児童相談所) 松永 忠 (光の園) 瀧井有美子 (横浜いずみ学園)	2.5
	討議	児童相談所と児童福祉施設の協働のあり方	参加者<グループ討議>	2.5

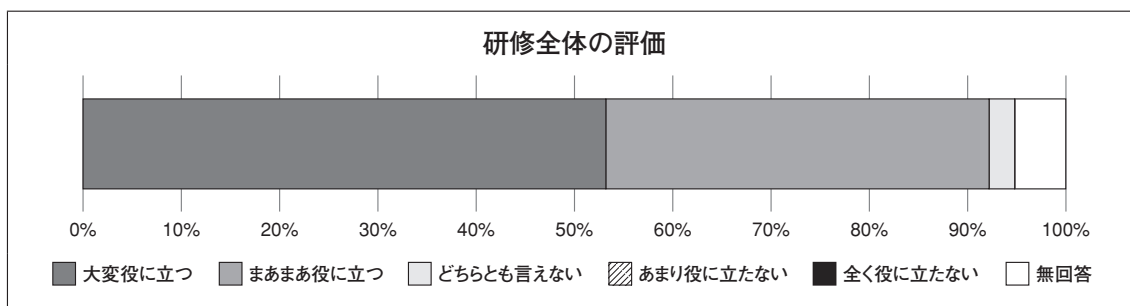


図18 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修 研修全体の評価

児童相談所職員40名、児童福祉施設職員37名と参加者は半々でした。それぞれの参加者の経験年数をみると、平成23年度と同様に施設職員は長く (6.7年)、児童相談所職員は短い (2.2年) という傾向でした。子どものアセスメントや家族支援においては、児童相談所と児童福祉施設の連携が不可欠ですが、お互い多忙な中、十分な協働がはかられているとは言えない現状が浮き彫りになりました。しかし、事例検討やシンポジウム、グループ討議を通して、事が起きてから連携をはかるのではなく、日ごろから連絡をとりあい、相互の役割を理解することの大切さを改めて認識しました。参加者からは「子どもにとって何が一番いいのかを一緒に考えることが大切」という声がありました。

■ 事業報告 ■

(18) 児童相談所中堅職員合同研修 (表19)

従来、児童福祉司と児童心理司の合同研修として実施してきましたが、平成23年度より、研修対象に一時保護所職員も加え、名称も「児童相談所中堅職員合同研修」と改称しています。

表19 児童相談所中堅職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所の今日的課題について	川松 亮 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	1.5
	討議	児童相談所の役割と課題 (情報交換)	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	福祉司・心理司・一時保護所職員の協働について	川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	講義	虐待を受けた子どもの症状や問題 一日常生活にどう表れるか	高田 治 (横浜いずみ学園)	2.0
	講義	ケースの見立て	近藤直司 (東京都小児総合医療センター)	2.5
3	講義	思春期の課題と支援	清家洋二 (開花館クリニック)	2.0
	演習	事例検討 児童虐待ケースへの対応と支援	藤林武史 (福岡市こども総合相談センター)	2.0
		事例検討 (小グループ)	※衣斐哲臣 (和歌山県子ども・女性・障害者相談センター) 柴田長生 (京都文教大学) 鈴木啓一 (静岡県東部児童相談所) 小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター) 川崎二三彦	
演習	事例検討	同上	2.0	
	事例検討 (小グループ)	※同上		
4	講義	保護者の理解と支援	牧 真吉 (名古屋市児童福祉センター)	2.0
	討議	児童虐待対応における児童相談所内の 連携・協働について	小出太美夫 参加者<グループ討議>	3.0

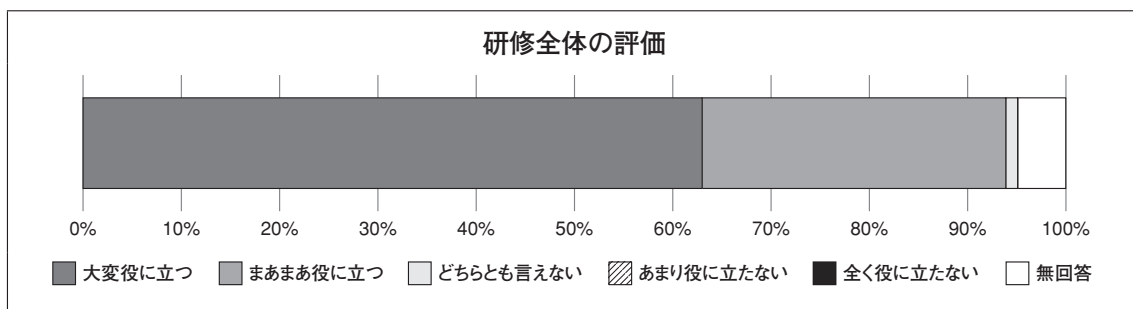


図19 児童相談所中堅職員合同研修 研修全体の評価

平成24年度は81名の参加 (児童福祉司51名、児童心理司24名、一時保護所職員6名) を得て行われました。平成23年度同様、一時保護所からの参加が少ない状況でした。

内容については、職種間の相互理解と協働が推進されるプログラムとしました。協働に向けてあらためてそれぞれの職種の専門性について学び、役割を再認識しました。どの職種もおさえておくべきテーマである「虐待を受けた子どもの症状」「ケースの見立て」「思春期の課題と支援」といった講義も盛り込みました。職種混合の小グループを作り、事例検討やグループ討議では、「協働」に重点が置かれた討議が展開されたようです。

(19) 乳児院職員指導者研修 (表20)

この研修は、乳児院において子ども達を直接支援する職員のうち、指導的立場にある職員を対象としたものです。

表20 乳児院職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	乳児院の現状と課題	長井晶子 (久良岐乳児院)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	1.5
2	講義	周産期の子どもの心身の発達	山下 洋 (九州大学病院)	2.5
	講義	乳児院における里親支援	横堀昌子 (青山学院女子短期大学)	2.0
	討議	事例の分かち合い	参加者<グループ討議>	2.0
3	講義	乳児院における母子臨床	渡辺久子 (慶應義塾大学医学部)	3.0
	演習	子どもの情緒発達を育むために - 生活の中の手立て -	青木紀久代 (お茶の水女子大学大学院)	2.5
4	演習	事例検討 (小グループ)	稲富憲朗 (清心乳児園) 小幡律子 (ドルカスベビーホーム) 芝 太郎 (しらかばベビーホーム) 高橋伸枝 (デュナミス) 武田 由 (乳児院積慶園) 南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	講義	乳児院におけるチームワーク	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.0

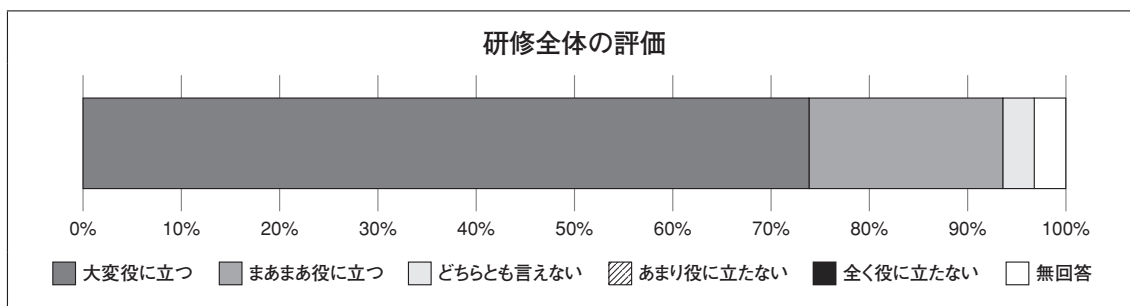


図20 乳児院職員指導者研修 研修全体の評価

平成24年度の参加者は61名でした。平均経験年数は11.7年と長く、20年以上の方が11名いました。

初日には乳児院全体の動向についての講義や、初めての顔合わせとなるグループ討議で自己紹介・機関紹介を行いました。2日目には、養育も含めた環境との相互作用が周産期の子どもの心身の発達にとって重要であることや、午後の講義では里親とともに子どもを育てる姿勢を学びました。研修全体を通して演習も多く、事前課題でまとめたケースを簡潔に報告する練習や、子どもの情緒発達を促進するためのケアプランを立てました。4日目の事例検討では1つの事例を基に、小グループで子どもや家族の理解を深め、乳児院でどう支援していくか、意見を出し合いながら考えました。参加者は、自分たちの施設の養育について考える機会となったようでした。

(20) 児童福祉施設心理担当職員合同研修 (表21)

児童福祉施設に勤務する心理担当職員を対象に平成15年度より実施している研修です。年々研修への参加希望が増加しており、平成23年度より定員を増やし、平成24年度は120名としました。

表21 児童福祉施設心理担当職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	分科会 【養護・情短・自立】 施設におけるアセスメントと コンサルテーション	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
		【乳児院】【母子生活支援施設】 子ども虐待における母子臨床	田中千穂子 (花クリニック)	
	討議	自己紹介と施設紹介	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	アタッチメントの病理と障害	遠藤利彦 (東京大学大学院)	2.5
	演習	事例検討 子どもの援助について	川畑友二 (クリニック川畑)	2.0
		事例検討 (小グループ)	※内海新祐 (川和児童ホーム) 古谷みどり (光の子どもの家) 杉山史恵 (湘南学園) 吉野りえ (同仁学院) 瀧井有美子 (横浜いずみ学園) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター) 橋原真也 () 南山今日子 ()	
演習	事例検討 子どもの援助について 事例検討 (小グループ)	同上 ※同上	2.0	
3	演習	子どもの歴史を考える	橋原真也	3.0
	演習	生活の中で子どもを支援する	増沢 高	2.0

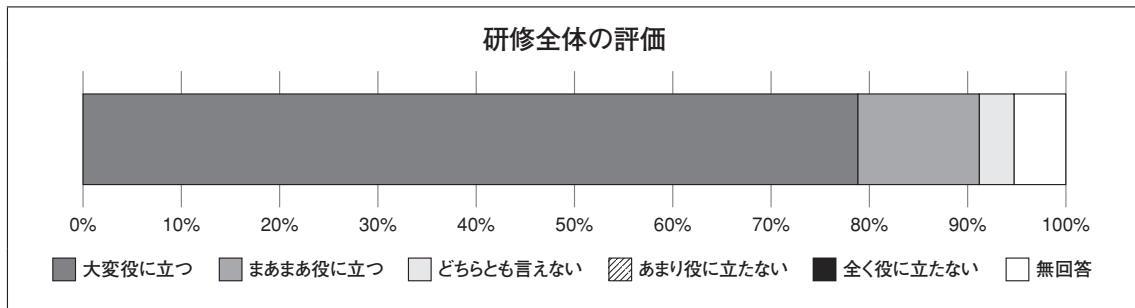


図21 児童福祉施設心理担当職員合同研修 研修全体の評価

初日の講義を、児童養護施設（58名）・情緒障害児短期治療施設（13名）・児童自立支援施設（2名）・児童家庭支援センター（6名）と、乳児院（18名）・母子生活支援施設（16名）の2つに分け、種別ごとのニーズに対応できるように、異なるテーマの分科会方式で講義を設定しました。2日目午前中にはアタッチメントをテーマに、基本的知識だけでなく、臨床的な視点から講義を頂きました。午後には事例検討を行い、子どもの理解だけでなく、他職員とどう協働するかという視点まで論点が広がりました。最終日には午前・午後と演習を行い、子どもが入所するまでの人生に思いを馳せたり、子どもの生活をベースに心理職としてできることを考えました。参加者からは、「実践してきたことを新たな視点で見直すことができ、改善すべきポイントや具体策へのアイデアを得ることができた」「経験年数ごとに悩みも違うと思うため、経験年数でも分けて話し合う機会があっても良かったと思う」などの意見がありました。

(21) テーマ別研修「子どもの性と暴力」「家族への支援」(表22)

センターでは、合同研修の一形態として「テーマ別研修」を実施しております。その年度のテーマは参加者アンケートで要望の多いものやその時に関心の高い問題など、時宜に適ったテーマを設定しています。機関・職種を問わず参加が可能なこともあり、テーマによりますが、定員を大幅に超えることも少なくありません。過去のテーマを挙げると「発達障害と児童虐待」「介入の意義と方法」(平成17年度)、「発生予防」「親への支援」(平成18年度)、「性的虐待」「非行と児童虐待」(平成19年度)、「親への支援」「児童虐待に関する諸問題」(平成20年度)、「性的虐待」「家族への支援」(平成21年度)「子ども虐待防止と周産期の支援」「DVと子ども虐待」(平成22年度)は、「法律の理解と法的対応」「ネグレクト」(平成23年度)でした。平成24年度は「子どもの性と暴力」「家族への支援」を取り上げることにしました。

表22-1 テーマ別研修「子どもの性と暴力」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	暴力とは何か	大淵憲一(東北大学大学院)	1.5
	講義	暴力と性-加害の背景を考える	藤岡淳子(大阪大学大学院)	2.0
	講義	子どもの育ちと暴力	小倉 清(クリニックおぐら)	2.0
2	講義	支援者による虐待	市川和彦(会津大学短期大学部)	2.25
	シンポジウム	子どもの性と暴力を考える	岡本正子(大阪教育大学) 河尻 恵(国立武蔵野学院) 石原智子(宮城県仙台南警察署) 岡崎倫子(きずな大阪法律事務所) コーディネーター:山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	4.0

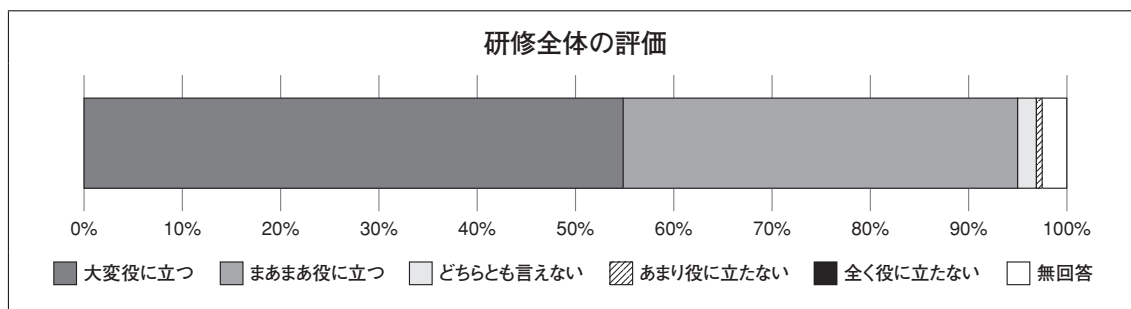


図22-1 テーマ別研修「子どもの性と暴力」 研修全体の評価

表22-2 テーマ別研修「家族への支援」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	若者の家族像	保坂 亨 (千葉大学教育学部附属教育実践総合センター)	2.0
	講義	虐待に至った親について	広岡智子(子どもの虐待防止センター)	2.0
2	講義	ステップファミリーの子育て支援	津崎哲郎(花園大学社会福祉学部)	2.5
	講義	貧困家庭への子育て支援	山野良一(千葉明德短期大学)	2.0
	講義	精神疾患を抱えた親への子育て支援	金井 剛(横浜市中心児童相談所)	2.0

■ 事業報告 ■

3	講義	周産期における母子臨床 －関係性へのアプローチ－	山下 洋（九州大学病院）	2.0
	シンポジウム	世代間連鎖を断ち切るために	久保田まり（東洋英和女学院大学人間科学部） 大野紀代（子供の家） 栗原ちゆき（さつき寮）	3.0

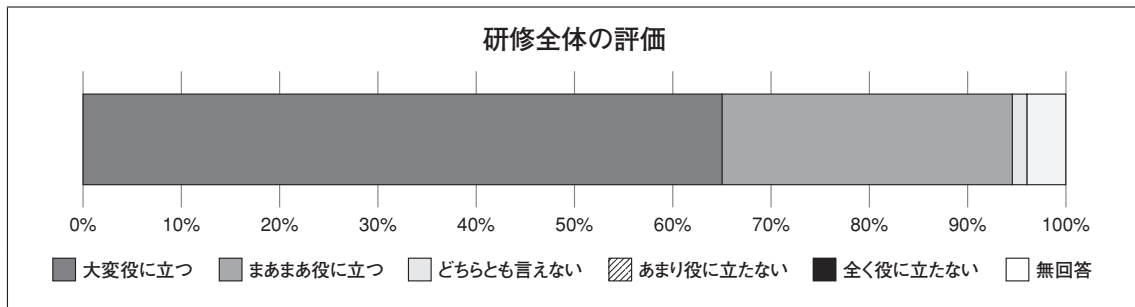


図22-2 テーマ別研修「家族への支援」 研修全体の評価

今年度よりテーマ別研修はすべて定員を150名と拡大しました。定員拡大により会場の都合上、交流会やグループ討議を行うことができず、すべて講義形式のプログラムとしました。

「子どもの性と暴力」には児童相談所や児童福祉施設を中心に、157名の参加がありました。初日はこのテーマの本質に触れる講義が続き、2日目は様々な領域で活躍しているシンポジストより、実践や事例を含め、「子どもの性と暴力」について考えていることを発題してくださいました。

「家族への支援」は児童相談所や市区町村からの参加者を中心に児童福祉施設、教育機関など幅広い機関から203名の参加がありました。このテーマへの関心は高く、急ぎよ、映像を視聴できる別会場を設けたほど多数の申込がありました。2日目には「ステップファミリー」「貧困」「精神疾患」という3つのテーマについて、子育ての難しさやどう支援を行っていくか講義を頂き、3日目には母子臨床、世代間連鎖といった“関係性”をテーマに講義やシンポジウムを設けました。

（大淵先生、小倉先生、津崎先生の講義は本冊子に掲載しております。）

(22) 児童福祉施設職員等地域合同研修（表23）

石川県、鹿児島県（平成16年度：試行実施）、鳥取県、千葉県、神奈川県（平成17年度）、群馬県、岩手県、三重県（平成18年度）、宮城県、埼玉県、茨城県（平成19年度）、大阪府、山梨県（平成20年度）、滋賀県、広島県、愛知県（平成21年度）、福岡県（平成22年度）、静岡県、長崎県（平成23年度）に続き、宮崎県と兵庫県にて実施しました。

表23-1 児童福祉施設職員等地域合同研修（宮崎）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの人生をつなぐ －育ちの連続性－	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	3.0
2	演習	事例検討 子どもの理解と援助	助言：増沢 高 司会：南山今日子（子どもの虹情報研修センター）	3.0

表23-2 児童福祉施設職員等地域合同研修（兵庫）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	発達に課題を抱えた子どもの理解と援助 －社会的養護児童のアセスメント－	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	演習	事例検討 社会とつながる力が弱い家族への援助	助言：増沢 高 司会：南山今日子（子どもの虹情報研修センター）	2.5

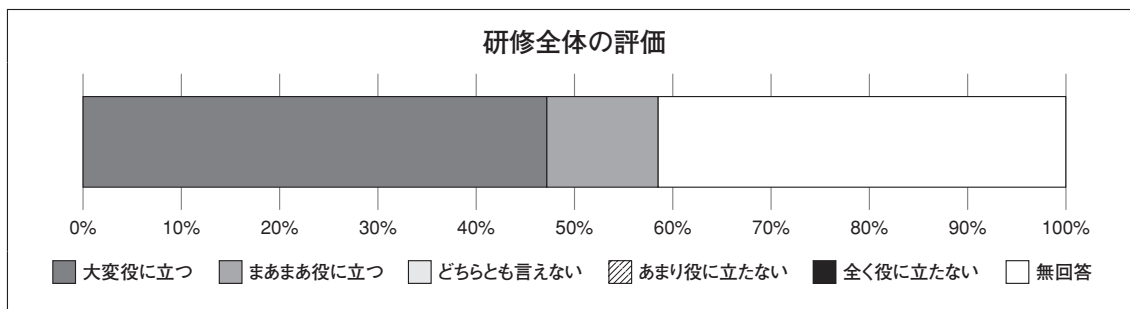


図23-1 児童福祉施設職員等地域合同研修（宮崎） 研修全体の評価

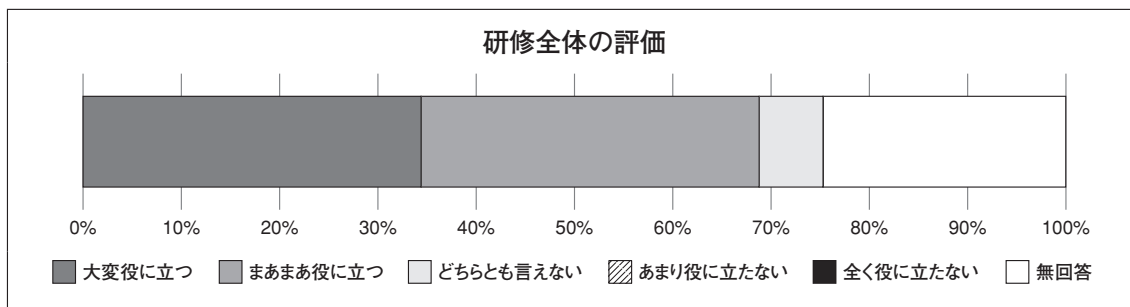


図23-2 児童福祉施設職員等地域合同研修（兵庫） 研修全体の評価

約5ヶ月前より各地域の事務局と協議を重ね、講義と事例検討という基本構成は残しつつ各地域のニーズに合わせたプログラムを作成しました。宮崎県では「子どもの人生をつなぐ」というテーマで講義、事例検討を行いました。事例検討では措置変更されたケースを検討し、子どもの育ちを丁寧につないでいくことの大切さを共有しました。兵庫県では「発達に課題を抱えた子どもの理解と援助」「社会とつながる力が弱い家族への援助」というテーマを設定し、母子生活支援施設を中心に、児童相談所や市区町村からも集まりました。

なお、本研修は、一定の役割を終えたと判断し、平成24年度で研修を終了といたしました。

(23) 児童福祉関係職員長期研修（Web研修）（表24）

Web研修とは、インターネットを活用し、少人数のグループによる定期的なグループ討議、事例検討等を通して、援助技術の向上を図るとともに、社会的養護に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指して平成21年度より本格実施しています。全国から定期的集まるのは時間的にも経済的にも困難であることから、事務局もあわせて10名がWeb画面上に一堂に会し、カメラとマイクを使い、双方向にやりとりができるシステムを利用し、Web研修を実施しています。

■ 事業報告 ■

表24 児童福祉関係職員長期研修（Web研修）

月 日	プログラム	内 容	時間
6月28日（木） -29日（金）	プレ研修会	講義・討議・オリエンテーション	1日半
7月30日（月）	事例検討	報告：参加者	2.0
8月30日（木）	事例検討	報告：参加者	2.0
9月7日（金）	事例検討	報告：参加者	2.0
10月25日（水）	事例検討	報告：参加者	2.0
11月19日（月）	事例検討	報告：参加者	2.0
12月21日（金）	事例検討	報告：参加者	2.0
1月28日（月）	事例検討	報告：参加者	2.0
2月15日（金）	事例検討	報告：参加者	2.0
3月14日（木） -15日（金）	修了研修会	講義・討議・振り返り	1日半

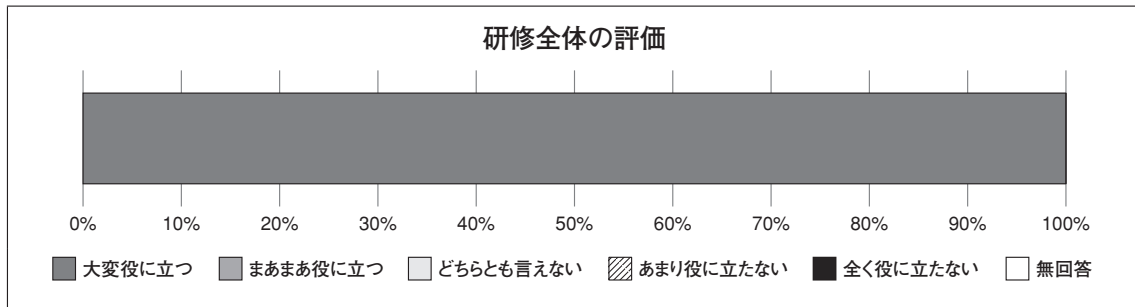


図24 児童福祉関係職員長期研修（Web研修） 研修全体の評価

平成24年度の参加者は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に勤める8名でした。平均経験年数が13.4年と全員が児童福祉施設で一定程度経験を積んだ方でした。6月のプレ研修会では社会的養護児童のアセスメントというテーマで講義を行い、オリエンテーションも含めてメンバーで顔合わせを行いました。7月より月に1回、事例検討を行い、参加者が一人一回発表する機会を設け、Web画面上で討議を行いました。平成24年度は「機関連携を意識したケース」というテーマを設け、各参加者がテーマに沿った事例を持ち寄りました。修了研修では事例検討の振り返りを行い児童福祉施設の課題を討議し、社会的養護児童にとって日常生活の大切さを学ぶ講義や、児童相談所の現状について講義を設けた後よりより連携のために必要なことについて討議を行いました。

(24) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修（表25）

児童相談所における児童福祉司のスーパーバイズ力量の向上、ならびに児童福祉に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指して、平成23年度に試行実施し、平成24年度から本格実施としました。対象は、過去に「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」に参加された方としたところ、11名の参加がありました。

表25 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修

前期

日	形式	講義名	講師等	時間
1	実践報告	児童福祉司SVの実践1	報告：参加者 助言： 佐藤隆司（神奈川県中央児童相談所） 大場 伸（東京都北児童相談所）	1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践2		1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践3		1.5
2	実践報告	児童福祉司SVの実践4		1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践5		1.5

後期

日	形式	講義名	講師等	時間
1	演習	事例検討 児童福祉司SVの事例1	報告：参加者 助言： 佐藤隆司（神奈川県中央児童相談所） 大場 伸（東京都北児童相談所）	1.5
	演習	事例検討 児童福祉司SVの事例2		1.5
	演習	事例検討 児童福祉司SVの事例3		1.5
2	演習	事例検討 児童福祉司SVの事例4		1.5
	演習	事例検討 児童福祉司SVの事例5		1.5

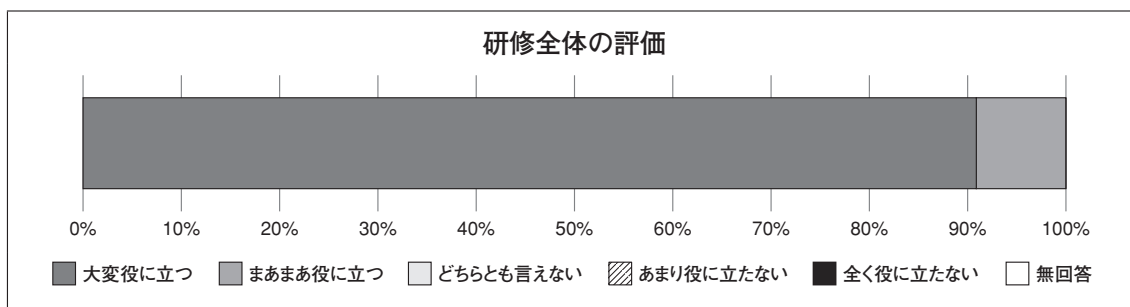


図25 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修 研修全体の評価

研修は、1泊2日、前後期の2回開催で、前期は「スーパーバイザーのあり方」に焦点を絞っての実践報告と討議を行い、児童相談所の規模や体制は違う中、各参加者が苦勞していること、工夫していることなど現状を共有しました。後期は事例検討を行いました。福祉司として担当したケースではなく、“スーパーバイズした事例”を持ち寄りました。前期・後期通して指導的立場としてのスキルやあり方についても検討しました。参加者は、児童相談所経験年数が平均10.4年と長く、実践報告や事例検討を通して、児童相談所スーパーバイザーとしての新たな視点や工夫など気づきの多い研修会となりました。研修後は、研修の講師をお願いするなど事業への協力を頂いています。

4. 研修の評価

(1) 研修全体の評価

センターでは、研修終了時にアンケートで研修に対する評価をお願いしています。研修全体について「大変役に立つ」から「役に立たない」まで5段階で評価をしてもらったところ、全研修において「大変役に立つ」・「まあまあ役に立つ」の割合が80%以上あり、100%が5本ありました。アンケート結果は研修直後の主観的な感想が中心となりますが、概ね高い評価を得ているものと考えています。

表26 研修参加直後のアンケート結果

平成24年度研修 研修参加直後のアンケート結果の状況

	No	研 修 名 称	参加者数	回答者数	大変役に立つ まあまあ役に立つ		あまり役に立たない 役に立たない	
					人数	%	人数	%
児童相談所	1	児童相談所長研修 <前期>	91	86	82 (95.3%)		1 (1.2%)	
	2	児童相談所長研修 <後期>	91	85	78 (91.8%)		0 (0.0%)	
	3	児童相談所医師専門研修	18	17	17 (100.0%)		0 (0.0%)	
	4	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	85	84	76 (90.5%)		0 (0.0%)	
	5	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	86	85	78 (91.8%)		1 (1.2%)	
	6	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	71	71	66 (93.0%)		0 (0.0%)	
	7	児童相談所中堅職員合同研修	81	80	76 (95.0%)		0 (0.0%)	
	8	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修	11	11	11 (100.0%)		0 (0.0%)	
児童福祉施設	1	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	22	22	21 (95.5%)		0 (0.0%)	
	2	児童養護施設職員指導者研修	78	76	70 (92.1%)		0 (0.0%)	
	3	児童福祉施設指導者合同研修	78	78	74 (94.9%)		0 (0.0%)	
	4	乳児院職員指導者研修	61	59	57 (96.6%)		0 (0.0%)	
	5	児童福祉施設職員等地域合同研修<宮崎>	89	55	52 (94.5%)		0 (0.0%)	
	6	児童福祉施設職員等地域合同研修<兵庫>	93	71	64 (90.1%)		0 (0.0%)	
	7	児童福祉施設心理担当職員合同研修	113	113	103 (91.2%)		0 (0.0%)	
	8	児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	8	8	8 (100.0%)		0 (0.0%)	
市区町村	1	地域虐待対応研修企画者養成研修	72	71	64 (90.1%)		0 (0.0%)	
	2	地域虐待対応合同アドバンス研修(青森県)	68	68	66 (97.1%)		0 (0.0%)	
	3	地域虐待対応合同アドバンス研修(島根県)	103	102	95 (93.1%)		0 (0.0%)	
	4	市区町村虐待対応指導者研修	75	74	61 (82.4%)		1 (1.4%)	
その他	1	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	24	22	21 (95.5%)		0 (0.0%)	
	2	治療機関・施設専門研修	81	79	79 (100.0%)		0 (0.0%)	
	3	教育機関・児童相談所職員合同研修	65	65	65 (100.0%)		0 (0.0%)	
	4	大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	46	44	43 (97.7%)		0 (0.0%)	
	5	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	77	77	71 (92.2%)		0 (0.0%)	
	6	テーマ別研修「子どもの性と暴力」	157	156	149 (95.5%)		1 (0.6%)	
	7	テーマ別研修「家族への支援」	203	199	192 (96.5%)		0 (0.0%)	

(2) 研修への要望

研修直後のアンケート集計結果で研修テーマとして希望が最も多いのは、平成21～23年度と同様「家族支援・家族再統合」に関する研修で、特に児童相談所、市区町村等からの希望が多くありました。次いで、児童福祉施設を中心に「職員チームのあり方」が続き、様々な機関から「性的虐待・性問題行動」に関しての希望がありました。

表27 研修希望テーマ

No	研修名称	参加者数	回答者数	1位	2位	3位
児童相談所	1 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	85	74	「スーパービジョンの方法と実際」22名 「家族支援・家族再統合」22名	「法制度・法的対応」19名	「子どもの問題行動への対応」18名
	2 児童相談所児童福祉司SV研修	86	85	「法制度・法的対応」36名	「家族支援・家族再統合」27名	「スーパービジョンの方法と実際」26名
	3 児童相談所児童心理司SV研修	71	71	「性的虐待・性的問題行動」32名	「具体的治療(支援)技法」27名	「家族支援・家族再統合」22名
	4 児童相談所中堅職員合同研修	81	80	「家族支援・家族再統合」31名	ケースの総合的アセスメント18名 性的虐待・性的問題行動18名 具体的な治療(支援)技法18名	在宅支援のあり方17名
児童福祉施設	1 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	22	22	「家族支援・家族再統合」11名 「職員のメンタルヘルスケア」11名	「ケースカンファレンスのあり方」10名 「具体的治療(支援)技法」10名	「職員チームのあり方」7名 「性的虐待・性的問題行動」7名
	2 児童養護施設職員指導者研修	78	76	「職員チームのあり方」42名	「人材育成」32名	「リービングケア・アフターケア」31名
	3 児童福祉施設指導者合同研修	78	78	「職員のメンタルヘルスケア」27名 「職員チームのあり方」27名	「家族支援・家族再統合」22名	「ケースカンファレンスのあり方」21名
	4 乳児院職員指導者研修	61	61	「職員のメンタルヘルスケア」35名	「人材育成」34名	「ケースカンファレンスのあり方」25名 「職員チームのあり方」25名
	5 児童福祉施設心理担当職員合同研修	113	113	「職員のメンタルヘルスケア」54名	「職員チームのあり方」48名	「ケースカンファレンスのあり方」47名 「性的虐待・性的問題行動」47名
市区町村	1 地域虐待対応研修企画者養成研修	72	71	「家族支援・家族再統合」24名	「ケースの総合的アセスメント」22名	「ネグレクト」19名
	2 市区町村虐待対応指導者研修	75	74	「家族支援・家族再統合」33名	「在宅支援のあり方」28名 「発達障害と児童虐待」28名	「親の精神疾患」24名
	3 地域虐待対応合同アドバンス研修<青森県>	68	68	「親の精神疾患」21名	「虐待の発生予防」20名 「ケースカンファレンスのあり方」20名	「在宅支援のあり方」18名
	4 地域虐待対応合同アドバンス研修<島根県>	103	102	「家族支援・家族再統合」32名	「都道府県(児相)と市区町村の連携」29名	「在宅支援のあり方」28名
その他	1 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	24	22	「家族支援・家族再統合」6名 「教育機関との連携」6名 「性的虐待・性的問題行動」6名	「児童福祉施設との連携」5名 「法制度・法的対応」5名 「虐待と脳科学」5名 「スーパービジョンの方法と実際」5名	「職員のメンタルヘルスケア」4名 「里親支援」4名
	2 治療機関・施設専門研修	81	79	「性的虐待・性的問題行動」34名	「家族支援・家族再統合」30名	「具体的治療(支援)技法」21名
	3 教育機関・児童相談所職員合同研修	65	65	「虐待と非行」18名	「子どもの問題行動への対応」17名 「性的虐待・性的問題行動」17名 「虐待が心身に及ぼす影響」17名	「親の精神疾患」16名
	4 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	77	77	「家族支援・家族再統合」30名	「職員チームのあり方」24名 「施設での子どもの育ち」24名	「子どもの問題行動への対応」21名

5. 児童福祉施設職員の他研修への参加状況

児童福祉施設の職員は、子どもの虹情報研修センターで行われる研修以外にも様々な研修に参加しています。センターでは、そうした研修の動向や内容を把握するため、研修参加者を対象に調査を行いました。以下に、その概要を紹介いたします。

(1) 手続き

平成24年度の「乳児院職員指導者研修」「児童養護施設職員指導者研修」「情緒障害児短期治療施設職員指導者研修」「児童福祉施設指導者合同研修」の4研修の参加者に対して、「貴機関の職員が、昨年度に出席した機関外での出張研修全てを下記に列挙してください」とお願いし、研修タイトル、研修テーマ、主催、研修期間を列挙してもらいました。

(2) 回答施設と施設種別ごとの研修参加数

全部で186の児童福祉施設から回答を得ました。これは全国の施設のごく一部に過ぎませんが、回答を施設種別ごとに区分し、それぞれの施設種別の状況を示したものが表28です。全体での研修の平均参加数は16.4回で、児童養護施設の平均研修参加数が18.0回と一番多い結果となりました。また、最も少ない施設が1回、最も多い施設が61回と、施設ごとの研修参加数にもばらつきがありました。

表28 回答施設と施設種別ごとの研修参加数

区分	全国の施設数	回答施設数	参加研修数	平均参加数	ばらつき
乳児	130	55 (42%)	850	15.5回	1回～61回
養護	589	86 (15%)	1547	18.0回	1回～44回
情短	39	24 (62%)	302	12.6回	4回～25回
母子	263	17 (7%)	280	16.5回	2回～39回
自立	58	4 (7%)	68	17.0回	6回～39回
総計	1079	186	3047	16.4回	1回～61回

(3) 研修規模・主催団体の区分

参加した研修の規模や主催団体を、以下の8つに区分しました。以下に、主催団体の例を示します。

- ①全国（団体）：厚生労働省、全養協、全乳協、全母協、全情短、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設長研究協議会等などが主催した、全国規模で行われている研修
- ②全国（機関）：子どもの虹情報研修センター、日本子ども総合研究所、国立武蔵野学院、国立きぬ川学院、国立秩父学園の5つの機関で行われている研修
- ③地域ブロック：全養関東ブロック、全情短東海ブロック、西三河施設長会、南予福祉施設会など地域ブロック単位で行われている研修
- ④都道府県政令市：児童相談所、都道府県保健福祉部、施設連絡協議会、都道府県社会福祉協議会など、都道府県や政令市が主催して行われた研修
- ⑤民間：SBI子ども希望財団、明治安田こころの健康財団、資生堂社会福祉事業財団STARS、大学の講座、

NPO団体をはじめとするさまざまな民間団体が主催した研修

- ⑥研究会・自主団体：全国養護問題研究会、小舎制養育研究会、人間と性教育研究協議会、サインズ・オブ・セーフティ研究会、日本カトリック児童施設協会などの研究会や団体が主催した研修
- ⑦施設主催：単独の施設が、地域の他の施設に呼びかけて実現した研修
- ⑧学会・資格団体：日本子ども虐待防止学会、日本医師会、日本社会福祉学会、日本臨床心理学会、赤ちゃん学会など学会や特定の資格団体が主催した研修

今回の調査結果では、半数近い研修が都道府県政令市単位で行われたもので、続いて全国（団体）、民間、地域ブロック、全国（機関）となりました（表29参照）。どの施設種別も都道府県政令市単位で行われた研修への参加が最も多くなっていますが、2番目に多いのは、乳児院や情緒障害児短期治療施設や母子生活支援施設では全国（団体）、児童養護施設では民間、児童自立支援施設は全国（機関）といったように、施設種別ごとの違いも見られました。

表29 施設種別と研修参加状況

	乳児	養護	情短	母子	自立	総計
全国（団体）	141（17%）	135（9%）	82（27%）	45（16%）	5（7%）	408（13%）
全国（機関）	64（8%）	114（7%）	50（17%）	14（5%）	13（19%）	255（8%）
地域ブロック	119（14%）	157（10%）	32（10%）	26（9%）	10（15%）	344（11%）
都道府県政令市	424（50%）	699（45%）	98（32%）	163（58%）	32（47%）	1416（46%）
民間	61（7%）	264（17%）	24（8%）	21（8%）	5（7%）	375（12%）
研究会・自主団体	14（2%）	136（9%）	7（2%）	9（3%）	1（1%）	167（5%）
施設主催	9（1%）	7（0.4%）	2（1%）	0（0%）	1（1%）	19（1%）
学会・資格団体	18（2%）	35（2%）	7（2%）	2（1%）	1（1%）	63（2%）
総計	850（100%）	1547（100%）	302（100%）	280（100%）	68（100%）	3047（100%）

6. 今後の課題

センターは児童虐待防止法制定の2年後の平成14年に開設され、10年が経過しました。防止法施行当時に認識された虐待の実態や虐待対応システムは、この十数年で大きく様変わりしました。それは児童相談所や市区町村における対応件数の大幅な増加と、ケースの深刻化による児童相談所や児童福祉施設を中心とした支援困難状況の拡大です。センターの研修事業等を通して見える現場の課題は、以下にまとめられます。

- ①支援体制の充実：機関・施設内体制の充実、地域の支援システムの向上など
- ②支援に必要なアセスメント力：ケースを理解する上で必要な情報収集の視点と手立て、集められた情報から子どもと家族の課題とその背景を検討し理解する視点や手立て、理解に基づく具体的で実効性のある支援方針の設定など、およびこれらを的確に進めるためのカンファレンスやケースの進行管理のあり方など
- ③家族支援と家族関係調整：アセスメントに基づく保護者支援及び親子の関係調整、様々な資源の活用や具体的な手立てについてなど
- ④機関内のチームワークのあり方：機関及び施設内のチームワーク、支援体制やスーパーバイズ体制、職員のメンタルヘルス、チームマネジメントのあり方など
- ⑤多機関間ネットワークの構築力：地域における必要な資源への理解、多機関協働のための意識やシステムの整備、支援方針に基づく関係機関・職種による協働と役割分担のあり方、地域コーディネーターの育成、合同カンファレンス、合同研修のあり方など
- ⑥人材育成：支援者の姿勢や資質及び専門性の向上

これらはそのまま研修ニーズにつながり、研修事業の企画・実施にあたっては、これらに重点を置いて、現場の要請に応えられるよう努めてきました。しかし現場の困難状況と高まる現場のニーズに十分に追いついていない現状があります。研修事業のこれからの課題を以下にまとめます。

(1) 児童相談所の困難状況の改善と専門性の確保

児童相談所における児童虐待相談の対応件数が増加し続け（防止法制定前年度から約5倍）、職員の増員（児童福祉司約2倍）がなされましたが、職員体制は現状に追いついていない状況です。対応困難なケースも増え、法的な手立てを含めた専門的技術が必要となり、研修へのニーズは以前に比べて大きくなっています。特に児童相談所の指導的立場の職員（SV）への研修の重要性は高まり、センターでは、「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」や「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」だけでなく、児童相談所経験の少ない指導的立場の職員には「児童相談所児童福祉司指導者基礎研修」を設け、経験を積んだSVには「児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修」を平成24年度から本格実施するなどして、現場の要請に対応してきました。

しかし、現在の児童相談所は、職員の平均勤務年数が2～3年で、勤続年数はより短くなっていると同時に若手職員の割合が増加しています。経験のあるSVは少なく、若手を養成するSVの負担はより大きくなっています。また児童相談所経験の少ない指導的立場の職員は、行政サービス提供判断の根拠となる法制度について集中して学ばざるを得ない状況があり、そのことで手一杯といった様子が伺われます。このことは児童相談所の専門性の低下につながりかねず、現にそうした声も各方面から聞こえてきます。

センターとしては、法的対応のプログラムは当然のこと、ソーシャルワーカーとしてのコーディネート力、ケースのアセスメント力、さらには対人援助力等の専門性向上を図れるような研修の充実を図っていくことが課題と考えます。

(2) 求められる発生予防

この10年間で、周産期からの子育て支援の充実、リスクを抱えた家族への支援、親になることを見据えた教育等、発生予防の必要性が強く認識されるようになりました。これらへ取り組むためには、地域の保健活動が重要となると考え、センターでは、平成25年度より「児童虐待対応保健職員指導者研修」を実施することとしました。

また、子育て支援や発生予防に取り組むためには、幅広い多様な支援が考えられ、地域の保健、保育、教育、医療等との協働なしには成り立ちません。各領域の機関ごとで児童虐待に関する研修は独自に行われていますが、それで十分とは言えず、児童虐待防止をテーマとした研修がより充実するよう働きかけることが重要です。センターとしては、それぞれの領域での虐待防止を目的とした研修等について協力すること（企画への協力、研修の一部を担う、研修講師を担うなど）、及び近接する領域への研修を主に合同研修の形で企画、実施することを検討していく方針です。

(3) 市区町村の子ども家庭支援の充実

平成16年の児童福祉法改正で、児童虐待対応に市町村が加わったことで、児童虐待対応に関する市町村への研修が必要となりました。本来は市区町村への研修は都道府県政令市の役割となっており、センターは都道府県政令市が十分な研修を実施できるまでをめぐり市区町村対象の研修を行ってきました。しかし市区町村に対する都道府県政令市の研修は未だ充分でない状況が続いており、むしろセンターへの市区町村への研修のニーズは年々高まっている状況です。現在、市区町村対象の研修としては以下の3つを行っています。

- ①地域虐待対応合同アドバンス研修（平成15年度より実施、現・地域虐待対応合同研修）：出前型の支援者への直接的研修
- ②市区町村虐待対応指導者研修（平成24年度より実施）：センターでの指導者への直接的研修
- ③地域虐待対応研修企画者養成研修（平成20年度より実施）：研修企画者への研修（間接的研修）

市区町村は「虐待の発見と介入」に関わる以上に予防的支援の中心機関として極めて重要です。しかし市区町村は、人口規模、虐待対応件数、職員体制にかなりの地域差が見られ（佐藤，2013）、意識の低い一部の地方自治体もあれば、規模が大きすぎて支援困難になっている都市部まであります。さらには福祉、保健、保育所、学校等との機関連携においてもそのレベルは様々です。市区町村の質的向上と地域差をなくすためには、市区町村の要保護児童対策地域協議会のあるべき姿について、研究等を踏まえ、ケースに充分対応するために、適切な地域規模（人口、面積、交通、その他地域性）、人的配置、機関連携のためのコーディネートのあり方、進行管理や個別ケースカンファレンスのあり方等、具体的な指針が示されることが重要で、各都道府県がそれをもとにして市区町村向けの研修を企画・実施していくという展開が必要と考えます。

(4) 社会的養護のケア力の向上と役割の拡大

児童福祉施設に虐待を受けて入所する児童数が増え、かつ重症化し、子どもの成長発達問題の深刻さが表面化しています。深刻な課題を抱えた家族も多く、その対応にも苦慮しています。また施設の小規模化が進むと共に、職員の孤立化も課題となっています。施設には、アセスメント力と支援力のさらなる向上、職員の支援体制を含めたチームアプローチの充実、家族支援の充実、児童相談所や学校等関係機関との協働の推進が課題となっています。また基幹的職員の配置が進められ、職員のスーパーバイズ体制を含む人材育成についても、関心の高いテーマとなっています。さらに近年では里親支援の充実強化を担うことも求められています。

子どもと家族への支援の困難化と施設の担う役割の拡大化は、研修に求める内容の拡大も意味します。センターは、こうしたニーズを踏まえ、アセスメントやチームアプローチについてのプログラムを定着させ、事例

■ 事業報告 ■

検討の充実等に努め、機関協働推進に向けた各種合同研修も段階的に増設を図ってきました。また各施設協議会等での人材育成体系構築に向けた活動に対しても協力してきました。しかし拡大する現場のニーズの全てに応えるためにはセンターだけでは限界があります。これについて国立武蔵野学院等、他の研修機関とも協働し、研修ニーズに応える工夫に努めていく方針です。

(5) 連携・協働の推進

児童虐待対応における多機関協働の必要性は言うまでもありませんが、市区町村の在宅支援ではそれがより強く求められています。市区町村で頻繁に課題としてあがるのは次の2点です。一つは市区町村と児童相談所の連携や役割分担に関する課題で、もう一つは、福祉、医療、保健、教育等の機関による協働です。ケースに関する情報の共有、ケース理解の共有、援助方針の共有と役割分担等が必ずしも良好とはいえない状況が垣間見られます。連携・協働を促進するためには各自治体で必要な機関が集まって合同研修を行うこと、及び必要な機関が集まり、ケース検討を繰り返すことと考えます。自治体のこうした活動に対して、可能な限り協力していく方針です。

平成24年度の専門相談について

子どもの虹情報研修センター専門相談室では、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市町村の相談窓口等の機関を対象にして、各現場で抱えている事例の処遇・援助に関する相談や情報の提供等の相談を行っております。

相談は、電話、Eメール、FAX、面談などにより、主に当センターの職員が対応しておりますが、法的対応に関する相談については必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行っております。

当相談室については、主に当センターにおける研修や、地域に向いて実施している研修（地域虐待対応等合同研修、及び児童福祉施設職員地域研修－出前研修）等を通して周知を計って参りましたが、平成15年度の開室以来、相談の件数も年々増加し、その内容も幅広いものになっております。

1. 平成24年度の相談状況

(1) 相談受理件数

相談受理件数は、平成24年度は昨年度と比べて約16%増の518件でした。これは、開設当初の約7倍の伸率となります。

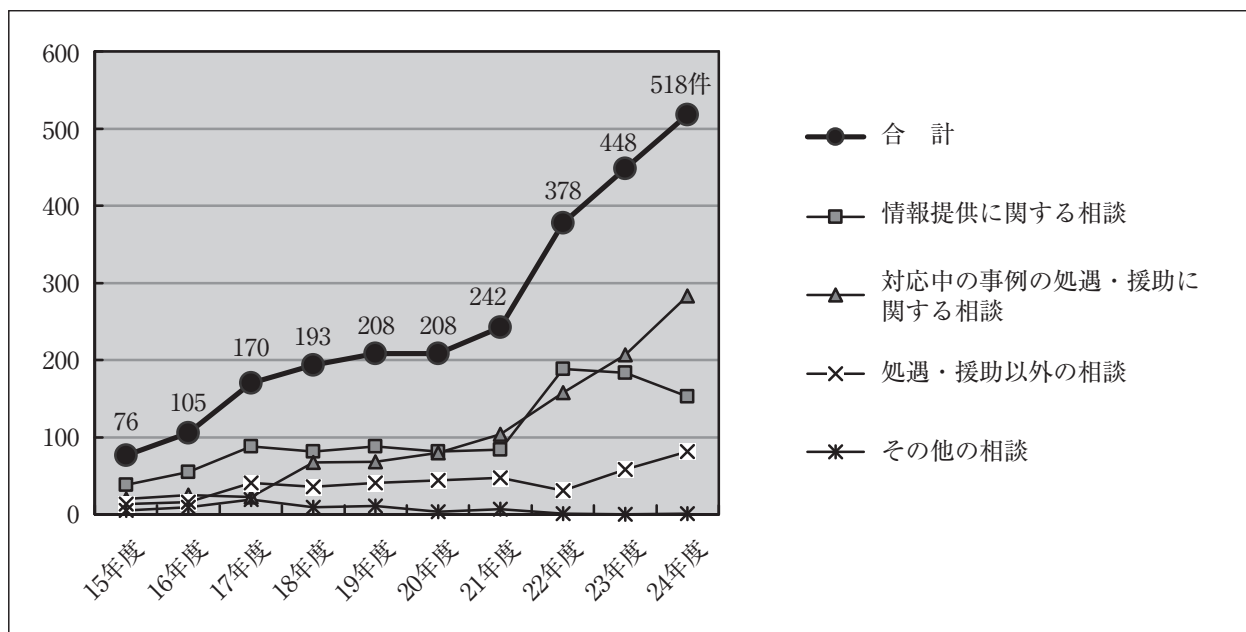


図1 年度別受理件数の推移 (単位：件)

なお、各月の受理状況は下記のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
40	38	54	50	35	41	60	42	34	43	38	43	518

■ 事業報告 ■

(2) 相談の方法 (手段)

電話による相談が全体の72.8%を占め、次いでEメールが19.1%となっています。

右図の「面談」は、当センターの研修における参加者からの相談で、「その他」は、要請のあった地域に向向いて行う児童福祉施設職員地域研修（出前研修）の会場での相談です。

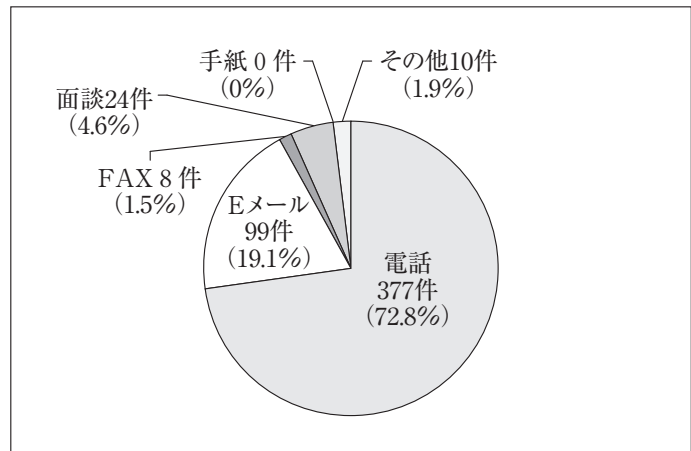


図2 相談の方法

(3) 平成24年度分野別・内容別相談状況

全体としては、処遇・援助に関する法律相談155件（29.9%）が最も多く、次いで処遇・援助に関する福祉相談98件（18.9%）、そして福祉に関する情報提供の相談が84件（16.2%）となっています。

分野別では、法律が最も多く218件（42.1%）、次いで福祉が204件（39.4%）、心理が52件（10.0%）と続いています。この中で福祉相談の伸びが目立ち（昨年度149件－33.3%）、現場での対応の深刻化が伺えます。

内容別では、処遇・援助に関する相談283件（54.6%）が最も多く、次いで研修講師の相談や文献資料の照会などの情報提供に関する相談153件（29.5%）、そして、制度利用や機関連携のあり方などケース援助関連以外の相談が81件（15.6%）となっています。

分野別・内容別相談状況（単位：件）

内容 \ 分野	法律	保健・医療	心理	福祉	その他	計
処遇・援助に関する相談	155	11	19	98	0	283 (54.6%)
処遇・援助以外の相談	49	3	5	22	2	81 (15.6%)
情報提供に関する相談	14	19	28	84	8	153 (29.5%)
その他の相談	0	0	0	0	1	1 (0.2%)
計	218 (42.1%)	33 (6.4%)	52 (10.0%)	204 (39.4%)	11 (2.1%)	518 (100%)

(4) 平成24年度機関等別受理状況

平成24年度における機関等からの相談受理状況は、児童相談所からの相談が68.7%と最も多く、次いで市町村が10.4%、都道府県・政令市7.3%となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
都道府県・政令市	38 (7.3)	医療機関	1 (0.2)
市町村	54 (10.4)	家庭児童相談室	1 (0.2)
児童相談所	356 (68.7)	社会福祉協議会	3 (0.6)
乳 児 院	5 (1.0)	福祉事務所	1 (0.3)
児童養護施設	23 (4.4)	報道機関	13 (2.5)
児童自立支援施設	1 (0.2)	教育委員会	3 (0.6)
情緒障害児短期治療施設	2 (0.4)	大学・大学生・大学院生	4 (0.8)
里親・ファミリーホーム	4 (0.8)	個人 (市民)	1 (0.2)
母子生活支援施設	1 (0.2)	その他	7 (1.4)
		合 計	518 (100)

2. 平成24年度の相談事例から (抜粋)

【法的分野】

- ① 中3の児童を一時保護し、家裁に28条申立を検討中。児童は高校入学を希望しており、願書提出期限が迫っているが、保護者は反対している。進路選択についてどう対応すべきかについて相談したい。
- ② 両親が別居し離婚調停中。子どもを施設に一時保護委託している。措置にしたいが、親権者の一方が反対している。施設に措置するためにどういった方法が考えられるか相談したい。

【保健・医療分野】

- ① 臓器提供にかかわる情報提供の回答様式について相談したい。
- ② MSBPが疑われる事例にかかわっている。対応する上で参考になりそうな資料がほしい。

【心理分野】

- ① 施設入所中の中学生。PDDの診断を受けており、自傷行為や集団行動でのトラブルが目立つ。児童への関わり方について助言がほしい。
- ② 親子の心中未遂事例があり児童は入院中。一時保護を予定しているが留意点や心理的なケア等について相談したい。

■ 事業報告 ■

【福祉分野】

- ① 他県から転入してきたネグレクト事例。安全確認のための訪問調査が必要と考えているが、保護者が訪問を拒否している。どう対応したらよいか相談したい。
- ② 性的虐待が疑われる児童。転入届が出されておらず、学校にも通えていない。立入調査を検討しているが留意すべき点について聞きたい。

【その他】

- ① 里親が施設実習中の保険について他都市ではどうしているかの情報を知りたい。
- ② 子育ての実態調査を委託できる機関があれば教えてほしい。

専門相談室

電 話 045-871-9345 (直通)

F A X 045-871-8091

Eメール soudan@crc-japan.net

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター紀要 No. 11

平成25年12月27日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)



CRC japan

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)